

東北大学東北アジア研究センター叢書 第66号

江戸時代鹽竈神社神官文書

荒武賢一朗 編
高橋 陽一

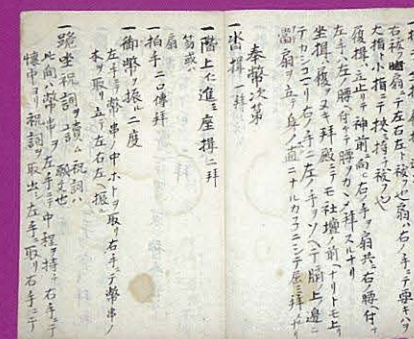
江戸時代鹽竈神社神官文書

荒武賢一朗・高橋陽一編

東北大学東北アジア研究センター叢書

vol. 66

CNEAS



東北大学東北アジア研究センター叢書第66号

江戸時代鹽竈神社神官文書

荒武賢一朗・高橋陽一◆編



鹽竈神社正面鳥居



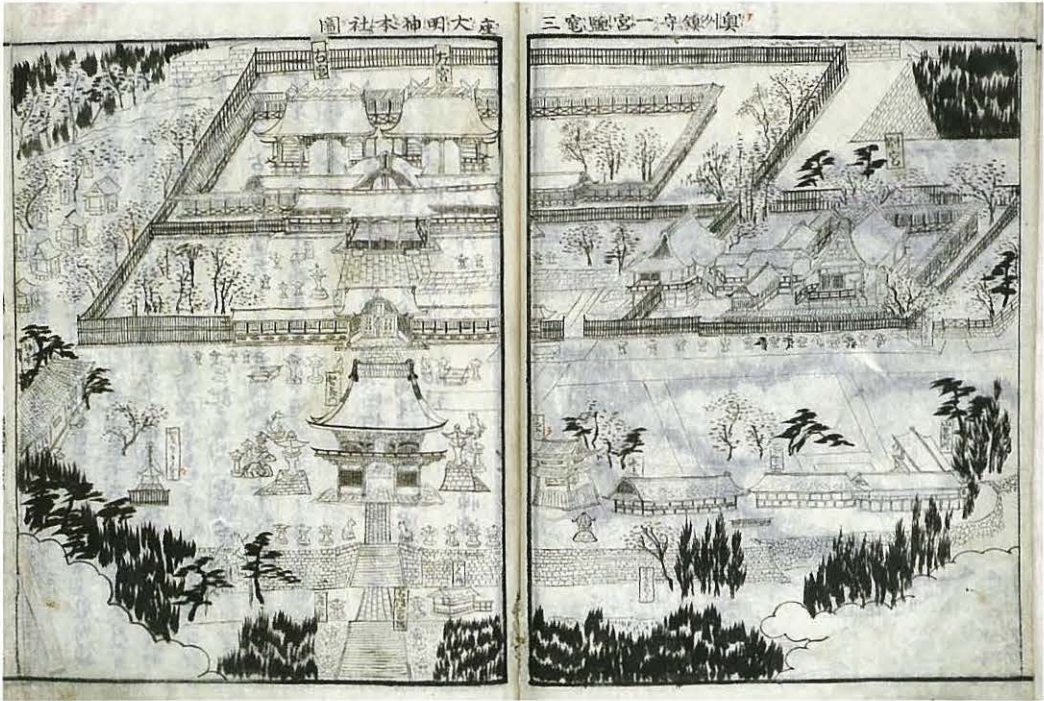
鹽竈神社左右宮拝殿



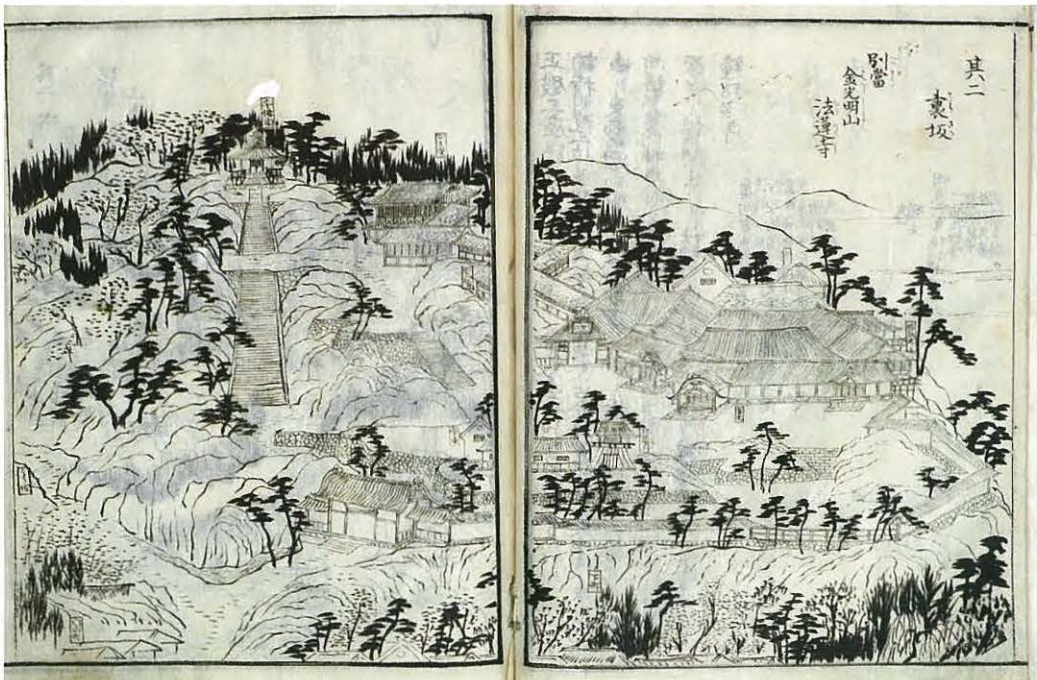
鹽竈神社石段灯籠の台座（嘉永元年〈1848〉建立。「取次 志賀信濃守」とある）



志賀家墓碑（宮城県多賀城市の玉川寺。歴代当主らの名が刻まれている）



「奥州名所図会」(19世紀前半、宮城県図書館蔵)より鹽竈神社左右宮拝殿・別宮の図



「奥州名所図会」(19世紀前半、宮城県図書館蔵)より法蓮寺の図

先祖志賀兵衛自近江國志賀郡下向陸奥國鹽竈浦而奉祀益宮鹽神社其後賴朝時代仔澤元近監為鎮守府留守領當郡依之仕留守家而為益宮社系司政事故謂在廳之社家御幣大夫為社家上席其後寶永二年國守細村君之時仔澤棟吉重被命祝詞役為一稱宜次席此嗣代救不知

一仔孫棟吉重 祝詞大夫自之稱也

一筑後家次

一仔孫重久

一信濃守喜高 正德四年叙正六位下信濃守

一仔孫喜治

一仔孫廣隆

一信濃廣正

一信濃廣喜 男豐前廣定勤勞代死而不代救

明治三年庚子七月 志賀玉置藤屋廣治

石御一新神 志賀官書出此福次郎位也形
 振前書古四家 新書之上 奉祀益宮鹽竈社
 廣隆家次郎位也

志賀家歷代当主書上げ (明治3年 <1870>)、志賀家文書

本寺 鹽竈神社 鹽竈 立無湯津般石

別宮

左宮

右宮

太神乃太舟在恐美々美毛白隻每年七月十日在恆例乃參礼乃字津乃幣帛半捧奉大海原濃荒塩乃塩乃八百重乃塩浪乃滿来當時以五百札乃飲食身備陸斯豆饗陪奉置林辭竟奉豆搜田長田乃稻半以豆神物變山乃物海魚乃物又八十木實與津海菜邊津海菜甘菜幸菜在至當御當波甕上高知冠腸滿並豆乃物如横山積買進當事於

攝毛畏太神平父安父諸開食豆

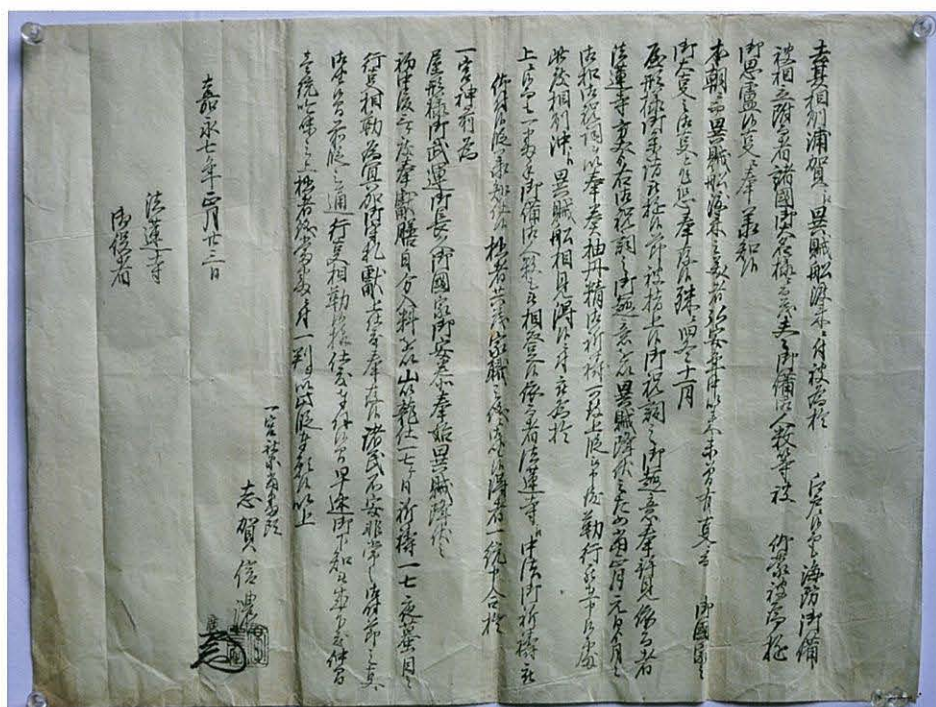
寶祚無動神器增威志天下平父安良父陸奥國乃守家門無夏無敵父平父安良父父國乃内乃倉生豊饒在守利幸此賜陸止恐美々惶美茂申願

文化拾一年七月十日 志賀信濃

祝詞 (文化11年 <1814>)、志賀家文書



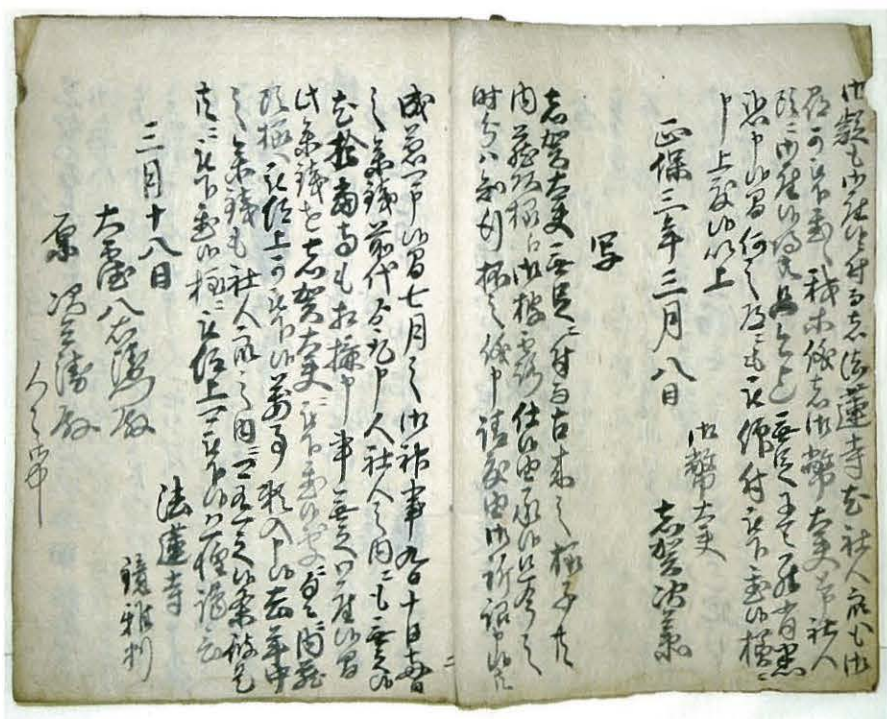
神道裁許状（寛文2年〈1662〉、志賀家文書）



願書（異賊船渡来につき、嘉永7年〈1854〉、志賀家文書）



御幣太夫家伝記 壺 (年代未詳、志賀家文書)



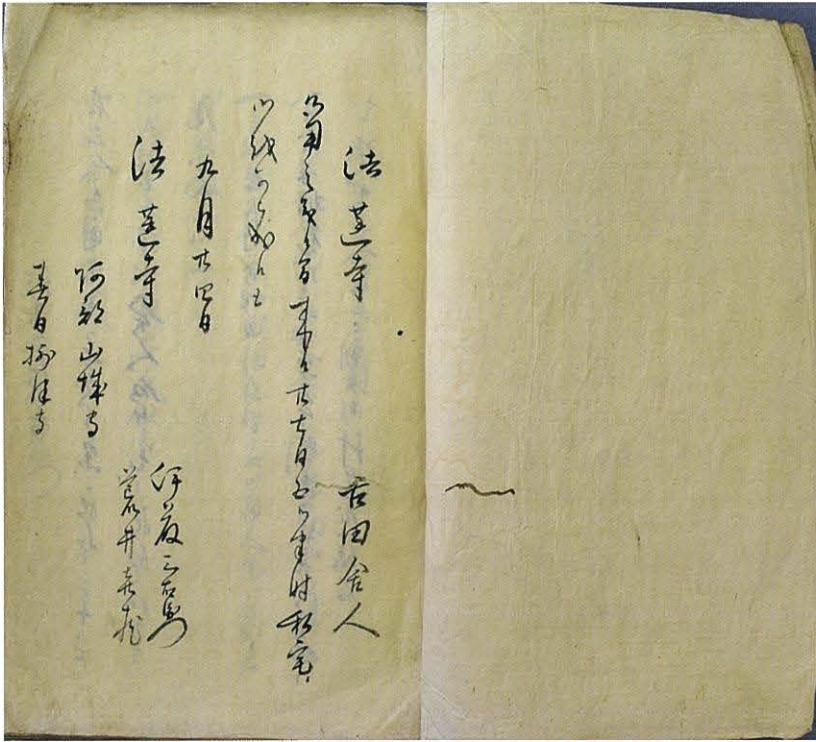
御幣太夫家伝記 壺 (年代未詳、志賀家文書)

宮城郡地蔵村
 一 拾遺書三反略之由地
 一 云々宮文 為出書由紙
 一 日傍打 恒倉社人
 一 日郡山王村
 一 二拾遺書或白河橋邊地
 一 日宮文 為出書由紙
 一 拾遺書宮文信七之由地
 日郡山王村
 日郡山王村

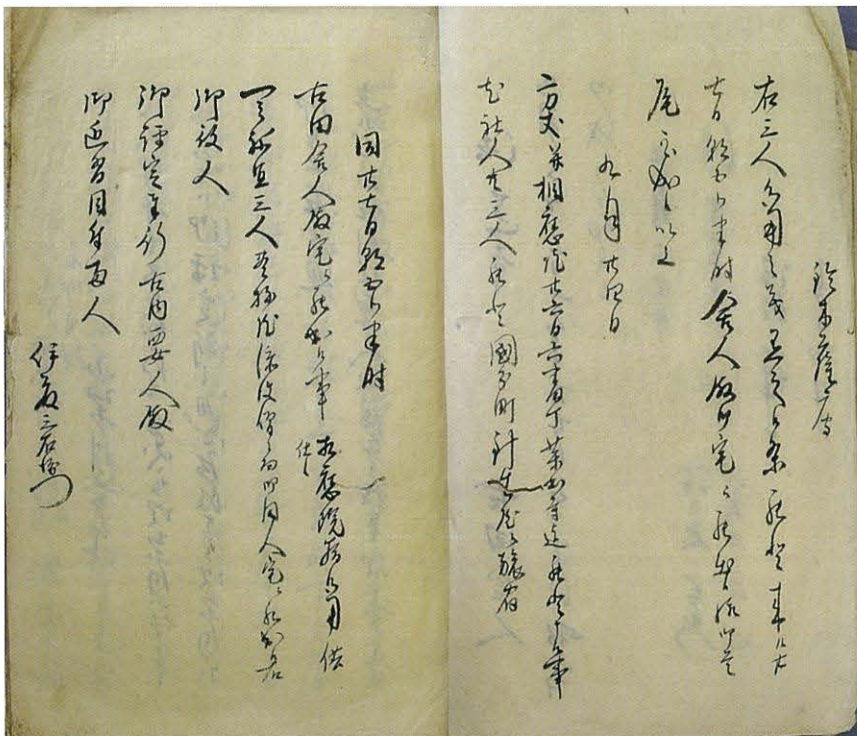
知行割関係通達書 (天和3年 (1683)、志賀家文書)

一宮文庫書籍目錄
 一 古事記傳 全四十八卷
 一 銅印并朱肉肉池 南町 関口屋惣作
 一 三伴實錄 廿本
 一 東坡詩鈔 四冊
 一 神代卷 國分町 白木半右衛門
 一 神代正語 二卷
 一 文德實錄 拾卷
 一 詩經經傳餘師 八卷 小野直江
 一 文章假字用格 四卷 日 菅原屋安房
 一 頭書古今和歌集遠鏡八卷 日 西村治右衛門
 日 利州菅原車屋利三郎
 伊勢屋源次郎

一宮文庫書籍目錄 (年代未詳、志賀家文書)



法蓮寺奉行所御用留 (江戸時代、小野家文書)



法蓮寺奉行所御用留 (江戸時代、小野家文書)

江戸時代鹽竈神社神官文書 目次

解題

志賀家文書について……………	高橋 陽一 …… I
利府町小野家文書……………	荒武賢一朗 …… 9

論説

鹽竈社家の社務と官位叙任……………	清水翔太郎 …… 15
「二靈祭并先師祭祀詞」からみる鹽竈神社の学問の系譜像……………	城所 喬男 …… 27
凡例……………	…………… 35

志賀家文書

第一章 志賀家関係記録

一 一 一 戸籍……………	……………
1 志賀家歴代当主書上げ(明治三年)……………	…………… 39
2 戸籍書上げ(明治三年)……………	…………… 39

3 一宮鹽竈社元神官編籍伺(明治五年)……………	…………… 41
一 一 二 裁許状……………	……………

4 神道裁許状(寛文二年)……………	…………… 42
5 神道裁許状(文久三年)……………	…………… 42
一 一 三 由来・由緒……………	……………

6 願書(叙位願い、享和二年)……………	…………… 42
7 正徳四年叙仰付候事 屋形様御目見被仰付候事 大屋形様御目見被仰付候事(年代未詳)……………	…………… 43
8 願書(叙位願い、嘉永四年)……………	…………… 65
9 覚書(年代未詳)……………	…………… 65
10 御幣太夫家伝記 壺(年代未詳)……………	…………… 68
11 御幣太夫家伝記 式(享保十八年)……………	…………… 103
12 宮城郡市川村社人伊与丞持高御檢帳写シ(元禄三年)……………	…………… 128

第二章 神社関係記録

二―一 神社に関する記録

13	鹽釜社縁起（元禄六年）	132
14	鹽竈社神家伝来古記（年代未詳）	134
15	多賀神社 浮島明神 大臣宮 古記調書上 （明治二年）	138
16	神名記（年代未詳）	139
17	一宮文庫書籍目録（年代未詳）	145
18	達書（社領宛行につき、天和三年）	149
19	知行割関係通達書（天和三年）	150
20	知行割目録（宝永元年）	152
21	一人前高名付書上（天和三年）	153
二―二 神事に関する記録		
22	御下遷宮御用留（文久二年）	155
23	神道諸行事記（年代未詳）	158
24	修行秘事（寛政元年）	171
25	書付（祭祀挙行につき、年代未詳）	172
26	一宮御道具書付（元禄十六年）	172
27	社秘事（年代未詳）	177
28	夏越行事（年代未詳）	179

小野家文書

29	塩釜宮年中行事（宝永二年）	180
30	願書（異賊船渡来につき、嘉永七年）	192
31	一宮年中神務行日（明治三年）	193
32	法蓮寺奉行所御用留（江戸時代）	201

※表紙・口絵の史料以外の写真は後藤三夫が撮影した。

解題

本書は、江戸時代に鹽竈神社（現宮城県塩竈市）の神官をつとめた志賀家・小野家の古文書解説文、および両家に関する論説を収載する。

志賀家文書について

高橋 陽一

一 志賀家文書の概要

志賀家文書は近世から近代にかけての計三一九点の古文書群であり、現在は鹽竈神社博物館に所蔵されている。

志賀家文書との出会いは二〇一三年であった。きっかけは、筆者が所属する東北大学東北アジア研究センターの事務室に勤務されていた、志賀家のご親族から寄せられた相談である。その方の家や志賀家が筆者の自宅の近所（仙台市太白区）であったことも奇縁であった。同家を訪問して古文書を拝見した後、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークに協力を依頼し、調査を実施した。古文書の封筒詰め、写真撮影、目録

作成の結果、同文書が江戸時代の鹽竈神社およびその神官の動静を詳らかにしうる貴重な史料であることが明らかになってきた。

二〇一四年八月三日、鹽竈神社の拝殿にて志賀家文書の神納式が挙行された。酷暑の中、志賀家のご一族、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク事務局長の佐藤大介氏、筆者ら約二〇名が参列した。神納式は、古文書が鹽竈神社博物館に寄贈されることに伴う儀式で、約三〇分間にわたり祝詞の奏上や神楽の奉納などが厳粛に執り行われた。

志賀家の歴史については後に詳述するが、同家は仲哀天皇の時代に近江国志賀から陸奥国に移住したという由緒を持

ち、江戸時代には鹽竈神社の神職として祝詞の奏上役を担っていた。もとの居宅は現在の多賀城市市川字作貫にあり、明治時代には庸治氏が宮城郡多賀城村の村長を二期つとめたが、多賀城の史跡指定に伴い同地を離れ、仙台市に移住した。神社社家の歴史を解説した高橋正己「鹽竈神社旧社人論」¹および志賀家からの聞き取りによると、歴代の志賀家当主は次の通りである（初代兵衛以前は不明）。

初代・兵衛―二代・伊勢廣宗―三代・治兵衛廣行―四代・伊予掾吉次―五代・筑後守家次―六代・信濃守喜高―七代・伊予掾喜次―八代・伊勢守廣隆―九代・廣喜―十代・信濃守廣見―十一代・豊前守廣定―十二代・玉置廣治―十三代・庸治―十四代・實―十五代・信一―十六代・信夫

志賀家文書の内容は、鹽竈神社の社人だけあって、神社関係の古文書を中心をなし、とりわけ祝詞が四五点みられることが特徴である。また、神道裁許状や用務の書留、仙台藩への願書、神社の縁起、古文書・書籍の蔵書目録もあり、神官の活動はもとより、江戸時代の鹽竈神社全体の歴史にもアプローチすることができる。また、明治維新期の願書からは、御一新による神官の立場の変遷をみてとれる。家に関する古

文書としては伝記や明治時代の戸籍のほか、和歌・俳句の短冊が六一点含まれており、文化人としての活動も垣間見ることができると。なお、安永四年（一七七五）に当主志賀伊勢守廣隆が書き上げた家譜²（詳しくは後述）によると、先祖から保持してきた古文書や系図は五代筑後守家次の時に一度焼失したという。

本書では、志賀家文書の中から三一点の解説文を掲載した。特に「御幣太夫家伝記」³（壺・式）は、志賀家と鹽竈神社をめぐる諸勢力（仙台藩・法蓮寺・神官）の関係を詳細に明らかにする重要な史料であり、従来の文献でも部分的に紹介されてきたが、今回は全文を掲載している。その他の史料も含め、鹽竈神社史のみならず、江戸時代の神社制度や社家の研究に寄与するところがあれば幸いである。

こうした貴重な古文書が公表されるに至ったのは、まずもって志賀家の方々のご理解とご協力によるところが大きい。ここに記して御礼申し上げたい。また、解説文の掲載にご了解を賜った鹽竈神社博物館にも感謝申し上げます。

二 志賀家の歴史①―神主留守家の代理人―

鹽竈神社の創建時期は未だ定かではないが、弘仁十一年

(八二〇)の「弘仁式」において祭鹽竈神料一万束が記載されているのがその初見とされている。当社は古くから国家の崇敬を受け、特別な待遇を与えられてきたのであり、中世には有力武家からも尊崇を集めてきた。とくに、陸奥国の留守職をつとめた伊沢家景を祖とし、奥州に勢力を拡大した留守家が神主をつとめていたことが知られている¹⁾。

志賀家の史料上の初見は、留守家の家臣団や所領をまとめた「留守分限帳」(天文年間へ一五三一―一五五五)頃の「里の人数」中の「しかはやと、六千三百かり、十貫七百地、以上二十三貫三分」という記録であり、社人の「宮うとの人数」一九家には含まれていない⁵⁾。

昭和五年(一九三〇)、鹽竈神社の古川左京宮司が編纂した『鹽竈神社史』⁶⁾には、仙台藩による安永の風土記編纂に際し、当主志賀伊勢守廣隆が書き上げた家譜「安永四年風土記御用ニ付家譜被相改書出仕候記録」(安永四年へ一七七五)が掲載されている。これは、明治三十二年(一八九九)に、当時の遠藤充信宮司が志賀家に請うて筆写したものである。これによると、同家の先祖は「古来在庁人」であったという。「在庁人」とは、平安時代以降、諸国の政庁である国衙で実務を担った在庁官人と呼ばれる役人のことで、地域に土着してい

た領主でもあった。

また、同史料には、志賀家は「御幣太夫」を名乗り、「一山之政事為三裁断」、一宮鹽竈社江被三相附「候者」で、「鹽竈社例年七月十日 大祭礼並ニ毎月朔日 御朝参御神事左宮御幣御頂戴御社例之御行事、留主君御家司之砌ヨリ、御故障之節ハ拙者先祖御幣太夫相勤、天正年中伊澤郡水澤江御所替之已後引続、拙者先祖御幣太夫司リ御社例古法之通無三怠慢三相勤」めてきたと記されている。「幣」とは、もともと神にささげる物の総称だが、「御幣」は神道の祭祀で用いられる祭具である。同家は、七月十日の例大祭や毎月朔日の御朝参御神事といった行事を神主留守氏の代理として取り仕切り、同氏が水沢に所替された後も引き続き同様の役割を担ってきた。なお、志賀家文書の「御幣太夫家伝記 壺」には、仲哀天皇(日本武尊の子)の時代に近江国志賀から陸奥国に移住した志賀兵衛助を先祖とし、鹽竈神社の「社人頭」「神主」であったとする由緒が綴られている。

こうした記述を総合すると、志賀家は古代には奥州に移住して在庁官人の任にあたる一方、在地で勢力を蓄え、後に留守家の家臣となって鹽竈神社の社人筆頭として主要行事の一切を取り仕切る立場に置かれたといえるだろう。「留守分限

帳」の宮人の欄に記載がないのは、あるいは同家が他の社人と異なる存在であったことによるのかもしれない。

三 志賀家の歴史②―窮乏の一七世紀―

『鹽竈神社史』には、先述した家譜のほか、「志賀家関係記録」「御幣太夫家御朝参神事記」「志賀家社例書上並留書」といった史料が掲載されているが、これらはいずれも志賀家文書の「御幣太夫家伝記」(壱・貳)を抜粋したものである。おそらくは家譜と同様、明治三〇年頃に遠藤充信らによって志賀家文書の調査が行われ、解読されるに至ったのであろう。この伝記からは、一七・一八世紀の志賀家と他の社家、鹽竈神社別当法蓮寺、さらには仙台藩との関係がみえてくる。以下に、「御幣太夫家伝記 壱」から紹介したい。

留守家家臣時代の志賀家は社人筆頭としての立場を築いていたが、伊達政宗の家臣屋代勘解由景頼が奉行をつとめた時代(岩出山留守居役時代か)に知行を召し上げられた。その結果、生活に困窮をきたすようになった同家は、正保三年(一六四六)に窮乏を藩に訴えた。原田甲斐宗輔と富塚内藏重信の審議を経て、七月九・十日の神事における賽銭が同家に下されることとなった。しかし、天候などに左右される賽

銭は安定した収入ではなかった。加えて寛文八年(一六六八)以降、他の社人が賽銭の配分を要求するようになり、法蓮寺を介した交渉の結果、同十年には賽銭から五貫文を毎年惣社人中へ分与することになった。志賀家としては不服であったが、祭礼の折に毎度口論となるのもいかなものかと思慮し、承諾に至っている。

志賀家は神官であると共に、高六貫文(六〇石)余を所持し、年貢負担も課せられていた。賽銭収入が落ち込み、不作も続いていた天和元年(一六八一)、金二〇両拝借の願書を携えた志賀伊予は、四代藩主伊達綱村が福田町(現仙台市宮城野区福田町)に出馬した折、直訴におよんだ。その結果、翌年より年貢金のうち金七切(七歩)が毎年下賜されることになった。また、翌天和三年(一六八三)、藩が社領一〇貫文を寄附した際、それまで知行を与えられなかった社人一家に三貫文が割り当てられることになり、同家には八〇〇文の知行が与えられている。

一方、賽銭の分配をめぐるはその後も社人との争いが続いた。元禄四年(一六九一)には、七月九・十日神事の賽銭七〇貫文余を社人連中らが御宝蔵へ納め、差し置いた。惣社人中へ賽銭の半分を配分するよう求められた志賀家はこれを

拒否し、争論となった。町奉行・評定所での審議により、結局、同家の主張が認められ賽銭の配分は従来通りとすることで決着した。

このように、志賀家にとって一七世紀の江戸時代前期は、知行召し上げによる窮乏と賽銭をめぐる争論の時代であった。知行が与えられなかった社人は同家のみではなく、他の社人も窮乏にあえいでいたことが賽銭配分争いの背景にあつたといえるだろう。「御幣太夫家伝記」では、同家が「在庁」の出自を持ち、鹽竈神社の「社人頭」であつた由緒がたびたび語られるが、一方で他の社人連中は同家が「在庁」人であるが故に元来の「社人筋目」ではないと主張し、両者はたびたび対立している。古代・中世以来の由緒を誇示し、自らの特権的立場を主張すればするほど、他の社人との対立が先鋭化する。そうしたジレンマに志賀家は苦慮していたのではないだろうか。

四 志賀家の歴史③ — 祝詞役の拜命 —

宝永元年（一七〇四）七月二十九日、仙台藩の奉行（家老）で、鹽竈神社造営の総奉行でもあつた津田民部春康から法蓮寺を經由して次のような仰せ渡しがあつた（「御幣太夫家伝

記 壹」より）。

志賀筑後守 御幣社職一円ニ被相除候、月次之神事ハ
毎々之通可被相勤候、御幣役儀ハ一祢宜へ相渡シ、此以
後本社人被仰付、在庁と申事ハ相止可申由被仰渡候事

この時をもって、志賀家は御幣太夫の任を解かれ、鹽竈神社社人に位置づけられ、「在庁」を主張することをやめるよう命じられたのである。後続の文面には、「御幣役儀被相除祝詞役目ニ被仰付候、依来月十日御遷宮ニハ 太守様御社参被遊候御 御前ニ而祝詞よみあけ可申候由被仰渡候」とあり、御幣役に代わつて祝詞役を仰せ付けられ、遷宮の際、藩主の御前で祝詞を読み上げるよう仰せ渡されたことがわかる。さらに、この宝永元年（一七〇四）には社人座列の改正と知行の加増が行われ、社人の筆頭にあつた同家の座列は一ノ祢宜三人の次となり、新たに知行四貫文が増された同家の知行高は四貫八〇〇文となった。神社の賽銭を社人中で配分することも仰せ渡されている。この時に決定した全社人の座列と知行高は、明治維新まで変わることなく続いた。⁸

これに先立つ元禄六年（一六九三）、藩主伊達綱村は儒学者遊佐木斎好生と共に草稿を起こして「鹽竈神社縁起」を作成し、神社の祭神を左宮武甕槌神、右宮経津主神と定めた。

同八年からは社殿造営の工事が開始され、伊達吉村が五代藩主になった直後の宝永元年（一七〇四）に終了し、今日に残る神社の形が完成した。先述の「遷宮」の儀式はこれに伴うものであった。

伊達綱村は新たな人材登用などによって既存の政治の刷新をはかり、塩竈には商船の着岸や住民の諸役の免除を盛り込んだいわゆる「貞享の特例」（貞享三年（一六八六）を発している。また、仙台藩領内の名所の確定作業や大年寺をはじめとする寺社の造立など、文化事業にも力を注いだ。⁹⁾「御幣太夫家伝記 巻」には、元禄十一年（一六九八）に、綱村が鹽竈神社の全ての社人の先祖・座列・役儀などを書き上げるよう命じたこと、それに対して志賀家が「在庁」出自を書き上げたことが記されている。

従来型の諸政策を払拭しようとした伊達綱村は、塩竈への手厚い保護政策を打ち出すと共に、鹽竈神社における旧来の神社秩序の刷新を目指し、縁起の作成、社殿の造営、そして社人組織の再編を行った。知行の加増は社人間で争論が絶えなかった賽銭配分問題に終止符を打つことも狙いの一つだったのだろう。いずれにせよ、志賀家の処遇はこうした藩政の流れの中で理解すべきであろう。

以上のように、宝永元年（一七〇四）以降、志賀家は新たに鹽竈神社の祝詞役を拝命し、座列は一称宜三人の後（四番目）となった。もとより、同家は実質的に当社の社人であったが、「在庁」出自という古代以来の肩書を剥奪されることで、他家と等質の社人として改めて位置づけられたことになる。「御幣太夫家伝記 弐」によると、正徳四年（一七一四）に、藩主伊達吉村の命により、一称宜の阿部能登守・春日撰津守・鈴木因幡守と祝詞役の志賀信濃守が京都へ上り、全国の神官を束ねる公家吉田家より位階を授かった。志賀家は、正六位下に叙任されている。

なお、祝詞は毎年七月十日の例大祭や遷座の際に奏上された。また、時代が下って嘉永七年（一八五四）、前年の異賊船（ペリー艦隊）渡来を受け、当主志賀信濃は藩主の武運長久・国家安泰・異賊降伏を祈念して献膳や祈祷をさせてほしいと願い出ている。¹⁰⁾

明治時代に入り、志賀家をはじめとする社人は鹽竈神社の神官の任を解かれた。明治五年（一八七二）、元神官の身分上の肩書がどのようになるのか何の通達もなく、早く編籍を明らかにしてほしいと、元神官を代表して当主志賀玉置が宮城県に請願している。¹¹⁾ 明治維新後の不明瞭な神社政策に当惑

する旧社人らの様子がみてとれよう。

志賀家は、時に時代の流れに乗り、時に翻弄されながら、明治時代に至るまで一貫して鹽竈神社と関係を持ち、特に神事の際に重要な役割を担って神社を支え続けた。志賀家文書は、神社内部の諸関係や藩政との関りを実態的に浮かび上がらせながら、同家のあゆみを伝えている。鹽竈神社史においても、近世の宗教史においても有意義な古文書であるといえよう。

竈社家の社務と官位叙任」中の表を参照。

(9) 伊達綱村の諸政策については、「仙台市史 通史編四近世二」（仙台市、二〇〇三年）を参照のこと。

(10) 本書史料番号30。

(11) 本書史料番号3

(1) 『塩竈市史IV 別編II』（塩竈市役所、一九八六年）。

(2) 『鹽竈神社史』（国幣中社志波彦神社鹽竈神社社務所（代表古川左京）編纂・発行、一九三〇年）

(3) 本書史料番号10・11。

(4) 中世の鹽竈神社については、高橋正己「鹽竈神社旧社人論」（注1）のほか、大塚徳郎『鹽竈神社史』（地域社会研究会、一九五九年）などを参照。

(5) 高橋正己「鹽竈神社旧社人論」（注1）。

(6) 注2。

(7) 藪田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』（吉川弘文館、二〇〇四年）。

(8) 志賀家以外の社人の家職・知行高等は、本書所収の清水翔太郎「鹽

利府町小野家文書

荒武 賢一朗

はじめに——小野家文書の調査——

本書に収載する利府町小野家文書は、志賀家と同じく鹽竈神社の神官（小野伯耆）を務めた家柄である。江戸時代には神社領より宮城郡加瀬村、菅谷村（現利府町）、南宮村、八幡村（現多賀城市）の四か村に知行地を与えられていた。¹

東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門が小野家文書の調査をおこなう契機は、宮城県が展開する「みやぎ県民大学（平成二五年度）」を利府町教育委員会主催で実施されるにともない、その講師を筆者が引き受けたことに始まる。「県民大学」では江戸時代の利府町に関する歴史・文化をテーマにしたいということで、担当者である高橋義行氏（利府町教育委員会生涯学習課主幹）の助言から、利府町郷土資料館が所蔵する小野家文書を調査することになった。

平成二五年（二〇一三）二月から文書目録の作成を開始したが、郷土資料館では平成二二年度に仮整理がおこなわれて

おり、文書表題や文書番号の明記、そして封筒への収納を完了していたため、作業を円滑に進めることができた。目録作成は同年七月までおよそ半年間、館内の学習スペースにおいて宮田尚夫氏（宮城歴史教育研究会）、清水翔太郎氏（東北大学大学院文学研究科Ⅱ当時）、岡慎太郎氏（同）、筆者の四名で実施した。さらにデジタルカメラによる写真撮影は調査メンバーと利府町教育委員会で継続して進めている。

一 文書の来歴

小野家は加瀬村を中心とした「領主」でもあったわけだが、後述するように現存する古文書の多くは神官に関するものが多い。文書目録の作成を完了した平成二五年九月四日、調査の進捗報告を兼ねて高橋、宮田、清水、筆者で原所蔵者である小野家を訪問した。

小野家でいろいろとお話しを聞き、これまで不明であった文書の来歴を詳しく理解することができた。実のところ、利

府町郷土資料館に寄贈された経緯も具体的に把握できておらず、また現在に至るまでの同家に関する貴重な情報を直接耳にした成果も大きかった。

小野家から利府町に今回調査した文書が移管されたのは平成八年（一九九六）ごろで、ほぼ同時期に鹽竈神社にも寄贈されている。これには当時、利府町の丹治英一教育長（故人）が文化財保存に力を注いでおられ、その熱意を受けての決断だったと思われる。このときに鹽竈神社と利府町に古文書を分けたことになるが、その基準として神社関係は鹽竈神社の歴史継承につながる（↓鹽竈神社）、それ以外の文書は小野家および利府町の記録になる（↓利府町郷土資料館）、といった申し合わせがあった。鹽竈神社博物館の茂木裕樹学芸員にお尋ねしたところ、同館に小野家文書が大切に保管されていることがわかった。今後の目標としては、双方の小野家文書を分析し、神社および小野家、そして利府町周辺の歴史研究を進めたいと考えている。

二 文書の概要

利府町郷土資料館所蔵の小野家文書は、総点数一〇四三点であり、年代は天和二年（一六八二）から昭和一八年

（一九四三）の文書が収められている。内容は大きく分けて、①鹽竈神社および神官関係、②知行地の絵図などを含む小野家の経営文書、③江戸時代からの書籍、④近代の三陸会社・小野彦回漕店・東京湾汽船会社塩釜荷客扱所関係、といったところである。

本書では、右のうち①と③が深く関係するところであるが、利府町郷土資料館のミニ企画展「利府の古文書が伝える江戸時代―小野家文書の紹介―」（平成二五年度および二六年度）と、利府町公民館で開催された利府町歴史教室（平成二六年度および二七年度）でその一部を公表し、極めて重要な古文書であることを発信してきた。その成果についてふれておきたい²⁾。

1 「法蓮寺・奉行所御用留」（本書に全文翻刻収録、小野家文書一八一八―一三八―三、以下番号の記載は小野家文書）

戦国時代末期から、法蓮寺は鹽竈神社の別当として台頭することになり、明治三年（一八七〇）の廃寺までその地位を維持した³⁾。近世初期の神社関係にそれほど大きな違いはみられなかったが、寛文三年（一六六三）の社殿造替、宝永元年（一七〇四）の遷座を経て、伊達家から信頼を得た法蓮寺が

支配的優位に立ち、そのことよってたびたび僧侶と神官の間で対立が激化していく。¹⁾少なくとも近世前期に仙台藩、法蓮寺、鹽竈神社の力関係では神官たちが劣勢に置かれ、厳しい状況になっていたと考えられる。

一連の歴史的経過は志賀家文書で明らかになっているが、小野家文書の史料にも詳しく説明できる素材が豊富にある。この御用留は、寛政五年（一七九三）から同九年（一七九七）の仙台藩、法蓮寺、鹽竈神社でおこなわれていたやりとりを書き留めており、神官たちの申し入れや行動が制限されている様子を示している。たとえば一宮の神体を守ろうとする神官側と、それを安置する御内々宮殿に仏舍利や梵文を持ち込む僧侶（方丈）の攻防は際立っている。また、ここで登場する鹽竈神社のリーダー（一之祢宜）だった阿部山城守、春日撰津守、鈴木薩摩守は直接仙台藩の役人に上申することができず、いずれも法蓮寺の取次を必要としており、実態における圧力とともに制度内の弱者という部分が明らかであろう。また、後段には神庫の風入が対立の争点になり、仙台藩の役人を含めた文書によるつばぜり合いが如実に表れている。

このような神官と僧侶の関係は、長期的にみていく必要があるが、それには志賀家文書と小野家文書にそれぞれ含まれ

ている情報を重ね合わせ、事実関係を把握する作業をおこなうべきであろう。その端緒として本書全体を位置付けることにしたい。

2 「一宮年中行事」（一八一八—二五）

一宮年中行事は、鹽竈神社で行われた年中行事について小野敬久が解説したものである。神事が行われる場所、開帳の時間、御饌供進を担当する人物、神事の進行など、いずれの行事もすべての祢宜と社人が浄衣に扇子という装束で参加していたことがわかる。また、それぞれの行事の由来が書かれており、多くが現在の社殿が竣功した宝永元年（一七〇四）もしくは翌年から実施していることが確認できた。

3 「九数百好（写本）」（一八一七—一九）

九つの項目に合わせて百の問題がある、というのが書名の由来である。この書物は仙台の数学者・天文学者として知られる戸板保祐（宝永五年（一七〇八）～天明四年（一七八四））が著し、のちに河東田直正（寛政三年（一七九一）～天保一二年（一八四一））が加筆・修正して刊行された。その出版された九数百好を帳面に写したものが本史料である。円周

率や面積の求め方など基礎的な算術のほか、生活のなかでも活用できる計算の例題とその答えが記されている。

4 「塩竈神祇譜鑑」(一八一八—一八五—一三六)

この史料は、鹽竈神社の由緒や社家二九家の家職・知行高についてまとめた記録である。文久二年(一八六二)に仙台藩主伊達慶邦が神馬を献納した記述があるので、幕末から明治初頭にまとめられたものと推測する。

「祢宜叙位」という項目からは、正徳五年(一七一五)に五代藩主伊達吉村が全国の神社を統率する京都の吉田家に願い出て、鹽竈社家のうち上位七家が朝廷から官位叙任されたことがわかる。小野家もその中に含まれ、当時の小野敬信かひのぶは従六位上和泉守に任じられた。

5 「異聞雑記」(一八一七—三—一八)

異聞雑記は、幕末維新期の風説書であり、文久二年(一八六二)から明治七年(一八七四)にかけての政治動向や、社会で飛び交う情報などが書き留められている。たとえば文久二年の麻疹(はしか)の大流行について塩竈や近隣地域の状況を細かく記し、患者の看病で困る家族たち、さらに医師

たちが疲労している様子を書いており、神社関係のみならず地域の社会的状況を知る史料でもある。

6 「二宮神務行日」(一八一八—一八五—一二六)

明治維新に際して、それまで塩竈神社でおこなわれていた儀式をどのようにすべきかを勤政庁(廃藩置県まで仙台城二の丸に置かれていた行政機関)に伺い出た際の記録である。これは、小野敬久が原文書を写したものと考えられる。日付と儀式を書き記した脇には伺い出た内容があり、さらに「付札」は神社からの「伺」に対する勤政庁の返答が掲載されるという書式で記載される。明治維新という大きな時代の変化のなかで、塩竈神社の儀式が如何に変化したのかを知ることができる貴重な史料といえよう。

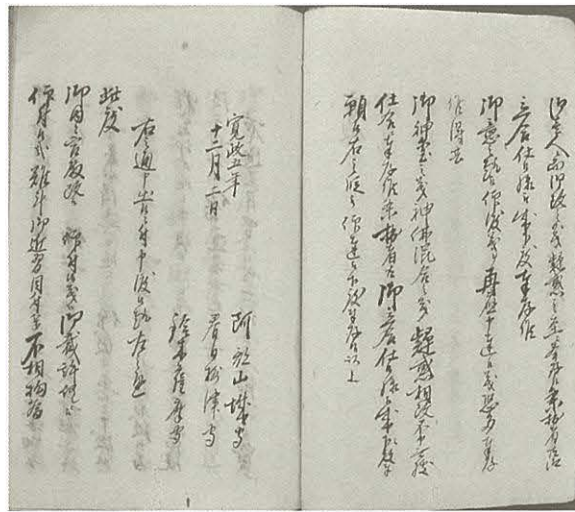
三 今後の課題

先述したように小野家文書をひもとき、新たな歴史像を構築する作業はこれからであり、鹽竈神社博物館の小野家文書や、本書収載の志賀家文書などとの突き合わせと、時系列および分野別の把握が課題といえる。

小野家文書の場合、特筆すべきは幕末期の当主であった小

野敬久が実に筆まめな人物で、多くの書籍や、ほかの社家が所蔵する古文書をたくさん筆写したことだろう。つまり、小野家独自の伝えてきた史料に加え、神官たちの共有してきた歴史も併せ持っていた意義は大きい。

利府町郷土資料館所蔵小野家文書の目録および史料閲覧



法蓮寺・奉行所御用留

は、利府町教育委員会生涯学習課に問い合わせをくだされば可能である。地域で大切に守られてきた貴重な古文書の活用は、現代における文化の発展に寄与するものと確信している。

(1) 四か村のうち一部を知行地とした。宮田尚夫「塩釜神社社家小野家の持高について」(宮城歴史研究会『宮城史学』三七号、二〇一八年)に詳しい。近世の鹽竈神社における小野家の職務や位置については、本書清水論文を参照。

(2) 利府町郷土資料館平成二五年度ミニ企画展「利府の古文書が伝える江戸時代―小野家文書の紹介」(二〇一三年一月三日～二六日、来館者数三二四名)、平成二六年度ミニ企画展「利府の古文書が伝える江戸時代―小野家文書の紹介II」(二〇一四年一月一七日～二〇一五年二月一日、来館者数七八六名)、利府町公民館歴史教室では、小野家文書以外のテーマも取り上げている。

(3) 東北歴史博物館編『鹽竈・松島―その景観と信仰―』(東北歴史博物館特別展図録、二〇〇八年)。

(4) 志波彦神社鹽竈神社社務所編『鹽竈神社史』一九三〇年。本書所収の志賀家文書の諸史料からもよく理解できる。

鹽竈社家の社務と官位叙任

清水 翔太郎

はじめに

江戸時代、鹽竈神社に奉仕した社家は二九家あり、仙台藩から与えられた知行地を有する領主でもありながら、世襲により家職を継承し、社務を司った。仙台藩四代藩主伊達綱村と五代藩主吉村により社殿の整備が進められた一八世紀初頭は、年中行事などの儀式が整備され、さらにそれを司る社家の家職及び序列が固定化されるなど、明治維新まで存続する仕組みが形作られた時期にあたる。そうした中で一祢宜、祝詞役、二祢宜を務めた七家が官位叙任されたが、そこには志賀家と小野家も含まれていた。本稿では、両家が他家とは隔絶した地位を保障されながら社務を遂行していたことに注目し、社務と官位叙任の実態を論じることとしたい。

両家の文書には鹽竈神社の儀式関係史料が多数含まれており、内容を同じくする写本もあるが、「継目叙位願」がともに含まれている。それらからは正徳期の叙位を契機として、当主の代替に際して叙位を求めて各所に働きかけを行っていたことがわかる。こうした点に注目して志賀家や小野家が、仙台藩や別当法蓮寺との関係の中で、いかにしてその地位を維持し、社務を遂行したかを論じていくこととしたい。¹⁾

一 年中行事と遷宮

鹽竈神社は、藩祖政宗以後、仙台藩主が代々神主を務め、社領・太刀・神馬を寄進し、在国中には社参した。特に四代綱村と五代吉村が鹽竈神社を崇敬し様々な施策を行ったことはよく知られている。例えば貞享四年（一六八七）、綱村が

公家の吉田家に依頼したことで正一位が追贈された。さらに元禄六年（一六九三）には、綱村は「鹽竈神社縁起」の作成を命じ、吉田家や五撰家筆頭の近衛家の協力のもと編纂が行われ、それまであいまいであった祭神が塩土老翁神（別宮）・武甕槌神（左宮）・経津主神（右宮）に決定した。その後、元禄八年には現在の社殿の造営が着手され、宝永元年（一七〇四）、吉村の時に竣工した。

祭神が決定し、さらにそれらを祀る社殿が完成したことで、そこで執り行われる儀式の整備も進められた。

まず、日々の奉仕、例えば門の開閉や社殿の清掃、祈祷などについては、輪番制のもと、社家の内、志賀家を含む上位五家が番頭として、小野家をはじめとする残り二三家の番子を指揮した。番頭一人が九日交代、番子は二人が三日交代で出仕することとなり、志賀家や小野家の当主などは、こうした日々の奉仕の他、年中行事を執り行うため鹽竈神社まで屋敷地から通っていたのである。

次に、年中行事についてみていきたい。本報告書に掲載されている「塩釜宮年中行事」とは表題は異なるが、同じ内容のものが小野家文書にも「一宮年中行事」として残されている。これは江戸時代最後の当主小野敬久の筆によるもので、

社家により儀式書が書写され、共有されていたことがわかる。内容をみると、例えば元旦の様子は次のようにある。

正月元日、第一殿左宮勤仕

早旦開帳 惣祢宜・社人着淨衣 持掃衣出仕 神拜

次、社家・社僧中奉幣三種御本社幣上二幣同字設置献之

自宝永二年正月 快信始之

御饌供進 阿部安太夫奉進之

御飯於御供所膳部社人二人炊之毎祭

御飯九膳（以下略）

このように儀式の行われる場所、開帳の時間、御饌供進を担当する人物、神事の内容が記されており、いずれの行事もすべての祢宜と社人が浄衣に扇子という装束で執り行っている。また行事の由来の記載があるが、「自宝永二年正月、快信始之」、あるいは「宝永元年祭田御加増之後、翌二年始行之」といった文言が散見され、多くが現在の社殿が竣工した宝永元年、あるいは翌二年から行われていることがわかる。快信とあるのは、別当法蓮寺の僧であり、儀式の整備にあたってその影響の大きいことを窺い知ることができる。

こうした年中行事の他に、社人にとっては、神社の改築・修理の際に御神体を移す遷宮を滞りなく行うことが重要な役

割の一つとしてあった。それぞれの社家の家職も遷宮に際しての役割に基づいて定められていた。例えば、小野家を含めた二祢宜三家の御神体御守役は遷宮のとき御神体を守り、運ぶ役割を担うものであった。

江戸時代の鹽竈神社の遷宮は、慶長一二年（一六〇七）を最初に、次いで寛文三年（一六六三）に行われるなど、前期には時期が定まっていなかったが、宝永元年の造宮以後はおよそ二〇年に一度行われた。いわゆる式年遷宮である。

志賀家文書と小野家文書には、遷宮に関する記録も数点含まれている。小野家文書の「御上下遷宮記録」¹は、文久二年（一八六二）七月、小野敬久が、江戸時代の遷宮の記録を社家の鈴木薩摩守や鈴木壱岐から借用して筆写したもので、儀式の内容等を知ることができる。

鹽竈神社の遷宮は、現在では本殿の修復を別宮と左宮・右宮とで交互に行う。そのため別宮修復の際には左宮本殿を仮殿として、別宮が竣工した後、左宮・右宮修復の際には別宮本殿を仮殿としている。一方で江戸時代には、各拜殿内に箱状の「渾沌殿」を設けて仮の内陣とし、開口部を板や幕等で閉鎖して仮の外陣として、正面には仮の拜所を造作している⁵。この仮殿への遷座を仮（下）遷宮、正殿への遷座を正（上）

遷宮と言い、文久二年一月に正遷宮が行われているので、その本殿遷座に先立ち小野敬久は先例を調査したものと考えられる。具体的な内容を見ると、宝永以後の事例の先例がまとめられているが、直前の天保期のものは別にまとめられており、本史料には記されていない。

遷宮に伴う儀式も宝永の時に定められ、先例とされたものがあった。例えば祢宜は遷座にあたって身を清めなければならなかったが、宝永の時にその日数をめぐる議論がなされている。宝永以前には「一宮御遷宮ニ付前後斎之日数三社之一ノ祢宜者五十一日、御守之社家者百七十一日宛」であったが、これは「過分之日数」であると言う。つまり、二祢宜は一七一日間、酒や魚肉を口にせず身を清めなければならなかったのだが、「当御遷宮より散斎致、斎随分丁寧ニ被相勤、日数者減少ニ而可然存候」と、日数を減らすべきこととされた。伊勢神宮の事例では三七日であり、その五倍もの長期に亘ったのは「御神体直々奉負候故、右之訳ニ相見得候」と、御神体を直に背負うためであったようだが、「五十日ニ而可然」として期間が短縮されることとなった。

このように宝永の社殿造宮に伴い、年中行事及び遷宮に伴う儀式等が整備され、その多くが先例として明治維新まで存

統することとなった。

二 社家の序列の固定と官位叙任

社殿及びそこで執り行われる儀式が整備されたのと相俟って各社人の担う社務が確定し、序列も確定していくこととなった(表)。第一には社領の増加が一段落し、社家の知行高が固定した。宝永元年の社殿の竣工に合わせて、藩主吉村から朱印状が遣わされ、山王村・八幡村の内一〇貫文が神領、山王村と多賀城の大代村の内五貫文が別当寺の法蓮寺に、市川村・八幡村・南宮村・福室村・笠神村の内四〇貫文が社家二九家に与えられた。これ以前、社領は現在の利府町域を中心にあったが、仙台藩から加増されるにつれて多賀城市域の方にも広がっていった。最終的に社領は九六貫九二〇文となり、その内社家の知行地が五七貫六〇二文となった⁷⁾。こうして個々の社家の知行高も定まり、この後、江戸時代を通してほぼ変わることはなかった。

第二には、家職の重要性及び由緒をふまえて序列が明確化され、上位の七家は朝廷から官位を授けられるようになり、彼らは隔絶した地位を保障されて家職を遂行することとなった。具体的には一祢宜であり、左宮・右宮・別宮の御神体を

奉安する内陣の鍵を管理した御神体御鍵役の阿部家、春日家、鈴木家が従五位下に叙任された。次いで三社兼帯の祝詞役を務めた志賀家が正六位下、次いで遷宮のとき御神体を守る役割を担った御神体御守役の二祢宜であった鈴木河内家、小野家、鈴木金之助家が従六位上に叙任された。

正徳五年(一七一五)には、まず一祢宜三人と祝詞役の志賀市之丞が叙任され、その後小野伯耆など二祢宜三人が叙任された。神職の官位叙任については高埜利彦氏や井上智勝氏の先行研究が詳しい⁸⁾。手続きは二通りあり、まず神社伝奏と言って、神社・神職から依頼された公家が、天皇・朝廷に官位執奏する方法があった。ただし、神社伝奏を有した神社は伊勢神宮などに限られていた。神社伝奏を持たない神社の場合、公家の吉田家に朝廷への執奏を依頼した。これは寛文五年(一六六五)に発布された諸社祢宜神主法度により、神社伝奏を持つ神社・神職やその他一部を除き、吉田家が諸社家の執奏を担うことを認められたことによる。鹽竈社家も吉田家の朝廷への執奏により叙任されたのだが、正徳期の叙任については本報告書に掲載されている「正徳四年叙被仰付候事」⁹⁾が詳しい。

正徳四年三月晦日、一祢宜三人と志賀市之丞は仙台城へ登

城し、奉行鮎貝兵庫等から官位叙任のため京都へ赴くことを命じられた。その際、叙任された後も法蓮寺の支配下にあるべきことも命じられている。別当法蓮寺では、住持のもとに「納所」という役所が置かれ、脇院という寺院の中から選ばれた役者（僧）が庶務を執り行っていた。社家の番頭はその下に位置し、こうした別当寺との関係により、社家の方で仙台藩に要望があつたとしても、直接藩に上申することはできず、法蓮寺の役者に願ひ出、許可を得なければならなかつた。そのため叙位に関わる藩とのやりとりも法蓮寺を介して行われたのである。

京都までの路銀は藩の支出で、社家たちは、二二四切を受け取り、四月二三日、随行者も含め八人で仙台を立っている。五月一日には仙台藩江戸上屋敷に立ち寄り、三日に江戸を出立、十八日には京都に到着した。翌日には仙台藩京都屋敷の役人の指図により、社家たちは吉田家家司鈴鹿豊前守を尋ね、奉行からの書状と銀三両を差し出している。そして摂政に差し出す願書の提出を命じられている。その後願書を提出し、叙位の勅許が出されたのは七月一九日のことであつた。二一日には御礼のため吉田家を訪ね、さらに社人が御礼の官物を手に、禁裏や摂政、その他公家の屋敷を手分けして訪ね

ている。二九日には吉田兼連から繪旨・宣旨・位記を受け取り、八月三日京都を立つた。一二日には江戸に到着し、二五日に帰国の途に就いている。なお、『伊達治家記録』には「於京師去月二十九日鹽竈社家叙位謝儀トシテ吉田兼連卿へ白銀十枚、雜掌三人・鈴鹿兵庫二各白銀二枚ヲ贈遣ノ旨猪苗代兼郁言上¹⁰」とあり、後日改めて伊達家から吉田家へ御礼として白銀が贈られていたことがわかる。

帰国後一〇月一五日には、国分町の宿で束帯を着用し、駕籠で登城の上、藩主吉村と生母貞樹院に御目見をしている。その際扇子箱を献上し、後に麻上下に着替え、御目見御礼のため奉行のもとを訪ねている。

翌正徳五年には、二祢宜鈴木河内守、小野伯耆守、鈴木伊賀守も叙位されることとなる。一月一七日、奉行柴田外記の屋敷で、やはり法蓮寺の支配のもと社務を遂行するという条件付きで、官位叙任のため京都へ赴くことを命じられた。三人は五月一日に京都に到着し、吉田家に叙位願をしている。その際、吉田兼連より摂政九条輔実へ願を差し出したが、前年に続いての叙位であり、礼が不十分とされて戻されたようである。そこで藩主吉村の正室冬姫の生家久我家等に動いてもらい、それが功を奏して願が受理されて従六位上に任ぜら

れた。前年も願を差し出してから勅許を得るまで二ヶ月を要していたが、この時と同様に容易には願を受理されなかったようで、久我家等の働きかけによるところが大きかったようである。

一連の手続きを済ませて、三人は京都を立ち、一〇月五日には江戸に到着し、麻布下屋敷に隠居していた綱村に御目見している。綱村からは社家が叙位されるよう願っていたところ実現し、満足していること、また吉村の家族と自らのために祈祷をすべきことを一棟宜、祝詞役へも伝えるよう「御意」があった¹¹。このことから、社家の叙位は綱村の意向により進められたとみてとれる。

ここまで述べてきたように、社家は藩の後ろ盾のもと、京都に赴いて吉田家へ願い出、吉田家から朝廷に奏上され、勅許されることによって官位叙任が実現した。これを契機として七家は当主の代替わりに際して叙位されることとなった。これを継目叙位と言ったが、正徳期の事例を先例として、藩の許可を得ると京都に赴き、吉田家に叙位願等一連の手続きを行うこととなった。当主が幼年であったり、病弱である等、肉体的に問題を抱えていない限り、一八世紀の段階では、先例通り叙位願を許可されたようである。しかしながら、一八

世紀末になると藩政の問題等と相俟って叙位願が却下され、先例の通りとならない事態が生じることとなる。そうした中で、社家は自らの社務の重要性や由緒を主張し、継目叙位願を行うこととなる。

三 継目叙位願の展開

継目叙位願が行われた背景として、叙位を契機としてそれにふさわしい「格」が整えられ、叙位されているか否かで待遇が大きく異なったことが挙げられる。第一に藩主への御目見で待遇に差が生じた。正徳期の叙位を契機として、叙位の際と年始の藩主への御目見の作法が定まったが、叙位されていない場合、年始の御目見は制限された。また、藩主や世嗣の社参の折、法蓮寺客殿での御目見も制限された。

第二に乗輿が許可されるか否かということがあった。正徳四年の一棟宜及び祝詞役の叙位の際には、吉村への御目見にあたり、社家たちは国分町の宿から駕籠で登城をしている。この後、法蓮寺を介して藩に問い合わせたことはあったが、乗輿の可否は判然としなかった。元文元年（一七三六）、叙位された社家の乗輿は差支えないと吉田家から奉行に伝達され、藩からも許可を得た。一方で叙位されない場合には乗輿

が認められないこととなった。

このような特権の承認を得るため、社家は由緒等を主張して継目叙位願を行うが、志賀家と小野家ではその志向が異なった。

(1) 志賀家

志賀家文書には、享和二年(一八〇二)、天保一二年(一八四一)、嘉永四年(一八五二)、同六年、安政二年(一八五五)に法蓮寺に差し出した「継目叙位願」が残されている。この内、享和二年のものは本報告書に掲載されている通りであるが、天保一二年の願も内容はほぼ同様であり、まずこれらの内容をみていきたい。

志賀家当主は、正徳四年に喜高が正六位下信濃守に叙任されたのみで、その後は当主の幼少相続など肉体的な問題もあって叙任されることがなかった。これについて「拙者儀者至極不幸二付、曾祖父一代外叙位不仕、無執仕合奉存候」とあり、他家が二代、三代と叙位されている一方で、志賀家のみ一代に留まっていることが運動を行う原動力となった。そうした中で一兩年の内に社殿の屋根替もあり、遷宮も行われる際に無位で祝詞役を務めることはできないとして願い出た

のである。さらに志賀家の事例で重要なのは、正六位下から従五位下へ昇格し、一祿宜と同格となることを望んでいたことである。

事の発端は正徳四年の叙位に遡り、「諸社通用神職之次第先ツ祿宜次祝部と有之候得共、叙位之儀者同等同位二有之儀ニ御座候」とあるように、祿宜と祝部の叙位は同等であるべきところ、仙台藩奉行から吉田家家司へ「一祿宜が従五位下、祝部が正六位下と叙位を依頼したことにあつた。その際、京都から藩に訂正を求めても時間がかかり、費用も嵩むので、それを控えたためで従五位下を叙位されなかったと言う。そうした事情を記録し、継目の際に従五位下への叙位を願い出るように記した先祖の書付も残っていると言う。このように志賀家は正徳期以来の叙位を実現すること、さらには従五位下へ昇格し、一祿宜と同格となることが志向された。しかしこれは難しく、実現しなかった。嘉永四年、六年にも願い出るが、これも叶わず、再度安政二年に願い出る事となる。

安政二年の継目叙位願は、より簡略になり、従五位下への昇格についても言及されていない。ここでは文政期に一祿宜三人が叙位されたことを挙げ、「一祿宜同様重キ職掌茂相勤候処、一祿宜者叙位二有之、拙者儀者無位二而相勤候、甚御

神慮茂恐入奉存候」とは述べているが、昇格については言及されていない。半世紀余、叙位願を行ったものの実現しなかったことを受けて、願の目的は、あくまで先例の通り正六位下へ叙位されることに絞られていったのであろう。この願は「当春者作毛も宜敷、其上異国船渡来も無故相静り、於御国者地震等之変異も無之宜敷年柄」であることから、法蓮寺に差し出したのだが、結局は差し戻され実現することはなかった。この後志賀家の叙位願は確認できず、安政二年が最後となつたようである。

(2) 小野家

小野家文書には嘉永四年の「継目叙位願」が残されている¹⁵。これは「御社頭御飾」を控えて、小野敬久が番頭及び法蓮寺に差し出したものである。小野家では、正徳五年に敬信が従六位上に任じられたのを最初に、元文五年（一七四〇）には敬定、安永元年（一七七二）には敬次がそれぞれ先例に則り従六位上に任じられた。しかしながら、その後の当主は「奉願候得共御時節柄二付、見合可奉願旨被仰渡、指控罷在候」とあるように、願い出たものの、時節柄見合わせるように命じられて控えたため、叙位されることはなかった。そ

の後も「文政五年、一ノ祢宜三人江叙位被成下候二付、天保十二年閏正月、一宮御屋替二付、御遷座茂可被為在と叙位之願申上候処、此度迎茂先以相控候様被仰渡、願書被相戻候」と、文政五年（一八二二）に一祢宜三人が叙位されたので、天保一二年（一八四一）の社殿の屋根替に際して、遷宮もあることを想定して願い出ている。しかしながら、法蓮寺に控えるように命じられて願書を戻されたと言う。

叙位されないことの問題について「拙者儀 御上下遷座之節 御神牀御守役其外重役ヲ茂相勤候家筋ニ御座候得者、無位ニ而奉仕罷在候儀 御神慮茂恐多奉存候」と、遷宮の際に御神体御守役やその他重要な役割を担う家柄であり、無位で奉仕することは恐れ多いと述べている。そこで莫大な費用がかかり恐れ多いが、「屋形様（伊達慶邦）御廿五御厄歳御前後無御障被為入」と、藩主慶邦は今年二五歳で厄年にも当たらないので叙位を願い出たのである。

遷宮の際などに無位で社務を担うことを問題として願い出ている点は、志賀家と同様であるが、小野家の場合、上昇願望はなく、正徳期の先例通り従六位上の叙位を求めている点で異なる。なお、嘉永四年の叙位願は、志賀家、小野家のみならず他五家からもあり、三月には法蓮寺から奉行所に継目

叙位を願い出たが実現することはなかった。

このように、小野家では安永期まで三代続けて叙任されており、当主の肉体的な要因よりも「御時節柄」と表現されているように、時代状況に影響を受けた面が大きい。一八世紀末から代替に際して願い出ても先例の通り叙位されるのが難しくなっていたようだが、天明飢饉など飢饉が相次いだことや、藩政が混迷し、財政難が深刻化していったことによるのだろう。

文政四年に一祿宜三人が叙位されたのを最後に鹽竈社家が叙位されることはなかった。文化期以降、仙台藩は蝦夷地出兵や幕府の御手伝普請等もあり、藩財政は極度に悪化し、文政八年には儉約令が出され、天保五年には、五年間は一〇万石の格式をもって諸事簡便にすべきこととなった¹⁷。先に見たように、社家が叙位されるためには京都に赴かねばならず、さらには朝廷や公家への贈答もあり、叙位にかかる費用は決して安くはなかった。そのため江戸時代後期には、正徳期の先例の通り叙位されて社務を遂行することは難しくなっていたのである。

おわりに

本稿では、宝永期以後の鹽竈社家の社務と官位叙任の実態を見てきた。四代藩主綱村と五代吉村の崇敬を受けて、神社の権威が高められた中で、社務を担う社家も知行地が増加されるとともに、その家職の重要性から一祿宜、祝詞役、二祿宜を務めた七家は官位叙任され、社家の中でも高い地位を保障されて社務を遂行することとなった。ただし、世襲制にあって当主の肉体的な問題からそれを維持することが難しい側面があり、また一八世紀後半からは、時代状況にも影響を受けてより難しくなっていた。

鹽竈社家は官位叙任をされても別当法蓮寺の支配下であり、その行動は制限されていた。そうした中で番頭が法蓮寺と対立することもあった。享保期には、社家の席次争いの訴訟をめぐる処分を不当として番頭が仙台藩に上訴した（享保事件）。さらに寛政期には仏式の排除を求めて対立は激化し、宝篋印塔事件と仏舍利事件が起きている。別当法蓮寺の支配の下で宝永期に定められた先例は、仏教に影響を受けたものであったが、それに対して、社家がどのような理想像をもって社務を遂行したかも検討すべき問題としてある。

また、宝永期以前、社家の序列が固定化されていく段階の

動向についても論じることができなかった。本報告書に掲載されている「御幣太夫家伝記」にはその記録も残されており、今後の課題である。

(1) 鹽竈社家の歴史については、高橋正己『鹽竈神社旧社家の歴史』(鹽竈神社旧社家献膳講、一九八一年)が詳しく、本稿も多くを学んでいる。

(2) 「鹽竈神社縁起」(志賀家文書一―五九)。

(3) 小野家文書一八―八五―二五。

(4) 小野家文書一八―八五―二七。

(5) 遷宮時の修復については、横山秀哉『森山叢書第一編 鹽竈神社の建築』(志波彦神社鹽竈神社社務所、一九六八年)に詳しい。これについては茂木裕樹氏(鹽竈神社博物館)のご教示による。

(6) 「天保十四年遷宮御用留」が鹽竈神社博物館に所蔵されている。

(7) 「鹽竈神祇譜鑑」(「小野家文書」一八―八五―三六)。

(8) 高埜利彦『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年、井上智勝『近世の神社と朝廷權威』吉川弘文館、二〇〇七年。

(9) 志賀家文書一―一。

(10) 『伊達治家記録』鹽竈神社関係史料』鹽竈神社博物館、一九九五年。

(11) 高橋正己氏の著書(前掲註(1))に収録されている「書出」、

これは『安永風土記』編纂に際して藩に提出したものが、そこには「正徳五年叙位為願上上京被仰付、同年八月十五日從六位上和泉守叙位任官被成下勅許相濟、位記・宣旨・口宣頂戴仕、官物・並冠夏(素カ)袍烏帽子・紗狩衣・末広指貫・時服等迄被下置候」とある。その後「同年九月九日帰国之砌、江戸御屋敷於寅之間御目見被仰付、同十月二日浅布御屋敷於三之間御目見被仰付候上難有御意被成下候」とあるように、社家たちが江戸上屋敷で藩主吉村に御目見したことが記され、日時にも相違がある。

(12) 「正徳四年叙被仰付候事」(志賀家文書一―二)。

(13) 志賀家文書追加二。

(14) 志賀家文書一―三七。

(15) 小野家文一八―八五―四〇。

(16) 志賀家文書二―二五。

(17) 『仙台市史』通史編五(近世三)、二〇〇四年。

表 鹽竈神社社家の家職・位階・知行高・屋敷地

名前	家 職	位階	知行高	屋敷地
阿部出雲	左宮一祢宜安太夫、御神体御鍵役	従五位下	6貫444文	塩竈神社山内
春日撰津	右宮一祢宜新太夫、同上	従五位下	7貫375文	塩竈村吉津屋敷
鈴木因幡	別宮一祢宜男鹿嶋太夫、同上	従五位下	6貫442文	加瀬村女ヶ島
志賀信濃○	三社兼帯祝詞太夫、祝詞役	正六位下	4貫文	市川村
鈴木河内	左宮二祢宜清太夫、御神体御守役	従六位上	4貫560文	加瀬村天行屋敷
小野伯耆	右宮二祢宜藤太夫、同上	従六位上	3貫726文	加瀬村野中
鈴木金之助	別宮二祢宜修理太夫、同上	従六位上	3貫600文	加瀬村男鹿島
小野采女	左宮三祢宜遠下太夫、御太刀役		1貫480文	塩竈村吉津
小野大炊	右宮三祢宜喜平太夫、同上		1貫720文	塩竈村吉津
阿部常陸	左宮祢宜修理師太夫、別宮御太刀仮役		690文	加瀬村野中
鈴木三河	右宮祢宜雇太夫、御弓役		980文	加瀬村野中
鎌田内膳	左宮膳部太夫、同上		980文	加瀬村野中
鎌田備前	右宮膳部太夫、同上		740文	加瀬村野中
長田相模	左宮若子太夫、御朱傘役		790文	塩竈村白坂屋敷
鈴木越前	右宮若子太夫、同上		980文	加瀬村野中
小野対馬	別宮若子太夫、同上		740文	加瀬村
高橋大隅○	三社兼帯安書太夫、御膳御給仕役		720文	市川村五万崎屋敷
鎌田将監○	三社兼帯酌加太夫、同上		720文	加瀬村野中
高橋肥後○	三社兼帯壘城太夫、同上		720文	加瀬村野中
遠藤伊織○	三社兼帯最将太夫、御拝敷役		720文	塩竈村山内屋敷
見龍院 (佐藤家)	三社兼帯神鼓太夫、社人山伏		572文	塩竈村白坂
鎌田豊後○	左宮流鎬馬太夫、流鎬馬役		720文	塩竈村吉津
佐藤長門○	左宮流鎬馬太夫、同上		645文	塩竈江尻丸山屋敷
高橋大和○	別宮流鎬馬太夫、同上		720文	加瀬村舟岡屋敷
藤塚式部	三社兼帯塩蒔太夫、塩散供役		720文	塩竈村山内角屋敷
小野若狭	三社兼帯米蒔太夫、米散供役		720文	加瀬村野中
櫻井大学○	三社兼帯水干太夫、御拝敷役		720文	塩竈村白坂屋敷
水間備後	三社兼帯神笛太夫、神笛役		720文	塩竈山内屋敷
鈴木俊助	御釜太夫、御釜守		743文	塩竈村白坂

名前の横に付した○は在庁家を示す

*「鹽竈神祇譜鑑」(利府町郷土資料館所蔵「小野家文書」18-85-36)を参照

屋敷地は高橋正巳『鹽竈神社旧社家の歴史』(鹽竈神社旧社家献膳講、1981年)を参照

「二靈祭并先師祭祝詞」からみる鹽竈神社の学問の系譜像

城所 喬男

一 「二靈祭并先師祭祝詞」について

本稿では、志賀家文書から発見された資料「二靈祭并先師祭祝詞」¹を考察の対象とした。この資料から明治初期の鹽竈神社の状況を窺うことができ、それによって時代の影響下によって生まれた鹽竈神社の学問の系譜像を検証することが本稿の目的である。まず製作者と年代については奥書に「明治二年秋、志賀廣喜作」との記述がある。

この志賀廣喜氏については、志賀家文書の一つとして本資料集にも掲載されている「志賀家歴代当主書上げ」²に、九代目の当主に当たる人物として「信濃廣喜」の名があり、さらには明治期に記された戸籍の下書きには「鹽竈社祝部」という記載があることから、志賀家当主の一人として鹽竈社の祝部を勤めていたようである。また、文政五年付けで志賀廣喜氏に対して発給された神道裁許状があり、同八年には「志賀

信濃守藤原朝臣廣喜」の銘で祝詞が記されていることから、幕末から明治にかけて神職として活動し、「多賀神社由来書上」⁴や「鹽竈社神家伝来古記」⁵などの記録や写し書き、さらには父母を弔うための祝詞など、多くの文書を残した人物とわかる。

次に「二靈祭并先師祭祝詞」に記されている祝詞が唱えられた祭りについてであるが、大塚徳郎氏の「鹽竈神社史」が引く「鹽竈旧例古記写」⁷や、志賀家文書の「一宮年中神務日」⁸等の記録にも記載がなく、現在行われている記録もない。後述する内容から見て、例祭のように毎年決まった期日に行う祭りではなく、明治二年前後に例外的に行われた祭ではないかと推測され、祭りの内容についても資料から類推していかなければならないだろう。

では、この祭りで祀られている「先師」とは誰を指し、鹽竈神社にとっていかなる意味を持つのかを明らかにするため

に、資料の一部を引き、その内容の解説と検討を行っていき
たい。

なお、本資料は祝詞の仮名遣いを一般的な仮名に変更して
いる。また、旧字などについては、叢書の基準に合わせて適
時変更させていただいた。

二霊始先師等祭告刀詞

掛巻も畏き崇道尽敬皇帝命の大御霊、寧楽大朝の民部卿

太朝臣命の御霊二柱、御霊の大前に

山崎敬義大人御霊

吉見幸和大人御霊

本居宣長大人御霊

平田篤胤大人御霊

鈴木晴金大人御霊

藤塚知直大人御霊

佐藤清住大人御霊

藤塚知明大人御霊

阿部時中大人御霊

阿部時庸大人御霊

鈴木 繁大人御霊等の

御前に祠官等敬礼^并畏み畏みも申給はくと申す

皇帝命は日本書紀を撰ひ給ひ朝臣命は古事記を記し給ひ
て天地の判し時より神の御代の御代々々天皇命の遠つ御

代の御代御代の天津日嗣の御次手を始て世間に有とし有
けむ雑々故事を漏る事無落る事無委曲に撰ひ給ひ記し給
ひて天地の共弥遠長に天皇朝廷の大御宝と遺し給ひ伝へ
給ふ広き厚き大御恵に依てし千年五百年の後の世に遠遅

なく拙き某等が友賀良に至まてに遥けき神代の有ける形

を宇迦々ひ尋ねて明けき畏き御代の意を百箇が一も悟知

事得てし布[■]恩頼を二つの御書読奉る毎度に頂に捧持て

畏み宇礼斯みなも思給ふ故此道を山崎敬義大人・吉見幸

和大人は日本書紀を専一^{モハラ}に教^{オシエ}導^{ミナヒキ}き本居宣長大人・

平田篤胤大人は古事記を講究^{コトミカメ}給ひしより[■]吾神官等の

中にも此の道に長たるは鈴木晴金大人・藤塚知直大人・

佐藤清住大人・藤塚知明大人・阿部時中大人是の大人等

の教へ給ひ導き給ひし書記伝授共は残ては有と雖も世哀

へ習ひ学ふ者稀にして已絶なむと為るに至る又阿部時

大人・鈴木繁大人は当社の大神の御為に忠義を尽し功績

を残し勤苦とも時世に会はず佐須良比の身と成給ふ如斯

有し事も皆他国仏徒之道の行れて千餘百年にして盛なれ

は別当と云僧に宮社も官さ受るに至れば是大人等も心根

を徹氏事の不能して穢き愁たき世に過給も然に去年の秋
現人神と坐す暁仁天皇ノ明治元^レ年天下に初国知喰玉
御代初■に皇帝命の勅 以て諸國中悉く大きき神社に
於て神を仏と混淆は廢去給て神道唯一つに為給ひて神日
本警予彦天皇の御代の古に復せとふ云勅齋有て世は一ひ
新にして清々しき神国と成し給ひ

まず、この資料は冒頭で「崇道尽敬皇帝命」・「寧楽大朝の
民部卿太朝臣命」・「山崎敬義大人御霊」・「吉見幸和大人御霊」
等の祀るべき対象の御霊を挙げている。その中で、最初に名
前が挙げられているのが「崇道尽敬皇帝命」と「寧楽大朝の
民部卿太朝臣命」の「御霊二柱」である。この御霊こそが題
名になっている「二霊祭并先師祭祝詞」に掲げられている「二
霊」であろう。「崇道尽敬皇帝命の大御霊」については、こ
の「崇道尽敬」という追号と「日本書紀を撰ひ給ひ」という
記述から、舍人親王であることがわかる。一方の「寧楽大朝
の民部卿太朝臣命」は、「民部卿太朝臣」と「古事記を記し
給ひ」という記述から、太安万侶を指していることは確実と
いえる。

この二人を第一に挙げ、「二霊」という形で別格の地位を
与えていることは、記紀というテキストを編んだ事が、この

先師祭の中で特別な意味を持っていることがわかる。それに
ついては、「天地の判し時より」から「畏み宇礼期みなも思
給ふ」までの表現によって著されている。この一節の中で、
天地の判れた時から神代、天皇の治世までに起こった様々な
事柄を漏らさず委曲なく記録したことによって、今日の人々
が神代の在り様を知ることができるようになったと讃えてい
る。

さらに祝詞は続けて、山崎敬義⁹と吉見幸和¹⁰が日本書紀につ
いての道を（人々に）教え導き、本居宣長¹¹と平田篤胤¹²が古事
記を講究したと言及している。鹽竈神社の神官達も彼らの学
問に影響を受け、鈴木晴金、藤塚知直、佐藤清住、藤塚知明、
阿部時中らが学術面を進め、阿部時や鈴木繁といった神官が
祭神のために活動をして功績を残したとしている。しかし、
学術面においては神官らが教え導こうとした書記伝授は「残
ては有と雖も世哀へ習ひ学ふ者稀にして已絶なむと為るに至
る」というように、その継承が絶えてしまい、神官らの活動
についても「時世に会はず」さすらいの身になってしまった
と述べている。そして、鹽竈神社の神官の学問・活動が近世
社会で受け入れられなかった原因として、この資料は仏教に
責任があるとしている。

それまでの日本では異国の道である仏教が千年以上に亘って繁栄し、鹽竈神社も神宮寺である法蓮寺が支配していた。

それゆえ神官達もその心根通りに徹することができなかつたとしている。それが明治になり、いわゆる神武創業とも言われる、神道を主とした神武天皇の時代への回帰という天皇の勅が出されたことで、神仏混淆が廃され神国となったと寿いでいる。

「二霊祭并先師祭祝詞」の内容をまとめると以上のような内容である。この内容からわかるように、ここまでの祝詞の要点は次の二点に集約される。

1、舍人親王・太安万侶にはじまる学問の系譜を鹽竈の神官が継承していたこと。

2、江戸時代は仏教が中心であり、鹽竈の神官が継承した学問が生かされることがなかったが、明治になり、世が改まった。

「二霊祭并先師祭祝詞」の内容はそこからさらに、世が改まったことで先師の霊が慰められたとしている。この祝詞の主張の背景として考えなければならぬのが、明治初期に起こった神仏分離であろう。明治政府は当初、神道を国教とした祭政一致の国家を目指していた。その理念を原動力とする

政策を行い、それまでの神仏が習合した状況を破壊して、古代にあったと想定していた純粹な「神道」を再生（あるいは創出）しようとしたことは、今日広く知られている。この祝詞は明らかにこの神仏分離を礼賛することに主眼が置かれている。つまり「二霊祭并先師祭祝詞」が神仏分離という運動に呼応する形で作成されたイレギュラーなものであったことを物語っている。

明治政府内で神仏分離を推し進めた中心グループであった平田派の祖である平田篤胤と、その師に当たる本居宣長が先師に選ばれていることも、上記の時代背景と無関係とは言えないのではないだろうか。

次に、その点を念頭に置きながら、「二霊祭并先師祭祝詞」にて祀られている先師の系譜、その中でも、明治以前の近世を中心に問題として取り上げたい。

二 「二霊祭并先師祭祝詞」の系譜の真偽

近世の鹽竈神社の学問の系譜の問題を考える上で前提となるのが、近世の鹽竈神社の学問の状況である。そのためにならず注目すべきことが、近世期に鹽竈神社での学問の歴史の上で一つの大きな契機となった、仙台藩が主導した鹽竈神社の

祭神・社殿等の研究である。

仙台藩では第四代藩主伊達綱村の時、彼の命により元禄六年（一六九二年）、『鹽竈神社縁起』が作成された。¹³この縁起を記した理由について、『鹽竈神社縁起』より引用する。

右者陸奥守藤ノ綱材朝臣自レ幼崇レ神而以爲レ

國ノ守「崇」敬異「于他」風フ「衰へ道」微テ雜「説伝テ世無レ知ル」其

実ヲ「者」□シレ之憂ル「レ」之有レ年矣故以「社家所」レ伝且所「訪」

春「日香」取鹿「嶋及參州六所明神之社家等二」之

諸説ヲ參「考メ而質」之於予「取」其正者「撰」之為「一

卷」而伝「後來」者也于「時」元禄酉仲秋月

神祇管領從三位左衛門督卜部朝臣兼連

右縁起者兼連郷之所「述作」也以可「レ」為「後

代之証拠」故加「筆」卷尾「矣

元禄六年九月十六鳥 基熙

この内容によれば藩主綱村は幼いことから神を崇め、国の守として崇敬していた。彼は鹽竈神社と撰末社の創始や祭神などについて、世の中が「風フ」衰へ道「微」てしまったことで、世間では雜説のみが伝わり、正しい伝承について知ら

れていないことを憂いていた。そこで、各社の社家に伝わっている家伝を集め、それを他の諸説と比較し、正しい内容を撰したということである。

そして、この『鹽竈神社縁起』の作成にかかわったのが、吉田家の兼連であることが奥書から確認できる。吉田家は、諸社禰宜神主等法度によつて幕府の公認を得て、宗源宮巨と神道裁許状の発給という形で、伊勢神宮などの例外を除き、実質的にほとんどの全国の神社を傘下に置いていた。鹽竈神社においても、当然この制度下であり、志賀家文書を見るだけでも、吉田家からの神道裁許状を十三通は確認することができる。

さらに制度上のみならず、神社の儀礼面でも吉田家との関わりをうかがわせる一例がある。それは本資料集に収録されている「神道諸行事記」¹⁵にある一文である。

右遷宮ノ記ハ寛文八曆^{戊申}歳夷則吉祥^{比連朱}□有

神道管領長上神祇大副卜部兼□朝臣ノ神事

行法ニアリ。

というように、遷宮の儀礼について、吉田家の神事に出典があることを示している。

以上のように近世の神事や学問面で、吉田家が鹽竈神社に

与えた影響は決して小さくはないだろう。だが、先の「二霊祭并先師祭祝詞」では吉田家関係の記載は一切見つけることができない。

その理由については、吉田家が幕藩体制を支える一翼を担っていたこと、その思想的な内容が神仏習合的なものであったことが大きいのではないかと推察される。

それは「二霊祭并先師祭祝詞」が取り上げている「先師」達が取っていた吉田家や仏教に対する態度を考えてみるとよりわかりやすい。

山崎闇斎の場合、保科正之を通じて吉川惟足に学んでいたことなどから、吉田神道の内容について熟知していた。しかし『風水草』¹⁶においては吉田神道に対して批判的な態度をとっている。むしろ闇斎は、伊勢神道の神典「神道五部書」を重視し、自らの神道説である「垂加」もこの「神道五部書」の一つである『倭姫命世記』の中の一文である「神垂」^{ハケルルニ}以^テ二^ニ祈禱^{ネキコトヲ}一^ヲ為^シ先^ト。冥^ハ加^{ルニ}以^テ二^ニ正直^ヲ一^ヲ為^シ本^ト利^ニ」¹⁷から取っていることなど、吉田神道よりも伊勢神道に深く傾倒していた。さらに、朱子学者であった闇斎は仏教に対して終始批判的な態度をとっていた。

弟子の吉見幸和の場合、『増益弁卜抄俗解』を著し、吉田

からの官位執奏によらない官位の獲得を成功させるなど、吉田家批判の急先鋒の一人ともいえる。

これらの例と比べ、篤胤の場合、一八二三年（文政六年）に吉田家から学師を命じられて以後、その批判の矛先が鈍くなるものの、それ以前は『俗神道大意』¹⁸において幸和の吉田批判を支持していた。

彼らを「先師」と奉っていることから、「二霊祭并先師祭祝詞」が提示したい「道」とは神仏習合的な態度を許さぬものであり、彼ら鹽竈神社の神官もまた、その「道」に従っていた人物がいたことを強調している。

三 祖師・吉見幸和について

ここまでの論考で、祝詞で示されている「先師」の系譜に恣意的な操作があつたことがわかったが、さらにこの祝詞の特異点について考えてみたい。その一つが吉見幸和の存在である。幸和は鹽竈神社の神官達に学問を伝えたとされる闇斎・宣長・篤胤と比較すると知名度も一般的には高いとは言えず、三人と同列とは考えにくい。幸和が祖師に入っている理由としては鹽竈神社の神官と吉見幸和の関係性が挙げられる。

彼と鹽竈神社の神官は関係が深く、例えば、「先師」の一

人に数えられている藤塚知直の場合、一七四三年に幸和の門下に入ったことが『恭軒先生初会記』¹⁹⁾から確認できることや、幸和が弟子への課題集をもとに作成した『国学弁疑』にもその名前を見つけることができる。また『恭軒先生門人帳』には、許可門人である藤塚知直だけではなく、阿部時昌、春日恒長、鈴木繁長、鈴木定泰、鈴木茂時などの名前が「奥州塩釜神社祢宜」として、さらに志賀喜高が「同祝」として記録されている。また幸和も鹽竈神社に訪れていたことが『遊松島記』からも窺える。

以上のような幸和との交流は、彼らが幸和の学問を積極的
に受容しようとしていたことの現れであるともいえる。では
彼らが幸和の学問を求めた動機とはどのようなものだったの
であろうか。可能性の一つとして挙げられるのが、前述した
仙台藩が主導した鹽竈神社の祭神研究である。『鹽竈神社縁
起』が作成されてからも、祭神研究と呼ぶべきものは続いて
おり、先の藤塚知直も延享二年に『鹽竈神社記』を著してい
る。こうした祭神の問題は鹽竈神社のみならず、同じく幸和
の弟子であった権神主蜂須賀主水定房の所属する尾張大國魂
神社でも祭神が問題となっていた。

幸和の学風は国から出た正式な文書を範として神道を考え

る考証学的な性質を持っていた。式外ではあるが「延喜式」
に記載のある鹽竈神社にとって、幸和の学問は神社の由緒を
考究するための手助けとなると、当時の神官達が考えたとし
ても不自然ではない。

一方で幸和の実証主義的な学問は、前述した吉田家への批
判など、既存の神仏習合的な神道説を論破するものでもあつ
た。幸和の薫陶を受けた鹽竈神社においても、藤塚親子など
の神官が仏舍利事件²⁰⁾の際の中心人物となっている。鹽竈神社
における神仏隔離思想が醸造される上で、幸和の学問が一つ
の触媒となった可能性を指摘しておきたい。

以上の事から、鹽竈の神官達と幸和の交流や、幸和の学問
が明治の神仏分離政策と親和性が高かったことなど、幸和が
「二靈祭并先師祭祝詞」の先師の一人に選ばれた理由が理解
できるのではないだろうか。

「二靈祭并先師祭祝詞」は明治期の神仏分離政策の影響を
受けて作成された祝詞である。それゆえその内容は、神道国
教化を称揚するものであり、仏教が中心であったそれまでの
日本の情勢下で、神官が自らの学問を継承していくことの困
難さを記している。それは、実態との齟齬がありつつも、彼

らの主観としての学問継承史を物語っている。

また、近代と近世の神仏分離思想の繋がりと変遷については以後の研究課題としたい。

- (1) 志賀家文書(一一三二)。なお、この番号は志賀家文書の目録番号であり、本書の史料番号とは異なる(以下同)。
- (2) 志賀家文書(二一八二)。
- (3) 志賀家文書(二一〇三)。
- (4) 志賀家文書(二一八九)。
- (5) 志賀家文書(二一〇〇)。
- (6) 志賀家文書(一一四六)。
- (7) 塩竈市史編纂委員会『塩竈市史 別編I』三八〇～三八一頁。
- (8) 志賀家文書(二一七七)。
- (9) 山崎闇斎のこと。江戸前期の朱子学者、垂加神道の創始者。元和四～天和二年(一六一八～八二)。
- (10) 江戸時代中期の神道家、名古屋東照宮の神官。延宝元年～宝暦十一年(一六七三～一七六二)。
- (11) 江戸中期の国学者。享保一五年～享和元年(一七三〇～一八〇一)。
- (12) 江戸時代後期の国学者。安永五～天保一四年(一七七六～一八四三)。
- (13) 池谷浩一「仙台藩と鹽竈神社」(『國學院大學伝統文化リサーチ

センター研究紀要』第二号 二〇一〇年三月 所収)。

- (14) 志賀家文書(一一五九)。
- (15) 志賀家文書(一一三三)。
- (16) 近藤啓吾 編『神道大系 編纂編十二 垂加神道(上)』神道大系編纂会 一九八四年。
- (17) 神宮司庁 編『大神宮叢書度会神道大成 前篇』臨川書店 一九七〇年、七八頁。
- (18) 上田万年等編『平田篤胤全集 第七卷』内外書籍 一九三二年。
- (19) 平重道・阿部秋生 編『日本思想史大系三九 近世神道論 前期国学』岩波書店 一九七二年、一三六頁。
- (20) 宝暦十(一七六〇)年の遷座に際し、法蓮寺によって内殿に仏舎利が納め置かれた事件。天明三(一七八三)年に取り除かれた。

江戸時代鹽竈神社神官文書（史料解説文） 凡例

- 一、本書には、江戸時代に鹽竈神社の神官をつとめた志賀家・小野家に伝来した史料を収載した。
- 二、史料群の詳細については、解題に記載した。
- 三、掲載史料には、通し番号をつけた。
- 四、各史料の冒頭の表題は、原文に付されていなければそのまま記載した。原文に表題が付されていない場合、内容に依拠して表題をつけた。
- 五、各史料の表題の後には綱文をつけ、その中に史料の年月日を記載した。
- 六、漢字は、人名および「しおがま」の漢字については原文（正字体）のまま表記し、それ以外は常用漢字に改めた。
- 七、変体仮名は、原則として常用の平仮名に改めた。㇆（より）・㇇（コト）などの合字も平仮名で表記している。
- 八、改行箇所は原文を反映していない。ただし、欠字・平出・台頭は原文のまま表記した。
- 九、史料には、適宜読点「、」、並列点「・」、脚注をつけた。「。」や「―」は原文のまま表記している。
- 十、表紙・頭注・花押など、本文に付随した重要な部分は、史料中に「(表紙)」のように表記した。
- 十一、判読不能の文字は「■」で示した。原文の解説に疑問

がある文字には、傍注「カ」をつけた。現代では誤字と思われる文字を訂正せずに表記する場合、その文字の横に「ママ」をつけた。

十二、原文に傍線抹消箇所がある場合は、その文字に

||| を付した。抹消箇所の文字が不明なものは

||||| で示した。

十三、史料の内容には、職業・身分・身体に関する差別的表現などが含まれる場合があるが、歴史資料としての性格

を考慮し、原則としてそのまま表記した。

十四、史料の解読は、荒武賢一朗・高橋陽一・城所喬男（東

北大学大学院文学研究科博士後期課程、元東北大学東北

アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門リサーチア

シスタント）が担当した。

志賀家文書

第一章 志賀家関係記録

一 一 一 戸籍

1 志賀家歴代当主書上げ

※明治三年（一八七〇）。志賀家の歴代の当主を並べ挙げたものである。

先祖志賀兵衛自近江国志賀都下向陸奥国鹽竈浦而奉祀塩竈神社、其後頼朝時代伊澤左近将監為鎮守府留守領当郡依之仕留守家而為鹽竈社絲司政事故謂在庁之社家御幣太夫為社家上席、其後宝永式年国守綱村君之時伊予掾吉重被命祝詞役、為一祿宜次席、此間代数不知

初代

一 伊予掾吉重 祝詞太夫自之号也

二代

一 筑後家次

一 伊予重久

一 信濃守喜高 正徳四年叙正六位下信濃守

一 伊予喜治

一 伊勢廣隆

一 信濃廣正

一 信濃廣喜 男豊前廣定勤名代死而不入代数

明治三年庚午十二月

志賀玉置藤原廣治

右御一新二付神祇官ヨリ書出候様被仰渡、如斯
従前は吉田家ヨリ許状之上奉祀仕候処、此度ハ無受領ニ而出
勤仕候事

廣治当年より奉祀

2 戸籍書上げ

※明治三年（一八七〇）。人口調書の際に書かれた戸籍の下書である。

一 旧禄高四貫八百文

一 当時御扶助米八俵

一 中等士族

一 元御客之間ニ而御目見

一 一宮祝詞役家業

庚午 十九歳

一 屋鋪宮城郡市川村住居

妻

倒目除屋鋪高百三文

千賀

一 抱地宮城郡市川村高七百貳拾八文

庚午 五拾六歳

但奉公人前百姓散田並抱地

亡嫡子妻

同山王村高田代四百六十七文百姓并取合高老貫百

志計

九拾五文

庚午 三十七歳

一 家内八人、内男二人・女六人

亡次男妻

一 寛政五年十月廿二日祖父死去

奈を

一 文政八年八月六日父死去

庚午 二十九歳

同年跡式願濟

玉置妻

一 家来老 相沢半太夫

梅

家内男老 女五人

庚午 十七歳

孫女

旧名信濃

千年

一 鹽竈社祝部

志賀廣見

廣喜

庚午 十老歳

庚午 六十五歳

孫女

一 神道垂加流阿部時中門弟伝授濟

由き

承祖嗣子

庚午 五歳

玉置 廣治

右明治三庚午十月人口調書出シ下書

3 一宮鹽竈社元神官編輯伺

※明治五年（一八七二）。太政官布告後、編輯について県庁に伺いを立てている。

一宮鹽竈社元神官編輯伺

鹽竈社元神官廿九人有之内、祿宜七人ハ従前大番士卜唱、家禄七十五石ヨリ三十五石マテ、以下廿二人ハ組士卜唱、家禄十五石ヨリ六石マテ有之、何レモ身分士族ニテ世襲奉仕罷在候処、版籍奉還後藩士三等ニ被為區別候節、医師・馬乗・乱舞・料理人杯唱家業世襲ノ輩総テ被相廢、其身分ニ寄り中等・

下等士族或卒ノ中へ編入相成候得共、私共ハ元身分ニテ今日ニ至リ候、然ルニ今般国内大小ノ神社へ奉仕ノ神官総テ世襲ニテ、自然士民ノ別種相成祭政一致ノ御政体ニ相悖リ候ニ付、御改正被為有精選補任被 仰出候ニ付、不及神勤云々ト之巨、去臘十四日元仙台県御達御座候処、世襲被免候上ハ於私共モ前文医師等同轍御取調可被成下哉、昨五月官社以下府藩県社神官総テ其地方貫属士族卒ニ編輯致シ地方官支配タルヘキ事、但従前之身分ニ応シ士卒農三等ノ中ニ編輯被成下旨太政

官御布告モ有之候得共、未タ何等之御処分モ御達無之、已ニ

当正月ヨリ御扶助米渡モ御差止ニ相成居候ニ付、御詮議中之処奉伺候ハ至極恐入候得共、銘々一家之大事何分早々編輯被成下安堵仕度、衆議之上私儀惣代トシテ此旨奉伺候、以上

宮城郡市川村住居

一宮元^{務宜}惣代

明治五年申五月

志賀玉置

宮城郡市川村二等戸長

千葉三四郎

宮城県

御庁

前書伺申出候間、御指図被成下度奥印仕差上申候、以上

宮城郡一等戸長

本郷貞吉印

自分之儀ハ伺中ニ付、御指図次第別而可申渡候、当分塩竈社旧神官卜肩書シ戸籍ハ各居住之地へ編入可致旨、宮城郡一等戸長へ相達候条可得其意候事

壬申五月十三日

宮城県

一―二 裁許状

神道裁許状如件

4 神道裁許状

※寛文二年（一六六二）。志賀伊予吉重が神事の際に風折烏帽子・狩衣を着用することを許可された神道裁許状である。

奥州宮城郡塩竈明神之祠官志賀伊予掾吉重恒例之神事參勤之時可着風折烏帽子狩衣者
神道裁許之状如件

寛文^{壬寅}三年三月廿七日

神道管領長上下部朝臣兼連（朱印）

5 神道裁許状

※文久三年（一八六三）。志賀廣定に授与された神道裁許状で、風折烏帽子・狩衣の着用が許可された。

陸奥国宮城郡正一位塩竈大明神祝志賀豊前藤原廣定着風折烏帽子狩衣任先例專守社職格式可抽太平精祈者

文久三年十二月三日

神祇管領長上侍從下部朝臣良義（朱印）

一―三 由来・由緒

6 願書（叙位願い）

※享和二年（一八〇二）。志賀信濃守が従五位下に叙位されることを願い出ている。

拙者儀 一宮三社兼帶祝部職ニ御座候処、正徳四年拙者曾祖父信濃守儀一祢宜三人ト一同ニ初而叙位被仰付被下置、誠に難有仕合ニ奉存候、依之其以來代々引続繼目之叙位可奉願候処、祖父伊予守儀長病に付

御社用奉仕成兼家督相除キ候ニ付不奉願候、親伊勢守儀信濃守承祖家督ニ罷成出勤仕候ニ付、奉願候へ共、御上御不如意ニ付一兩年も見合奉願候様ニ被仰渡候ニ付見合罷有候処、其後病死ニ付不奉願候、然所拙者共叙位被成下儀ハ重キ 御神

用勤仕之拙者共職掌も有之 御神光御増長被為遊候様之根元
青山様御遺意を以 獅山様御代初而被仰付、已来継目之叙位
被成下、叙位之儀代々三代宛ニ有之、其内不幸之者ハ希ニ忒
代之家も御座候、拙者儀は至極不幸ニ付、曾祖父一代外叙位
不仕、無拠仕合奉存候、左候得は 御神殿御屋根替一兩年之
内御取立被為有上下兩度之 御遷宮も被為遊候儀ニ奉存候、
其節無位ニ而家附之職掌勤仕之儀

御神慮之程甚恐入奉存候 御上御物入も顧上不申、拙者共身
分之儀奉願候様ニ而遠慮至極ニ奉存候得共、左様ニは無之
御大社御神光ヲ耀シ第一

宝祚御長久天下国家之御祈祷別而

屋形様御国家安全之御祈祷執行仕社職ニ付、叙位被成下儀頂
戴被成下御位記之起ニも相見得申候間、奉願候如願之被成下
候得は、乍恐

青山様已来御代々様御崇敬も甚厚ク被為成候儀と奉存候、然
所諸社通用神職之次第、先ツ祢宜、次ニ祝部と有之候得共、
叙位之義ハ同等同位ニ有之儀御座候処、初而叙位被成下砌一
祢宜三人ト一同ニ上京被仰付候砌、如何様御間違被成御座候
哉、祢宜三人ハ從五位下拙者家ハ祝部職ニ而正六位下ニ 御
奉行衆より吉田殿御家司え御添翰相出候ニ付、御家司方にて

同位ニ無之、御執奏ハ如何之由御不審有之ニ付、其節曾祖父
信濃守儀京都表御内々御用承候猪苗代兼郁え其訳手合候所、
其段 御国元え申下シ御添翰等取直シ候得は、甚延引仕御物
入も相増候間相扣、重而継目叙位之砌從五位下ニ奉願候様ニ
と申間候段、曾祖父より申伝置候間、此度何とぞ從五位下ニ
被成下候様ニ御添翰万事御首尾合被成下度奉願候、御時節柄
御物入之儀恐多奉存候得共、何卒御憐愍ヲ以右之通叙位被仰
付被下置度如斯奉願候、以上

志賀信濃守

享和貳年八月

法蓮寺

御役者

7 正徳四年叙仰付候事 屋形様御目見被仰付候事 大屋
形様御目見被仰付候事

※年代未詳。志賀家の持つ叙位や登城に関する記録を書き上
げている。

(表紙)

「正徳四年叙仰付候事

志賀御幣太夫

屋形様御目見被仰付候事

大屋形様御目見被仰付候事」

叙位被 仰付候次第左之通

正徳四甲午年三月廿五日申来候事

別宮一ノ祢宜

鈴木因幡守

左宮一ノ祢宜

阿部能登守

右宮一ノ祢宜

春日撰津守

祝

志賀市之亟

御用之儀候間、右四人者共被召連来ル廿六日朝飯後四つ時御
登城可被成候、以上

三月廿四日

鮎貝兵庫

法蓮寺

尚々御登城候ハ、御目付へ御断可被成候、以上右横紙也

右之通被仰渡候処、本田下総守殿御前御たかいニ付而屋形様
御忌中ニ付而右廿六日之登城相延候、同晦日屋形様御忌中明
被遊候ニ付、同廿七日ニ晦日四つ時登城可仕由被仰渡候、依
之歩物壺人・はさみ箱持壺人、彼是三人宛召連罷登候而、国
分町吉田屋清作所ニ四人共一宿申候、法蓮寺住職宥敵法印ニ
而も廿九日登仙被申候

一 晦日朝四つ時麻上下着シ候而、内之者三人宛召連候而、
法蓮寺一同ニ登城仕候而、表御門より入候而より直々御敷
台より罷出申候、夫より御次之間ノしころニひかへ居候、
法蓮寺ニ而ハ登城仕候段御目付へ御断被成候ニ、九つ時御
呼掛ニ而御客之下ノ間へ四人被召出候而並座ニ被指置候、
法蓮寺同座之間少シ上御ふす間ノ方ニひかへ被申候、上座
鮎貝兵庫・津田民部・布施孫右衛門各御同座ニ而、御奉行
月番兵庫殿より被仰渡左ノ通此節御物書阿坂小八郎呼掛申候、御
目付ハ奉沢九左衛門東方中座仕候 御口上
ニ而被仰渡候所御書付を以被相渡候左之通

阿部能登守

春日撰津守

鈴木因幡守

志賀市之丞

今度為官位上方へ被相登候、官位仕罷下候とても勤方等之儀ハ勿論、諸事只今ニ不相替法蓮寺指図少も違背仕間敷候、此旨可申渡由被 仰候事

三月晦日

右之通被 仰渡候而より御城より下り候而御奉行衆御宿老衆へ官位上京被仰付有難奉存候旨、御礼四人共ニ罷出候所左之通

鮎貝兵庫

大町将監

但木志摩

柴田外記

御宿老

津田民部

布施孫右衛門

以上

今日四つ過ニ何も御同道ニ而方丈御出可被成候、已上

卯月十八日

良巖

阿部能登守殿

叙位被仰付候四人方丈へ相出候所、法蓮寺直々被仰渡候ハ、

昨夕宿繼ニ而鮎貝兵庫殿より御状參候統為聞被成候所、官位

之者侍並ニ被成候而被相登候間、路金被下候内之者老人上ミ下共ニ式人分乗掛老駄分大鉢御つもりニ而五拾六切被下置候、拾兩ハ上下路金拾六切ハ京都ニ而廿日之逗留路金被下置候、若不足ならハ京都御屋敷御留主居方へ可申上事

一 御伝馬塩釜より藤田迄御伝馬被下置候、依之御金・御伝馬・御判紙共ニ明日請取ニ明日能登守・因幡守兩人罷登り可申候、尤御伝馬・御判紙ハ出入司より相出可申候、御金ハ御藏より被相渡候、是出入司より指図相出可申候

一 御家老衆より京都へ御状被遣候間、罷登申候日限吟味いたし可申候由ニ候間、廿三日罷立可申と申上候間、尤廿三日ニ罷立申事

一 同十九日能登守・因幡守兩人、法蓮寺使僧、又二井町幸右衛門同道ニ而登仙仕候而、出入司月番清水主税屋敷へ罷出申達候所、御伝馬御判紙被相渡候

一 同日路金亀岡之御藏ニ而式百廿四切請取申候、四人同前ニ被下置候

一 同日鮎貝兵庫殿御屋敷罷出、上方へ之御状被相渡候、請取申候 吉田殿雜掌三人へ被遣候一封也

鮎貝兵庫

鈴鹿正監殿 柴田外記

鈴鹿豊前守殿 但木志摩

鈴鹿内匠殿 大町正監

布施孫右衛門

一 江戸御留主居御上屋敷へ壹封

田村図書殿

右五人

浅井隼人殿

御名本

一 京都中長者町御屋敷御留主居衆へ一封

志賀彦四郎殿

氏家喜太夫殿

右御名本

一 京都猪苗代兼都方へ一封

右之通御状四通被相渡候也

一 四月廿三日上八人二而出立申候、尤御伝馬御判紙は塩

釜町検断方へ為見届候而御伝馬四疋在々屋敷迄呼申候、

段々宿々二而右御判紙検断方へ為見届申候而、馬次申候而

より小都合検断方へ御判紙相納候而受取手形取申候、上下

御伝馬被下候被仰渡候二而罷下り候節ハ、江戸御上屋敷浅

井隼人殿より御伝馬御書付被相渡候間、甲斐田より塩釜迄

御伝馬受取次申候

一 五月朔日ニ江戸へ着申候而馬口旁町かすかへや太右衛門

宿二逼留申候而、二日ニ御上屋敷へ罷出候而、御奉行衆よ

り被相渡候御状、田村図書殿・浅井隼人殿へ指出申候、然

は箱根通判被相渡候、左之通

此者八人用事有之京都之為指登候間、箱根御関所無御相違御
通可被下候、以上

松平陸奥守内

正徳四年五月三日

田村図書

箱根御関所

(花押)

御番衆御中

一 三日江戸出立仕候、右御判紙箱根御関所二而指出候所、

無相違被相通候事

一 十八日京都へ着仕候而、三条通ノ扇屋正七方へ宿付候而

旅ノ将束二而四人直々中長者町御屋敷罷出候へ而、御留主

居衆志賀彦四郎・氏家喜太夫殿へ御奉行衆より之御状相出

申候、尤猪苗代兼都へハ彦四郎殿右御状被指遣候也志賀彦四郎御留主

居也氏家喜太夫御添役也

一 御留主衆兼都御吟味之上 吉田殿御家司鈴鹿豊前守殿方

へ今日仙台塩釜社家京着仕候、何時其元へ罷出可申候と様

子御聞ニ被遣候得ハ、明日朝飯後可被罷越候由申来候、依

之兼都被申候ハ、明日ハ早々麻上下着申候而、御屋敷へ御廻り可被成候、私同心仕罷越可申候、尤於 吉田官位屋形様より被遊候と申候得ハ、公儀御物入御座候間、時分仕候と可被申候被申聞候、先つ此度 吉田殿御家司中へ四人の方より時分ニ指進候分ニ而銀三兩可被遣との御吟味ニ而、十九日御留主居衆より銀三兩何も持參申候而御家司へ指進申候

一 十九日前面之通麻上下着御屋敷ニ罷出候而、猪苗代兼都先立ニ而吉田表鈴鹿豊前守殿御宅へ何も罷出候而より御奉行衆より之御状被指上候、尤右之通銀三兩御家司へ進上指上申候

一 豊前守被申候ハ、一ノ祢宜從五位下、祝ハ正六位下ニ被仰遣候、今日官位願書可被指上由ニ而願書之案紙被遣候、此願書ハ撰政様ニ納申候得ハ 禁裏様幸折紙と申候而、別而上り申候旨被申聞候

叙位願案紙左之通

奉願官位之事

一 從五位下能登守

一 從五位下撰津守

藤原時從判

藤原恒篤判

一 從五位下因幡守

藤原勝重判

一 正六位下信濃守

藤原喜高判

右之通官位奉願候、尤宣旨・位記等奉願候

奥州宮城郡塩釜神社祢宜

同社祢宜

阿部能登守

正徳四年五月十八日

同社祢宜

春日撰津守

同社祢宜

鈴木因幡守

同社祝

御本所

志賀市之亟

御役人衆中

一 志賀市之亟叙位奉願候上ハ受領官相調候ニ不及候得共、相調可申由豊前守被申候ニ付、同日吉田殿御家司衆吉田官受領願指出申候、右官金六切并御家司三人へ銀十五匁并当国方右取次衆へ銀、右鈴鹿加七当国方之取次人二候間、右加七頼入候而料替屋ニ而金銀共為包候而指上申候、同廿四日 吉田殿御目見被仰付候而麻上下着罷出申候而御目見仕候、以後吉田殿戴許狀頂戴仕候事

廿二日

一 幸折紙被指上候旨、豊前守被申聞候也

一 長橋殿

金子貳百疋

一 豊前守方より祝部ハ從五位なるべきに正六位ハ如何候哉

一 上臈御方

同斷

之訊被為聞候、信濃守御返答申候ハ、国之公儀より被仰遣

一 大乳人

同斷

候儀ニ候得ハ、右之訊ハ猪苗代兼都方へ被仰遣被下度申達

一 上卿

白銀壹枚

候得ハ、右之段豊前守殿より兼都方へ被仰遣候処、国元よ

一 職事

同三枚

り申參次第二可仕由兼都返答申候ニ付、豊前守方ニ而も無

一 執奏

同斷

其儀候、残多之至存候事

一 兩伝奏

同壹枚宛

一 兼都方より鈴鹿加七方へ叙位官金包ミかた将束等之儀被

一 大外記

太刀打紙
同壹枚

相頼候、依之官物金之包ミ形等加七方より指図相出候而、

一 大内記

同壹枚

金方ハ銀屋ニ而四人前同事ニ為包被申候事、尤本束帯ハ御

一 少納言

金子貳百疋

物成付而別而之様ニ被相頼候由、勿論冠等冠師方へ誂被相

一 主鈴

白銀貳両

頼候由

一 禁裏御取次

白銀貳両

一 叙位将束夏袍・沙狩衣是ハ常為着用候由・指貫一通、是夏匏・沙狩

一 長橋殿御取次

鳥目五十疋

衣方兩様相用可申候由也、時節之物白さらし・帷子一通つ、

一 同小取次

同三十疋

一 冠壺頭、風折一頭、右箱入也

一 執奏雜掌三人

金子百疋宛

右之通壺人前切四人ニ被下置候事

一 兩伝奏雜掌四人

金子百疋宛

写官物次第

一 職事雜掌

銀貳両

一 禁裏

白銀三枚

一 同案内

鳥目三十疋

一 撰政様

十状・末広一本

一 執奏添使

同五十疋

外二台ノ代貳拾七匁、十状壺本拾六匁五分、太刀貳腰代十匁

也 官物之分十三兩也、是老人前也、四人同事也

右中之つもりニ御座候

覚

木村権兵衛

一 夏袍 中三百廿匁

五月廿一日

次貳百九十匁

鈴鹿内藏人様

一 沙狩衣 中百三十五匁

鈴鹿加七 様

次百十五匁

覚

一 浅加賀絹 中百三十五匁

一 貳百九拾匁

紺仕立 将束中ノ次之御直段ニ被聞

次百十匁

罷成候事

指貫

一 貳百九拾匁 右同断

右之通、染仕立念入指上可申候、以上

一 貳百九拾匁 右同断

三条宅町上ル丁

一 貳百九拾匁 一 米織六位記

大墨や忠兵衛

紺仕立

五月廿一日

一 百十五匁 沙狩衣

鈴鹿藏人様

一 同 同

鈴鹿加七様

一 同 同

覚

一 同 同

一 三十五匁 御冠壱頭

一 百拾匁 加賀絹

一 四匁 右箱代

指貫

一 五匁 風折壱頭

一 同 同

一 貳匁五分 右箱代

一 同 同

一 同 同

合式貫六拾匁、右之通慥ニ受取申候

六月廿六日 二条宅町上ル丁

四人名付 大墨や忠兵衛

覚

一 百四拾目御冠 四頭也

櫻板共二

一 十八匁冠ためぬり四つ箱外家

一 四拾匁 風折えほし四つ

一 拾匁 同外家四つ箱

一 三拾六匁 御笏四本

一 式百四拾四匁

御幸町通丸田町下ル西側

七月十二日 御冠師 木村権兵衛

一 七月十九日之晩夜入官位 勅許蒙り候旨、其夜

吉田殿え被仰渡候由、鈴鹿豊前守方より申来候、依之廿日

朝豊前守宅四人罷出候所、廿一日四人一同ニ参内可仕由ニ

相濟候、尤 吉田殿より添使兩人被相出候由、承知申候而

罷歸り、直々御屋敷御留主居衆并兼都へ申聞候所、各御吟

味ニは將束仕乗物ニ而参代致候而ハ御物入御座候間、麻上

下ニ而参代可被申候、尤御足輕耆人宛歩物ニ被借下候由、

御首尾罷有申候

参代之次第左之通

一 廿一日朝飯後早々麻上下着御屋敷へ罷出、御足輕一人召

連二人宛ニ召連申候而 吉田殿御殿へ罷出候所、御添使ニ

ハ鈴鹿織部・鈴鹿兵庫兩人被相遣候、尤当所方罷出候手わ

け御書付被相渡候左之通

覚

一 禁裏長橋御玄関へ

一 摂政様 一 両伝奏

一 上卿 三条大納言様

一 職事裏松弁 様

一 大内記高辻 様

一 少納言平松 様

一 大外記押小路殿

右阿部能登守

一 上卿 久我大納言様

一 少納言 五条様

右春日撰津守

一 少納言高辻 様

一 上卿 六条 様

右鈴木因幡守

一 上卿万里小路中納言様

一 少納言平松 様

右志賀信濃守

午ノ七月廿一日

右官物四人分長持式荷ニ相詰候而人足六人ニ為持候是加七方

ニ而世話ニ被相頼候事

右吉田ニ同引揃候而より何も使兩人之衆共ニ始ニハ大内記殿

御屋形へ罷出候而、吉田殿より之御口上添使之衆被相述候而、

右之官物四人前被相出候、右官物木工台ニ信濃守正六位下、

又ハ從五位下能登守と四人共ニ官名札ニ相記候而、木工台へ

はり付被成候而被指上候、何方へも左様紙下札被相付也、仍

大内記殿より使一人被相添候、段々 当所御屋形え罷出、前

面之通礼物・金銀・太刀折紙・十帖末広それ〱ニ添使之人

吉田殿御口上添伝述候也

禁裏台所門より添使兩人・私共四人、長橋殿御敷台罷出候得

ハ、御取次之衆麻上下着シ、忝人御出会会被成候而添使指上候

禁裏様白銀指上候も長橋殿大乳人上臈御方へ相出候官物御受

納被成候、私共謹而礼拜仕候而より相下り申候事

一 右長橋殿御座敷疊赤へりニ御座候、金地御ふすま立申候

御奥ニハ女官之御音へ相聞得申候

一 同日撰政九条様へ四人共ニ罷出候、それより前面之通御

手わけ被成候通上卿少納言へ忝人宛御添附候而、私共方忝

人ツ、罷出申候而參代并当所方相濟申候而より添使之衆共

四人吉田殿へ參上仕候而、今日參代首尾能相濟奉恐悅候旨

御礼申上候、依御茶食御酒御振舞被下候而下宿仕、御屋敷

兼都へ罷出御礼申上、宿屋へ罷越申候

一 五月廿二日幸折紙 禁裏納申候而より參代七月迄

引のひ申候ニ付、兼都吉田ノ加七殿方へ御伺有之候

処、此方より職事へセつき申候へ共相濟不申候、其

元より伺方成共可被相頼候由被申候ニ付、兼都方よ

り 久我大納言殿を御頼申上候所、大納言様より六

条中納言・徳大寺中納言様へ品々御頼被遊候而より

相濟申候由也

一 同廿二日志賀彦四郎・氏家喜太夫、猪苗代兼都へ為酒一

樽宛祝儀致進上候、四人一同ニ指遣申候

一 廿九日四人吉田へ罷出候処 吉田殿立帽子白狩衣被召上

段之間ニ被遊御座候而、御手ニ御輪旨口案・宣旨・位記、

三通御持御意二ハ 勅許首尾能相濟目出度候旨被 仰出候、右御輪旨御手移シニ頂戴仕候事、四人同事御座候事、四人麻上下着罷出申候也

一 吉田殿執奏ニ而叙位相濟候由、御文状一枚つ、雜掌衆より其節被相渡候也

七月廿一日參代相濟候而吉田へ罷出候所、案紙被相出候而、別紙之通書調指出申候左之通

一 從五位下能登守 藤原時從

一 摂津守從五位下 藤原恒篤

一 因幡守從五位下 藤原勝重

一 信濃守正六位下 藤原喜高

右之通此度以御執 奏蒙勅許冥加至極奉存候、弥国家安全之御祈祷怠慢仕間敷候、仍一礼如件

奥州宮城郡塩釜神社祢宜 阿部能登守

正徳四年七月廿一日 同神社祢宜 春日摂津守

同神社祢宜 鈴木因幡守

同神社祝 志賀信濃守

御本所

御家老中

一 御本所執奏を以向後叙位願可仕候旨、御案紙被相出候而証文被召上候事、右証文四人一同二指出也

京都御屋敷ニ而拝借願申上候左之通

御金拾五切宛拙者共三人ニ被借下度奉存候、被下候ハ、於御国元上納可仕候、今度為官位被相登候所ニ存之外長逗留仕、内々物入仕候付、余慶金も持參不仕候間、御路錢遣候上可被下様無御座候条、御吟味を以右之通被借下様ニ奉存候、逗留中旅籠等は上より被下置候得共其外雜用物入仕候間、可被下路金持參不仕如此申上候

阿部能登守判 正徳四年七月廿五日 鈴木因幡守 判

志賀彦四郎殿 志賀信濃守 判

氏家喜太夫殿

右之通指上候処金拾五切つ、拝借被成下候

一 五月十八日京着仕、三条柳馬場下ル町扇屋正七方へ宿付申候而より御屋敷迄罷出候而下宿申候節、御留主衆より御足輕被相添扇屋正七方へ被遣候而旅籠之様子被為聞候由、仍京都廿日上下八人之旅籠ハ御国元ニ而被下候金子之内ニ而相扨申候、廿日過候而より 御上より直々正七方へ旅籠

御払被下置候、右一日百四拾文之旅籠ニ御座候、仍正七方より御払方受取手形御屋敷へ相納申候左之通

覚

一 人数合四百三拾式人、但シ壹人ニ付一日百四拾文つ、六月八日より八月三日之朝迄日数合五十四日

右之旅籠代

メ六拾壹貫弍百文、右銀ニ直シ壹貫四百六拾八匁八分右之銀子慥ニ受取申候、以上

午ノ

扇屋正七 判

七月晦日

能登守様

摂津守様

因幡守様

信濃守様

前書之通宿方へ相払首尾仕候

午ノ

能登守 判

七月廿日

志賀彦四郎殿

氏家喜太夫殿

摂津守 同

因幡守 同

信濃守 同

一 八月三日帰国仕候ニ付、朔日御暇御礼共ニ御座敷兼都、吉田表御家老中加七方迄四人共ニ罷出候所、御状被相渡候左之通

一 仙台御家老衆御状被遣候、志賀彦四郎・氏家喜太夫方より一封

一 同 猪苗代兼都方より一封

一 同 吉田殿御家老中より一封并法蓮寺へ一封
右四通受取申候而御暇申達候而下宿仕候而、三日京都出立仕候事

候事

附 御輪旨箱自分相調申候、仍官位将束一字被下候物四人荷物取合式駄致候而、一駄乗かけ仕候而罷下り申候

一 同月十二日江戸へ着申候而らうけつ町木工屋左右衛門方へ宿付候而、翌日 御上屋敷浅井隼人殿御役所へ信濃守様

越候而、小都合より塩釜迄御伝馬御判紙被下度旨申達候而、右御判紙受取候而帰宿申候

一 同月廿五日江戸出立申候而、小都合検断方御伝馬御判紙

為見届候而、御伝馬段々次参候而塩釜検断方ニ而右判紙相渡納手形受取申候

一 大河原町ニ而法蓮寺へ書状相認候、拙者共下着仕候、仍京都より御奉行衆へ書状吉田御家老御留主居兼都被遣候

直々御家老衆へ罷出指上可申候哉、罷下候而指上可申哉之
訳書状手前人を以指遣申候而より長町泊りニ罷有候、然は
方丈より御状直々御奉行衆へ指上候而下り可申候由被仰遣
候二付、翌日能登守大町将監殿宅へ罷出候而、右書状指上
罷下り申候而三人ハ直々御山へ着申候由、信濃守ハ親筑後
守六月十五日相果申候二付、忌中ニ而直々私宅へ着仕候而
より忌中之儀方丈へ相達候事

叙位中 御目見被 仰付次第左之通

塩竈一祢宜祝部方へ御目見被 仰付候旨、法蓮寺へ申来候由
被仰渡候

一 九月廿二日四人御目見被 仰付候、同廿八日ニ登城可仕
候 屋形様束帯御覽被成度付束帯ニ而可罷出候、尤束帯色
書上可申候由大町将監殿より被仰渡候、依之束帯色書上仕
候事

附信濃守儀ハ親之忌中ニ御座候由、方丈より御奉行衆
へ被相達候事

能登守・摂津守・因幡守方より方丈へ相伺候事左之通
此度御目見束帯ニ而可罷出由被仰付候、然ハ国分町宿より束
帶着シ御登城仕候へ処風留ニも御座候得は、如何敷候かこニ

而登城仕候様ニかこニ而罷登可申由伺申候へハ、法印被申候
ハ尤ニ御座候、其段束帯着登城仕候砌、留風如何ニ候間かこ
ニ而罷出候様ニ何方迄何方迄かこニのり申候哉、尤かちもの
式人、なきなた立笠はさミ箱為持罷登申候様如何可仕哉之訳
柴田外記殿へ伺申候処、かこの義ハ早速罷成間敷候、追而吟
味可被仰付候、於御城御一門衆御将束被成候、へ屋ニ而将束
可仕候由被仰候由御申被成候

一 九月廿八日 御目見相延候而十月十五日被仰付候而登城
仕候所、国分町より麻上下着候而歩物式人、袴為着候はさ
ミ箱共ニ四人宛召連候而、御城中ノ口より上り御名付所へ
申達候而、夫より御一門衆之将束^{マツ}ニ而かちのもの老人召
連かミなどゆわセ候而、面々束帯着用仕候而罷出候所、御
目付名本御引合被成候而、御客之間・次之間之上ニ台附申
候而、献上焼杉扇子箱壺つ木工台ニ置候而、面々之前ニ指
置申候、柴田外記殿御息源四郎殿御申次ニ而

屋形様・貞植院様御出御通懸御目見相勤申候由、相済候而
より献上扇子箱御献上納辺やはり出シニ御座候処、相納候
而より将束^{マツ}交替候而麻上下着御目見御礼ニ御奉行衆へ罷出
候而より罷下申候、夫より方丈へ直々相出首尾相済申候由、
申達候而下宿申候

附右之通二年始又叙位繼日被成下候御礼廻りいつも同事

二御座候、尤叙位相調候繼日之時ハ東帶着年始ニハ沙

狩衣計着用申候、又若殿様始御入国之御ハ東帶ニ而御

目見仕候、此方登城仕候道中ハ上下共ニ麻上下着用仕

候、尤御奉行衆御礼廻りも同断ニ候、勿論歩者ニいつ

もはかまをきセ召連申候、於御城將束入置候はさミ箱

中ノ口より為持候而將束之仕末致候事ニ御座候、ほか

まなしニ中ノ口より御殿之内ニあかり申候事不罷成

候、尤残内之者共御腰掛ニ居候而も御奉行衆・若年寄

衆御登城之御通ニハ下馬仕候事、此趣内之者初心なる

には前度ニ随分指南可申候事

御目見屋形様御下向之時分可被仰付候。一

一 柴田外記殿より信濃守儀ニ服忌明候ハ、可申上候、御

目見之儀可被仰渡候由申来候事

一 同年九月七日申来候京都御屋敷ニ而拝借仕候金子十五

歩、来ル十日ニ相納可申候由出入司より申来候由方丈より

被申渡候ニ付、右金子拝借之分三人前一字因幡持參仕候而

百間蔵へ相納申候事

一 同十七日京都御屋敷ニ而東帶下着麻帷子一枚つ、拝借仕

候而仕立申候を、京都御留主衆より出入司衆へ被申越候所

二、右帷子 公儀より被下置候段、志賀彦四郎殿方より申
来候事

覚書を以申上候事

拙者共儀

勅官被 仰付上京仕候処ニ、七月廿二日官位階共ニ勅許被成

下、九月三日ニ下着仕候、十月十五日ニ

御目見可被仰付候間、東帶ニ而罷出候様ニと被仰渡候条、乘

物ニ而罷登候処ニ御国法如何ニ被思召候付、被相窺候而可被

仰渡由ニ付、相叩罷有候

勅官之者ハ何方ニも乗物等指支申候儀ニ無之旨

吉田ニも御意被成候、尤何方之御下中ニ而も駕籠乗物等乗申

候由承候間、右之趣被仰上被下度奉存候、拙者共儀ニ御座候

得ハ、駕籠等ニ而上下仕候儀も有之間敷候得共、勅官之者駕

籠等指支申候と有之候へ而ハ如何と奉存候間、如此申上候条、

宜様ニ被仰上被下度奉存候、以上

叙位中

四人連判

正徳四年十二月十五日

法蓮寺

御納所

右之通指出候所被申候ハ、最前御奉行迄相伺申候得ハ追而吟味仕可申遣候段被仰遣候間、願指上申候ハ罷成間敷由ニ而願書被相返候事

浅布大屋形様 御輪旨写指上候左之通

只今方丈之御宿次以被 仰渡候ハ拙者共四人春中被相登候ニ付 口宣・宣旨・位記等忝人前切二名も写指上可申由被仰付候 大屋形様之拙者共勅官相勤候段披露御座候ニ付、御覽可被遊候由申来候、尤紙之寸法無相違本紙之通ニ何も相調申筈ニ御座候条、左様御心得可被成候、弥明後日指上候間、今日中ニ御写御持參可被成候、仙台へハ信濃守にて可被罷登候様ニ方丈にて被仰渡候、左候へハ御添状被成候間ニ御座候、以上

阿部能登守

十二月廿五日

鈴木因幡守殿

志賀信濃守殿

別紙之通申遣候紙之儀ハ、舟はさま之紙にて能有之候、口宣等ハ上杉原か清十郎成共能有之候、為念之如此ニ候キ

右之通御輪旨忝人前三通つ、四人前并法蓮寺添状共ニ信濃

守持參仕候而、但木志摩殿宅へ罷出御物書大櫛庄八え相渡指上申候事 紙ハ奉書ニ写指上候事

一 正徳五年正月十四日 年始御礼被 仰付候、十五日ニ登城可仕候由被仰渡候由、方丈より四人方へ被仰渡候、私方忌中ニ而不罷出候

十五日御年始御目見ハ方丈より被相伺候上沙狩衣着用申候、尤前度之通焼扇子箱木工台ニ■我か前ニ置上ヶ候而、御客之下間ニ座列仕候而御前御通かけニ相勤申候、尤御呼かけ之衆御座候由也、段々御年始御礼將束諸事准之也

正徳五年正月十七日二祢宜鈴木河内守・小野伯耆掾・鈴木伊賀右三人、柴田外記殿宅ニ而法蓮寺被引加 叙位被仰付候、勿論勤方如毎々之相勤可申由被仰付候事

一 二祢宜中五月十一日ニ京着仕候而より 叙位願吉田殿より被指上候処 撰政九条様・六条様より御指支被相出候趣、去年も四人当年も三人罷登七人ニ罷成候間取上不被成候ニ付、幸折紙被相返候所、猪苗代兼都・久我中院・徳大寺様色々御頼上叙位願相濟候由也、伯耆・伊賀右掾号ニ而ハ叙位不罷成候由ニ而位階相応ニ守号尤其子共も吉田ニ守号被成候由也

一 信濃守正徳五年九月晦日迄之服ニ而十月朔日より御宮出

勤仕候、尤朔日朝官位束帶ニ而出仕申候事

一 同十月十五日二祢宜三人下着仕候、於江戸ニ大屋形様へ

御目見仕候処ニ 大屋形様より御意被成下候旨、二祢宜中

被申聞候事

御意之趣

一 宮之社家共ニ何ニとぞ官位被成下度被思召候処ニ、此度

陸奥守殿より叙位被成下満足被思召、弥陸奥守殿一家手前

共ニ祈禱を頼入、祢宜・祝部へ左様可申候由被 仰出候旨

御意蒙有難儀ニ候

右之通被 仰付候ニ付浅布御祐筆石川小兵衛殿より右御札

之御状被指上可申由被申候と被申聞候

同月十七日葦名形部殿より御意之趣申来候事左之通

網村公

一 大屋形様より祢宜祝去年中官位仕罷下候節ハ、御目見不

仕罷下残念ニ可有之候間、折を以御目見可被仰付候間、其

心得仕可罷有由被仰付候

同叙位仕候開キ御祝儀扇子箱壹つ被指上可申由被仰付候

右之通浅布様より被 仰出候事

右御意御札叙位御祝儀扇子三本・箱壹つ・御披露状二通、御

奉行衆御用次第を以願申候而、江戸

浅布様指上候処 浅布様同廿五日御年寄衆より御返翰被下

候左之通 右指上候書状ニハ大河内源太夫殿・伊東宮内殿宛書ニ

而、私共四人名本ニ而指上候、右御奉行衆より御指図ハ

如此ニ書調申候也

芳礼令被見候、然は其方共去年中為 屋形様 御意為位階願

京都え為御登被遊候処、以 御威光堂上方無滞願之通 勅許

被成下 宣旨等頂戴仕冥加難有仕合候、依之為御札御扇子一

箱宛献上之候、紙面之趣首尾能及披露候、恐々謹言

大河内源太夫

十一月廿五日

頼世(花押)

伊東宮内

祐之(花押)

只野図書

善剛(花押)

阿部能登守殿

春日撰津守殿

鈴木因幡守殿

志賀信濃守殿

右ハ横紙也

正徳六年五月 屋形様從江戸御帰国被遊候、仍而信濃守御目

見被仰付被下度由方丈より被仰上候処、六月廿七日申来候ハ、
 信濃守儀朔日ニ 御目見被 仰付候条、廿八、九日之間ニ罷
 登り形部宅へ可罷出候由申来候、則廿九日罷登候而形部殿御
 宅へ罷出候而、御物書每田子分右衛門殿へ方丈より之書状指
 出申候、仍分右衛門被申候ハ、朔日 御目見被仰付候間四つ
 時登城可被申候、尤御献上物せん子箱式本焼杉ノ箱入、尤木
 工台ニあけて指上候事御申承候而下宿申候、弥朔日朝飯後歩
 之者式人、袴きセはさ見箱ニ束帯入候而為持四人召連候而登
 城仕、中ノ口よりあかり申候、方丈より添使僧參候、則御名
 付へ屋へ參候而志賀信濃守罷出申候由申上候而より御奉行衆
 御物書へ屋へ罷出申上候へハ、熊谷半左衛門殿得御意候、御
 殿之内案内被下少々拝見仕、私御目見御座敷御客之下之間迄
 為御見給候而より御一門衆御將束所ニ而かちもの佐左衛門
 袴為きセ連候而より、髮ゆい候而束帯仕候而より御客之間下
 之間ニ相詰候而、前向へ右献上扇子箱指置申候而、屋形様御
 出被遊候待入居候、尤御名付私名本御写届合被成候、御申次
 大塚孫次郎殿被成候、四つ半時分 屋形様御通かけニ孫次郎
 殿御申次被仰上御目見相済申候、夫より右献上扇子箱献上納
 へ屋へ相納申候而より束帯取仕廻申候而、麻上下着申候而下
 城仕候而、右御礼廻り罷出申候御屋敷左之通

葦名刑部・柴田外記・大町将監・大塚孫次郎、右之屋敷へ罷
 出御礼申上候而より罷下申候而より罷下り候へ而、右之旨方
 丈へ罷出御礼申達候事

一 塩竈社人之内今度官位仕候者共、向後大屋形様元年始御
 礼申上候様ニ首尾可被成候、以上

十一月十二日

大町将監
 葦名刑部

法蓮寺

右之通被仰渡候、依之書状を以年始御礼申上候書状指上案文
 左之通

一 筆啓上仕候、新年之御慶珍重奉存候

大屋形様益御機嫌能御超重もよし年もよし歳被遊、乍憚目出度御儀奉

存候、御祝詞申上度如此御座候、以御席宜御執成被

〔下度奉存候、恐惶謹言〕

〔頭注〕「書くも能候、不書候而も能候」

志賀信濃守

正月元日

— (花押)

只野図書様

大河内源太夫様

右横折紙之表御名本右之通書認申候而、方丈頼上御奉

行衆御用便を被相頼候而、江戸被指上被下候、毎年如此御座候キ

右案紙遊佐次郎左衛門様より御直書被下候、以テ相調申候キ

屋形様御社参被遊候節、法蓮寺御入被遊候節、御目見被仰付候左之通

阿部淡路守

春日撰津守

鈴木因幡守

志賀信濃守

小野和泉守

鈴木伊賀守

右七人貴寺へ被為入候節、向後 御目見可被仰付旨被 仰出候、尤七人共二在位中計御目見被仰付候間、其御心得可被成候、以上

享保元年

九月廿八日

如此被仰渡候而段々引続御目見仕候事

右法丈客殿御上り口ノ上ノ間ニ而相勤申候、尤束帯ニ相出候献上物無之候、御申次御座候而 屋形様御入被遊御殿へ御通

被成候節御目見仕候而、夫より直々御宮へ罷登申候脇院願之

上屋形様御宮御社参以後御下向方丈へ被為入候節、十二院御

目見相勤申候、右御礼十一日ニ脇院より一人私共方より廻り

二御目見仕候人一人同道ニ而登仙申、月番御奉行衆へ計御礼

二罷出候、下宿申候事ニ御座候

一 塩竈一祢宜・祝二祢宜、来年始御目見申上指支無之候哉、

尤名本書付可被仰聞候

十二月廿一日

法蓮寺

猶以代替等官位仕候哉書付可被遣候、以上

右方丈より御挨拶相知不申候事

享保貳年二月廿日方丈より申来候左之通

大屋形様え 年始之御祝儀以書状被仰上候、遂披露候由、只

野図書方より申来候間其心得可被成候

春日撰津守

鈴木因幡守

志賀信濃守

小野和泉守

鈴木志岐守

外記

鈴木伊賀守

形様御格二被遊候由也

右御祝儀以書状申上候、遂披露候由右圖書方より申来候、此段被相通候様ニと存候、以上

二月廿日

大町主計

法蓮寺

右之通大町主計殿より申来候間、可被致披見候、以上

二月廿日

方丈納所

右六人名付宛書ニ御座候

此書状御披見被成候ハ、段々先々え以便可遣候、已上

二月二日

方丈納所

右之通 綱村公浅布御屋敷ニ御座之御時は毎年御年始書状を以申上候、依之右御年寄衆より御年始申上候処首尾能遂披露候由、春之内御状被下候事

一 御曹司越前守少将宗實公御年式拾歳御入国元文式年六月六日仙

台御城着被遊候、直々御本丸へ御入被遊候而

御祝儀并御膳被召上候而より御二

ノ丸ニ御入被遊候而、直々屋形様

御座之間ニ被遊御座候、諸事 屋

一 同七月六日一祢宜・祝二祢宜御目見被 仰付候而登城仕候而、夏袍着シ申候而兼而之通御客之間ニ献上物前之通 厨子箱台也御通

かけニ御目見仕候而より献上物納申候、御城下り御奉行御礼廻申候也

一 同三年正月十五日御年始 御目見被仰付候而登城仕候而

沙狩衣ニ而相勤申候、諸事前々之通御座候、

御曹司様同三年三月江戸御參勤被遊候而、同四年五月御帰

国被遊候、同五年正月十五日御年始御礼登城仕候

諸事前々通御座候、屋形様・御曹司様御格年ニ御參勤被遊候、

屋形様御曹司様御在国之節ハ御年始正月十五日前年登城仕候

事

一 御曹司様七月九日御社參被遊候、法蓮寺御入被遊候時於

客殿御目見七人ニ被仰渡候而御通かけニ御目見束帯ニ而相

勤申候 屋形様御社參之節法蓮寺ニ而御目見相勤候格御座

候

一 御曹司様黒色御束帯被遊候、屋形様御格御座候

尤 御殿方諸事 屋形様御格ニ御座候事

大祭礼ニ付御社參被遊候ニ付、法蓮寺へ綿五把・銀式

枚脇院方へ金沓歩、社家方へ金式歩被下置候、右御入

部之御祝儀ニ被下候儀ニハ無之候由方丈より申來候

一 同三年正月十五日御年始 御目見前々之通於御城七人御目見相勤申候事

一 同年二月十五日 御社參被遊候前々之通於法蓮寺御目見被仰付候事、御申次小平善大夫

一 同二月廿八日江戸御參勤御登駕被遊候事

叙位家柄家督叙位繼目相勤候左之通

一 阿部能登守正徳四年 叙位相務候而、同六年三月四日相

果申候、嫡子淡路守享保二年四月より出勤仕候而正徳六年二月

改元同三年春叙位願申上候処無相違被仰付候、上京仕候而

親代之通蒙 叙位參代仕候、勿論束帶沙狩等前々之通於京

都被下置候、但路金京都トモ逗留入料等ハ仙台ニ而御金 被下

置候、帰国仕候而より叙位御目見被 仰付登城仕相勤申候、

其以後叙位繼目願申上候而相違なく願之通被仰渡候上上京

仕候、人々諸事右之通先年叙位被成下格二諸事被下候、乍

去路金等其時々御勘定を以被下候事

一 享保十二年之比、鈴木老岐守嫡子左京叙位仕候以後沙狩衣

吉田殿許状申受候ニ付法蓮寺より添状申受候而吉田殿之指

上候而、右沙狩衣許状相下シ申候而沙狩衣着用仕候、此沙狩衣免許

金三郎吉田殿依之春日撰津守享保十九年相果申候、家督近之進

ハハ相勤申候紗少ニ御座候ニ付、撰津守弟恒三郎子共新太郎、右近之進

十五歳迄之内番代奉公同廿年より出勤仕候而、吉田殿受領

相調撰津守ニ罷成候、仍沙狩免許相下着用仕候、阿部淡路

守同廿年相果申候而より家督幼少紗少に付、三ヶ年当番同役手

伝相勤申候、右出勤仕土佐守ニ受領相調申候、尤沙狩衣免

許相下シ申候事

一 享保二十一年春、元文元年与改元申候、同年鈴木薩摩守

夏叙位願指出候処八月十八日於御城被仰付、九月始上京仕

候而親因幡守享保二十年隱居仕候、帰国之御吉田殿御家老衆より社家は無二

而も乘轡指支不申候品々仙台御家老中え被仰遣候由、依之

仙台御奉行衆より 吉田殿御家老衆え御挨拶被仰遣候由、

就夫ニ吉田殿御家老中より右之訊御糺シ御状元文式年十二

月四日着申來候処、則法蓮寺覺山法印え申達候、右之旨法

蓮寺より 公儀え被仰達候、右御状之趣左之通

以別紙申入候、然は去冬帰国之節乘轡之儀御家老中へ御願

申入候処御障も無之候間、可被仰付旨御報被示聞候、定而

可被仰付と存候、然は其趣此方へ可被相達候処、其儀無之

候被仰付候ハ、早速可被申越候、為其如此二候、恐々謹

言

鈴鹿筑前守

重判

後十一月十三日

鈴鹿周防守

同

鈴鹿後守

同

鈴木薩摩守殿 右横折紙也

右之通申來候、右御狀え口上書相添候而方丈え薩摩守指出候

所、同式年正月廿七日右之趣方丈より御奉行所え被仰上候由、

依之四月朔日薩摩守・信濃守・伊賀守在位三人方丈え被為呼

候而、覺山法印直々御書付を以被仰渡候左之通

叙位被 仰付候祢宜中ハ乗轡之儀向後指支無之候間、勝手次

第乗轡可被致候 御上え相窺候上如斯候事

方丈

四月朔日

役者

右之通被 仰渡候二付 吉田殿御家老衆中え為御知御返答御

礼書狀為相登候留左之通

一筆啓上仕候、然は去冬乗轡之儀国本相濟候ハ、其段可申

上候処無異儀候、如何国本之申渡無之候哉否被仰下候二付、

支配頭別当を以領主奉行方え申達候処、当月朔日在位中乗轡

勝次^{下見カ}次第と被申渡候而、本望之至難有仕合奉存候、右之段御

礼為可申上如斯御座候、恐惶謹言

四月十日

鈴木伊賀守

志賀信濃守

鈴鹿豊後守様

鈴鹿周防守様

鈴鹿筑前守様

右書狀并御家老衆三人并取次鈴鹿大炊介右四人之衆え為御礼

金百疋充進上申候、右金子壺兩一封二仕候

一 長刀傘并召連候者着用之将束等伺之書狀一封大炊介殿え

指進候

右之通書狀一字京都御留主居添役遠藤権四郎殿上京被致候

間、右書狀頼入為相登申候、右 吉田殿御家老衆并大炊介方

より御狀一箱鈴木薩摩守様遠藤権四郎と申銘二而被相下候、

宮城御代官奈良坂八郎方より御山え被相届候

右御返翰之写留左之通

芳翰令披見候、然は去冬乗轡之儀相添申候ハ、其段可申上

候処、其儀無之旨書状を以申入候処、尤四月朔日乘轡勝手次第と被仰渡候首尾能相濟候由、依之右之御礼且為御届紙面之趣則遂披露候処珍重二思召候、此旨宜相心得可申入由二候、
恐々謹言

八月十一日

鈴鹿筑前守

鈴木薩摩守殿

鈴鹿周防守

志賀信濃守殿

鈴木伊賀守殿

并

御礼令披見候、弥御無異二神役勤行之旨珍重存候、当地別条無之候、然は乘轡之義、去四月朔日首尾能被仰渡候由珍重存候、右之為嘉儀目錄之通金子百疋宛拙者共え送給御念入候段不淺存候、恐々謹言

八月一日

鈴鹿筑前守

鈴木薩摩守殿

鈴鹿周防守

志賀信濃守殿

鈴鹿豊後守

鈴木伊賀守殿

御別紙致拜見候、乘轡之儀首尾能相濟珍重之御事二御座候、
然は内意御尋之趣左二申入候

一 乘轡之砌立傘長刀等為持候事

右長刀為持候儀は祭礼之節は無子細候、其外ハ将束着用之節ハ其儀二不及候、傘之義は御勝手次第之事

一 衣冠之節布衣青土白張六召連候事

右ハ子細無之候、乍然布衣之義は先御差扣可被成候、其外素襖等も不苦候

右之通御家中之内意承申合申懸候、併於 本所は子細無之候得共、御国法之儀は不及事二候間、御聞合之上差障無之候様二可被成候、以上

八月十一日

鈴鹿大炊介

鈴木薩摩守様 右三通横紙

右之通被仰下候也

一 元文三年之比、鈴鹿大炊介殿より被仰下候御状之旨左之

通

叙位先年より相勤申衆ハ官位階共二一度ニ蒙申候右先年之通ニ御座候、只今より新規ニ相勤申候人は先つ位階計蒙り申候、夫より十年も経てより官を蒙り申候事ニ罷成候事

一 四十歳以上之人ニ叙位蒙り申儀ニ罷成候、然は各御

息叙位被成候節、其親叙位被致年尤其子息之年比四十
歳比二出合申候様御心得可被成候由、被入御念被仰下
候事

右御状薩摩守・信濃守・伊賀守名本二而被遣候事

元文五年二祢宜叙位繼目願申上候事

一 二祢宜鈴木老岐守嫡子左京■守と成ル・小野和泉守嫡子伯

耆守叙位之節
志摩守成ル・鈴木伊賀守嫡子伊豆守、右三人家督相統出

勤仕候上面々願申上候処、六月 被仰付候而、七月廿五日
発足仕候而京都 叙位参代相勤申候帰国仕候

右路金仙台御藏二而被渡下候、京都官物束帶狩衣諸色前々
之通於京都被下候、尤伝馬小都合塩マ■之間各二三疋之御判

紙被相渡候

附

阿部淡路守始、薩摩守・右二祢宜三人何も叙位願存慮
之通書認候而方丈え指上候処、方丈より右願書へ末書
被成 公儀え被指候由也

一 薩摩守叙位願申上候節、出入司方より御減略二御
座候如何可有御座候義被相達候所 屋形様塩釜之儀
は別段二吟味可仕候旨被 仰渡候由承伝候、然は無

相違叙位薩摩守二被仰付候、別而 御山厚御前被思
召候儀至極有難御儀二奉存候事

鈴木伊豆守願書指出候留左之通

拙者儀当 社別宮二祢宜職御カ■座候処二親鈴木伊賀守義老衰仕
候故、去秋隱居願申■■通被 仰付、去冬より拙者儀出勤

仕罷有候、然は正徳五年 三座二祢宜一同二御物入を以叙位
被 成下冥加至極難有仕合奉存候、然所二拙者儀無位二而罷

有候間繼目叙位被成下度奉願候、当時御物入申上候儀恐多奉
存候得共、御憐愍を以繼目叙位被 成下度奉願候、宜被仰上

被下度奉存候、以上

元文五年三月廿一日

鈴木伊豆守

番頭五人名本記之

番五人末書申候キ

延享四年三月阿部土佐守淡路守
嫡子也・春カ■日豊前守右抵津守
嫡子也 右兩人叙位

願指上候処、法蓮寺取次御上え指上候、同八日於御城御客ノ
間二法蓮寺引加へ御奉行衆より叙位被仰渡候、九月下旬路金

京都逗留三十日、道中上下四十日、都合七十日分彦人前二御
金四拾四切宛百間蔵二而被相渡候、尤小都合迄上下御伝馬被
借下候御判紙出入司より被相渡候而九月八日出立仕候事

8 願書(叙位願い)

※嘉永四年(一八五二)。法蓮寺が阿部出雲・志賀信濃ほか五名の継目叙位を願いで出ている。

一宮一ノ祢宜阿部出雲始、祝詞職志賀信濃・二ノ祢宜鈴木志岐・小野伯耆・鈴木備中五人之者継目 叙位被成下度段各通願申出候、右之内阿部出雲義は一ノ祢宜筆頭之座列ニ御座候処、次席兩人之一ノ祢宜 叙位之者ニ在之、右出雲壱人筆頭座列ニ而無位 御祭事方始諸事列席之御外見不宜 神慮之程も恐入 御崇敬とも相拘り候義ニ御座候間、如願御吟味被成下度奉存候、祝詞職志賀信濃義ハ先祖信濃守 叙位被成下候事ニ而、其後無之外一・二ノ祢宜六人之者共は何も二代、三代、或ハ四代 叙位被成下候事ニ相見得候間、同人義も如願被成下度奉存候、二ノ祢宜鈴木志岐始三人之義も先年も願申上再願之義ニ御座候間、此度一同如願被成下度義ニ御座候得共、御時節柄五人壹同相願候義も至極恐入奉存候条、若クハ次御屋根替
御遷座前迄ニ御吟味被成下候而も可然一ノ祢宜阿部出雲、祝詞職志賀信濃兩人計も今般如願被成下度、別紙指出候紙面五通相添此段奉願候、以上

嘉永四年三月七日

法蓮寺
運瑜(重判)

御奉行所

9 覚書

※年代未詳。志賀家にかかわる覚書をまとめて上げている。

(表紙)

「覚書

志賀信濃守」

拙者先祖被 仰渡候御書付写覚書御座候分書立仕候、右淡路守箱ニも無之候条左之通御座候
屋形様御社参之節散銭何程有之哉と御尋被遊候ニ付、毎年員数書付指上候
一 塩釜社人頭御幣太夫為御合力壱ヶ年ニ其身持高御年貢金之内ニ而壱分判七切宛当年より毎年被下候間相渡御勘定払ニ相立可被申候、右御幣太夫儀毎年七月十日散銭所務仕ニ付社領も不被下候処ニ、至近年御社参御代参ニ付御鉢入参

錢不足二付困窮仕段被為聞候条、右之通為御合力被下可然
由、御家老衆吟味之上内匠・伊賀依改如斯候

天和二年

孫兵衛

十月九日

清九郎

永嶋七兵衛殿

仲左衛門

足立半左衛門殿

村上安太夫殿

村上安太夫

右之通御書付請取書替如此候、以上

足立半左衛門

十月十一日

永嶋七兵衛殿

前書之通申来候間、其心得御首尾可有之候、以上

同年

十月十六日

永嶋七兵衛

瀬戸伊左衛門殿

印判

高橋九左衛門殿

幣太夫可罷出候由被 仰渡候、則御前え罷出候御意ニハ御
幣太夫ハ名カ惣名カ、何ト申ト御尋被遊候

同十日 御前より伊達將監様え御意ニハ直々罷出山之神職
御幣太夫役目品々罷越御見届可被成由被 仰渡候由ニ而御
出御覽被遊候、將監様被仰出候ハ祭礼之節此度御幣太夫神
職見届可申由被仰付候、右之通無相違申上候様ニト被仰渡
候、其方何トて無束ニ而御奉公代々相勤神職無相違之由御
悦喜不浅被思召候御前より被 仰出候ハ其方供ニ相立候者
ハ其方内之者カ御尋被遊候可申上由被 仰付候、申上候ハ
將束差五人之者ハ中間之者共ニ御座候役目ニ罷出候、右五
人之者役目之次第申上候、其外三人ハはんびとりから笠持
そうり取ニ御座候、右之例ニ而古来より勤来候無相違旨申
上候

一 御宮御贈位被遊候節 公儀より御贈位御迎ニ志賀伊予守

上京仕、殊ニ高官被 仰付候由ニ候、其心掛仕可罷有由法
蓮寺より被申渡候、其以後如何上京之義無之 御贈位御下
之節、右御箱持神前え罷出候由申伝候

覚

元禄六年散錢之儀ニ付被仰渡候御書付

一 元禄五年七月十日 屋形様御社參之節為 御意御前え御

写

去冬被仰聞候塩竈社人散錢出入之儀、御町奉行・評定所御役人へ申渡、双方為承届候所ニ社人共公事争論ニ申上候義ニは無御座候、社法乱不申様ニ被成下度由相達候義ニ而有之由ニ候間、散錢ハ先着之通志賀伊予令所務社方之儀ハ不取乱様ニ伊予ニ可被仰渡候、以上

元禄十六年

志賀筑後守

五月廿八日

法蓮寺

御納所

長沼玄蕃

宝永元年迄一祢宜上ミ上座ニ而御幣太夫ニ候処ニ御幣

二月晦日

津田民部

役儀・座列共ニ相改り被 仰付候事

法蓮寺僧正御房

一 宝永元年九月被 仰渡候御手前事、先達而被仰付通此度

大祭礼之節御幣規式次第第二書付可被相出候、月々御朝

祝之役目ニ被 仰付候、尤座位之儀ハ二祢宜上ニ上座可仕

參之御神事規式書付可被相出候ニ付

由被 仰渡候

大祭礼勤方覚

一 右之一祢宜、次ニ上座可仕由被仰付候間、其心得可被成

一 九日辰時之祭御拜殿前ニ而御幣台相出勤來候儀、或大鉢

由法蓮寺被申渡候

御朝參之御神事同前、同十日大祭礼御流鎗馬射手之者御朝

一 志賀筑後守 御幣社職一円ニ被相除候、月次之神事ハ

參之御祝儀座え罷出候時分拙者前盃三ツ酒十分ニ相受置候

毎々之通可被相勤候、御幣役儀ハ一祢宜え相渡、此以後本

を三人之射手えさし申候、右御朝參之御祝儀御拜殿ニ而相

社人被仰付在庁と申事ハ相止申候由被仰付候

勤來申候、御朝參之役儀 先達而書上申候間、此度ハ相扣

一 志賀筑後守 御幣頂戴仕候儀ハ相止、御朝參之神事ハ

申候

前々之通仕可然由被仰出候、右之通津田民部殿より最前被

一 先年高木村留主殿ニ而被相勤候節から、笠持はんびとり

仰渡候、以上

被召連候遺例十日之大祭礼拙者方ニ而召連申候、右之通先

宝永元年

法蓮寺

達而書上仕候節書落申故、只今如此ニ申上候、以上

申ノ七月廿八日

社家

番頭中

一 志賀筑後守散銭当年より法蓮寺初六供社人中無殘配分ニ被仰付候、右之段六供社人被仰渡由五人御老中御吟味を以被仰渡事

右宝永元年七月四日被仰渡候
右之通ニ御座候、以上

志賀信濃守

享保七年十二月十八日

右之通御評定所え相出申候

享保七年

十二月九日御評定所より被相渡候頭書覚ニ御座候、前書頭書之通此頭書御座候ニ付右再相出申候

一 社家共一二三祝等列次計被仰出有之、次々之社家共列次何れも被仰付無之候、貞享年中より段々御吟味ニ而一ヶ条ニヶ条つ、相濟義も有之、数ヶ条相濟候義等有之候、法蓮寺被存候迄ニ而其方共不存義ニも有之様ニ相見得申候、左候ハ、御上より被仰出候を一向ニ不存居候儀共可有之御条段々被申渡候、墨付覚書等一冊ニ仕立指出可申候事

尤此節書出シ不申、追而書出候而ハ御取上無之候条、其心得令吟味加判不致指出可申候事

右之通被仰渡候ニ付淡路守方御用箱尤有之候諸事御書付等御座候分書立仕候而、同役四人之名付ニ而一冊相出申候、和泉守ハ新番頭之事ニ而引加へ申ニをよばざる由被仰渡候而和泉名本相付不申候、且又淡路守箱ニ前書之通ハ無之候間、前書之通ニ一冊相出申候

10 御幣太夫家伝記 壺

※年代未詳。志賀家に伝わる文書類を書き写し、記録したものの一巻目である。

(表紙)

「御幣太夫家伝記 壺」

塩竈大明神人皇十四代 仲哀天皇之御時当国え御下向被成置候御時、第一ノ臣下ニ志賀兵衛助ト申候而御供仕候子孫ニ御座候ニ付、余之社人衆より知行高二而貳拾五貫之処被下置候ヲ屋代勘解由殿御奉行被成候時分、右之地行被召上候、其後御替地被下置候様ニと申上候得ハ御合点被成候得共、勘解由

殿御身上ニ御座候ニ付可申上様無御座候間、只今迄延引申候於只今ニハ身上罷ならず候間申上候罷成御事ニ候ハ、社人並ニ少ノ地方をも被下置候か、又ハ大明神へ上り申候御初尾只今迄ハ取申者無御座候間 御意を以被下置候様ニ申上度候、若御疑も御座候ニ付而は法蓮寺尤社人衆へも御尋可被下置候、我等儀は御幣太夫と申社人頭ニ御座候得共、只今迄無足にて罷有迷惑申候間、何之道ニも被仰付下置候様ニ申上度候、以上

正保三年三月八日

御幣太夫

志賀次兵衛

写

志賀太夫無足ニ付而古来之様子共内藏頭様へ御披露仕候由承候、只今之時分ハ知行杯之儀申請度由御訴詔申候共成兼可申候間、七月之御神事九日・十日両日之参銭前代より取申人社人之内ニも無之候、尤於当寺も相構申事無之御座候間、此参銭を志賀太夫ニ被下置候処ニ具ニ内藏頭様へ被仰上可被下候万事頼入申候、去年中之参銭も社人衆之内ニ可有之候条、彼是其ニ被下置候様ニ被仰上可被下候、恐惶謹言

三月十八日

法蓮寺

大窪八右衛門殿

鏡雅判

原 次兵衛殿

人々御中

外別紙写

志賀太夫無足ニ付而内藏頭殿・甲斐守殿御兩人へ御披露申上候得ハ只今之時分も知行方々申請候事ハ罷成候間、御神事兩日之参銭其元ニ取申人無御座候由承届申条、此者ニ右之参銭被下候由内藏頭殿御兩人ニ而被仰付候而、以来之儀如此志賀太夫ニ被仰付御尤ニ候、仍如件

御祭田之御訴詔寺社御奉行衆之被仕候得は只今之時分ハ御様儀不罷成候間、当寺へ請合仕七月 御神事之参銭など可然由被仰候旨承候条、幸此方ニ参銭取申人無之候間 塩竈大明神右之参銭相渡申候為以来之如此ニ候、仍如件 法蓮寺

正保三年三月廿一日

鏡雅書判

志賀太夫

次兵衛殿

書物を以申上候

塩竈大明神人之者共我等身之上書物を以申上候由ニ御座候間

我等も申上候、然所ニ我等親正保元年之年より同三年迄 上意へ御祭田之儀御訴詔仕候得ハ 大明神七月十日之御祭礼参錢被下置候ニ付、右田代以前之法蓮寺より護国印被下置候を社人芳輩アサ之者共此度取返シ面々遣錢ニも可仕候由、法蓮寺へ御披露申候得ハ、法蓮寺ニ而ハ御合点不被成候ニ付御兩人様へ申上候由ニ御座候、我等親之代ニ内藏頭様・甲斐守様御祭田を被下候様ニと御訴詔申上候ニハ大窪八右衛門殿頼入 塩竈大明神仁王十四代仲哀天皇之御時当国へ御下向被成置候御時第一之臣下ニ志賀兵衛助と申候て御供仕候面々社人衆より知行高二而貳拾五貫文被下置候を、屋代勘解由殿御奉行被成候時分、右之知行被召上候ニ付右之品々申上候得ハ、た、いま之時分ニハ知行なとハ不罷成候由ニ而七月九日・十日兩日之参錢ハ法蓮寺へ御聞被成候而可被下由ニ而、法蓮寺へ御聞被成候得ハ山ニても取人無御座社人中ニ而取ちらしニ仕、尤我等もかまい無御座候由甲斐守様・内藏頭様へ被仰上候得ハ、御兩人様ニ而左様ニ候ハ、此次兵衛二兩日之参錢をとらせ可申由法蓮寺へ被仰渡候付、法蓮寺より護国印被下置候間、只今迄ニ貳拾年余り無相違我等知行と存候而取申事ニ候、さやうニ書物仕指上申候間被御聞分被仰付被下度候、尤知行持参申候者共も我等知行を分散仕、無足之者共ニ分散仕分くれ申

度由申上候儀一円理つまり不申候、尤我等分散仕候ハ、何も面々知行御座候間分散仕候様ニ被仰付度候、只今ハ右五切之物成取申候ニ拾七、八切五兩ニ及取申候間、何も分散仕候様ニ被仰付候而被下度候、我等知行ハ定無之候天氣能候へハ御参りも御座候而、天氣悪敷御座候へハ参も無御座候、兩日之参錢と申候へ共所望も無御座候間、御吟味被成被仰付度候、扱々我等何十年共無足ニ而

大明神へ親代より御奉公仕候故御願を以

大明神より参錢被下候ニ法蓮寺様より之御護国印もけつり、又ハ 公儀より被仰渡をもそむき、加様之たくミ申上候ハ定其身共之知行をも此度分散仕度可申上候間被御聞分被仰付可被下候、其上我等証拠も無右参錢取込仕候様ニ難体申懸候間、御吟味を以急度被仰付被下度候、以上

寛文八年

志賀伊予

八月

謹捧願書奉言上事

一 塩竈宮御弊太夫代々相勤社家相統仕候、依之七月九日・十日兩日之散錢毎年某被下故御宮遣方勿論経御百姓申ニ付、右兩日之以散錢御年貢等皆済申上候、且亦六貫文余之

高所持仕故、父母妻子養申事二候、然処二五三年は作毛存
之外相違仕、剩二、三ヶ年ハ右両日之散錢相違ニ御座候故、
当御年貢之皆納可申上様も無之若干困窮仕候、就夫從 御
上意式拾兩之拝借金以御慈悲御借被下置候様と救通之願書
法蓮寺之訴之候得共、一切調不申相禿申事ニ御座候、冥罰
恐多申上様ニ御座候得共、社職之旧例断絶不仕様ニ奉願候、
乍恐委細之儀ハ追而奉言上度願而已ニ御座候、以上

社人

天和元年

御弊太夫

十二月廿一日

右書物一通拙者儀祖父御幣太夫伊予守竹串ニはさミ捧持罷出
居候 網村公福田町え御出駕御飯屋え御入被遊候砌、八嶋九
兵衛殿右書物御取次ニ而直々 御前え被指上候、是直訴言上
仕候処無相違帰宅仕候旨留ニ記置申候キ

一 塩竈宮御幣職代々相勤候、依之七月九日・十日兩日之散
錢毎年某ニ被下置故社領御祭田被下置者と同意ニ壹ヶ年ニ
二度宛之御供祭奉備上、尤 御宮入字一ヶ年二百五十日余
之出仕山籠 御宮番等も右之者共と同前ニ相勤來候得共、
延宝六年七月之御祭礼以來同九年之御祭事迄諸外人衆社參

無之 御供祭可奉供シ様無御座候故、不嫌高利借金借米仕
捧 御膳等候得共、頃日は借金可仕手立も無之処ニ、
五三ヶ年は作毛存之外不足ニ御座候得而 上意之御年貢ハ
不申ニ及、老母自身も養可申様無之ニ付、從 上意金貳拾
兩奉拝借御年貢皆納仕度奉願候得共、誰カ奉願入可捧願書
様体無之候得は、不及是悲ニ相禿申事ニ候、左様ニ御座候
得は、御弊職相捨勿論大明神可奉崇様無之 屋形様御祈禱
断絶当社之失御威光以旁之迷惑至極ニ奉存候、是ハ以御慈
悲抱居社職相続申度奉願候、以上

御幣太夫

伊予

天和二年

二月七日

右書物瀬戸伊左衛門殿・高橋九左衛門殿え指出候事

一 塩釜社人頭御幣太夫為御合力壹ヶ年ニ其身持高御年貢金
之内ニ而壹歩判七切充当年より毎年被下候間、相渡御勘定
払ニ相立可被申候、右御幣太夫儀毎年七月十日散錢所務仕
ニ付社領も不被下候処ニ、至近年御社參御代參ニ付御鉢入
參錢不足ニ付困窮仕段被為聞候条、右之通為御合力被下可
然由、御家老衆吟味之上内匠・伊賀仍改如斯候

天和二年

孫兵衛

十月九日

清九郎

永嶋七兵衛殿

仲左衛門

足立半左衛門殿

割相濟候二付、御割奉行衆書付遣候内、八百文は御幣太夫、
残貳貫貳百文之所拾人之社人ニ配分被申、何も面々持高之
内を以地形小割相極、且又地形所持不申社人有之分は手作
仕候様以勝手割渡候首尾可被申事

村上安太夫殿

村上安太夫

右之通御書付請取書替如此候、以上

右之通御祭料并社人知行共相濟候通首尾可被申候、但七貫文
之御祭入料不足於有之は如先規之拾九人之社人并此度御知行
被下候社人拾壹人相加り、以償壹ヶ年中之御祭無間断相勤候

十月十日

足立半左衛門

右之通被仰渡候御年貢金貳ヶ年被下置候キ

様ニ法蓮寺并社人共へも可被申渡候、且又当法蓮寺代より閏
月有之年ハ其月之御祭法蓮寺より被相勤之由、自今は右御祭
領を以社人方より相勤候様ニ可被申渡候、御家老衆吟味之上

天和三年御祭田料御寄附被遊不足之社人拾壹人ニ御知

行被下置候御書付左之通

右之通相濟候間如此二候、以上

塩竈

天和三年

社人衆

六月十七日

孫兵衛

塩竈為御祭領七貫文、此度御寄進被成置候、御割相濟候上御

御郡司衆

清九郎

割奉行衆書付を遣候通年々御藏入同前ニ物成相極、其所之御

御割奉行衆

仲左衛門

郡司衆極目録を以米大豆代方小役共ニ御代官衆御取立、米大

右之通御書付受取置書替如此候、足立半左衛門依病氣不能加

豆は其年之相場を以金二直、毎年法蓮寺納所え右目録共ニ渡

判候、以上

村上安太夫

置、壹ヶ年中御祭入料ニ其時々社人方え段々相渡為勤之、且

同年

又 御宮諸色御道具小破之繕等入料ニ用之可被申事

六月廿五日

一 同所社人不足之者共拾壹人ニ被下置候三貫文之御知行御

柳生権右衛門殿

前書之通候間、其心得御首尾可有之候、以上

天和三年

六月廿六日

瀬戸伊左衛門殿

高橋九左衛門殿

右之通御書付手前ニ留置書替如此二候、以上

同年同日

塩竈

社人衆

柳生権右衛門

瀬戸伊左衛門

高橋九左衛門

一 式拾五貫文程

右之内五貫文右同断

一 米貳石余り

当年分

一 五拾貫文程

右之内五貫文右同

一 米三石

八月十五日

口上之覚

七月九日・十日兩日之散錢品々有之候而、親代ニ公儀より被

下置只今迄拙者咄人ニ而所務仕候、然処ニ此度中半之衆中物

ニ仕度由願書僧正様え指出申処ニ拙者儀は何分ニも御吟味次

第と先達申上候故、弥以左様ニ候ハ、右之散錢半分中物ニ仕、

半分は拙者所務仕候様御了簡可被成下由、左様之御了簡ニ而

ハ拙者合点無之候ハ、御公儀え可被仰上旨被仰下候最奇何

分ニも僧正様御意次第と申上候得共、右之通半分所務仕候様

ニとの御了簡被成下候而ハ御達次第ニ可仕とハ不被申上候

間、右之通被仰上可被下候、以上

右先年迄ハ相違無之所務仕候

御社参之砌ハ

一 式拾貫文程

右之内五貫文宛社人中間へ相出申候事

一 米壹石程

御代参之砌ハ

志賀伊与守

九月廿四日

高福院様

一 法蓮寺御住寺圓鏡僧正御山之内ニ庵被相立住居被致候而出勤被申候、法蓮寺ニハ御弟子仙台高福院ト傳正右兩役者計被指置候キ

口上之覚

当七月塩竈宮御祭礼九日・十日之御鉢入散錢惣社人扣置申ニ付、正保年中より御幣大夫物納申意趣乍恐申上候、塩竈宮御幣社職代々相続申ニ付、祖父伊勢と申之代迄式拾五貫文之所御知行被下置候所ニ、寛永年中ニ屋代勘解由殿御奉行之節、右祖父伊勢代ニ一字被召上故、拙者親次兵衛代迄無足ニ而一ノ宮御奉公相勤申候、然ニ親次兵衛正保年中ニ大窪八右衛門殿・原次兵衛殿御取次ニ而原田甲斐殿・富塚内藏殿御兩所へ願書指上申候は、祖父伊勢代迄式拾五貫文之所御知行被下置候を被召上付当分無足ニ而 御宮御奉公相勤申候、先御知行替地被下置候か、若不被成候ハ、塩釜大明神七月御祭礼之散錢成共被下置候様ニと奉願候処ニ、兩御奉行様中御吟味之上散錢向後御幣太夫ニ相渡可然旨被仰渡候、依之其節之法蓮寺より拙者親次兵衛ニ証文被下候は、自今以後無支七月九日・

十日兩日之散錢物納可仕由、御自筆ニ而判付相調候を被下候間、右証文為証拠と正保三年より元禄五年七月迄四拾八、九年兩日之散錢物納仕候、然処二年数之内拙者代ニ罷成、寛文八年之夏惣社人中より右散錢之間答罷出候時分親代ニ願指上申候願書之下書法蓮寺より大窪八右衛門殿・原次兵衛殿之被指遣候本所之書伏、尤法蓮寺より親次兵衛ニ被下候証文共ニ三通法蓮寺之指出申候得は無違乱如前々之所務可仕由被仰付候所ニ、寛文十年ニ社人中より又以貴船・只洲兩社之散錢ニ付混乱罷出候時ニ法蓮寺被仰候ハ神前も不憚往來之諸人見聞之所も浅間敷、年々之様ニ散錢問答仕事神慮之非礼不宜候間、此上乍無心も伊予方より代五貫文宛向後惣中間へ相出候ハ、自今已後互ニ問答も無之可宜候間、乍ト太儀代五貫文宛年々相出申候ハ、事濟永相違有之間敷由被仰渡候条、拙者乍不快御祭礼之御年々口論も如何と御請仕候、乍去以來とても口舌無之様ニ証文被下度と申上候得は、法蓮寺被仰候ハ此未七月ハ毎年代五貫文宛惣中間へ相出所慥成証拠ニ候間、不及証文ニと被仰候故、任御略策ニ寛文十年より元禄五年迄年数式拾三年二代百拾五貫文中間え相出申候、且又元禄四年之夏中又以散錢出入取立様々惣事申立数通之書物相調申由及承候得共、達而相講不申候故、如右之所務仕候所ニ当七月朔日ニ役者惣

社人中拙者ニ被申渡候ハ、当御祭礼兩日之散錢員數都合御覽可被成之由僧正様被仰渡候条、惣社人中尤伊予方よりも番之者相出一錢一粒無紛失様ニ急度可相守由役者衆を以被仰渡候、拙者一旦不快ニ存御請不仕候得共、僧正様之御意と御座候ハ、左様ニも可仕と役者衆へ挨拶仕、九日之晚より同十日兩日ハ拙者方よりも番之者六、七人相出為守申候先々取仕廻申ニも当番之縁坊衆同番頭手前共ニ兩印符ニ而段々仕廻置申候而十一日ニ下宿仕候、同十二日右散錢開符申ニ付、役者衆共兼衆ニ惣社人各拙者方人数召連 御山え罷上申所ニ、役者衆・六供衆・惣社人各立合ニ而相改申所二代七拾貳貫三百文・白米五石有之候、則拙者方え持參可申と存所ニ双方出入有之儀ニ候間、落居申迄ハ御宝藏へ納置可申由ニ而御藏へ相納指置申候、打続永々敷御祈祷中と申彼是延引ニ罷成候内七月廿四日、九月二日役者衆を以申上候は、散錢之儀尔今理明ヶ不被下候故諸事迷惑仕候、何とぞ理明可被下由申上候得ハ、御祈祷中先相扣可申由被仰渡候、拙者儀社人其上御藏入持高御年貢諸役最早遅々仕候間、宜様ニ御吟味被成下度候、且又九月六日ニ役者 高福院御山ニ而被申渡候は、其方散錢ニ付惣社人より書物相出候ニ随分理順ニ候間、散錢半分惣中間之相出可然候、半分ニ而も惣社人中合点申間敷候得共、其外は此

方ニ而取持可申候間、左様ニ可仕由被申渡候、時ニ拙者御挨拶仕候者御了簡之通ニ而ハ拙者頓ニ相禿申外無御座候、如先規之被相渡度と申候得ハ左様ニ有之候ハ、右散錢半分中間へ相出申儀不罷成証文相出可申由高福院被仰候ニ付、右証文相渡申候、兼而僧正様被仰付候は不寄何儀ニ役者衆を以可申上旨被仰付候ニ付、前書之品々役者衆頼入早速埒明ヶ被下様ニと度々申上候得共、とやかに御座候得而御取次不被下無是悲如斯申上候、且又拙者進退困窮仕付、天和元年極月中屋形様福田町え御鷹野被^{この村か}為成候節直訴仕候は、当七月御祭礼ニは風留故散錢不足、剩洪水ニ而作毛相違仕、御年貢諸役上納可申様無之二付、金子貳拾兩拜借仕度と奉願候処ニ 御公儀様以御憐愍天和貳年ニ御藏入持高之内ニ而金子七切^{此御書付尔今}被下置難有奉存処、天和三年ニ柳生権右衛門様御取次ニ而 一宮え拾貫文之地御寄附被遊候内^{七貫文ハ、御祭田料}三貫文ハ無足之社人拾人拙者共ニ拾壹人ニ配分被成下候、八百文之処ハ持高之内ニ而拙者被下置候、残ル貳貫貳百文ハ右拾人之者ニ被下置何も難有冥加至極ニ奉存候、其以後 屋形様塩竈え御社參之節散錢何程有之候哉と被遊 御尋候ニ付毎年員數書出指上申候、右奉願通散錢拙者永代物納仕末以違乱不罷出様ニ弥以御公儀様御年貢諸役皆済仕、借金方之返済進退相続仕候様

二被成下度奉願候、以上

一宮御幣太夫

元禄拾六年十月六日

志賀伊予守

富田甚三郎様

栗野勘右衛門様

右之通願指出候、右一儀同七年二月惣社人中御評定所二而御
僉儀被遊候事左之通

一 二月五日鎌田信濃・小野淡路・阿部能登・小野下総・小

野久三郎、彼是拾三人被召出御尋被遊候ハ、此度御幣太夫

参銭之儀ハ其方共ハ公事歟願歟如何様之儀候哉可申上由

為御意被仰出候間、急度可申上由御尋被成候、仍右之社人

中公事ニハ無之願ニ御座候段申上候

一 伊予参銭為御意御為 御意知行ニ被下置候処ニ、何方

より被仰付候而留置申候事急度可申上由御尋被成候、仍右

之社人中僧正より被仰付候而留置申候 上意より御指図ニ

ハ無御座候段申上候由、則右之口書被召上候事

一 鈴木河内申上候ハ先年より伊予と申者社人ニハ無御座

候、先年但馬番子ニ罷成候か只今番頭ニ罷成候故、上座御

幣役目相勤罷成申候由讒奏申上候、仍御尋ニ御幣太夫役目

上役歟下役歟早速可申上候由被仰候、右河内御幣役目ハ上

役と申上候、仍御評定御役人衆以之外御立腹被成最前より

段々被相尋候得ハかごと計申者二候、急度可被仰付候得共

一宮様之儀御座候間、此度ハ御免被成候、右之品々口書被

召上候由二候

一 同月六日残ル社人阿部佐渡・鈴木薩摩彼是拾五人被召出

候而御尋被成候佛参銭公事ニハ無御座候 一宮社御取乱不

申様并願、仍右社人中仍右之者毎度よりせんせん之儀参

銭参銭公事ニハ無御座候社法之不取乱様之願指出申候段申

上候由依之。

(頭注)「三十人社法之儀連判申上。一、三十人連判を以社法之

儀申上候儀ハ此方講無之候伊予散銭所務致候事ハ伊予ニ相

濟候由御役人衆被仰候由ニ御座候。」

一 伊予方え御尋ニハ、参銭之儀ニ付先年より之書物有之候

哉指出可申由被仰付候、仍右之書物取揃目録書相添、則於

御評定所而指上申候添書之趣左之通

覚

一 正保年中甲斐殿・内藏丞殿え親次兵衛願上申候案紙巻通

一 同年比法蓮寺より原次兵衛殿・大窪八右衛門殿え被遣候

自筆之書状巻通

一 同年参銭之願成就ニ付法蓮寺より被相出候半紙之証文書

判候を尅通

一 拙者代寛文八年ニ散錢問答罷出候時分法蓮寺へ指出シ申候口上書尅通

一 天和元年極月福田町ニ而 屋形様之直折仕候願書之案紙尅通

一 天和式年冬從 上意金子被下置候時分之御書付尅通

右之通所持仕候間、或は本紙、或は写御一覽被成下度候、以上

元禄六年

十月六日

志賀伊予守

写口上之覚

一 去冬被仰問候塩竈社人散錢出入之儀、御町奉行・評定所

御役人え申渡双方為承届候処ニ、社人共公事争論ニ申上候

儀ニは無御座候、社法乱不申様ニ被成下度由ニ候間、散錢

只今迄之通志賀伊予守令所務社法之義ハ不取乱様ニ伊予ニ可

被仰渡候、以上

長沼下野

二月晦日

津田民部

法蓮寺権僧正御房

右之御書付三月三日ニ法蓮寺より被相渡候事

一 右御宝蔵ニ納置申候散錢、白米同月十日物受仕候事

元禄五年七月十日 網村公御社參被遊候御為 御意御幣太

夫 御前え可罷出旨被 仰出候、畏入奉存塩竈本町庄右衛

門方え御入被遊候而より御幣太夫伊予守 御前え罷出候為

御意御幣太夫ハ名歟、惣名歟、右之訳可申上旨被仰出候、

謹而奉承知御幣太夫と申候儀は先祖代より拙者家之惣名ニ

御座候而志賀神主遺跡ニ御座候由申上候事

同日大祭祀御朝參御幣御出御規式之割 伊達將監様御登山

被遊候而 御規式御拜見被遊 大神事濟候得は、則 將監

様御前え御幣太夫被召出候而被 仰出候ハ此度為 御意山

之神職御幣太夫 大祭礼規式勤方見届可申由被 仰渡候、

依御規式社職諸事勤方無相違段々可申上旨被 仰付候、伊

予守謹而奉承知申上候左之通

一 当日朝四々時潮満来り候節、御膳指上候而より御朝參御

神事相始候

一 左宮御幣御社内御出御被遊候御本社より一祢宜 御幣奉

守拜殿批縁ニ而、二祢宜 奉守加羅門ニ而糞書太其杓加太

夫奉守、是きたはしニ而安書太夫奉守候、 御覽被遊候通

御幣とりはらちかき之内へ膳部兩人おゑむしろを敷候席ニ

拙者儀罷立候而、安書太夫方より 御幣奉頂戴 神前へ奉

向ケ御幣奉振捧作法御祈念社内へ秘事之執行仕候、之レ社

例第一ノ行事ニ御座候 右宮・別宮御挟ミ紙御幣ニ御座候

処 御幣右え奉向ケ候得は、右宮一祢宜新太夫進而御挟紙

頂戴仕候 御幣左へ奉向ケ候得は 別宮一祢宜男鹿鳥進而

御挟ミ紙頂戴仕候、右作法相濟候而より 御幣安書太夫奉

守候段々御守之社人奉守御帰宮被遊候、且加羅門前え 御

幣御神幸被遊候砌、拙者儀御幣取場罷立候而御本宮え出勤

仕候由申上候、將監様御意ニハ御幣太夫 御幣頂戴場へ出

勤仕候ニ是ノ馬場罷越候砌將束着シ申者大勢引連候而傘為

張、又將束ノたれをとらせ候而召連候者ハ中間之者ニ候歟、

内之者ニ候哉 大社之神職相応之出立ニ候旨被仰出候、伊

予守謹而奉承知五人將束仕候ハ中間之者ニ御座候、御規式

役目ニ罷出候

一 左右宮御膳部兩人 御幣御出御取羅ち垣之内へおゑむし

ろ敷直シ候

一 杓加太夫は拙者儀 奉幣之場ニ進ミ候得は手水持向えか

け申候

一 台代太夫は紙午王た、ミに致、竹串ニ挟持候而拙者手水

仕候と否石紙其俣手ぬくいに指出申候

一 安書太夫 御幣御守仕候、且拙者儀指支有之候節は 御

幣頂戴指替、安書太夫・杓加太夫相勤申候、將又杓加太夫

は 御幣御守も仕候

右之通五人之社人は從往古神主附と申候而拙者方え附候而

御規式ニ罷出役儀古来より勤来申候

一 拙者儀傘張將束ノはんび取候二人之青侍ハ拙者内之者ニ

御座候、右青侍將束二人前年從 公儀被相渡候、右之通

召連候儀 留主君御勤行之御被召連候旧例を以先祖代々拙

者儀召連申候由申上候 將監様御意 御幣御行列御道具持

候次第可申上旨被仰渡候奉承知伊予守申上候ハ

一 御幣拜殿え御出御被遊候得ハ拜殿階下より御行列御先ニ

塩蒔散供蒔兩人左右ニ列歩仕候而御敷薦之上 御神幸之御

通塩散米蒔不浄を祓ヒ申候、次ニ御櫛二本青侍持候而左右

ニ列歩仕候、次ニ幣串四本右開断、次ニ中鉢二本右開断串

四本同侍次ニ中鉢二本同侍大鉢二本同侍御幣御守ハ社人

(頭注)「御朱傘張社人持候」御弓ニ張社人持候、御太刀雲

生御釵一腰社人持候、御供惣社人罷出候御神馬藁立申候

御幣奉幣場え御出御被遊候而拙者儀 奉幣執行作法仕候砌

ハ、右御道具左右二面々持扣へ罷有候、御規式相濟候得ハ

先々之通塩蒔散供蒔先立塩散米蒔候御道具段々列歩仕拜殿

前へ相結罷有候、則 御幣御本宮え御入御被遊候、則三社流鏑馬射手三人於是馬場二流鏑三番相勤申候旨申上候 將監様為 御意当日御朝參御祝儀有之候由、右格例可申上旨被仰渡候奉承知伊予守申上候ハ

一 当日大祭祀御朝參御神事御規式相濟候而流鏑馬おわり御神事一字相濟候而より惣社人將束二而拜殿え相結候御朝參御祝儀御酒肴給り候、右先例二而土器大盃膳部兩人持廻り候而惣社人列座へ引キ宮仕仕候、杓加太夫杓取廻り申候、依流鏑馬射手三人御祝儀拜殿へ罷出候、則膳部盃三分二受候而射手三人二為御祝儀指流シ申候、是 留主君御盃御格例之通先祖代々拙者儀相勤申旨申上候 將監様御意月次御朝參御神事有之候由委細可申上由、被仰渡候奉承知伊予守申上候ハ

一 年中二月朔日より毎月毎朔日御朝參御神事 左宮御幣御廊下え御出御被遊候、依 御出御所え膳部兩人おゑむしろ敷直候上二拙者儀罷有候 左宮御本宮より一祢宜安太夫御幣奉守階下二而安書太夫・杓加太夫等 奉守候而拙者儀おゑむしろ之上二而頂戴仕候而 奉御幣振捧作法御祈念秘事之執行仕候、依拙者直々階下迄 奉守 御幣右え奉向ケ

候得ハ 右宮一祢宜 御挾紙頂戴仕候、左え奉向ケ候得ハ別宮一祢宜 御挾紙頂戴仕候、右御規式相濟候而より安太夫奉守 御本宮御入御被遊候、依拙者儀退出仕候得ハ惣社人退出仕候、右 御朝參御祝儀於 拜殿惣社人列座仕、御酒肴給り候御盃御宮仕膳部相務杓は杓加太夫相勤申候、格式ハ七月十日之御祝儀格式方二御座候、(頭注)「右御神事二ハ惣社人神前二而被執行御祈禱仕候」

一 古来より正月朔日・十月朔日ハ御朝參御神事無之候、十月朔日ハ御祝儀計社家中相勤申候

一 毎月朔日拙者儀 御朝參御神事出勤仕候御、毎朝 日御膳前ノ社家方より拜殿前え拙者手水相出置申候、右手水杓加太夫手向ヒ仕候、台代太夫午王た、ミ之紙竹串二挾指出候取手ふき申候、是七月十日御規式之御格式方二有之候

右之通毎年七月十日大祭祀御朝參御神事御幣御出御御規式毎月朔日御朝參御神事御幣御出御奉幣職 御朝參御祝儀社例格式往古 大神主留主君御社職御勤行被成置候処、上代右御社職一円 留主君被命志賀神主候而より右之通 御祭祀社例古法無退転 御幣社職無相違志賀御幣太夫代々無怠慢不足之節も謹而相勤來候由申上候 將監様御意 当社御幣社職勤行之儀は我レ先代二而御執り行ヒ被成候処、右御幣社職社例・格

式共御幣太夫無相違代々相守候而不足之節も御社法無退転相
勤来候段甚夕神妙忠孝之至喜悦被致候、扱元来最初志賀と而
而神主二御座候処、最初神主遺跡有之候哉否之御尋被仰出候
伊与守奉承知申上候ハ最初之家ハ退転仕候、最初屋敷と申計
御座候旨申上候、將監様御意御尋之趣伊予守無恙申上候由、
御褒美被遊候而重而御参詣之節ハ御幣太夫方へ可被為入旨被
仰出候御事、朝四ツ時分御登山被遊御規式拜見被遊候而より
緩々右之通御尋被成置候而八ツ時分御下向被遊候旨覺書二御
座候事

一 留主君御上符御屋敷 將監様御代二ハ

一 留主君御城

一 留主君御家古来より志賀氏先祖代々御目見被仰付御出入
仕来候、且將監様御代仙台御上符御屋敷二而伊予守・筑後
守 御目見被 仰付候而御出入申上候処、筑後守病氣二罷
有候而御出入中絶仕候曲申依條并問、何ニとそ奉願 御目
見相勤候而乍恐兼而之通 留主公御祈祷無怠慢執行可仕
旨、愚拙ニ申付候事

一 一宮御社頭御造立之儀被仰渡候覺書左之通

一 筆致啓上候 一宮御屋根破損ニ付仮 御宮被相立儀被

仰出候、私奉行被 仰付ニ付仮 御宮被相立所柄見分ニ近

日可被罷越と奉存候、来ル十三日以後御日柄御吟味被成被
仰下度候、仮 御宮被相立儀ニ付被 仰出候品々御座候、
近日罷越委細可得御意候、恐惶頓首 津田民部

八月九日

判

法蓮寺僧正御房

右之通申来候旨承知仕候由申伝候事

同月十五日津田民部殿御登山被成 御宮所御見分被成候、本
名九左衛門・小野権吉・松木正右衛門、尤御代官栗野勘右衛
門・富田甚三郎各御社地なわ引被成候、尤御社内松・杉等迄
屋平折兵衛絵図被成候事

同八年十二月御仮宮出来仕候而諸事御祭御座候事

同九年三月廿六日ニ右宮左宮別宮御仮宮へ御下遷宮被遊候事

開年より御幣

只洲宮御事

元禄年中迄ハ是之御社地南面ニ四社御造立御座候中正面ハ左宮、右宮相殿ニ而一
社西ハ別宮、一宮東ハ貫船只洲と兩社右四社並在家也

一 此度御造替之節只今迄別宮と同様ニ只洲之社も不罷成事
不快ニ存事可有之候得共、只洲ハ元来塩釜之社ニ無之、別
宮ハ本社同様ニ塩釜ニ元来より御立候事ニ候故、右之通此
度御造立被遊候事

(貼紙)

「同八年十二月五日御仮宮所僧正地鎮祭被成候、同日從 御

上御膳被指上候由、同月十五日御棟上ケ被遊候御祝儀番頭
中へ御祝儀被下置候事

同九年三月廿六日 三社御仮宮へ御下遷宮被遊候事

僧正導師二御座候事

同年御造立御普請御取次被成置候事」

一 只洲を一円二被相除候ハ、痛入とも存事可有之候得共、

別所二被相移、上加茂・下加茂と御勸請結勺 神之御威光

増申事二而御為宜事二鎌田太夫元来塩釜之社人二候ハ、塩

釜と只洲と兼帯可仕候、乍去一円二塩釜ハ相除只洲一辺之

社人罷成候様ニ能可有之候、勿論元来塩釜之社人無之候

ハ、只洲計二而能事、右之通心得可申含旨被思召候事

右鎌田太夫と申候ハ只洲太夫とも申候而鎌田信濃守事ニ

御座候

元禄九年十一月廿一日夜粟洲富圍分古内村丸只洲御本社国分

古内村之御遷座被成置候而、上賀茂・下加茂と兩社二御造營

御造立
御造營被遊候、御祭田式貫文御寄附被為成候由、鎌田太夫ハ

塩釜ハ一円相除キ候而古内村之取移宮仕相勤申候事

元禄年中御社例古法諸事御尋被遊候得而、諸事御社例御

改被成置候事

勿論古今書上仕候事左之通

最前若子屋と鑓流馬^ヤ射手籠所家壺つ二有之候哉、其内若子
屋何間、射手籠所何間二有之候哉承度存候

一 志賀伊与守籠所何間二有之候社人会所之内二有之候哉、

社人釜所之内二有之候哉若子屋之内二有之候哉承度候、尤

間寸も何間二有之候哉見合之ため相入申候間御書付可被遣

候、以上

十二月六日

小野権吉

志賀伊与守^イ様

先年之通籠所七月大祭礼^イ將束仕候所、長サ四間・横式間半二

被相立被下置度候、三間板敷・畳共二壺間土地二被成下候様

二被仰上被下度奉願候、以上

元禄拾二年

十二月八日

志賀伊与守^イ

小野権吉様

一 伊与守籠所^イ射手若子籠屋被相立被下置候事

一 元禄拾一年三月廿九日 網村公為 御意惣社家中先祖座

列・役儀・名本迄書上可申候旨小野権吉被仰渡候、仍権吉

惣社人中右之訊被相尋候事、右先祖書四月七日二惣社人指

出候事

御幣太夫先祖書指出候処在之通所留左之通

先祖古来より在庁と申候而御朝参之御神事ニ罷出 左宮之御幣被為出候ヲ頂戴仕候役ニ御座候所「昔之助様御先祖水沢卜御所替之節五代以前所當志賀伊勢と申者惣領之子共召連水沢丸神並參條所并次男隼人と申者計相残右神職相勤罷有條曲申体條」此迄文無相除、可申事直之出候、御幣太夫と申候御神供も指上不申所ニ寛永年中より在庁方五人ニ而三月十五日壹日御膳指上申候、月並之御祭御祈祷ニも罷出御宮御審も仕候、正保年中鏡賀法印法蓮寺住職之時分より七月九日・十日之參錢致所務三月十日・十五日兩日之御膳壹人ニ而指上申候、其後 右宮之鑄流馬マ射手并太鞍太夫元来より御知行被下來候間御膳指上申度由依願二十五日之御膳ハ右両人へ相渡十日計指上申候、御祭田御寄附以来右御物成之内受取只今ハ指上申候、寛文三年ニ宥真法印法蓮寺住職之時分番頭ニ罷成候、寛文貳年ニ吉田官仕、天和三年ニ御知行八百文被下置候、只今之勤方右之通ニ御座候、以上

元禄拾壹年

四月七日

志賀伊予守

小野権吉殿

右之通伊予守無筆故他筆を以相認候ニ付、先祖より申伝候処

書落御座候旨徒往古最初志賀兩神主ニ而一山治メ来候故、以留主君 御幣御社職之処被命、志賀家ニ伝へ来り、只今ニ無相違 御幣社職勤行仕来候、且慶長年中以来志賀神主権威衰微申故、支配之社家ニ相交り番頭等之列ニ相加り候而神前月次出勤之席社人会所之席ニ列座致来候由、大本神主之家を以惣社家之筆頭ニ御座候而 神前社人会所之席第一座ニ着座致来候由、扱往古最初志賀兩神主之銘 御宮旧記有之候由、先祖代々申伝候最初ノ家ハ何之比歟退転仕候、併同郡今市町裏ニ最初屋敷と申計御座候、右之段委細書落不申上無抛残念至極之旨筑後守ニ申伝候由之事

一 志賀家御文書系図先祖より所持仕来候処、相応院住寺円心法印円心法印ハ法蓮寺円鏡體正ノ弟子也伊予守懇意故、右御文書系図為拜見是悲二借用被致持參被申被指置候、其已後円心法印遷化被致候、依如何成ル者之所為ニ候哉、右御文書系図一円焼失仕候痛入候、悪行千方歎敷存候旨筑後守申伝候事

代々申伝候右之段此度書落候而不申上残念至極存候由伊予守愚父筑後守ニ申含置申候由申伝候事

一 同十日社家座列一行之列書ニ通番頭五人連名ニ而指出候

事

同日左宮二ノ祢宜鈴木河内守自筆二而一祢宜・二祢宜・三祢宜迄上座二相見得申候、如何様之品二而伊予守上座仕候哉承伝無御座候段、番頭同役四人計連名二而指出候由承及候旨申伝候、彼是佞心存立段々諸事専二而伊予太古より之社職・座列・列次等迄衰微之体ニ罷成候由申伝候事

一 同年五月 網村公為 御意志賀さいしよと御座候処、右さいしよ由緒相尋可申由被仰出候ニ付右之趣可申上由法蓮寺被申聞候伊予守畏入奉存、さいしよハ断絶仕候岩切村今市町うら二最初屋敷と申計御座候旨申上候事

右最初之家断絶仕候所、最初之家之名目を以五拾ヶ年程已前ニ御奉公ニ成就院と申山伏罷出相勤申候、其子共社人ニ相加り候而家名を只今ハ宰相太夫と申候而相勤申候、右之訳ニ而只今宰相之文字替り申候由申伝候事

享保七年十二月一山一儀於御評定所御僉議之節改書被相渡候左之通

貞享年中より段々御吟味ニ而一ヶ条・二ヶ条宛相濟義も有之、又数ヶ条

相濟候義等有之候法蓮寺被存候迄ニ而其方共不存義共有之様ニ相見得申候、左候ハ、上より被仰出候を一向ニ不存居候義共可有之候条、段々被申渡候墨付覺書等一冊ニ仕立指上可申候事

尤此節書出不申、連而書出候而小御取上無之候条、其心得吟味加判不致指上可申候事

右之通承知仕、古今被仰渡候御書付覺書等指上候扣、用役阿部淡路守方ニ御座候通書写候而一冊ニ仕立申候而、拙者共番頭四人加判不仕候而御評定所同月十八日ニ指上申候

右一冊ニ諸書付取揃認候内ニヶ条有之候所在之通

津田民部殿より被仰遣候内之事

津田民部殿被相尋候御ヶ条書并相出候事

法蓮寺より被相渡候ニ付、同役申御挨拶書指上候由左之通

一 伊与事、社人筋目ニ無之候得ハ何ニして候哉、社人筋ニ無之候得ハいやかり候事、社人中之所務少シニ成候故いやかり申候哉之事

一 伊与事、祝部ニ被成候事ハ如何可有御座候哉より申品々之事

覚

一 伊与事、在庁人故社人筋目ニ無御座候、在庁人ハ当社ニ相付候者ニハ御座候得共、元來神職ニハ無之候、庁と申ニハ政事執行候所を申候得ハ、当社之為戴斷等之在庁人被相付候者より相見得申候、依之高森留主御先祖毎月朔日当社へ御參詣御幣頂戴被遊候時分御供ニ而罷越、留主君故障之御儀有之時分、御名代御幣頂戴仕來候例を以 吉之助様御先祖水沢之御知行替以後も引続キ在庁人 御幣頂戴仕來候故、元來社人中間へも列座不仕候得共、伊与守先祖伊勢代ニ中間へ相入申由申伝候、右之通之筋目故中間へ相入申候得ハ社人中間所務少シ罷成故、異儀申上候より申儀ニ無御座、尤伊与高位ニ罷成候をそねみ申儀ニも無御座候、且又高官ニ罷成祝部杯より申候而ハ末代ニハ祢宜神主より可申様ニ奉存候、諏訪・熱田之祝部杯ハ社司之号之様ニ承候得ハ、先達祝部之儀御尋之砌も延慮仕候旨申上候、以上

河内守

巳ノ

正月晦日

薩摩守

安太夫

淡路守

右之通相認指上候由之事候処、相違之儀共御座候、尤番頭同役四人連名ニ而伊与守連名相除申候処、彼是不審至極ニ御座候事

右之通伊予守社職様々たくみ申紛シ書認指出候由申伝候事
一宮社家受領等者其外之事も只今迄吉田殿之執奏頼來候哉、否前々之様子委細可被仰聞候、以上

津田民部

七月廿二日

法蓮寺

当宮社家受納等其外之事も只今迄吉田殿之執奏相頼來候哉、否前々之様子委細可申上旨承知仕候、古來之様子ハ不承伝候、貞享四年ニ 一宮御贈位之節 吉田殿執奏ニ而被相調候御事ニ御座候、且又社家之内ニも古來ハ高官之者も有之候様申伝候得共、近代ハ官人も無之、寛文貳年ニ志賀伊予始而吉田受領官調來候以後段々打続吉田ニ而官調來申候、以上

未ノ

鈴木河内守

七月廿一日

阿部能登守

法蓮寺

小野但馬守

御納所

一宮大社中奥官人も無御座候処、拙者儀祖父伊予守御宮為御

威光寛文弍年上京仕吉田官仕候由申伝候、右 吉田殿許状之写

奥州宮城郡塩竈明神之祠官志賀伊予掾吉重恒例之神事參勤之時可着風折烏帽子狩衣者

寛文二壬午年三月廿七日

神道管領長上下部朝臣兼連御朱印志賀伊予掾塚吉重宜軒伊予守は神道啓状如件

元禄六年三月朔日

神祇管領下部 御朱印

伊予守嫡子筑後守元禄四年上京仕候 吉田殿許状之写

奥州宮城郡塩竈明神之祠官志賀筑後守家次任先例神事參勤之時可着風折烏帽子狩衣者

元禄四辛未年八月九日

神祇管領長上從三位左兵衛督下部兼連御朱印四組木綿手繼萌

黄色四組掛之事裁許志賀氏家次訖向後可懸用之状如件

元禄四年八月九日

神祇管領下部御朱印

元禄十五年十一月十三日夜九つ時 御仮宮拜殿御炎上被遊

候、右之段法蓮寺使僧を以御披露被成候処、民部殿 登城候前え被罷出候得ハ 網村公為 御意 一宮御參上之段御披露二罷出候哉之旨被 仰出候由、不思儀之御事ニ御座候旨唱承知申候由、翌十四日早朝為御使者御見届浜田平十郎登山被致候、同日津田民部殿・家部修理・石田太兵衛・加藤十三郎御登山被成候而、当番社家・社僧惣而結居候者御詮議被成置、口書被召上候、依同日九ツ半時分御仮殿御取付被成式間四方御屋根木羽ふきニ早速御造立被成置候而御遷座、其夜九ツ半時分 御遷座被遊候、十五日 屋形様御献納御太刀三腰・砂金三兩為 御名代津田民部殿被相勤候、同日為 御意番人之者油断仕候処御仕置一同二戸ゆい可申旨被仰渡候由、津田民部殿・布施和泉殿より御書を以法蓮寺へ被仰渡候二付、当番頭阿部能登守番子水間長左衛門護麻堂右三人戸ゆいニ罷成候、同月右三人御免被成下候、同月廿日御守役二祢宜鈴木河内守・小野伊豆掾・鈴木備中掾斎戒被仰渡候、依 御仮宮御造立御出来被成候而 御遷座被遊候、且又元禄九年より以來三ヶ年程御普請被成置候処被相扣候而、六ヶ崎大年寺殿御建立被遊候由、右御炎上已後早速御取立御普請引続被成置候而、宝永元年御當立御出来被遊候事 法蓮寺快信法印御住寺之御段々被仰渡候事

覚

一 神宝并御祭器之分御帳ニ付候外ニ有之間候得共、吟味仕書付可被相出候

一 七月大祭礼之節御幣規式次第第二書付可被相出候

一 月次御朝参之御神事規式も書付可被相出候

一 大祭礼之節若子規式も書付可被相出候

一 流鏑馬之規式も御書付可被相出候、何二而も御神事規式有之候分ハ書可被相出候、或ハ正月・六月之御田植之伽羅

供等之規式中御神事之分ハ規式作法書付可被相出候、以上

法丈 納所

文珠院

五月廿六日

番頭中

七月大祭礼勤方

覚

一 七月九日依時之祭御拜殿前之御幣台相出シ相勤来候儀、或大鉢御朝参之神事同前ニ御座候、右御祭相濟候得ハ法蓮

寺より拙者方え祝儀参候事

一 同十日大祭礼御流鏑馬射手之者拜殿へハ御朝参御祝儀座

え罷出候時分拙者前ニ盃三ツ酒十分ニ相受置候を右三人之射手へさし流シ申候、右御朝参之御祝儀御拜殿ニ而相勤申候、且又御朝参之役儀先達而書上申候間、此度ハ相扣申候

一 先年高森留主君被遊御勤候節からかさ持・はんび取被召連候、旧例を以十日之大祭礼拙者方ニ而も召連申候

右之通先達而書上仕候節書落申候故、只今如此申上候、以上

元禄拾六年五月廿八日

法蓮寺御納所

去ル十月

一 宮御祭礼相濟候ニ付御守札御百味被指上候并社人小野淡路守・阿部能登守御添肴指上候段首尾能遂披露候由富田壱岐方

より申来候

一 別宮之社人も左右宮之社人並ニ指上可然、惣代杯之様ニ成事相勤候儀も三人も三人廻りニ仕候義ニ候ハ、其通可然

候、兩人之社人ニ替ル事無之由被 仰出候段、江戸より申来候間此段可被 仰渡候、以上

津田民部

七月廿九日

法蓮寺

右元禄拾四年之御書付也

一 志賀筑後守儀祝になりてハ難成候祝に成候而、一 祢宜より上座不可然候、二 祢宜と高下吟味可有之候事、左 一 祢宜・右 一 祢宜・別宮 一 祢宜・左 二 祢宜・右 二 祢宜・別宮 二 祢宜と段々次第を究、祝ハ各別ニ可然事

一 何も身分之存念を打捨、神之御為可然様ニ一筋ニ存入可然事

右之通御吟味可被仰聞候、此段僧正えも御吟味被成可然と奉存候、以上

五月十九日

右之通元禄十六年五月十九日法蓮寺え津田民部殿より申來候

二付、番頭同役四人方へ計右之趣被御申通候由之事

一 同十七年正月五日志賀筑後守上座之儀如何様ニ有之候哉、毎度より被 仰渡候ハ二 祢宜上下吟味可仕由、右座位

之儀吟味可申上旨津田民部殿より法蓮寺え被仰渡候由之事

一 同月九日志賀筑後守一 祢宜、次 二 祢宜上ミニ被指置可然候、元來祝部ハ一 祢宜より上座申者ニ有之候得共、此方ハ

品各別之儀ニ御座候旨、法蓮寺被仰達候由

右之趣同月十日法蓮寺納所文殊院口上ニ而筑後守方へ被

御申聞候事

元禄拾七年^{甲申}四月七日改元、宝永元年と罷成候事

一 宝永元年四月廿九日 一宮御神領御寄附被遊候、一山御加増被下置候左之通

一 御祭料高拾貫文、高五貫文法蓮寺

高拾五貫文一 祢宜三人^{心人ニ五貫文宛被下置候}
高四貫文御幣太夫 高九貫文二 祢宜三人^{心人三貫文宛被下置候}
高貳貫文三 祢宜貳人^{心人ニ貳貫文宛被下置候} 高拾壹貫文社人貳拾貳人

右之通御座候、右 吉村公御朱印頂戴法蓮寺所持被致候一
山えハ御目錄計被相渡候事

同年七月四日法蓮寺被仰渡候事左之通

一 志賀筑後守散錢当年より法蓮寺初六供社人中無殘配分ニ被仰付候、右之段六供社人可被仰渡由、五人御奉行中御吟味を以被仰渡候事

右之通被仰渡当七月大祭礼散錢より品も無之代々所務仕社職相続仕來候処被召上配分ニ被成置候事

一 同年七月十日大祭礼御朝參御神事御規式 御幣執行先例之通相勤候、弥以右御朝參御祝儀共ニ例格之通社職無相違

筑後守相勤來候事

同月廿八日御幣太夫社職被相改候旨津田民部殿より被仰渡候段、法蓮寺被御申渡候事左之通

一 志賀筑後守 御幣社職一円二被相除候、月次之神事ハ毎々之通可被相勤候、御幣役儀ハ一祢宜へ相渡シ、此以後本社人被仰付在庁と申事ハ相止可申候由被仰渡候事

同日又御書付を以法蓮寺被仰渡候事

一 志賀筑後守 御幣頂戴仕候儀相止御朝參之神事

前々之通仕可然由被仰出候、右之通津田民部殿より被仰渡候、以上

宝永元年

法蓮寺

七月廿九日

社家番頭中

右本儀ハ安太夫手前二有り

右之通被仰渡候条、八月朔日より月次御朝參御神事御幣職一

祢宜へ相渡候從往古 留主君御勤行被遊候処 命を蒙志賀家

先祖代々御幣社職無相違相勤來候、殊ニ無足之節も 御神事

御社例謹而相守諸事勤仕無断絶勤行仕來候処、尤伊予守・筑

後守父子共ニ社職勤仕諸事無恙相勤來候而然ルニ何之覚も無

北候処ニ右故古法之 御幣職被相除候事、先祖勤功空々罷成

衰微之体筑後守恐千萬なけり存候由

一 同年八月晦日御幣太夫祝部役法蓮寺被仰渡候左之通

一 此度 御幣役儀被相除祝部役目二被仰付候、依來月十日

御遷宮ニハ 大守様御社參被遊候由 御前二而祝詞よみあ

け可申候由被仰渡候、右御遷宮祝詞法蓮寺被相認候由二而

一通被相渡候事

同日御山於齋戒屋鈴木河内守申通候事

一 此度法蓮寺より筑後守 右宮一祢宜、次二祢宜上ミニ上

座可仕由被仰渡候旨申聞候事

右之通被仰渡候古來より御幣太夫は社家之筆頭ニ而神前勤

席一行之列、尤御山月次

(貼紙)

「被遊候処蒙 命ヲ志賀神主子孫代々 御幣社職ノ相続仕無

相違相勤來候、殊ニ先祖不足之節謹而 御社例御神事御規式

奉相守社職無断絶相勤來候、尤伊予守・筑後守父子共ニ社職

守勤仕一円落度不調法無之出勤仕候、然ルニ前書之通祢宜方

より伊予ハ社人節目ニ無之在庁人ニ候由相紛シ申上候処を証

拠ニ被相立候而、此度御幣職一円二被相除、此以後本社人ニ

被 仰付在庁と申事ハ相止可申候由被仰渡候御事ニ可有之と

被存候、恐クハ御幣太夫祢宜方被召出双方社職由緒御糺明被

遊候御儀ニ御座候ハ、 御宮旧記神主之証拠可申上候処、重

而御札も不被遊候而此以後本社人ニ被仰付在庁と申事ハ相止

嘆キ悲シ感涙仕候曲之事

可申由被仰付候、從往古社家と申ながら神主之遺跡ニ御座候

一 同年九月始より筑後守病氣ニ付出勤仕兼保養之御暇申達

得ハ御吟味之上ハ別而被 仰付儀も可有之御事ニ乍恐被存

候而退出仕候キ

候、却而社職被相除候儀ハ社法相違ニ罷成候、且 留主君社

一 古来より宝永元年八月 宝永元年社家座

式第一御社職志賀神主たるを以被 仰付候由申伝候、是御吟

一 十五日迄社家一行之 列被相改候而より九月朔日より

味之最初ニ可有之御事ニ被存候、恐ハ御幣大夫衰微之至ニ筑

座列左之通 役替等座列左之通

後守ニ存候由申伝候」

(貼紙裏面)

「被遊候処蒙 命ヲ志賀神主子孫代々 御幣社職無相違相勤

一 志賀筑後守 一 左宮一 祢宜御鍵持役 阿部能登守

来候不足之節も先祖御社例」

一 小野新太夫 一 右宮一 祢宜御鍵持役 小野新太夫

社家寄合所之座列共ニ第一番座ニ有之候処、御幣社職被相除

一 阿部能登守 一 別宮一 祢宜御鍵持役 鈴木薩摩守

候得ハ旧格之座列迄一円ニ被相除候而一祢宜、次キ第四番座

一 鈴木薩摩守 一 祝詞役 志賀筑後守

ニ下列ニ被仰付候事、仍九月朔日より 神前勤席 右宮一祢

一 鈴木河内守 一 左宮二 祢宜御守役 鈴木河内守

宜、次右方ニ列座仕候、勿論一行之列座、次右宮一祢宜、次

一 鎌田信濃番代 一 右宮二 祢宜御守役 小野伊豆掾

御山月次社家寄合所 右宮一祢宜、次右方列座ニ被仰渡候事

一 小野伊豆掾 一 別宮二 祢宜御守役 鈴木備中掾

右之通 御幣社職座列共ニ被相改候、依留並君御相伝方代不

一 小野讚岐掾 一 左宮三 祢宜御守指替役 小野讚岐掾

易志賀家之社職一門退転仕候、剩座列迄下列ニ罷成候所被仰

一 小野下野掾 一 右宮三 祢宜御守指替役 小野下野掾

付候処 公命無異儀候、乍去先祖代々奉恭敬一ツも落度不調

一 御幣大夫拜所へ 御座敷 鈴木越中掾 一 左宮膳部替役 阿部豊前掾

法も一門無之相勤兼候処、勤功益々令衰微之至、乍恐筑後守

一 右同断 阿部豊前掾 一 右宮膳部替役 鈴木三河掾

一 鎌田近江掾 一 左宮本膳部役 鎌田近江掾

一 鎌田肥後掾 一 右宮本膳部役 鎌田肥後掾

一 鈴木備中掾 一 左宮神子 長田弥右衛門

一 小野隱岐掾 一右宮神子 内海筑前掾 候ハ加平次と申者

一 長田弥右衛門 一別宮神子 小野隱岐掾 宮肝入仕候由無

一 内海筑前掾 一祝詞指替役 高橋大隅掾 故候付、宝永元年

一 高橋大隅掾 ^{御幣太夫指替} 一祝詞指替役 鎌田次右衛門 被相除候由 以列次書へ相記不申由、申伝候

一 右回斷鎌田次右衛門 一神轍指替役 高橋彦右衛門

一 ^{在手方}高橋彦右衛門 一御願參神事之節御座敷役遠藤新兵衛

一 遠藤新兵衛 一神轍役 普明院

一 普明院 一左宮流鏑馬役 鎌田土佐掾

一 高橋駿河掾 一右宮流鏑馬役 佐藤次右衛門

一 鎌田土佐掾 一別宮流鏑馬役 高橋駿河掾

一 佐藤次右衛門 一神事之節塩蒔役藤塚宮内

一 藤塚七右衛門 一神事之節散米役小野平右衛門

一 小野平右衛門 一御朝參神事之御座敷役桜井十郎右衛門

一 桜井十郎右衛門 一笛吹役 水間長左衛門

一 水間長左衛門

右之通古来より之

列二御座候

右之通御改被成置候当時之

列二御座候、志賀氏一祢宜次

第四番二被仰渡候事

鎌田信濃番代と申

(貼紙)

「右之通古来より之列次二御座候、志賀氏筆頭着座仕来候事

一 社人之内御釜太夫仕不来候依右社家」

一 笛吹太夫
 在序方
 一 散供夫
 左方
 一 流鑄馬太夫
 左方
 一 役回
 左方
 一 流鑄馬太夫
 貴手
 一 大敷太夫
 左方

此座配を以前会所ニ御祭之御祝儀相勤
 申時分如此之座催ニ御座候、右社人座配御祭礼
 之時 御奉守次第惣而一山古記之万間
 伝等社中彼是為 上意被為聞度之様子
 北図書殿深川藤藏殿今田権之助殿
 三人七月十日より十二日迄御逗留ニ而御書留
 被成候下書何も別紙ニ有り、尤社人知行高
 別紙ニ書記ノ案紙有り
 貞享四丁卯年七月十二日
 右之通座列書上仕候、尤宝永元年八月廿八日迄
 右之座列有之候

一 水干太夫
 右方射手衆装束
 一 染役
 一 塩蒔太夫
 右方
 一 流鑄馬太夫
 右方射手
 一 宰相太夫
 在序方
 一 台代太夫
 在序方手水役
 一 杓加太夫
 在序方御幣太夫
 指替

- 一 若子太子
- 一 左方かみの神子
- 一 若子太子
- 一 方先達神子
- 一 修理大御
- 一 貴船二御宜
- 一 膳方膳部大夫
- 一 膳方膳部大夫
- 一 回方所懸
- 一 回方所懸大夫
- 一 回方所懸大夫
- 一 遠方大替
- 一 回方御守指替
- 一 清方大番頭
- 一 左方二御宜御守

御鍵持番頭役

- 一 貴船一御宜男鹿島大夫

御鍵持番頭役

- 一 左宮一御宜安大夫

毎月朔日七月十日御幣捧

- 一 在庁方御幣大夫

御鍵持番頭役

- 一 右宮一御宜新大夫

御鍵持役社人肝煎役

- 一 只洲一御宜只洲大夫

- 一 安書大夫
- 在庁方御幣大夫
- ×指替
- 一 若子大夫
- 右方野中神子
- 一 膳部大夫
- 右方御膳部役
- ×御幣拜所へ御座敷
- 一 雇大夫
- 右方諸事手持役
- 一 喜平大夫
- 右方御守指替
- 一 藤大夫
- 右宮二御宜
- 御守役

宮附

- 一 藤大夫
- 右回斷
- 一 喜平大夫
- 右回斷
- 一 雁大夫
- 右回斷
- 一 膳大夫
- 右宮方
- 一 若子大夫
- 三社兼帶
- 一 安書大夫
- 右回斷
- 一 杓加大夫
- 右回斷

- 一 祝部御幣大夫
- 左宮・右宮・別宮三社兼帶
- 一 右宮一称宜新大夫
- 一 左宮一称宜安大夫
- 一 別宮一称宜男鹿島大夫
- 一 左宮二称宜清大夫

宮附

- 一 修理大夫
- 同
- 一 遠下大夫
- 同
- 一 阿部大夫
- 宮附
- 一 膳部大夫
- 左宮方
- 一 若子大夫
- 別宮方
- 兼帶
- 一 大鞍大夫

一 右 大 代 台 夫
 一 右 懸 台 夫
 一 右 牽 台 夫
 一 右 方 台 夫
 一 流 鑰 馬 大 夫
 一 三 社 兼 帶 夫
 一 右 時 大 夫
 一 右 懸 台 夫
 一 右 干 太 夫

宝永元年九月五日
 只洲大夫入元禄九年冬古内村へ取移候而
 只洲宮へ御宮仕相勤申候、仍此座列相除申候也

右座ニ被仰渡候事
 如此一称宜着座ニ成置御幣大夫
 被相改被仰渡候而より、九月朔日より
 候処、宝永元年八月廿九日右座列
 御幣大夫真中着座代々到来
 前面之通御宮会所座列へ

左 宮 方
 一 流 鑰 馬 太 夫
 別 宮
 一 流 鑰 馬 太 夫
 兼 帶
 一 散 供 太 夫
 兼 帶
 一 神 笛 太 夫

古来
より宝永
元年八
月
十五日
迄
神前
座例
如此御座
候

笛吹太夫
散供太夫
流鏑馬太夫
流鏑馬太夫
大鞍太夫
若子太夫
若子太夫
修理太夫
膳部太夫
阿部太夫
遠下太夫
清太夫
男鹿島太夫
左座 安太夫
第一座 御幣太夫

川社神道中今終り難ル如ク
敬修行之列次記記

宝永元年
御改被成
置候而より
九月朔日より神前
座列
如此二被
仰渡候

神笛太夫名改
散供太夫
流鏑馬太夫
流鏑馬太夫
神鞍太夫名改
若子太夫
若子太夫
膳部太夫
阿部太夫
遠下太夫
修理太夫
清太夫
左座 男鹿島太夫
第一座 安太夫
右座 新太夫

右座

新太夫

御幣太夫

只洲太夫

藤太夫

藤太夫

喜平太夫

喜平太夫

雇太夫

雇太夫

膳部太夫

膳部太夫

若子太夫

若子太夫

安書太夫

安書太夫

杓加太夫

杓加太夫

台代太夫

台代太夫

宰相太夫

宰相太夫

流鏑馬太夫

流鏑馬太夫

散供太夫

塩蒔太夫

塩蒔太夫

水干太夫

水干太夫

二番

二祢宜鈴木清太夫

一月次朔日十日

同 小野藤太夫

十五日ハ加勢二

同 鈴木修理太夫

惣社人御宮仕

三祢宜小野遠下太夫

相勤申候右立

三祢宜小野喜平太夫

場花北趣室

左方 阿部修理師太夫

永元年八月

右方 鈴木雇太夫

十五日迄之

左方 鎌田膳部太夫

列次左之通

右方 鎌田膳部太夫

御幣太夫

三社兼帯 高橋安書太夫

安太夫

同 鎌田杓加太夫

新太夫

同 高橋台代太夫

男鹿島太夫

次第云々

(頭注)

〔第一先立申候〕

古来より七月十日大祭礼月次御膳御宮仕次第相定人数左之通

三社一祢宜安太夫・新太夫・男鹿島太夫三人ハ面々 御宮附

次第二 御本社ニ相結罷有候而御膳取次供進仕候

宝永元年八月廿九日

右拾式人御供所より 神前迄

列次御改被仰渡候而より

御宮仕相勤申候キ何茂本役ニ

九月朔日より御宮仕立場

御座候 三社え御膳三ヶ度ニ指上候

被仰渡候左之通

安太夫

宮附社人者宮附次第面々先立

新太夫

指上申候 三社兼帯之社人者

男鹿島太夫

一行之列ニ而指上来候也

御幣太夫次第云々

右之通被成置候事

(頭注)

〔〇二〕

右

一 祢宜・三人ハ宮附次第先立申候

第四相立候

一 流鏑馬太夫三人は往古七月六日より山笠斎戒仕候而十日

大祭礼流鏑馬相勤候迄ニ而月次出勤不仕候、自分許ニハ無

将束ニ而罷出候処、元禄四年吉田官仕将束着シ御膳御宮仕

ニ罷出度願指届候処無相違法蓮寺より被仰渡候而、吉田官

仕将束着月次出勤御宮仕相勤申候由

一 若子守申候ハ三人共ニ巫女ニ御座候、七月九日・十日出

勤仕候、巫女之事ニ候得ハ古来より其夫と共罷出当番相勤

来候、尤吉田官不仕無将束ニ而勤来候処、元禄六年吉田官

仕将束着月次御膳御宮仕仕度由願指届候処、無相違法蓮寺

被仰渡候而、吉田官勤将束仕御膳御宮仕出勤仕候

一 法蓮寺御国付ニ御座候ニ付御一門格座次は竜宝寺、次ニ

宝永元年快信法印代被 仰渡候由

一 法蓮寺隱居円鏡僧正從 公儀式拾人扶持被興行候処、右

御扶持を以親規ニ六供被相立度由御願之上被仰付、右六供

庵地御山続キニ而被下置候相応院・護運庵・送泰庵・上寄

庵・豊持庵・和光庵、右六ヶ寺古六供共ニ拾ニヶ寺ニ脇院

罷成候事、御正遷宮九月十日より新六供出勤仕来候キ

(貼紙)

一 法蓮寺 御宮え日参之儀ハ円鏡法印隱居被致京都御宝

仁和寺御寺中ニ而権僧正ニ被為成候而帰国、竜宝寺え入院

被 仰付候由、又以塩釜え帰山法蓮寺住寺被相務候御御宮

日参被申候由、引続キ後住快法印代々住寺于今日参被致候

事

一 当時御造立御大工棟梁松原助兵衛被仰付候而、上方大社

御宮立拜見為官稽古京都被相登候由、依葦都加茂御葦諸社

春日社・加茂社等拜見仕候而 加茂御宮立之格ニ 一宮御
宮立造立被申候由、尤大社棟梁仕候ニ付大工官於京都被成
下候而 御本社御棟上之節ハ將束着用仕候由

一 御社頭御造立御出来被遊候而、宝永元年八月廿九日御本
社御棟上御餅はとき御肴御神酒諸供物供進被成置 別宮先
ニ棟梁松原助兵衛彼是三人御棟ニ登り候而大槌をうち作法
御祭御祝儀相勤候 左宮・右宮御同事ニ御座候由之事

一 東国ハ 左宮従太古第一殿ニ御座候而七月十日大祭礼御
朝參御神事 左宮御幣御出御二月朔日より毎月朔日御朝御
神事御幣御出御被遊候処、右宮一祢宜新太夫中比威勢能有
之候ニ付 右宮第一殿ニ奉仰候而右宮附之社家上例仕候而
左宮附之社家ハ下列ニ 成来候由、依 当御正遷宮之御
網村公命 左宮・右宮・別宮御列ニ被成置三社御同様ニ被
遊候、依三社宮附社家 左宮附社家ハ上列 右宮附社家ハ
下列、次ニ別宮附社家と宮附次第ニ列次被相置候由御尤奉
存候由、座列左右ニ罷有候時ハ別宮附社家ハ左座ニ着キ申
候、三社兼帯之社家ハ古来より列次座之通左方・右方ニ罷
有候、尤宮附社人之上座下座ニ罷有候、是は古来之格之通
御座候

一 左宮附社家六人 右宮附社家六人 別宮附社家四人御座

候、依何之比より歟 左宮え御膳六人ニ而御宮仕仕候 右
宮え御膳六人ニ而御宮仕仕候 別宮え御膳指上候時ハ四人
ニ御宮仕仕候、宮附次第何も出勤申候由、然ルニ当 御正
遷宮之御從 御上別宮附之社人不足ニ候間 三社同格ニ何
も相勤可申由被仰渡候事

一 当社表御神体御幣從往古社例ニ而五降ニ切り候由、依当
御正遷宮之御法蓮寺快信法印代表 神体之幣ナル間、四降
りニ切り可然様被仰渡候、依之四降りニはき立申候キ、往
古社例ニ而五降ニ切り候事ハ社例秘事有之儀ニ候半被相改
候事恐タ小歎敷奉存條申之事

当 御正遷宮之御法蓮寺快信被仰渡候左之通
覚

一 来ル十日御參詣ニ付為御祈祷 三社之御幣御頂戴被遊可
然と申上候処ニ御頂戴可被遊旨被仰出候、御頂戴之御幣ハ
此方より相調可申候 左宮ハ一祢宜、右宮ハ一祢宜指支候
間、二之祢宜 別宮ハ一・二祢宜共ニ指支候間代役 左宮
之三祢宜御幣御頂戴之勤可有之事

一 祝詞ハ筑後守病き指支候間 左宮ニノ祢宜可然事

快信

申ノ九月八日

右之通 屋形様御頂戴 御幣快信法印始而神前へ奉納被致候、従是毎年七月八日御祭礼之砌於御山社僧山籠所ニ法蓮寺ニ而右 御幣はき替申候而、同九日右御幣一祢宜三人奉奉仕候、此格式末ニ相記申候

右之通 神前面立候勤方之儀は諸事一・二・三祢宜え計段々被仰渡候、猶更祢宜方ハ弥増威勢募申候キ

宝永元年 御正遷宮ニ付社家中清服被下候左之通

一 紺玉虫狩衣五人前是ハ番頭五人ニ様ニ着用仕候 一 萌黄狩衣拾三人前 但鷹帽子かけ緒共

一 浅黄絹袴拾八人前 一 絹白張九人前

一 山伏装束壹人前 但鷹帽子袴かけ緒共

一 両貝之緒結袈裟頭中共ニ 一 木綿清服廿八人前

一 木綿清服六人前 但帶共ニ

但清服帶六筋 一 清服五拾六帶廿八筋

右ハ齋戒屋之衆ハ別而被相渡候也

申ノ八月

一 社僧十二口白キ袈裟座引衣被相渡候也

右ハ齋戒屋之衆ハ別而被相渡候也

申ノ八月

右之通相渡申候、以上

一 当御正遷宮 三社御幣御出御被遊候様ニ被 仰渡候事
宝永元年九月十日御正遷宮ニ付御造宮之御奉行諸役人衆被相詰候左之通

一 正奉行 津田民部殿

一 出入司 野村内記

一 普請奉行 石田太兵衛 加藤十三郎

一 本ノ 本田市兵衛

一 棟梁 松原助兵衛

右之通各本方并諸職人被相詰候由之事

御遷宮之次第

一 九月九日夜御仮殿より 三社当御新宮へ御遷座被遊候御

守役ニ祢宜三人相勤申候法蓮寺快信法印并ニ納所文珠院・相応

院御鍵持役一祢宜三人罷出候事 御神幸之御道筋御囲厚ク

被成置候 御遷宮之次第申スも恐多ク奉存候由之事

同十日御改被成置候御規式之次第左之通

一 三社御幣宮附ノ一祢宜拜殿批縁迄奉守候而、則宮附ノ二

祢宜奉守随神御門階下之御庭御幣取場迄往古留主君御幣御奉被遊候に今御幣取場と申候 御神幸別宮、左宮、右宮と御行列ニ而御出御被遊

候 御幣取場えおむしろを敷候留主君御執行引籠御幣太夫當七月十日大祭礼 御規式勤行仕候迄ハ古來之通膳部

候 兩人右におむしろを敷直シ来候廻一門被相除候而密ニ而 三社御幣守守相太夫・水干太夫ニ被仰

付候間右兩人之首敷直申候也

一 祢宜三人立並候而 神前え向キ奉幣仕候、夫より二祢宜
拜殿批縁迄 奉守候、夫より一祢宜御本社え奉守候御供奉
宮附兼帯之社家御道具持候塩蒔太夫・散米太夫御行列御先
キ左右二刳奉仕(頭注)「〇二忠徳将束借而」別紙仕候而相草塩散米蒔
申候御神馬牽立申候 御行列美麗之御道具。一ひにひかり
か、き 御神恩国土を照し給ふなり(頭注)「〇一申スも恐
多奉存候由」吉村公左右宮ノ拜殿ニ而御規式御拜見被遊候
御幣御帰宮被遊候と則 吉村公御前石之間ニ而筑後守新規
役目之代役鈴木河内守 御正遷宮之祝詞執行仕候事、右河
内守石之間ニ而祝詞相勤申候処例格ニ罷成候而、此以後毎
年七月十日大祭礼ニハ右石之間ニ而祝詞相勤候様ニ罷成
候、且又享保十二年五月・同十六年十月右兩度 上下御遷
座ニも右之通石之間ニ而祝詞執行仕候様ニ法蓮寺首尾被申
候、扱前書之通御正遷宮之御河内守石之間ニ而祝詞相勤候
儀、神道遷宮之作法之席ニハ出合不申候由申伝候事
右御遷宮ニ付当四月廿九日御祭田料高拾貫文御寄附被遊候
二付、新規御祭日御膳被相倍候二付、右御膳前割付十二月
廿二日法蓮寺被仰渡候事

一 古来より年中法蓮寺正月廿日より段々月次大祭朝日、小
祭十日・十五日・五節句御膳指上來候処、御祭田御寄附ニ

付月次正月三ケ日・廿八日、十二月節分・廿六日・大晦日、
右親おや規御祭日御膳指上候儀、社家家付御祭日御膳不足或ハ
一円無之社家方え一行之列次第法蓮寺より家付二右 御
祭日御膳御割付被成候、仍正月三ケ日ハ一祢宜三人段々御
膳指上申候、正月廿八日より月次御膳ハ番子之社人元來御
祭日御膳前所持不仕候者一行之列次第第二一ケ度宛御割付罷
成候、十二月節分・廿六日・大晦日三ケ度夕御膳ニ御塵條
処、筑後守方え御割付被成候事右十行之列次第御割付被成
候事ニ而、正月三ケ日ハ一祢宜三人ニ御割付候間、正月廿
八日より段々廿八日月次三ケ度筑後守方へ御割付可有之候
処ニ別而右之通御割付被成候、右之段筑後守申達度奉存候
所、病氣ニ付退出仕候故申上兼折返候事

一 月次朝日御膳前大祭と申候而、御祭料金式切十月十五日
御膳前小祭と申候而、御祭料金壹切宛被相渡候処、此節よ
り大祭・小祭と申事被相止候而、月次同事ニ御祭料金被相
渡候事

一 七月大祭礼御膳前新太夫・安太夫兩人ニ而指上來候所
別宮一祢宜男鹿太夫相加り、一同二指上可申旨被仰渡候
御祭料金大御膳之格ニ右三人方え被相渡候事(頭注)「一
右御祭田料御きしん被遊候而より御祭料之内御穀代ハ八拾

勿代請取、法蓮寺より日御供拜殿之被相指上候事相略、尤

当番之社僧此備申候」日御供法蓮寺より拜殿之被指上候事相始候事

十一 御神酒頂戴相始候事

開年十二月大晦日晚筑後守より御膳指上候而社家社僧執

符相濟候而より御神酒社家社僧左右當於拜殿拜味仕候事

一 大晦日元朝一山 御神酒拜殿二而頂戴可申由法蓮寺被仰

渡候、依同年大晦夜尤元朝御膳供進之儀社僧・社家執行相

濟候而より於 左右宮拜殿二而法蓮寺社僧・社家 御神酒

頂戴仕候

一 元朝一山奉幣可指上由法蓮寺被仰渡候事、依元朝法蓮寺

社僧・社家 奉幣指上神拜仕候事、從往古御遷宮御道具御

守社家着用仕候物籬島御社二而焼失仕來候、仍宝永二年七

月十一日より毎年御祭料を二つ法蓮寺脇院十二口登山有之

御祭御座候事

右之通親規御社例只今二相勤來候事宝永式年七月二日被仰

渡候御事

一 当七月十日大祭礼 御正遷宮格式二從公儀被仰付候由法

蓮寺番頭中之被仰渡候、依大祭礼御規式 御遷宮御格式之

通二三社御幣御出御被遊候、社家役儀 御正遷宮之御規式

勤方同事二御座候、依〇二〇七月大祭礼御規式只今二右之

通二御座候事、同年七月七日法蓮寺御書付を以一祢宜方え

被仰渡候左之通

覚

御朝參之御神事相濟、右之御祝儀迄社家中被相調候上二一祢

宜中より流鏑馬射手三人え御祝儀之盃往通有之由、右之段ハ

此方えも被申聞一段可然と挨拶申候様二覚申候、然ル所二最

前筑後守 御幣頂戴諸事 留主家之為名代相勤來候格式は一

円二被相止候、然共御神事之御祝儀二一祢宜中より盃事被致

候事ハ尤至極之道理二存候、乍去盃二酒十分二受候而射手三

人へさし申候由、此段ハ前之格相殘様二而如何二候間、流鏑

馬首尾能相勤候為御祝儀一祢宜中盃往通有之目出度相濟候様

二被致候ハ、其心得二而可然存候、右之通酒十分二受候而射

手へさし被申候様二申渡候事も有之候哉、取返之内故留二も

書付不申委細之訳ハ失念申候、若此方より右之段共二申渡候

ハ、此方之誤二存候間、其共二当 御神事御祝儀之時分より

常之通之祝儀盃往通二而目出度相濟候様二可然と如此申渡

候、以上

酉ノ七月七日

右之通 留主君之御例格被相止候而一祢宜え被仰渡候、只今

二七月御朝參御祝儀社家列座之砌一祢宜三人方より射手三人へ盃往通仕候事。○一、是又歎敷筑後守存候事、留主君御社例留主君御例格十間退軒仕候處

○一是往古之御社例 留主君御例格一円退軒仕候儀不淺至極無拋歎敷筑後守奉存候事

右大祭礼御朝參并毎月朔日御朝參御神事御祝儀往古より拜殿二而勤来候處二、右御祝儀魚鳥相用候得ハ拜殿二而相勤候儀如何敷候間、社家寄合所へ引下ケ相勤可申由法蓮寺被仰渡候、依之同七月大祭礼より社家寄合所二而御朝參御祝儀規式相勤申候、且毎月朔日 御朝參御神事御祝儀も右同所二而只今二勤来候事

右御祝儀從往古御社例 留主君御例格二而拜殿二相勤来候、重キ御祝儀二候處 留主君御例格被相止候得ハ右之通社法古例かろく敷罷成社家寄合所二而相行ヒ候儀二罷成候事、是留主君御例格退軒之故と乍恐愚直二悲之至二奉存候由

一 七月九日法蓮寺宥真法印自分二臨時之祭と申候而拜殿前え御幣台二薦ヲ敷相出候而法蓮寺新幣被指置候、右 御幣志賀御幣太夫奉幣執行仕候而、則御幣右台二捧置候右御規式御朝參御規式同事二数ヶ年筑後守代迄相勤来候處被相止候、雖然宝永元年七月九日より右御幣台二薦敷樓門前内え

被相出候而法蓮寺 三社ノ御幣被指置候而 右御幣法蓮寺手移二一祢宜三人ニ被相渡候、則右三人面々 御宮附次第奉納候、此節も笛太鼓奏申候攸々敷御規式相始候、右御幣大守公御頂戴御幣二被成置候事

一 古来より七月九日夜 御本社二而一・二祢宜 御幣はき立申候處、散米一夜酒林檎金銀ノ泊右御祝儀二古来より御幣太夫相出来候處、同七月九日より被相除候。○一（頭注）「○二金銀ノ泊ハ御幣附来候」依一祢宜方より酒林檎只今二相出来候事

一 先年ハ 屋形様御代參当宮城郡御代官被勤「被成」候由、当御正遷宮以来御名代重ク被成置御一門様方御勤被遊候様屋形様御直參御名代御献納物御太刀砂金御奉納被遊候處、御宮仕御太刀・御目錄共二口僧指上申候、砂金御目錄八一・二祢宜指上申候右之段法蓮寺被申渡候事、志賀氏ハ番頭役たるを以相詰候様ニ被仰渡候事

一 前書法蓮寺被仰渡候通 御遷宮以来只今二屋形様御社參之節八一祢宜三人 御宮附次第御本社え罷出御頂戴御幣屋形様御手移二指上候 御名代之砌八一祢宜三人為御宮仕内廻廊二詰居候事、一祢宜指支有之候節八代役二・三祢宜相勤申候キ

右之通一・二祢宜ハ、神前役儀勤方本及申廿立身尤大祿之儀ハ不及申二、屋形様御前迄相勤申候、是□一・二□祢宜方家門警營猶更威勢募世ニ秀出申候事、然ハ志賀家ハ高社職諸事神前勤方被相除候得ハ只新規祝詞一役石之間ニ而相勤申候、神前勤方是のミに罷成候、小祿剩上座仕来候処、下座ニ罷成候得ハ殊更家門衰微申候事、且むかしにかはらぬ物ハ只今ニ寛文中より之番頭設計ニ御座候曲之事旨申候事

一 社家式拾九人

内

番頭五人 一祢宜三人志賀氏
左宮二祢宜一人、右家附二而相勤申候也

志賀氏番子

左宮三祢宜 小野遠下太夫

右宮方 鈴木雇太夫

左宮若子 長田若子太夫

三社兼帯 高橋安書太夫

同断 鎌田杓加太夫

同断 神鞍太夫普明院

以上六人御座候也

御釜太夫

一 鈴木丹丹波掾ハ社家廿九人之列ニ候得共、御釜守一辺ニ而神前一円相務不申候、依社家列座不仕来候事

II 御幣太夫家伝記 式

※享保十八年（一七三三）。志賀家に伝わる文書類を書き写し、記録したものの二巻目である。

（表紙）

「御幣太夫家伝記 式」

一 宝永元年九月始より筑後守病氣ニ付出勤退出仕候以後、兼抛御奉公成兼申候之儀拙者儀幼稚ニ御座候得ハ、筑後守舎弟吉田官為仕候而伊予守重吉番代ニ宝永三年三月十日より出勤為仕候事

右伊予守同年五月先規社例古法之社職并着座列次旧格ニ被相直被下置度願指出可申由、為和熟番頭同役中、え取合申候得ハ、右同役阿部能登守・小野但馬守・鈴木因幡守・鈴木河内守申口ニハ、御幣職役儀ハ一・二祢宜方ニ而先年より

相勤候儀と申 御上より其元役替祝部ニ被仰渡候得ハ、旧職之願為相出候事不罷成候、依願為相出申間敷候段親類中より証状取不申候得ハ不罷成候由何も被申談候、伊予守出勤さッこん御山ノ格方初心ニ罷有候故、同役申分任其意親類共方より旧格願為相出申間敷旨、証状同役方へ相渡候、其砌筑後守病中ニ而前後不及土貫候由之事

先年より番頭願指出候儀ハ何も手前一判ニ而指出候格ニ御座候、相互為念同役中へ申通候迄之儀ニ有之候、然ル所伊予守初心故ニ御幣役儀ハ先年より一・二祢宜相勤候儀ニ候杯と申伝も無之候処申紛、其上番頭同役ニ候処、願為相出申間敷由、親類共方より証文取置候段、伊予守初心故如此其身共立身任我意不理不道ノ所行被致候事、是筑後守社職被相除且病氣ニ罷有候得ハ衰微仕候得ハ、同役之間ニ而も共ニも蔑ニ被致候、尤伊予守旧格之願、廿二祢宜堅才番頭同役四人一様宜三人二様宜一人異ニ堅ク相留申候所、右不審ニ存候由筑後守申伝候事

一 吉村公命正徳四年三月晦日一祢宜阿部能登守安太夫春日撰津守小野新太夫事鈴木因幡守男鹿島祝部志賀市之御幣太夫事右四人 御城御客之間え被召出法蓮寺宥敵法印御引加へ被成置候而、津田民部・布施膳右衛門御立合ニ而鮎貝兵庫殿

被仰渡候、此度祢宜・祝部為叙位京都え被相登候侍格二内之者壹人上下式人乗かけ一駄分上下御路金尤京都廿日逗留御金被相渡候、塩釜より越河迄上下御伝馬被借下候叙位仕罷下候而も只今迄之通勤方法蓮寺指図可申受候旨被仰付候、御目付朴沢九左衛門御物書阿坂小八郎被相出候、依御奉行衆御屋敷へ御礼廻り仕候、且右御伝馬御判紙御奉行衆御宅ニ而被相渡候、百問御蔵ニ而御路金壹人手前上下御路金乾金拾兩京都廿日逗留分拾六切被下置候而四月廿三日発足仕△

一 正徳四年三月晦日一祢宜三人志賀氏叙位被 仰渡候、依侍格二内之者壹人乗かけ一駄分京都廿日逗留上下御路金被下置塩釜村より小都合迄○

○非 卅下御伝馬被借下候而○四月廿三日発足仕、五月十

八日京都着仕候而、則猪苗代兼育老宅へ御状持參申候、**則兼育老** 中長者町御屋敷え罷出御留居衆志賀彦四郎殿・氏家喜太夫殿え 公儀御状指出候、翌十九日猪苗代兼育老拙者共四人引連候而、吉田殿雜掌鈴鹿豊前守屋敷へ參入申候而、御奉行衆より之御状被指出候、同廿日拙者共四人吉田殿御殿え罷出叙位之願指上候、同廿三日禁上方え吉田殿よりこうり紙被指上候旨豊前守被申通候、依七月十九日夜

蒙 叙位勅許候、同廿一日參代可仕由豊前守被申渡候、依

官物白銀十帖太刀目録四人前從 御上被指上被下置京都御

屋敷御足輕拙者共供_ニ被借下候而、廿一日 禁裏様へ白銀

献上參代仕候、同月撰政九条様公家様方拾ヶ所へ罷出、各

官物指上候相濟候得ハ、則 吉田殿於御殿御祝儀給り候、

同廿九日 御綸旨口宣案宣旨位紀 吉田殿御手移_ニ頂戴仕

候蒙 禁上方早速叙位首尾能帰国目出度旨御意被成_下候於

京都從 公儀一祢宜三人叙位從五位下相当之束帶色くれな

い下差并沙狩衣志賀氏叙位正六位下相当束帶色あさみとり

下差并沙狩衣、右一通宛被下置候、依九月三日_{八日、日曜}下差仕候、

且叙位御親御目見御年始御目見被仰付 綱村公御意被成

下候御儀、御年始書状を以申上候事左之通宿繼を以致啓達

候、此度叙位仕候祢宜阿部能登守・春日撰津守・鈴木因幡

守・志賀信濃守右四人叙位之御礼御目見可被 仰付旨致

仰出候条、来ル廿八日前罷登私方へ相断候様_ニ可被仰渡候、

尤御目見之節八面々扇子箱献上候様_ニ首尾可被成候、以上

九月廿日

法蓮寺

猶以 御目見之節ハ裝束_ニ而御目見仕候様_ニ可被仰渡候、以

上

右之通被仰渡候、廿八日於 御城御客之間_ニ御目見仕候御申

湫大塚孫次郎殿御申次被成候也

一 塩釜社人之内今度官位仕候者向後年始御礼御目見被 仰

付候、来ル十五日朝五ツ時登城可仕旨首尾可被成候、以上

未ノ正月十二日 大町將監

法蓮寺

右之通被仰渡御在国之砌登城仕於御客之間_ニ御年始 御目見

相勤申候

一 塩竈社人之内今度官位仕候者、向後 大屋形様え年始御

礼申上候様_ニ首尾可被申候、以上

十一月十二日 大町將監

法蓮寺

右之通被仰渡候依書状を以御奉行所御物書衆御用便を以江戸

浅布御屋敷毎年極月被相登被下候、右書状之表左之通

一筆啓上仕候、益 大屋形様御機嫌能御重歳被遊目出度御儀

二奉存候、年始御祝詞申上度如此御座候、宜御執成御披露被

成下度奉存候、恐惶謹言

法蓮寺

正月元日

志賀信濃守

春日撰津守殿

大河内源太夫様

喜高

鈴木因幡守殿

伊東宮内様

書判

志賀信濃守殿

同五年三月二祢宜三人為叙位京都へ被相登候罷下候砌、於江戸 大屋形様へ御目見仕候、依大屋形様御意之趣

一宮之社家共二何とそ官位被成下度数年御願被遊候処二今

度 陸奥守殿より叙位被成下御備足二被思召候弥 陸奥守殿

一家手前之御祈祷頼入ル、此儀祢宜・祝部へも左様二可申聞

由、尤法蓮寺へも可申聞由被 仰出候御事

右之通被 仰付候二付御礼扇子箱書状を以可申上由石川小兵

衛殿より被御申聞候、依御礼之書状指上申候、右御返礼被下

候左之通

芳札令披見候、然は其方共去年中為 屋形様御意為位階京都

え為御登被遊候所、以御威光堂上方無滞願之通 勅許被成下

宣旨等頂戴仕冥加至極有難仕合候、依之為御礼御扇子一箱宛

献上之候、紙面之趣首尾能及披露候、恐々謹言

大河内源太夫

十一月廿五日

伊東宮内

阿部能登守殿

只野図書

別紙令披見候、二祢宜三人え 御目見被 仰付候節御懇之御意之趣申聞難有仕合奉存旨、紙面之趣首尾能及披露候、以上

上

十一月廿五日

大河内源太夫

阿部能登守殿

伊東宮内

春日撰津守殿

只野図書

鈴木因幡守殿

志賀信濃守殿

一 為御意一祢宜・祝部

一 大屋形様為 御意一祢宜・祝部去年中官位仕罷下候節ハ

御目見不仕残念二可在之候間、以折 御目見可被 仰付候

間、其心得仕可罷有由被 仰付候間其心得此段祢宜・祝部

へ可被御申聞由、葦名刑部殿より申来候由、法蓮寺口上二

而被御申渡候キ

阿部能登守

春日撰津守

鈴木因幡守

志賀信濃守

鈴木老岐守

小野和泉守

鈴木伊賀守

右七人之者貴寺へ被遊 御入候節、御目見可被仰付旨被 仰

渡候、右七人座位之者計被仰付候、此旨可被相心得候、以上

申ノ九月廿八日

大町將監

葦名刑部

柴田外記

右之通被仰渡候 屋形様法蓮寺へ御入被遊候砌、於客殿ニ御

目見相勤申候キ

一 前書之通享保八年冬一山混乱相濟候、同九年

閏 四月十六日社僧三人社家番頭之内三人於御城

御書付を以被 仰渡候御事左之通

右之通被相心得社僧社家中えも可被仰渡候、以上

黒沢要人

閏四月十六日

法蓮寺

右之通并御座候キ

一 志賀神主遺跡古来より御知行地形手作前二所持仕来候処

政宗公御代屋代勘解由殿惣而寺社領御減少被仰渡候砌、右

御知行地 公儀え指上候以後御蔵入高二罷成候を持高致所

持仕来候、右地形之分厝以^レ後居屋敷共二先規より塩釜村

之地ニ御座候、是又左様可有之儀ニ御座候、依右高始末

古来より塩釜村肝入致来候、然ル所二元禄十六年市川村肝

入願指上候ニ付右地形一円ニ市川村肝入始末肝入分井罷

成候、且宝永元年御神領一山御加僧被下置候砌、御代官石

沢善六郎・佐藤左太夫右御蔵入持高之分同役鈴木因幡守御

加僧御割地ニ被成置候、依同役之御知行地致所持候而ハ

恐クハ御奉公之上諸事故悪キ儀も可有之候条、地形御割替

願指出申度と亡父筑後守存念ニ御座候処、病中ニ罷有候得

ハ申上兼折過候、衰微之節ハ持高迄も如此ノ事ニ罷成候処

歎敷存候由申伝候、然ハ拙者儀出勤以來必然不出之儀共有

大町主計

葦名刑部

巨理石見

中村日向

之候間、弥以〇二(頭注)「中前書之連奉保九年持高抱地

北銘_中被仰渡候、且_中右之趣願申上度奉存候処、一山
数ヶ年混乱御座候故延引仕罷有候、且又右條願指出候左
之通

乍恐奉願候事

拙者儀市川村御藏入持高三貫三百式拾壹文之処、先祖代より
所持仕候而譜代之下中共二相統為仕候処、宝永元年 一宮御
造營之砌御神領御寄附社家等迄御加増被成下候時分、拙者持
高三貫三百式拾壹文之内三貫式百五拾三文之処鈴木因幡守方
へ御割地二罷成候、依之残高六拾八文之処只今二拙者所持仕
候而御藏入仕事二御座候、右鈴木因幡守儀ハ社家番頭二而拙
者同役之儀二御座候而神前勤方同格二御座候処、右御知行所
持仕候故 御宮御用二付寄合諸吟味等迄地頭百性之掟之様二
而無拋仕合二奉存候、依之因幡守知行拙者持高之分御割替地
二被成下度奉願候、尔今残高所持仕候間、先年之通一同二御
藏入二被成下度奉願候、願之通被成下候得ハ、自分相統ハ不
及申二下中之者共無恙相統為仕度奉願候、右地頭前上地仕候
敷、又ハ下中之者共表百性二相立可申哉と内々吟味仕候得共、
右之訊二御座候得ハ下中之者共二至而相統可為仕様無御座
候、彼は無拋奉存御割替地願申上候、御憐愍を以願之通被成

下度奉願候、以上

志賀信濃守

判

享保拾四年六月十日

法蓮寺御役者

右之通願書指出候、以後七月下旬市川村御藏入高能キ地
形書出可仕由肝入市兵衛方へ御触を以被仰渡候由、其外
方々彼是と唱申候事

右願書法蓮寺より 公儀え被指上候処、御書付を以被仰渡候
左之通

覺

一宮社人志賀信濃守御藏入持高市川村二所持仕候処、宝永元
年 一宮御造營之砌社家等二御加増被成下候時分持高之内鈴木
因幡守方え御割地罷成候二付残高少々只今二所持仕御藏入
仕事二候、依之右因幡守儀同役二而勤方同格二候処 御宮御
用二付寄合諸吟味等迄地頭百性之掟之様二而無拋奉存候間、
因幡守知行御割替地二被成下、先年之通一同二御藏入被成下
度品々願指出候段被仰聞候二付出入司え致吟味候処、右信濃
守持高御村帳面二も信濃守抱地と相附居候、諸給人抱地も誰
抱地と御村帳面二相記置候も在之、右之内諸給人知行二被割

下候処其村之銘二而物成相出置候由二候、右信濃守も抱地と御村帳面二附居候事二候得は出物成因幡守方へ相出置候迄之儀二候条、百性之掟ニ挨拶可仕事ニも無御座候、尤右近所ニ割替可仕御蔵入百姓持高無之、其上諸給人抱地之例ニも成旁難致吟味候間願書致返進候、以上

九月五日

右之通御奉行衆より被 仰渡候、以上

享保十四年

法蓮寺役者

九月十五日

志賀信濃守殿

右之通御座候、且百性之掟挨拶ニ可仕事ニも無御座候由被仰渡候段、因幡守方へも申通候得共、兎角因幡守諸事地頭之権有之候而、勤方内々千万無拋奉存候間 御宮御祭田料拾七貫文之御地、又ハ拙者儀御知行所四貫文之御地形兩様之内へ御割替被下置度候様願追祈指上度奉存候得共、愚慮之至申上兼罷有候事

一 享保拾六年冬 御宮御本社御屋根御修覆被成置候ニ付

御下遷座被遊候処、社僧相應院法蓮寺之役者進泰院社家方

御鍵持役一祢宜三人、御守役二祢宜三人兼而之通齋戒可仕

旨被 仰渡候、依志賀氏先祖往古ハ齋戒仕出勤仕候処哀微之御殊且又宝永元年九月 御正遷宮之節親筑後守病氣ニ付出勤退出仕候得ハ、旁齋戒山籠中絶仕候由申伝候、依之拙者儀山籠齋戒之願書指上申候左之通

乍恐奉願候事

宝永元年御造替之砌、拙者儀家付之神役 御幣職被相改祝詞職被 仰付候砌、亡父筑後守病氣ニ付 御正遷宮之節祝詞修行仕兼候ニ付 左宮二祢宜鈴木壹岐守御守職ニ而齋戒被 仰付罷有候所、右祝部修行可仕と壹岐守ニ被仰付相勤候、其以後拙者儀引続毎年七月大祭礼之節祝詞修行仕義ニ御座候故、享保十二年 御本社御修覆被遊 御下遷座御正遷宮之割も祝詞修行仕候ニ付、齋戒無之候而ハ 御遷宮之礼ニ相背申儀ニ奉存候故自分ニ齋戒仕相勤罷有候、然所ニ此度 御本社御屋根御修覆可^マ被成置由被仰渡候、拙者儀為冥加一・二祢宜同前ニ齋戒被 仰付祝詞修行仕 御神幸之御供奉も被 仰付被下置度奉願候、拙者儀番頭役と申叙位^マも被成下候儀ニ御座候処、御神之砌乍恐並社家同前ニ御供奉不仕罷有候儀も至而無拋奉存候、右之品々享保拾二年御修覆被遊 御遷宮之願申上度奉存候得共御遷宮之御社用御取込ニ被為成候故、御苦勞申上兼延慮仕罷有候、然^マハ此度 御本社御修覆被遊 御

遷宮被 仰付候二付、右之趣奉願候宜様ニ被仰達被下度奉存候、以上

志賀信濃守

享保拾六年九月十五日

判

法蓮寺御役者

右願之通御書付を以被仰渡候左之通

此度御三社御修覆に付上下遷座被 仰付候、依之一・二ノ祢宜同前ニ致齋戒祝詞相務度願、尤叙位をも被成下番頭も相務候義ニ候間、為冥加供奉も被仕度願被申出候吟味申処、齋戒ニ而ハ祝詞も如何ニ存、尤供奉之義も官祿職相応之事故右之訳 御上え申達此度齋戒供奉共ニ申渡候条其心得可有之候、一・二ノ祢宜勤方ニ紛不申候様ニ内廻廊祓場より御仮屋庇縁迄供奉可有之候事

亥ノ

方丈役者

十月九日

志賀信濃守殿

右上下御遷宮御本殿より御下遷座所、拜殿御開迄拙者儀御供奉仕候儀、於法蓮寺ニ御指支も無御座候処、然ルニ一・二祢宜申存念ハ信濃守御供奉仕候而ハ永々二八一・二祢宜之長官

之様ニ可罷成と如何ニ存候間、御供奉為仕間敷段吟味候而夜中法蓮寺へ申達候由當時法蓮寺春海法印被開召候而夫奉公人ハ主君之御用ニ相立申度存候処專一忠儀之儀ニ候、然ルニ信濃守御供奉御奉公仕度旨願申候段忠孝之至不儀候、然所信濃守御供奉相扣可申候由何も被申達候事邪氣之至ニ候由被仰談候而御立腹被成候由、又以祢宜方申達候ハ信濃守一・二祢宜勤方ニ紛不申候様ニ内廻廊祓場より御仮屋庇縁迄供奉為仕候様ニ仕度奉存候、尤為自今双方へ御書付被相渡被下度段再往申上候ニ付如何右之通法蓮寺被仰渡候由唱候事

御上より齋戒之物被相渡候左之通

一 九月十一日より何も山籠齋戒仕候、宝永元年御正遷宮之砌祢宜方へ被相立被下候齋戒屋有之候所、右家一・二祢宜願之上被下置候而一・二祢宜六人一所ニ齋戒相勤候、拙者儀 御正遷宮之砌親筑後守代被立直被下候篋屋ニ而齋戒仕候、右七人齋戒御賄料 御下遷宮迄日數御減被成渡齋戒迄三十八日分御積を以賄料御金被相渡候 御上遷宮之砌右同前ニ御座候、且清服下着料御金被相渡候

一 社僧相応院、役者送泰院齋戒御賄料下着料御金被下置候

一 社僧両院袈裟衣被相渡候、社家七人二烏帽子白張被相渡候、右之通此度ハ御神庫え納置可申旨被仰渡候

一 齋戒社家七人御卯時此度は塩釜町之者被借下候二付十一日より御町之者日替ニ相勤候処、若不淨之者等も如何敷存候而定御卯時願申達候、依同月十五日より定御卯時被借下候二付一、二杯宜方より御卯時召仕申候訳、亀式角我意之儀申候二付無是悲口上書を以申達候左之通

口上覚書を以申上候事

一 此度齋戒之社家七人ニ御卯時忝人被借下候二付、拙者儀過ル十日ニ齋戒衆中へ相談仕候ハ拙者儀竈屋ニ而齋戒仕候、左候得ハ右忝人之御卯時齋戒屋拙者竈屋と両所ニ而引はり召仕へ候而ハ相互間ニ合不申、御卯時も両所ハ勤兼可申と存候間、拙者儀ハ齋戒屋へ相加り認計仕度由申入候処ニ、先年より六人ニ齋戒屋立被下齋戒之砌ハ六人ニ忝人之御卯時被下來候、其元相加へ候而ハ例ニも罷成相加へ申儀罷成間敷由被申聞候、此儀尤ニ奉存候間拙者竈屋ニ而齋戒仕罷有候、然ハ御卯時両所ニ而引はり召仕候而ハ相互間ニ合兼可申奉存候故、乍憚拙者儀若輩者召連御卯時ニ手持為仕罷有候

一 十一日より日替之御卯時ニ御座候処、諸事不勝手ニ付定卯時ニ御首尾被成下候故、十五日より定御卯時ニ相濟候、依之十四日齋戒屋衆中より為相談被申聞候ハ定御卯時ニ罷

成候間、其元ハ七日二日被相仕候敷、又齋戒屋中よりわり方次第二日用代ニ而遣可申候哉、否右兩様之内何様ニも可仕由ニ御座候、右之段拙者ためニハ罷成至而行当迷惑至極無拗奉存候得共、大切齋戒中ニ而亀式角不及申、何ニとぞ諸事相談ニ仕度奉存候故拙者方より申入候ハ、七日二一日御卯時召仕候儀成兼申候、又日用代各より申受候儀ニも無御座候、扱又御卯時忝人を両所え引はり候而ハ間ニ合兼候事ハ最初より相見得候得共、御時節柄御卯時被下有難儀ニ候間相互不少仕候而御卯時召仕可申候、併齋戒屋は大勢ニ候間、御卯時用支へ有之節は拙者方之用事ハ少々相扣申様ニも可仕候間、左様仕度由随分手を訳申述罷有候

一 十五日又以齋戒屋衆中より被申候ハ定御卯時ニ罷成候ニ付、右御卯時賄は齋戒屋中より致候間、則齋戒屋ニ而召仕候其元へハ日用代ニ而相渡可申候、左様相心得可申由押付而被申談候前面ニ段々申上候通、拙者儀は両度迄折入手段申述候得共、右之通ニ而齋戒屋中受合不申候二付不及是悲ニ申上候、拙者竈屋ニ而も御卯時召仕へ不申候得ハ至而行当迷惑仕候儀ニ御座候、弥 公儀より被下候御卯時之儀ニ候間、齋戒屋方、拙者方相互不少仕両所ニ而御卯時召仕候様仕度候、勿論御卯時賄之儀は七人日割を以拙者竈屋ニ而

も賄相立候様ニ仕度候、右両様之儀宜御首尾被成下度奉存候、以上

享保拾六年

志賀信濃守

九月十六日

判

方丈御役者

一 御用之儀御座候間早速御出可被成候、以上

九月廿三日

方丈役者

志賀信濃守殿

右之通申來候間法蓮寺へ參入仕候依春海法印被仰渡候ハ、此度法蓮寺齋戒御卯時之儀齋戒屋六人方へ品々申通候処、右六人違布申候ニ付行当至而迷惑仕候由口上書を以被相達候、左候得ハ信濃守他山之者ニもあらず一山傍輩ニ居ながら無愛任我意候段痛入候事、依信濃守方ニ而も為仕候様ニ可申渡候得共、左様候而ハ又々迷惑有之候得ハ如何敷候、勿論最初より御上御時節柄御卯時被借下候処有難儀奉重シ、随分折入手をたれ申入候処神妙之至ニ候、依之為後世存候而信濃守齋戒屋麓被等立被下候処、壹人ニ而齋戒相務候得ハ賄かしき手たれ仕候様かんなんかつく之鉢ニ而土貫迷惑仕候条御卯時被借

下度旨 御上え申上候得ハ、右御卯時塩釜村之者壹人被借下候由出入司より申來候間、其御心得大肝入逸見正右衛門方へ首尾申定、御卯時ニなり共致早々受取召仕候而安堵可申由被仰渡候被聞召、御仁愛之程有難仕合ニ奉存候、則大肝入方へ致首尾同廿五日より定卯時壹人申請候而、拙者儀齋戒屋ニ而召仕候、尤十二月十九日より 御上遷宮之齋戒仕候諸事右回事ニ御座候事

(貼紙)

「一 一宮往古ハ御神馬御座候由、且又 綱村公延宝六年七処駿踏雪石原駿と申候御神馬献上被遊 別宮へ御献上被遊候、左宮・右宮へ御馬代献上被遊候、古來より宮城郡民家黒毛ニ白毛有之候をも立置不申候、立置乗杯仕候得ハけが仕候異ニ恐レ慎ニ候事」

一 宝永元年九月 御正遷宮之後法蓮寺当春海法印代享保拾貳年六月 御本社御屋根替御修復被成置 御下遷座被 仰付候砌、拙者儀新規社職於 神前祝詞執行可仕旨法蓮寺より被仰渡候、依諸社遷宮之作法之通ニ於 御本殿之内ニ而祝詞相勤候様ニ可申達候段番頭同役中へ取合候上、右之趣法蓮寺へ申達候処其節之役者和光院より内廻廊ニ而祝詞執

行可仕旨被申渡候間 上下御遷宮ニ右之通相務申候、同拾六年十月御本社御修復被遊候ニ付 御下遷座之前於法蓮寺御遷宮御祭器面々役儀之次第御社用之分御書付を以春海法印被仰渡候、右役儀勤方之次第御書付之内 御神幸前御遷座之後内廻廊ニ而祝詞執行可申候旨被相記候、此段享保拾貳年六月申達候而相濟候処、和光院留ニ被相記候を当役者送泰院被書出候由、依祢宜方之者存念は宝永元年九月 御正遷宮之砌於石之間ニ壹岐守祝詞執行致毎年七月大祭礼ニも右之通ニ相勤候、然所此度御書付ニ信濃守内廻廊ニ而祝詞執行仕候由相見得候、是新法ニ御座候間兼而之通石之間ニ而執行為仕候様ニ仕度段、夜中法蓮寺へ同役共申達候由、依之法印被仰談候ハ祝詞之儀ハ不輕御事、然ルニ亀式角と信濃守方ほりそねミ邪佞之至被申達候旨御立腹も被成候由唱申候、且又十月十五日夜 御下遷宮之砌或人為内々相談拙者竈屋へ被罷越候而被申候ハ、此度 御下遷宮勤方次第御書付被相渡候処、其内内廻廊ニ而相務可申旨被記候、右之段新法ニ候間石之間ニ而為相勤候様同役共法蓮寺へ申達候、依春海法印左候得は享保拾貳年六月御遷宮之勤和光院方留ニハ内廻廊ニ而相勤候由相見得申候得共、其節和光院法印え不申達候故、法印ニ而ハ右之趣一円不被存候、扱当

法印代二度之御遷座ニ新法之儀も有之異ケ間敷儀御座候而ハ如何ニ被思召候間、此度は石之間ニ而相務候而、又此度は御上遷座前ニ願指出諸社遷宮之作法ニ御本殿ニ而も被相勤候様ニ可被致候由委曲被申候、依之拙者儀挨拶仕候は享保拾貳年六月 御下遷座之砌委細勤方同役共ニも取合候上法蓮寺へ申達候処、内廻廊ニ而相勤可申候由被申渡候間上下御遷宮ニ内廻廊ニ而相務申候同役共も存入罷有事ニ候、新法之儀と何も存候ハ、其節可申出候処無其儀罷有候、殊ニ宝永元年新規ニ被仰付職分ニ而御遷宮之勤方例格も相濟不申儀ニ候間、神祇道之儀存候上ハ、私儀愚不肖ニ候得は神前勤方相互非礼之儀ハ一入心付吟味致くれ可申は同役之儀ニ御座候処、布而新法杯と申銘を以法蓮寺へ申達候処、法蓮寺ニ留等も無之候ハ、信濃守へ社法違背之人と 公儀へ訴候而、罪科ニも被相行候様ニと何も心中ニさしはさミ左様ニ申達候と被存候、扱和光院役者相勤候儀法印えつき一山掟被相行候役人方より被申渡條而享保十二年ニ被申渡候処も 作法ニハ不出合儀ニ候得共、支配頭之下知ヲ重シ候故、内廻廊ニ而祝詞執行仕候処、此度引下り石之間ニ而相務候儀 恐クハ神前非礼之勤方尤同役共任非礼之我意ニ見聞被致候事至極背本意無拋存候條、最初和光院

御首尾被成候通ニ相勤可申候、以後何分ニも及御吟味可申候由申入候、然ハ先様より被申候ハ亀角ハ法印之御苦勞之節其元さへ石之間ニ而此度相勤候得ハ先ツ相濟候又御上遷座前ニ右之願被相出候様可然候由品々委ク被申候間、乍慮外ニ法印之御為相考申候而、此度は石之間ニ而無面目も相務可申由請合仕候、依其夜中則右之趣役者送泰院方へ委細申断候而於石之間ニ祝詞執行仕候、依之御上遷宮前願書物指出候左之通

奉願候、以上

寛保三年七月廿七日

鈴木薩摩守殿

右之通り申出候通相達申候、以上

鈴木薩摩守

八月拾日

法蓮寺御役者

(貼紙)

「一 忤式部儀春中御暇申上 伊勢參宮仕京都え相廻り罷有候処、此度下り懸ニ当月六日江戸木挽丁於 御屋敷ニ正一位御贈位 勅許之御贈位ニ被為成被下置度段品々書立御徒目付川田市三郎と申者え相達候処、右市三郎より馬上御目付黒田弥五右衛門と申者え被取次被相達、御奉行衆迄被相出候ニ付御尋之義数ヶ条御座候而、十八日ニ被 仰渡候は被相糺候処、暫以申請無之御徒目付御長屋迄直訴駢と越シ候仕形不届之至ニ候、御宥免を以蟄居被 仰付御国本え早速罷下り候様ニ御書付を以被 仰渡夜前罷下り候、右之不始末ニ而忤ニ蟄居被 仰付候間、拙者義も遠慮仕罷有申度

乍恐願書以申上候事

当社左宮毎月朔日御朝參御神事 御幣内廻廊会之間迄御出御七月十日大祭礼御朝參 御幣社内へ御出御被遊候処、往古神主留^{マツ}主家御頂戴 御幣捧振給ふ社職御例式、則拙者家ニ相続仕来候而毎月朔日大祭礼御朝參 御幣御出御被遊候処 留^{マツ}主家社職御勤行例式之通、尤拜殿ニ而御朝參御祝儀之例格共ニ無殘先祖代々社中秘事之社職旧例堅相守無怠慢亡父筑後守代宝永元年迄は右御朝參 御幣頂戴勤行仕来候、勿論家之号も御幣太夫と申伝候而一祢宜より上ニ着座仕来候、然ル所ニ宝永元年 御正遷宮之御右 御幣社職一円ニ被相改一祢宜方

へ被 仰付候而祝詞職ニ被任列次官祿共ニ一祢宜次ニ被 仰

付候、右 御正遷宮之砌は亡父筑後守病氣ニ而勤兼候ニ付祝

詞執行鈴木志岐守ニ被仰付候 御正遷宮御規式之割ハ 屋形

様御拜殿ニ御扣へ被遊候ニ付、右祝詞石之間ニ而執行仕候、

右之例を以七月大祭礼ニは石之間ニ而執行仕来候間大祭礼ニ

ハ石之間ニ而相勤可申奉存候、扱又諸社遷宮祝詞執行之作法

ハ本殿・仮殿共ニ夜中丑之時 御神幸之砌御鎮座之後御本殿

之内ニ進ミ執行仕候作法ニ御座候間、当社御上下御遷宮ニも

右諸社遷宮作法之通 御本殿之内ニ而祝詞執行仕候様ニ被

仰付被下度奉願候、右之趣宜被仰上被下置度奉願候、以上

志賀信濃守

享保拾六年廿月十月廿二日

判

法蓮寺

御役者

右之旨趣願書物指出申候、扱恐クハ古今世上人家転変盛衰御

座候得ハ、恐ハ 神前作法祝詞作法神祇道之通ニ相務候所、

乍恐御威光も厚御事ニ奉存候、尤如此ニ願申儀ニ候曾而拙者

儀職分為立身とハ為後人不被奉存候、何角旧職転変謹言并絶

歎悲之至奉存候、前面之通傍輩祢宜方送答之儀相記候儀如何

敷恥入申儀ニ候得共、別而及露頭ニ中間敷と拙者儀子孫之相

心得為慎と奉存愚痴之至覚書ニ仕候事

右願之儀同拾七年正月十七日法蓮寺より被仰渡候左之通

春海法印被申候ハ宝永元年 御正遷宮之砌鈴木志岐守右願之

趣は不申達、石之間ニ而祝詞執行致候間其通ニ候、依右願書

被相返候由役者送泰院被御申渡候、依之拙者儀申述候は支配

頭之御下知ニ候得ハ何分ニも無異儀存候、乍去去年十月十五

日 御下遷晚度々參入申候而其元え或人御取持之訊申入此度

は彼是不及是悲石之間ニ而相勤可申候、左候得は和光院御首

尾ニ而先々内廻廊ニ而相勤候処、此度同役披露を以又引下り

石之間ニ而執行仕候段 神前非礼之至、殊ニハ同役始一山見

聞も必々至極無抛存候得は、此度 上御正遷座前ニ願指出可

申候御吟味預り候様申達候、其節御取持人衆も同座ニ而被聞

候、聊各成程願相出可被申候曲被仰候吟味可有之候条被御申

聞候依願指出候処、右之趣相違ニ罷成候而願書被相返痛入迷

惑之至ニ存候、左様可有之と存候ハ、和光院御首尾之通於石

之間ニ相勤不申残念之至ニ御座候、且新法之儀願申ニは無之

候、此段は拙者儀不申上候と而も曾而 神前勤方之儀ニ候得

ハ悲礼無之神道作法ニ相勤可申由御指図被成被下候而も可然

御事ニ被存候、扱右之此度被仰渡候御口上ニ而承知仕候而

ハ末代之証ニも成兼候間、御書付以被仰渡候様ニと申達候事

古事申伝候事

一 一宮大祭礼往古ハ七月朔日より十日町相立申候故、世上十日町と唱来候事

一 一宮御本殿六間ニ御座候ニ付、宮城郡民家恐憚家作六間ニ不仕候事

一 一宮御幣御出御御席ニおゑ筵はかり申候ニ付、宮城ノ民家恐憚おゑむしろを敷キ不申候事

一 一宮御祭礼之節六符薦用來候ニ付、宮城ノ民家六符薦敷不申候事

一 一宮御神馬○往古ハ御座候由^二七処^一ふち踏雪ニ御座候、綱村公延宝六年^一古来より宮城ノ民家黒馬ニ白毛有之候を^{△一}^{△二}立置不申候、立置無[△]杯御神馬御寄附被^{△一}告遊候由^{△一}、

致候得ハ必然けが仕候、弥以恐慎ミ候事

一 宮城郡ハ一宮御神領ニ候故、宮城と申候由之事

一 同郡八幡村 八幡宮往古ハ大社ニ而社家神巫八拾人余有之、社僧拾四仿天台宗ニ御座候而、右社家・社僧近村所々可致住居候由、社家遺跡少々三月・八月十七日御祭礼之砌は尔今出勤致候由拾四仿之内磐若仿と申候ハ古シハ本寺ニ

有之候而、塩釜之六供支配致候由、今ハ磐若寺と申候而塩

釜法蓮寺ニ門徒ニ罷成候、右一ヶ寺計御座候、六仿出勤通路六仿橋八仿出勤通路八仿橋と申候由、右橋尔今御座候、

且又相洲小田原北条氏直公御息男於箱根被遂出家富鏡僧正と申候而、当国八幡拾四仿之内法蓮仿之住寺ニ被相成候而より法蓮仿ノ寺塩釜之山へ引移候而寺号法蓮寺と改候而自

然と 御宮別当ニなり候而、六供等寄随ニ候而本寺僧正ニ候故ニ罷成候由法蓮寺開山富鏡僧正ニ御座候由、元来天台

宗御座候故法蓮仿と^{○一}被致候[△]（頭注）「^{○二}寺号」法蓮寺ニ曾我五郎時宗ノ^{○一}（頭注）「申候処、法蓮寺と被相

直候由[△]」、紫硯住持ニ尔今御座候通富鏡僧正箱根より御持参之由申伝候、富鏡僧正之御塚尔今法蓮寺之寺内ニ御

座候旨申伝候事

一 正保年中法蓮寺宥真法印代迄ハ御宮へ参詣之節ハ当番ノ社家被相頼御鍵借用被致候而より拜殿開キ拜被致候而則下

向被申候由、尤月次朔日・十日・十五日ニハ法蓮寺六供拜殿ニ而何も拜計被致候由、右宥真法印代於拜殿壇上立而真

言行法六供ハ統経并禰袴被相始條曲以來亦令右并祈祷被相始候由、以来尔今右之通御座候ニ被成候由申伝候

一 古シ七月大祭礼前ニ御いかき之外西ノ方へ仮屋を立而柱

崎より青萱刈持ふき候而、法蓮寺六供相勤候由、其後本地堂と申スを相立候而本地仏を配当シ、仏を安置して社僧中相勤候由、右本地堂堂書永元禄年中法蓮寺寺中へ引移立候由、今護麻と申候是也

一 綱村公九月御入国被遊候而同年霜月十五日御社參被遊候處、於拜殿不勤諸仏安置幡鬘仏具かさり置を御覽被遊候而為 御意神前ニ仏幡鬘等ハ不可有之旨被 仰出候、則右諸仏かさり等一円ニ法蓮寺より本地堂へとり移申候由、宝永元年 御正遷宮之砌より 左右拜殿行法檀仏ス經計被相置候 別宮拜殿ニ始而 護麻檀被立候而毎月十日朝法蓮寺護行法被修候、常々御祈祷護麻も被相勤候、朔日・十五日ハ右右宮拜殿ニ而供養法被修候由、尤正月十五日・六月晦日・九月十五日大磐ス若始而被修候脇院十式口何統經致候也、社家中月次神前内廻廊ニ而被執行致候事、且又御本社御膳獻月次御朝參御神事大祭礼御朝參規式勿論獻膳ノ方御払除等内廻廊迄神前之儀は社家方相勤申候、拜殿行法檀仏具經文尤御払除迄社僧相勤申候、当番社家番頭ハ 御本社内廻廊迄十日宛勤之番子ハ石之間より拜殿廻り三日宛相勤候也、社僧ハ拜壇上廻り席五日宛相勤候也、且又御正遷宮以前ハ一番頭五人之内御幣太夫・新太夫十日宛相勤候、残ル

三人ハ六月宛相勤候也

一 古来より社家方法蓮寺支配ニ曾而無之候由、然ル寛文八年○法蓮寺書真法印代四 御宮御造宮之砌御社用之儀法蓮寺諸事從 公儀法蓮寺へ御取合申來候ニ付ニ法蓮寺段々威勢募候様社家方衰微之砌ニ候得ハ、宥真法印代より自然と五拾年程以來法蓮寺支配ニ罷成候様、勿論宝永元年御正遷宮之砌より法蓮寺一山為法主社僧・社家法蓮寺下知を相背申間敷由從 御上段々被仰渡候、依猶更法蓮寺支配ニ罷成候由申伝候事

一 社家方古来より法蓮寺へ為格年始五節句等之礼一円參入不申候由、然ルニ宥真法印以來社家中正月元日東着シ年始礼錢を以參入申候得ハ、法蓮寺より守礼社家中へ被進來候處、宝永年中快信法印代右礼錢守札等被相止候、依法蓮寺年始盃御盃頂戴杯之様ニ社家面々罷立申受候様ニ罷成候事

一 古来塩釜町より鍵役と申候而代物相出候ヲ只洲太夫・鎌田信濃受取、七月流鏑馬射手若子方入料物為調候所ニ、天和三年御祭田御寄附石鍵役代相止候而御祭之内ニ而射手賄料被相渡候事

一 古来より御幣紙代物從 公儀被相渡候 右宮御幣新垂三

垂相加へ候 三社一・二祢宜罷出相勤候 御幣はき相濟候
而より御幣太夫拜見仕候、御祭田御寄附以来ハ御祭田料を
以御幣紙代被相渡候を鎌田信濃受取為調候由申伝候事

一 古来 左宮一祢宜安太夫時恒 御宮御神木伐取候処 右

宮一祢宜新太夫恒高取合仕候二付、大神主家基公新太夫家
来如何遠島ニ被仰付候、依之新太夫憤り候而鎌倉え罷登
北条家公方え言上仕候、依鎌倉政所より神主家基ハ祢宜を
惠ミ祢宜ハ神主ニ随ヒ和睦可仕候旨御教書下シ給り候由申
伝候、右御文書 御宮御宝藏ニ御座候由之事

一 往古御宮社地東ハ桂島・宮渡島かきり、南ハにわら道か
きり、西ハ野中かきり、北ハ七ツ梨ノ木たいらかきりニ有
之候由

一 延喜式云、塩竈祭料一万束之余と有之候由、太古ハ勅願
所、中興ハ將軍家御朱印地ニ御座候旨申伝候、且 政宗公
当御領被遊候御朱印地ニ御座候故、法蓮寺政宗公御馬被
請候と而、寺中堀切候由如何御朱印法蓮寺門え張付退山申
候由申伝候、右寺中堀切候処今御座候

一 当社雲生御宝劔ハ觀応年中尊氏將軍信州御合戦之割 塩
釜一宮え御立願被遊候而御勝利を得給ふニより御立願御成
就二付、右御劔御奉納御神領岡田庄御寄進被遊候由申伝候

一 留主影宗公 御神領宮城田子庄二町五反御寄附被遊候由
申伝候

一 影宗公宮城市川ニ而花ノ木田御寄進被遊候、一宮え花供
進之御田ニ有之候由、市川村ニ尔今花ノ木田と申候御座候、
同郡新田村瓜窪田と申候御座候 一宮え瓜供進之御田ニ有
之候由申伝候、右御田耕作仕候ニ尔今不浄を禁止候而ぬか
わら等不浄不仕候俗家ニ而耕作致候而悪ク候故、山伏等耕
作仕候由

一 宮城山王村ニ御油田と申候御座候 一宮え油供進 御田
ニ有之候由申伝候

一 影宗公御代野火ニ一宮御炎上被遊候由、依之下馬村より
塩竈御山近辺野火御禁制被仰渡候御書等 御宮ニ諸事旧記
御座候由

一 影宗公宮城郡岩切村館ニ御座被遊候所、何レ之御代ニ候
哉 一宮為御出勤 御宮御近所へ御移シ被遊候二付、同郡
利符村戸田城え御移シ政影公御代以来迄御座被遊候由申伝
候〇一、(頭注)「〇二利符え御移被遊候而より岩切御城下町

人檢断利符御城下ニ取移申候由、東町・中町・大町と申候
而三町御座候、大町檢断弥兵衛ハ岩切御城下ニ而檢断相勤
候、利符へ取移候而も引続キ只今之弥兵衛迄五十代ノ余檢

断相勤来申候由、右 弥兵衛家ニ 一宮御腰かけ之釜丹今

二御座候、七月十日流鏝馬御の板国分くまかねよりあかり候の板右御釜之上ニあけ置候而より御山へ指上申候由」同

村加瀬郷ニ御寺増長寺之跡只今畑ニなり申候由、御先祖家基公御墓とて畑之中ニ古キ御石塔有之候由、先年水沢より

佐藤道養右古跡被相尋候由、同所ニ天祥寺と申寺尔今御座候、右ハ御先祖様御寺ニ御座候由、近年近所之給人衆より

古キ書物天祥寺へ被送候由如何様 留主家御事ニ御座候様唱申伝候

一 源頼朝公奥佐藤泰衡御退治御発向之御為 上意 塩竈いかき之内宮城郡へ馬之蹄を入レ申間敷旨、士卒ニ被仰渡候

由申伝候

一 塩竈御山之号一森山と申伝候、七曲り坂・七曲り水戸・甲島・鎧島・鞍かけ島・御釜・牛石・御腰掛石等意味ある事ニ候由申伝候

一 御社内ニ四社末社宮城村々所々二十四末社御座候事

一 当社三社、常陸国鹿島・香取・浮洲御三社御同体ニ御座候由、鹿島朔日又申酉ノ日御縁日ニ御座候由、当社朔日又

申酉御縁日ニ御座候月次 左宮朔日御祭日十日、別宮御祭日十五日 右宮御祭日ニ御座候日次廿八日、御祭日ハ宝永

二年より相始、当三社廻りニ御祭日相勤申候、従往古七月十日塩竈社大祭礼流鏝馬之矢鹿島ノ御手洗ニ移り浮候而より鹿島ニ而大祭礼相始候由申伝候

一 鹿島大神宮御神領御朱印守護不入地ニ而御神領御境之角柱ニ鹿島御神領と相記立置候由 御正遷宮之砌神主大宮司

従三位ニ被任候由唱申伝候

一 信濃国訪諏社神代より訪諏一郡御神領ニ御座候由、社司祝部ニ御座候由唱申伝候

一 尾張国熱田大神宮御神領御朱印地社司祝部大宮司ニ御座候由 御社ニ土用御殿又八釵キ殿ノとも申候而大事之御殿御座候由唱候

一 出雲国大社神代より出雲一國御神領御座候由、神主則大社御子孫国造と申候而代々官ニ御座候由、乱世之時分御神

領之内領被致候守護も御座候由、国造ハ守護ノ人より上座ニ候由唱申伝候

一 伊勢ノ社家長官中ハ正二位官位昇進仕候由、春日・加茂・鹿島ノ社家等ハ従三位ニ昇進仕候由唱申伝候事

一 当社七月十日大祭礼、同月六日より十日迄社家中山籠齋戒仕候由、何之比より歎朔日より山籠十月迄齋戒仕来候、

従往古社家齋戒中ハ同番ニ而も六供ノ僧とハ同火不仕禁止

来り候由、只今二同火禁制申候也

- 一 影宗公御代拙者儀先祖基村二 御宮為出勤御馬具被下置候由、右轡只今二所持仕来候

政宗公慶長十年

- 一 政宗公当御入国被遊候而、慶長十年春始而一宮御社參被遊候由、依 御社頭御造立被成置候由申伝候事

- 一 貞享三年 御本社二一尺四方程ぬり御座候由、勿論拜殿金ノ御幣二ぬり有之候、依御神馬育鞍掛所きれ候而はりかいつれあり、四股杏ゆい切有之、轡鏡あて所きれ 御手網

もみきれ 申條下育二御太刀疵有之、御鏡御太刀疵有之候由 御釜一口ノ潮半分ハ赤ク、半分ハ紫萌黄二有之候、

右之趣 上達有之候依從 御上湯神楽被指上候 御詫宣御事柴田内藏殿 御登山御承知被成候由、依 網村公御崇敬 弥増被遊候由申伝候、右神馬石原駿隠居二被成置候而、別而御神馬御献内被遊候由申伝候事 右之通神変奇異之御事あけて難記候也

別紙之通正徳四年冬四月亡父筑後守家社職拾遺一夜密二愚拙ニ申伝候処、是恐クハ為後世相記者左之通 古法御社志賀家社職拾遺

- 一 従太古 一宮塩竈社七月十日大祭祀毎月朔日御朝參御神

事 奉幣執行規式 留主君職掌御社例之通上代 留主君被

命志賀神主遺跡御幣太夫代々七月十日大祭祀、毎月朔日御朝參御神事 奉幣執行職掌社例古法之御規式一ツも不洩伝へ来り、御祭祀謹而奉崇敬不足之節も社職無斷絶歴代不易、

宝永元年七月十日大祭祀迄筑後守勤行仕来候処、同年八月廿九日右 留主家神職社例旧格古法被相止候而御幣太夫奉幣職一円ニ無故被相除候、恐クハ 留主君御威光於一山退転申候所遺ル一也、同年九月十日 御正遷宮より大祭祀、月次朔日奉幣職御鍵持一祢宜三人二被仰付候故、一・

(貼紙)

一 政影公利府戸田城被遊御座候砌天正十年一宮御造立被成置候由申伝候事

二・三祢宜方 神前勤役数多被仰渡候而、猶更威勢募候御幣太夫ハ歴代之社職無故も被相除候而、当時新規祝部職ニ被仰付候、依 神前勤役祝詞執行一役ニ罷成候所へ遺ル二

ツ往古当御領 政影公御代天正年中以來迄 一宮最初志賀両家神主一山之掟政務執行ヒ来候所、神主中権威衰微仕来候故、志賀氏は正保年中有故寛文三年社家番頭二相入、

此社家別当六供両神主支配ニ候所、両神主衰微仕候故、支

配も不同ニ罷成候由、然ルニ右宮ニ祢宜番頭ニ候処、御神木ニ誤有之候ニ付番頭役被相除候、依之志賀氏番頭ニ相出候旨申伝候キ申といへとも、神主遺跡ニ御座候故、上列社家第一座筆頭ニ而相勤来候処、当時無故座列筆頭之処當時兼揆も御引下御鍵持一祢宜三人次ニ列次座列被仰付候所、遺三ツ最初志賀神主歴代政務執行候時分社人安書太夫・杓加太夫・台代太夫等神主附ニ而御社用相勤来候処、神主方と申伝候故ニ御幣太夫奉幣社職指替仕諸事相勤来候、一山掟政事聴^{タカ}下知指図致候方より世ニ神主方を在庁方ニ唱来候故、貞享四年七月十二日 御宮於会所ニ社家座列役儀等別紙之通書上仕候砌も在庁方御幣太夫と記、安書・杓加・台代・宰相太夫等在庁方と相記候、元禄拾一年四月八日從御上社家中由緒御尋被遊候ニ付、親伊予守無筆故他筆を以由緒書キ相認候得ハ、是又世ニ唱来候通在庁之銘相加へ被書認候を指出候由、然は御幣太夫社職勤行之処在庁之名を以社職を破り可申と佞者たくみ候而、兼而 公儀え訴へ申候と相見得候ハ、已ノ正月廿八日伊予事社人筋目ニ無之候得ハ、何ニして候哉社人筋ニ無之候得ハいやかり候事、社人中之所務少シ成候故いやかり申候哉之事、右之詛御吟味候而委細可被仰聞候由、津田民部殿より法蓮寺え被仰渡候、

右之段同月晦日法蓮寺同役共ニ被御申渡候、依之伊予事在庁人故社人筋目ニハ無御座候、在庁人ハ当社え相付候者ニ御座候得共、元来神職ニハ無之候庁と申ニハ政事執行所を申候得ハ、当社之為戴断等之在庁人被相付候者より相見得申候段品々申紛シ御挨拶書同役四人指上候由、同役ハ一祢宜三人 御宮旧記ニも志賀神主之銘有之候由、世ニ二祢宜老人ニ御座候神主御幣太夫と申伝候処ニ在庁人故社人筋目ニハ無之旨くちあい能たくミ申紛シ候而、右之通指上候故ニ候哉 綱村公 御吟味被遊候 御意ニハ御幣太夫神主ニ相見候得共、在庁之名如何ニ而神主ニ被成かたき旨被 仰出候由申伝候所、遺五ツ 右同役 右同役中旨趣愚按ルニ往古志賀神主遺跡雖衰微スト留^マ主君御神職代々相勤来候而、頭立社家第一座筆頭ニ候処、尤○御宮御威光御為○一(頭注)
「二○寛文二年一山近代始而伊予守上京仕候而神祇官^マ領吉田殿ニ而祠官仕候○三、○四 貞享年中綱村公為 御意伊予為高官京都へ被相登神主ニ可被仰付候旨法蓮寺へ被仰渡候処如何被相止候、天和元年伊予守御前え直訴仕願書指上候、同三年御祭田御寄附被遊候処、元禄五年七月十日御社參之砌 綱村公御前え伊予守被召出蒙御意候、同七年一山散錢公事御評定所御詮儀之上無相違散錢所務伊予守ニ被仰渡候

而首尾能筑後代迄相勤来候、然ルニ当御造立二付元禄年中より御社社家勤方諸事御糺シ被成置候得ハ、神主遺跡御幣大夫当時神主ニ被相立候事も難計、何ニとぞ御幣大夫御幣社職着座等相除候而祢宜之下ニ相立 御幣社職うはい取一・二・三祢宜中職分ニ仕候而 神前勤方一山社家祢宜中頭立一党之權威ニ可仕と悪趣年来深ク挿ミ候而、前面之通己レ等一味連名を以伊予社人筋目ニ無之候と様々社職申消シ、彼是と令上達謀計数ヶ年めくらし候処、弥一味助語同心之党ヲ数多下ニ有之候而、遂ニ祢宜方遂我意立身本望候様●一●二由承及候、祢宜方ハ多勢御幣大夫ハ一人社職勤功空ク新規社家之ことクニ罷成條所遣五ヶ候、且つ志賀神主遺跡恐ハ正路ニ而無故変化衰微之至怨クハ歎敷事所、遣ル五從上代志賀神主御知行地宮城郡高城ニ式町八反、同郡市川村ニ有之高式拾五貫文之地数代所持仕来候処 御当家政宗公御代屋代勘解由殿寺社領八ヶ市ニ御減少被仰渡候砌、先祖代 公儀御為ニ右御知行所一円指上候、其以後不足ニ而代々相勤来候処、次兵衛代不足ニ而社職相統仕兼候ニ付先規指上候御知行替地品々奉願候得ハ 一宮毎年七月九日・十日大祭礼御鉢入散錢所務可仕由、正保年中被 仰渡候而より引続元禄拾六年七月九日・十日大祭礼迄散錢拝受

仕来候、然ルニ宝永元年七月四日法蓮寺快信法印代被仰渡條小御老中五人為御吟味当大祭礼より散錢法蓮寺初六供社人中無殘配分ニ被仰付候由被仰渡候、依一山配分ニ罷成候、且寛文中より元禄年中法蓮寺圓境僧正代迄社家・社僧一味散錢所務可仕と一山我意之儀申出数度争論有之候処、從御上無相違被仰渡候而数代所務仕、重キ社職相統仕来候処無故被召上候、是又元禄年中散錢争論徒党立候者共佞心をめくらし候も相見得候所、遣六社家道之官中奥始而 一宮為御威光奉重シ寛文二年伊予守上京仕候而 神祇官吉田殿祠官裁許状頂戴仕候而、將束之色をも改御奉公相勤候、乍恐一山之飾ニも罷成候、從是引続キ社家官人相出来候、天和元年冬 綱村公福田町え被為成候砌伊予守身命なけうち候而乍恐直訴仕願書指上候処、八嶋九兵衛殿御取次を以右願書御前え被指上候、依同三年 御祭田七貫文御寄進被遊不足之社家拾壹人二三貫文被下置候、然ハ貞享四年六月綱村公為御意御幣大夫伊予守京都之高官ニ被相登候而 一宮神主ニ可被仰付旨法蓮寺へ被仰渡候ニ付、法蓮寺右之通被御申渡上京之心懸可被致由被御申聞候、然ルニ佞者有之候故歎願上京不被 仰付打過候、元禄五年七月十日 綱村

公御社參被遊候御為 御意御前え伊予被召出候而 御意二
ハ御幣太夫ハ名敷、惣名敷右之訳可申上旨被仰付候、依御
幣太夫と申候儀ハ先祖代より拙者家之惣名ニ御座候而志賀
神主遺跡ニ御座候由申上候、同日 御宮大祭礼御規式山ノ
神職御幣太夫勤方見届為 御意 將監様御登山被遊御規式
御幣太夫 奉幣作法御覽被遊候而社法委曲御尋被遊候、依
伊予別紙之通申上候、依御幣太夫社職乍恐 御前二而被知
召候御事、恐クハ伊予守 乍愚不肖社職相守候而一宮御為
大切ニ奉念願忠孝ケ間敷儀も御座候處、名跡古法之社職、
尤列次無故被相除候得ハ乍恐伊予守勤功並才罷成候殊井御
社例古式退轉仕候、然ハ伊予守勤功も恐クハ空ク罷成候歎
敷事所、遣七筑後守為番代舎弟伊予守宝永元年三月より出
勤仕候處、御社例古法之御幣社職并着座列次旧格之通被召
返被下置度由願可申上旨、同役共ニ為和熟取合仕候、依同
役四人申談候ハ元來御幣職ハ一祢宜勤方ニ候得ハ願為相出
申儀不罷成候、尤新類中より伊予願為相出申間敷段証文取
置可申候由被申談候、依願相出候儀禁制北右証文親類方よ
り私ニ被取置候、是又痛入候同役所行ニ候而笑止之至ニ候、
依伊予不解深憂候証文同役共取置非道ニ願留置候段、大不
審之至所、遣八つか宝永元年御神領御寄附一山御加増被成

下候處、一祢宜三人ハ五貫文宛、志賀氏ハ四貫文被下置候、
正徳四年叙位被仰付上京被仰付候處、一祢宜三人ハ從五位
下、志賀氏ハ正六位下ニ被任候、一祢宜ハ高位大祿、志賀
氏ハ淺位小祿恐クハ殊ニ所、遣九宝永元年御神領御寄附被
遊候而より年中月次御祭日御膳門被相倍候而御祭日御膳門
社家一行之列を以御割付被成候處、正月三ヶ日ハ一祢宜三
人、月次廿八日ハ番子之内一行之列次第御割付被成候、左
候得ハ志賀氏正月廿八日より三ヶ月引続キ三ヶ度御割付可
有之候處ニ、布而十二月節分・同月廿六日御煤払・大晦日、
右三ヶ度御祭日御膳御割付被成候右之趣儀は不列ニ御座
候、右之通法蓮寺御割付被成被仰渡候不列之至所、遣十ヲ
從太古七月十日大祭礼 御幣御出御被遊候御庭場所之古來
より宮城東宮浜とうはき古兼より公儀御書付を以同郡春日
村ニ而青竹受取候而、毎年七月右御場所へらち垣ゆひ置候
而猶清淨之地ニ致指置候其内へおゑむしろを膳部太夫兩人
敷直シ候席ニ則御幣太夫立候 奉幣執行仕來候處、宝永元
年九月 御正遷宮之御法蓮寺快信法印代右らち垣被相止
候、縱 留主家社例旧格被相除候とても 大神事之社式不
淨を令禁止齋庭らちかき迄被相除候事、恐クハ是社例退轉
申候悲哉所、遣十一從往古七月十日御朝參御祝儀為御社法

左右宮御拜殿ニ而 留主君御格式之通社家中相勤来候処、
魚鳥相用申候ニ付引下会所ニ而相勤可申由御正遷宮之砌快
信法印被申渡候、是又御社頭ニ而御祝儀執行ヒ来候、重キ
社式社家寄合所ニ而相勤候段御社法も恐クハ衰微之様ニ被
存候所、遺十二月十日御朝參御祝儀拜殿席御幣太夫第一
座ニ而 留主君御格式之通御幣太夫盃三ツ酒十分ニ受候
而、為御祝儀流鏑馬射手三人ニ指流申候、右御社例宝永元
年七月十日大祭礼迄御幣太夫代々筑後守迄相勤来候処一円
被相除候、依 留主家之格式は一円ニ被相止候ニより流鏑
馬首尾能相勤候、為御祝儀一祢宜中盃往通有之目出度相濟
候様ニ可致由、一祢宜方へ宝永三年七月七日法蓮寺快信法
印被仰渡候、是又 留主家御格式勤方一円退転被成置候所、
遺十三

右之通御社法社職退転衰微之所、拾遺十四ヶ条云云

或云、白山妙理大権現託宣我神殿ノ傾クハ天下能衰フノ前相
也、我社壇盛ナルハ国家当ニレ治ル瑞相也云云

或云、夫政ハ出テニ於祭ニ而祭ハ則在三臣之于輔ルニ一祭政
一ツ焉正ニ是也云云、右本文御座候得は 一宮御祭祀社例古
式 留主家職掌伝へ来り奉幣職社内第一秘事之行事志賀神主

所職トル也遺跡御幣太夫歴代不易所職トル也、然ルニ御社法

旧職変化退転仕候処、興シ廃ヲ継キ絶ルヲ正ニ明山之古風照
ニ末世古法社式 留主君御威光於一山相統仕候旨高ク達シ古
法御規式旧格所奉仰補任思且暮切ニ候、雖然病中朽邁之体空
ク憂之ヲ深歎悲己故ニ古今意趣曲ニ申伝候条、此旨不可及露
顯候慎相心得可申由申含候

右之通亡父筑後守念願之至申伝候所、愚拙謹而祈奉深重シ日
終切ニ奉存候、且愚拙竊ニ察スルニ当時一山世栖自力ニ而高
ク達スル事難叶候而不報、亡父念願空ク徒ニ打過候浅間敷体
千万歎悲之一ツニ御座候、依之仰キ願クハ蒙ことヲ 留主君
御威光ノ貴恩ヲ伏ヲ奉仰候事

一 宝永年中綱村公為 御意 一宮御朝參御神事御規式 留
主家作法御幣太夫社職勤方為後代書調へ指置可申候旨遊佐
次郎左衛門ニ被 仰付候、依之右御社法次郎左衛門殿書認
指上候処、於 御城塩竈一卷御箱ニ被指置候由唱承知仕候
由筑後守申伝候事

一 仙台 亀岡八幡宮伊達より御遷座被遊候由、然ルニ神主
山田土佐守親伊織、別当千寿院數ヶ度社法争論御座候処、
綱村公為 御意神主之証拠可申上旨伊織ニ被 仰付候、依
八幡宮神前古キ御棟札ニ神主之銘有之候、是証拠ニ御座候
旨申上候為 御意右御棟札御見届被成置候処相違無之候ニ

付、伊織神主二被仰付候由御棟札二但木家御宿老之銘有之候二付、但木家御取立被成置候由唱承知申候段、亡父物語仕候事

法蓮寺

一 享保四年塩蒔太夫藤塚宮内、散供太夫小野佐渡掾御膳御宮仕立場列次前後之儀争論御座候処、法蓮寺専如法印脇院之内相応院伝正法蓮寺僧正
弟子二御座候普門院・建立院等を御引加へ為戴断、宝永元年 御正遷之御先住快信法印代 社中格方之通古法と被相立候而宮内・佐渡御宮仕列次不被相直候、右争論二付委細御詮儀被成候処 左宮二祢宜鈴木壹岐守河内守
名改仕候番頭役一代被相除閉門被御申渡候、且又同五年七月廿一日右一儀二付壹岐守御名付所へ直訴仕書物指出候、依同七年七月廿九日より一山法蓮寺御奉行衆御七二而
御詮儀被成置候社僧・社家段々於御評定所同八年秋迄御詮儀被成置候而、同極月十一日落居被仰渡候処、宮内・佐渡御宮仕立場列次被相直、宮内先立二被仰渡候壹岐守儀小法蓮寺蟄居、相応院伝正追院、壹岐守百日閉門之上隠居、宮内・佐渡・建立院閉門、護運院延慮何も御仕置被 仰付候、且又同九年春専如法印御願之上隠居被致候、依照海法印四月六日法蓮寺御入院之已後從 公儀社僧三人、社家頭立候者三人 御城相出可申旨申来候、依社僧三人、社家頭此之内三人 登城仕候、右之人数御客

間へ被召出候而御奉行衆御書付を以被仰渡候左之通

御宮之御事は

上二も別而御大切二被

思召候間、住持之儀は不及申、社僧社家等も申合 御宮之御為大切二可相勤事二候、然所二此度藤塚宮内・小野佐渡掾御宮仕立場之儀二付鈴木壹岐守直訴之趣を以被相糺候所、古来之儀改り候儀も在之、且社僧・社家も不一和様二相聞得候、向後法体之儀ハ不及申、社僧社僧等二も被加下知 御宮之儀大切二奉存社職ヲ守り古法不退転様二可被勤事

閏四月十六日

社僧

社家

御宮之御事は 上二も別而御大切二被思召候間、社僧・社家等も申合 御宮之御為大切二可相勤事二候、然所此度藤塚宮内・小野佐渡掾御宮仕立場之儀二付鈴木壹岐守直訴之趣を以段々被相糺候所、古来之儀改り候儀も在之、且社僧・社家も不一和様二相聞得候、向後は何も申合法蓮寺下知ヲ重し古法不退転様 御宮之御為大切二奉存社職可相勤事

閏四月十六日

覚

一 御宮林諸木如先規不可伐取之、枯木ニ而其俣指置例木計
伐可申事

一 御祭田渡方帳ニ社僧一薦 三社一祢宜名本先規之通書裁
可申事

但只今迄は住職之内一度勘定見届候由ニ候、向後は毎年
見可申候、尤首立者不殘見届候ニ由ニ候、是又其通可然
候

一 主立と申は相止、古來之通番頭と唱可申事

一 番子ニ候共叙位仕候者ハ沓杯片付候事仕間敷候事

一 社家中切支丹改、只今迄は百性一同ニ相改候所、向後は
社僧同前ニ貴寺改可被指出候、尤寺請証文は只今迄之通指
添相出候様ニ御首尾可在之事

一 社家中御藏入給人前地形百性同然之持高在之由ニ候、自
今給人抱地同前ニ被成下候間、此段は御郡司え承合候様ニ
可被仰渡候事

右之通被相心得社僧・社家中えも可被仰渡候、以上

黒沢要人

閏四月十六日

大町主計

法蓮寺

右之通先祖覺書相記候、為紛失焼失等此一冊乍憚被納置被下
置度奉願候、以上

一 宮志賀御幣太夫

正六位下信濃守藤原朝臣

享保拾八年六月六日

喜高（花押）

和泉様御留主居所

三浦彌左衛門大丈

右之通一冊ニ致シ相頼置申者也

葦名形部

亘理石見

中村日向

貞享三年

社家列次書上

候以前之

座列書二候

上総守

伊予守

但馬守

鈴木清太夫

小野遠下太夫

修理太夫

膳部太夫

男鹿太夫

若子太夫

若子太夫

鈴木

流鏑太夫

流鏑太夫

塩齋太夫

太鼓

普明院

同役

成就院

只湖太夫

小野太夫

小野喜平太夫

鈴木雁太夫

高橋案太夫

内海若子太夫

佐藤流鏑太夫

小野散供太夫

水間長左衛門

借

水干太夫

仕候而指出申候

射手将東之花染

12 宮城郡市川村社人伊与丞持高御檢帳写シ

※元禄三年（一六九〇）。志賀家の持つ土地の台帳で、面積と等級ごとに分けられて記載されている。

（表紙）

「元禄三年

宮城郡市川村社人伊与丞持高御檢帳写シ

二月廿日」

地之種池

市川屋敷御へい太夫

下田三間六歩代式文

次兵衛

ク

下田九間四七廿四歩五拾三文

ク

長とろ

城之外

下田十五間七七歩七拾七文

ク

内六七六歩七十仁文川欠切替地奏社谷地二有り

川村

中畑拾三間八七廿四歩三十五文

ク

下田十六間壹反四七廿仁歩百五拾八文

ク

此替地同村四右衛門二取替八不石二有り
田合六反七歩代七百三拾文

城之外

畑合仁反六七拾五歩代七拾文
右田畑合八反六七廿仁歩代八百文御祭田分

下田八間三七六歩三拾五文

ク

但延宝三年八月より其身持高之内被下置候也

内 一 百文苗代 次郎作二内渡置事

一 三十仁文苗代 兵左衛門二内渡置事

とらうす廿九間■間四反十八步六百九文より半分兵左衛門

二内々分渡ス

上田^{十五間}仁反九步三百五文

伊与之丞

内壺セ拾歩廿文中野村御新田用有水堀測申候

同所廿九間四十七仁間四反十八步五百廿八文より右同断二分渡

ス

中田^{十四間}仁反九步仁百六十四文

大島十一間四十四間三反六七四步九十七文より三十五文次郎

作二渡ス

上畑 壺反拾歩 六拾貳文

下畑^{五間}壺七廿五步 四文

下畑^{十三間}五七十九步 拾壺文

下畑^{八間}六七四步 拾貳文

中畑^{十八間}壺反八七步 七拾貳文

下畑^{十八間}壺反八七步 三拾六文

ゑんかく

上畑^{十七間}七七六步 四拾三文

同

下々畑^{四間}貳拾歩 壺文

中屋敷^{廿間}仁反五七拾歩 百壺文

小金沢

中畑^{拾四間}壺反七廿仁步 七十一文

上畑^{八間}六七貳拾歩 四拾文

中畑^{廿四間}六七拾貳歩 廿六文

田合四反拾八步五百六拾九文

内八七廿四步代百三十仁文城外苗代二祭田外渡ス二

引可申候

畑合壺町五七廿八步四百四拾三文

右田畑合壺町四反六七十六步代壺貳拾貳文

川村

右次兵衛持高之内

塩田入作右馬助え

右同人分

右同人分

右同人分

上田^{廿四間}壹反三七拾歩貳百文

次郎作

畑合八反七廿八歩仁百文

内三七廿五歩五十三文川欠此替地奏社谷地ニ有り

右田畑合壹町六反七廿八歩代壹貫百八十八文

〃

とらうす廿九間四十仁間四反十八歩六百九文より半分わけ渡

下田^{廿四間}仁反四七廿八歩仁百七十四文

〃

ス

はし本

上田^{十四間}仁反九歩 三百四文

兵左衛門

中田^{廿四間}仁反九七拾八歩三百八十五文

〃

内仁七四歩三十仁文中野村新田用水堀測有り

〃

前廿九間四十仁間四反十八歩五百廿八文より半分わけ渡ス

下田^{十四間}壹反廿仁歩 百拾八文

〃

中田^{十五間}仁反九歩 仁百六十四文

〃

内壹七拾四歩十六文中野村御新田堀測

〃

下畑^{八間}仁七四歩 四文

〃

下田^{六間}壹七仁歩 拾三文

〃

下畑^{十七間}壹反仁七拾貳歩廿五文

〃

大畠

下畑^{廿六間}仁反仁七拾六歩九拾文

〃

下畑^{四十四間}七反拾貳歩百四拾壹文

〃

中畑^{廿六間}仁反仁七拾六歩九拾文

〃

大左衛門間四十仁間壹反六七四歩九十七文より伊与之丞と内

わけ

〃

上畑 五七廿四歩三十五文

〃

下畑^{四間}廿四歩貳文

〃

下畑^{廿七間}壹反壹七廿仁歩廿四文

〃

下畑^{廿七間}仁反壹七拾歩四十三文

〃

下畑^{十六間}壹反壹七廿仁歩廿四文

〃

下畑^{廿七間}仁反壹七拾歩四十三文

〃

田合八反歩九百八拾八文

〃

下畑^{十八間}壹反八七歩 三十六文

〃

外六七廿歩代百文苗代二祭田外渡ス

下畑^{三十間}壹反八七歩 三十六文

〃

田合四反拾八步五百六拾八文

一 壹貫拾貳文内

御藏入分

外三十仁文仁七四步苗代二祭田外渡ス

畠代四百四十三文

畑合七反七七六步仁百文

内田代貳拾文中野村御新田用水堀測

右田畑合壹町壹反七七廿四步代七百六拾八文

田代百三十仁文城之外苗代次郎作兵左衛門二渡ス

田代九百八十八文

一紙

高壹貫百八拾八文内

次郎作分

右谷五町壹反九七三步此代三貫七百六拾八文

畑代貳百文

此内

内田代十六文中野村用水堀測

一 田町仁町仁反壹七十三步此代仁貫八百五拾五文

外百文城外苗代有り

内四七廿八步代六十八文中野村御新田用水測有り

田代五百六拾八文

一 畑町仁町九反七七拾七步此代九百拾三文

高七百六拾八文

兵左衛門分

右之内

畠代貳百文

田代壹ノ仁百九十九文

内田代三拾貳文中野村用水堀測

高壹貫八百拾貳文内

伊与^{マモ}之丞持高

外三拾貳文残之外苗代有り

畑代五百拾三文

田代七百三十文

志賀家所持

一 八百文内

御祭田外

畠代七十文

内

田代五百六拾九文

第二章 神社関係記録

二一 神社に関する記録

13 鹽釜社縁起

※元禄六年(一六九三)。仙台藩四代藩主伊達綱村の命によつてまとめられた鹽竈神社の正史ともいふべき縁起(写し)である。

(表紙・題箋)

「鹽釜社縁起」

鹽釜社縁起

陸奥ノ国一、宮正一、位鹽一釜大、明一神三座

在二宮一城郡多、賀ノ国一府良ニ去二国一府ノ城二十八町許

左宮 武甕槌命タケミカヅチノミコ

右宮 經津主命フツヌシノミコ

別宮 岐ノ神

社家所レ伝及旧説ニ曰、天孫・降・臨ノ之始メ經津主大神武

甕一槌ノ大、神先一降平ニ定葦一原中一國時以二岐ノ神一為二郷一導一クニノミナヒキト周流ノ削定終ニ至ニ、陸道奥國一祠スニ此三柱ノ神ヲ於斯地ニ武甕槌大神ハ鎮ニ座シ、于常陸ノ國鹿島ノ郡一經津主ノ大、神ハ鎮ニ座ス、于下総國香取郡ニ二柱ノ神又遷、ニ幸于大和國三笠山一岐ノ神ハ終ニ止ニ此所一也、或云鹿島同体或云鹿島之御兄也、是レ先降ニ此所ニ一之故也

鹽釜六所明神或曰、猿田彦事勝國勝鹽土ノ老翁岐ノ神、奥玉ノ命、犬田命、六座同体異名神也祠ニ之於別宮一也

鹽一土ノ老一翁始降ニ此ノ浦一燒レ鹽以教レ民故称ニ鹽釜浦一御一釜于レ今左矣別、宮ノ社人掌レ之当、社左右別、宮各々有ニ社人一又有ニ巫女一各一人祭礼之特別、宮巫、女先振レ鈴是ヲ称ニ先達巫、女ト一左右宮ノ巫、女次レ之流鏑馬各三番又先トスニ別宮一是皆武甕槌經津主ノ兩神以二岐神一為ニ郷導一之縁一也ミナヒキト

当社大祭礼七月十日也、以ニ潮満時一供ニ御膳一祭ニ鹽土老翁一之故也、同月同日於ニ常陸國鹿島一有、毎月十日及申一酉ノ月為ニ縁日一也、二異國編 伏之天祭ニ云云

式曰、延喜式ニ所レ謂志一波一彦ノ神社是也、志波志保訓相通彦ト老翁義相同栗原郡志一波姫ノ神社同体ノ神也

社・家及土民伝云、岐・神先天ニ降ル于冠一川ノ上ニ一因

祠レ此曰「神・降ノ明神ト」為「鹽釜末社」、或曰、冠川明神カ牟武利加牟布里訓相シムリカシブリ通四十四町許當「多賀ノ國」府ノ城ノ乾ニ去レ城

今此ノ「所曰」岩切村ト、「川曰」岩切川ト社傍有「志波道場」ノ之跡ト

又伝云、岐神先ツ天ニ降于鼻節浜ト延喜式所謂鼻節神社是也、猿田彦大神御形以「鼻有」節曰「鼻節神社」而後遷ニ座ス于鹽釜浦ニ云云

鼻節神社今為「鹽釜末社」當鹽釜巽延喜式所レ謂多賀神社ト無「所見」今鹽竈ノ社在「多賀ノ國府」是三社ノ神天ニ降于此國「祠」之於國府ト故号「多賀神社」

一ノ宮左、右宮大明神尊氏公文書載レ之田村磨東夷征、伐之時勸ニ請ス三柱ノ神於加美ノ郡ト其社于レ今在

三河國岡崎六、所明神ハ者勸ニ請ス当社ノ之別宮ト、是東照大神產生神也

右は陸奥守藤ノ綱村朝臣自レ幼崇レ神而以為「國ノ守」崇、敬異ニ于他「風フ」衰へ道「微テ雜」、説伝テ世無「下知ル」其実ト「者」歎シレ之憂ルコトレ之有レ年矣故以「社家所」レ伝、且所レ訪ト「春・日香」取鹿「島及參州六所明神之社家等」ト之諸説ヲ參「考シ」而質ニ之於予「取」其正者「撰」レ之為「一卷」而伝「後來

一者也于レ時元禄酉仲秋日

神祇管領從三位左兵衛督卜部朝臣兼連

右縁起は兼連郷之所ニ述作ト也、以可レ為「後代之証拠」故

加「筆」ヲ卷尾ト矣

元禄六年九月廿六日

基熙

別紙ニ有ルヲ此所ニ書

四尾加満三座

左 武甕槌命

右 経津主命

別宮岐神

撰社末社ハ縁記之外ナレトモ書入者也

撰社兩社

貴船大明神 只洲大明神

末社十四所

東宮明神 即座 吉田明神 即座

花節明神 同 浮島明神 同

南宮明神 同 籬島明神 同

大根明神 海中 柏木明神 大代在

秦社明神 市川 冠川明神 岩切在
西ミヤ

小刀明神 沢音在 北宮明神 春日在

梅宮明神 吉津在 松崎明神 桂島在

14 鹽竈社神家伝来古記

※年代未詳。志賀家に伝わる伝承、卜部氏系図と歴代の留守氏をまとめ上げたものである。

(表紙)

「断神秘

志賀廣喜

鹽竈社神家伝来古記

」

当社家伝説曰天孫降臨之始経津主太神武甕槌太神先降平定葦原中国時以岐神為郷導因流削完終至陸道奥国祠此三柱神於斯地武甕槌太神鎮座于常陸国鹿島郡経津主太神鎮座下総国香取郡二柱神又遷幸于大和国三笠山岐神終止此所也岐神別号鹽土老翁始降此浦日燒鹽以教民故称塩釜浦也初有七釜其三口為賊

所竊去

賤女春相ウケニ云志保釜波元波七口乃釜那礼止三口比家礼
四口乃志保釜 野鹿残口碑今尚存之也

一 云陸奥国太神号鹽土老翁大日本国邑々人雜面青白黒成ハ宇之浦ヲ汲飲故ナリ、依太神是ヲカナシミ賜ヒ築石ノ海ヨリ鯨ニ乗賜ヒテ奥津香津邑ノ東海ノ小島ニ籠渡シ鹽根見藻根見ヲ搜玉フ、此ニ鹽根見玉老翁、藻根見玉老女ニ神見ル賀兒小島ノ上ニ自出現賜へ海原曾古ヨリ藻塩中ヲ浮島ノ如莉玉フ陸奥太神御供奉ノ十四神奈賀戸賀屋根命兒東鹽根老翁、東鹽根老女、田見命兒、奥鹽老翁、奥鹽老女皆是丸木船ニ藻塩草ヲ積ヒワノ浦ニ漕ヨセ、波摩土ニ揚玉ヘハ藻塩場彦老翁老女藻草ニ潮ヲ汲カケ乾シ、数度カケ乾シ玉ヘヒワ浦藻塩場ニテ藻焼テ藻塩荒塩灰塩焼カタメ玉ヘ田和良ニナシ、船ニ積藻塩場老翁奈名加摩甫土ノ波摩ニ漕付賜ナリ、其後ハ奥津彦老翁、奥津比咩老女ハ釜ヲ成出シ奈名加摩甫土ヘ木津具利藻根見鹽根見老翁老女ハ見賀小島ヨリ潮ヲ船積ニシテ奈名加摩甫土ノ波摩ニ漕付賜荒塩老翁鹽多礼老女潮ヲ以テ灰塩御塩津甫奈名津ノ津甫ヘ多礼トホシ賜ハ作田比咩 和賀作比咩 於奈美比咩 藻塩比咩 多利水比咩 小鹽比咩 八塩比咩 何モ七神ノ女神タチ奈名津甫

ノ多利水ヲ七釜ヘ塩氣ヲ以汲入賜ハ十四神ノ老翁・老女釜
竈ノ火タキ玉ヘハ奈名加摩甫土サカリサカンナリ、藻塩場
老翁・老女ハ塩道老翁老女ハ奈名賀摩甫土ヲメクリ見玉ヘ
奥津香津ノ人糶ニ藻焼又潮煮ル事ワサヲ教賜テ末世マテニ
奈良塩具津ヲ喰シメ寿命ヲサツケ賜奈名塩老翁ノ子鹽守老
翁ノ神ノ子陸津太神ノ勅ヲ以塩配アタヘ神ホサキヨロコヒ
舞ウタヒ玉フウタニ

○加摩甫土ノ比氣ツヨケレハ浪ノ花奈良塩具津ト名留ハ屋志
甫塩

○屋志甫塩ノ奈良塩具津ヲ奈利 伊多志穂作 悦塩ノウタ舞
和賀作比咩志甫氣加田ケテ比サコトリ阿那面白ト歌ヒ舞ナ
リ

○賀摩神ノミヤイ多良チオタラチメノ奈名加摩甫土ヲ奈利出
スナリ

○塩場彦ノ男浪女浪ノ浪ノ花君ニ氣弓民ニアタフル

○藻塩場彦焼津留藻塩多礼塩ヲ煮コラス業ヲ教屋志甫塩

○加摩甫土ニニギテサ、ケテ塩ノウタ舞テオサムル興玉ノ神
陸奥太神ノ命ヲウケ藻塩灰塩御塩ナリテ老翁・老女 皆此

所二鎮り座陸奥太神ハ作奈賀多峯一森山青葉足賀屋フキノ
宝殿二鎮り玉フ奥津香津ノ邑テ別玉フ奥津宮、猿田彦太神、

東宮香津太神三座共ニ御同社也、塩場宮ニハ荒鹽老翁塩多
礼老女。東塩老翁老女。奥塩老翁老女。奥津彦命同比咩。

鹽場彦同比咩奈名加摩甫土ノ神社ト是ヲ崇ム五座也

和賀作彦命七才小兒ト成現レ四多礼カケ袖ハラマキ花染ノ
紫色ヨメシ牛ニ塩駄ケ藤ノ策ヲモチ牛飼玉フ、此手後二石
ト化ル、是塩牛祠ト云、其策藤ヲ坂ニ立置玉フ枝葉成り尅
丈廻リトナリ藤花サキミタル邑人小兒ニ袖腹マキヨタレカ
ケ紫色ヲ忌ナリ

奥塩山多礼塩一ノ津甫ナリト云邑人は是ヲ崇メテ塩多礼ノ祠
ト云、是マテ奈名加摩甫土ノ波摩ノウチ也

ヒワノ浦藻塩場アリ尾嶋大森山ト云宮ツクリテ藻塩

場ノ社ト云藻塩場彦命
藻塩場比咩命也

東海一島二宮ツクリ曲木ノ社ト云塩根見玉老翁
塩根見玉老女也

又云天下第一土君太神奥津老翁、香津老女ヲ以

此村ニ置玉フ故奥津香津邑ト云、今香津ト云所也、塩竈村
ノ元ノ名也

奥津香津老翁老女奈名田賀良七津乃神田ヲ發シ田植ヲナシ

玉フ神歌ニ

○土君ノ奥津香津野尔奈利出之奈名津田加良乎オコス村君

○奈名田賀良葉留田多賀屋志蒔シツケ作奈伊ヲ取テ新米

○作留女^{サナメ}コソ作奈伊^{サナイ}手取^{テトリ}テ草乙女^{サオトメ}ニ田ウエ教ユル民ソタノシ

キ

○作伊比木^{サイヒキ}ノ童^{ワラハ}ハ作奈伊^{サナイ}ヲ卯月花手スキヲカケテ歌フ声ニ

○美奈具知^{ミナクチ}ノ松竹梅ニ津留加女波稻穗クワヘテ穂サキ悦フ

○草乙女^{サオトメ}ノサ月蓑笠キテ植田ハラミミノリテ秋ノ出穂ヨシ

○神田マツル陸^{ハタ}ツ宇^ウ於^マコソ国付ヨムツヲマモリテ秋田^{カシナメ}茹米

右奈名多賀良御田植殿ニ於テ春田ウチ御田植ノ神事ハシメ

社司秘伝也

卜部家系



兼敦—兼富—兼石—兼俱—兼致—兼満—兼石
兼見—兼治—兼里

留守家系

高森氏姓者藤原其先出大職冠後裔九条関白道家末伊沢左近将
監家景也文治中頼朝東征之時令家景守于奥州以為藩屏尔未至
顕宗繩々十七世居宮城郡高森城通国称諸
留主^マ殿無子以晴宗^イ伊達十五代祖^イ左京大夫正五年十二月五日卒輝宗之父也第六子為嗣号政景母者岩
城重隆女也後改氏伊達

一 家景 尊伊澤四郎後左近将監
大職冠鎌足後胤九条関白道家之末也從甲州
伊沢遷奥州 加瀬寺殿

二 家業 家景子稱宮城小四郎
号宮城之始也

三 家元 家業子民部少輔

四 家廣 家元子供左兵衛尉

五 恒家 左兵衛督

六 家信 出羽守

七 家助 遠江守

八 家高美作守 九 家冬美作治郎 十 家住美作河橋頭

十一 家政彈正朝 十二 家明駿河守 公方氏滿公之時 在鎌倉

十三 詮家四郎 十四 家持美作守

十五 邦家出羽守家持義子実父伊達大膳太夫持宗之次男也 時号長谷五郎留主家相統

十六 藤王丸那家子 十歳早世

十七 景宗安房守右京大夫 伊達十三代大膳太夫高宗次男景宗留主家相 統藤王丸姉乃室那家之孫也

十八 顯宗藤五郎 景宗子 相模守 論天寺殿

十九 政景上野介 伊達左京大夫晴宗第六男輝宗弟 永錄十年三月七日十九歳顯宗為家督留主家 相統高森上野号重藏

綱宗君御代初御一門衆座鋪次第將軍家之御書上三云
列次第三審二

政宗祖父晴宗三男為政宗叔父

伊達上野政景

政宗從弟

同 武藏宗利

政宗一廻從弟

同 和泉宗直

右上野政景十九歳二而、高森顯宗之家繼先祖は鎌足内大臣大職冠後胤九条閔白道家郷末葉号甲州膽澤四郎、左近將監家景頼朝公奥州秀衛子息泰衡為誅罰有下向、泰衡退治之後鎌倉へ還御之節、奥州は依為大國自今以後被相止国司守護為留主所被指置之旨依仰居之、是故謂高森留主也、家景至景宗相統十七代居住宮城郡高森此間代々將軍家所賜有奉書今所持之者也

万治三庚子九月廿五日

伊達和泉

重判

廿 宗利始左近將監 後武藏 從是伊達下稱

廿一 宗直和泉 廿二 宗景上野 廿三 顯孝後村任 綱宗第三子 繼家原之家

廿四 村景出羽 六郎

留主高森殿当社參詣毎月朔且於二階下御幣頂戴有二故障一則在序人志賀家代レ之ニ朝參御幣頂戴

祝部は宝永元年御造替之御始テ在序人之志人御幣頂戴名代人称御幣太夫志賀家祝詞誦ヲ命セラル

15 多賀神社 浮島明神 大臣宮 古記調書上

※明治二年（一八六九）。多賀神社や浮島明神などの鎮座地、祭神等の概要を調べ上げたものである。

（表紙）

「多賀神社

浮島明神

古記調書上

大臣宮」

仲哀天皇四年弥生十日有テ御建立遷座云

多賀府ノ原西東二社午向ニ相立 仲哀天皇以敕定東方ノ

宮ヲ左將軍ト西方ノ宮ヲ右將軍ト号ト云、今高崎村ニ古宮

ノ礎有疑ハ此伝ノ如カ高崎村ハ多賀前ノ訛カ

鹽竈祠官兼神主

明治二稔六月

志賀信濃

宮城郡浮島村船形山鎮座

浮島明神社

一 正殿五尺七尺 一長床二間四間 一鳥居 一基

祭神 奥塩老翁 奥塩老女

鹽竈明神之末社十四所之其一也

浮島村惣鎮守祭日毎歳九月十五日

鹽竈祠官兼神主

明治二年六月

鈴木因幡

鎮座年月不詳

此社在鎮守府城中故名多賀城

一 風土記曰、雄略帝五年奉圭田加神礼云々

一 延喜式名神大

祭神 伊弉諾尊 祭日 三月十日

正殿 三尺許 鳥居 壹基

多賀神社

宮城郡市川村鎮座

宮城郡浮島村鎮座

一 大臣宮 石宝殿 二尺余 鳥居 壹基

祭神 河原左大臣

社傍古宮之石礎今猶存古是大社也

一 土人古伝曰、多賀府宮多賀前サキ宮兩社以敕

鹽竈明神之末社也、祭日毎年三月十八日

鎮座年月未詳

明治二年六月

鹽竈祠官代神主

小野若狭

明治二年六月

宮城郡国分古内村

只洲社

一 正殿 三間 一間半 萱葺 下賀茂 御祖神 兼依姫命 大己貴命

一 正殿 同 同上賀茂 別雷神 皇太神

一 御供処 四間半 式間 萱葺

柵 式百間余

一 長床 式間 三間 萱葺

一 祭田 式貫文 一 唐門 壺間半

一 祭日 四月中ノ酉日 一 鳥井 古額

一 祭日 葵草 一苞 御守札 献上

宝永年中

先大主綱村君自塩竈村遷座此地

神主

一 旧禄式貫四百文

鎌田氏

16 神名記

※年代未詳。陸奥国内にある神社百社を郡別に分類し、社名や祭神、鎮座地などを書き記したものである。

(表紙)

「神名記 陸奥国一百座 出羽国九座」

統日本記 作道奥 五七月記 作陸道奥

神名記陸奥国一百座 六十五座 小八十五座

(頭注)

「平田大人説曰、都々古ヲツ、ニシテ止トナル故ニ止和氣トナル、伊波止和氣神八月神ニシテ手力雄神也」

白川郡七座 天二座 小六座 五十四代仁明帝承和八年三月奉授從五位下

都都古和氣神社 名神四山明神是也 今社地白坂奥野之嶺 大味指記彦根命也 建兩社八槻村座近津大明神

伊波止和氣神社 棚倉馬場村座日近津大明神 伊波止社郷宮村鎮座今社八幡宮下号

白川神社 白川鹿島是也

八溝嶺神社 八溝山座

飯豊比売神社 飯土与邑座 鹿島明神是也

永倉神社 文德帝貞衡二年二月癸丑以陸奥国永倉神列官社
長坂邑座 神明正奉崇也

石都都古和氣神社 今石川郡南須釜村座

菊田郡 一座 大作葛田 又作刈田

菊田嶺 神社 名神大五十六代清和帝貞觀十一年十二月辛卯授陸奥国正六位上
勳等菊田嶺神從五位下 宮郷座玉與能比姬命

同日戊申授陸奥国正五位上勳九等菊田嶺神從四位下

(頭注)

「刈田神社去宮馭二丁余白鳥明神也云予不然不忘山之神是也故有嶺字」

名取郡 二座 並 小和銅六年冬十二月辛卯新建陸奥国丹取郡

多賀神社 風土記曰多賀神社圭田五十八東二字田所祭伊弉諾也雄略二年
始奉圭田行神礼式祭 伊弉諾尊 富沢村座

在富沢村

佐具穀神社 又曰佐具穀神社圭田五十五東三字田又飯西米獻半毛所祭
高皇產靈尊也孝德天皇三年丙午三月始奉圭田
行神礼有神家麻戸等南地手村座

在笠島村

宮城郡 四座 大一座 小二座

伊豆佐比売神社 奥国伊豆佐比売神授從五位下圭田二十八東三毛田所祭
溝昨比咩也天武天皇二年奉圭田行神礼有神家麻戸等

志波彦神社 名神大 今在宮切村 有謂志波道場云

鼻節神社 名神大 日本風土記曰鼻節神社圭田四十三東所祭
多力雄神也考可獵田彦神

今塩竈之内在花測浜 舒明帝二年始奉圭田行祭事

五十四代仁明帝承和十一年秋八日丁酉奉授無位鼻節神社從

多賀神社 今在市川村古京鎮守府城郭中在多賀神社
故謂多賀城 宮儀今猶存也

黒川郡 四座

須伎神社 駒場村座

石神山精神社 延暦八年十一月丁亥陸奥国黒川郡石神山社并
為宮社大危村座

行神社 升沢峯座 船形大明神是也

鹿島天足別神社 吹上山座

賀美郡 二座 並 小

飯豊神社 在小野田本郷 郷人誤謂飯島屋神社又謂石神

賀美石神社 谷地森邑座

色麻郡 一座 大 今加美郡之内四龍ト云 鎮座不知道而可尋

伊達神社 名神大

玉造郡 三座 並 小

温泉温泉神社 啼兒村之温泉神也

荒雄河神社 今在荒雄嶺山中在温泉鬼首邑座

温泉石神社在大口村川度有温泉所謂温泉石神社是也

亘理郡 四座 並小

鹿島伊都乃比氣神社 或人云和氣力 鹿島村座

福字下脱麻字

安福河伯神社 五十六代清和帝貞觀五年十月丙寅陸奥國麩阿福麻水神 授從五位下

今在田沢村 阿武隈大明神止号

鹿島緒名太神社 鹿島村稀鹿島有三社 鹿島村座

鹿島天足和氣神社 鹿島村座

信夫郡 五座 大一座 小四座

鹿島神社 小倉村座

黒沼神社 尾山村座 福島町ヨリ 十丁許

東屋治神社 名神 大 余目郷入江邑座七松大明神是也

東屋国神社 中野邑座 東田大明神

白和瀬神社 上大笹生邑座

志太郡 一座 並小 今作田 敷玉早御玉神社 シキタマハヤミ

磐城郡七座 並小 新沼邑座若宮八幡宮御同殿

大國魂神社 菅波邑座

二俣神社 下小川村座

温泉神社 五十六代清和帝貞觀五年十月戊子陸奥國無位八社姫小結温泉神 授從五位下 佐波古御湯也 湯本村座

佐麻久嶺神社 中山邑座

住吉神社 住吉齋岩城判官居城也建住吉神祠是也 住吉村座

鹿島神社 女浜一名小石濱在鹿島神社是也 谷田村座

子鍛倉神社 古鍛治座 城下 桜山

標 葉郡 一座小 古称ニ染羽 堀河百首頭伸 東路のしねはさかひにやとりして雲井にミゆる

或書作志波 或ハ シメベカ

茗野神社 茗野カ今八龍大明神と号

牡鹿郡 十座 大一座 小八座

零羊崎神社名神大 牧山也今在小祠 古社真野村ニ在 羊崎ニ

香取伊豆乃御子神社 和通大明神今桃生郡深谷 和通邑座

伊去波夜和氣命神社 遠島内尾浦座 羽黒大神宮 稲倉魂命

曾波神社 曾波上山座

拝幣志神社 名神大 淡邑座箱石大明神是也

鳥屋神社 石巻中津山座 羽黒大明神 同殿座

鹿島御児神社 石巻好日山鎮座 古社真野邑 鹿島山に在

大島神社 石巻古渡山座 住吉大明神と奉崇

久集比奈神社 遠島内女川浜座 白山大明神 菊理姫命

計仙麻神社 遠島内佐須浜座 尾崎大明神是也

桃生郡 六座 大一座 小五座

飯野山神社 飯野邑 熊野宮是也

日高見神社 大田邑座 大田大明神也

二俣神社 大森邑之内梨子木座 大森大明神

石神社 十三浜之内大浜座 石峯大明神也

計仙麻計仙麻大島神社 名神大 正一位御崎宮大明神

小銃神社 大島座 太田大明神

行方郡 八座 大一座 小七座

高座神社 高野倉村二座

日祭神社 大亀村座

冠嶺神社 北郷杼久保村座

御刀神社 北郷右田邑村座 劍大明神是也

鹿島御子神社 北郷鹿島村座

益多嶺神社 大井邑 大宮大明神

多珂神社 名神大 應受大神祭ル 小高村座 大山上二 鎮座

押釜神社 押釜邑座 波久山大明神卜号

栗原郡七座 大一座 小六座

表刀神社 一迫築館町裏座

志波姫神社名神大有高泉北三丁余 俗謂清水明神

雄銃神社 二廻鷺沢村之内袋座

駒形根神社 二廻駒峯座

和我神社 一廻萩沢邑座 親山大明神と崇

香取御子神社 二廻黒瀬邑座 鹿島大明神同殿

遠流志別石神社 三廻石越邑座 建部大明神

胆沢郡 七座 並小

磐神社 二宮大明神号 黒石村座

栗駒山土人曰之ヲ神 駒嶺 西跨仙北 東奥州磐井之高山也

駒形神社 御駒嶽座

和我叡登拳神社 下伊沢郡上 衣川邑南股座

石手堰神社 下伊沢上衣川邑男石神大明神と崇

胆沢川神社 八幡邑座 鎮守府八幡大神宮と申

止止井神社 都鳥邑座 伊勢大神宮奉崇

於呂閉志神社 上伊沢郡若柳邑之内於呂志江嶺山座 鹿島大神宮卜申亦水上大明神とも申

新田郡 一座 小

子松神社 鎮座不知追而可考

磐瀬郡 一座 小

梓衝神社 鉾衝村座 鹿島大神宮是也

会津郡 二座 大一座 小一座

伊佐須美神社 遂而可考

蚕養国神社 在城下市店毎歲蚕事既畢分圖祿糸 効功以獻神式二所謂神是也 若松城下大沼郡高田村座

小田郡 一座 小

黄金山神社 今牡鹿郡 遠島之内 金華山是也

耶磨郡 一座

磐崎神社 猪苗代祢見邑座

斯波郡 一座 小

志賀理和氣神社 五十五代文德帝仁寿二年七月辛未陸奥国志賀理和氣神社加正五位南部領榎町座

氣仙郡 三座 並小

理訓許段神社 鮎浦鎮座 尾崎大明神

登奈孝志神社 竹駒村座

衣太手神社 氣仙沼北方親城邑座

安積郡 三座 大一座 小二座

宇奈巴呂和氣神社 五十六代清和帝貞觀十一年名神大三月寅午授陸奥国從五位上宇奈巴呂別神正五位下也八幡村座八幡宮是也

〔頭注〕

〔延喜式万葉集作安積香或作朝香又作淺香〕

飯豊和氣神社 守屋邑座妙見号 北斗大明神也

隠津島神社 菅宮村座 菅野宮大明神 馬入村土田所有一里山へ入一本松会津西方二有

柴田郡 一座 大

大高山神社 名神大 橘豊日命 平村座

〔頭注〕

〔今在平村大高宮是也〕

宇多郡 一座 大

子眉嶺神社 名神大 在菅谷郷駒岳二

伊具郡二座 並小

熱日高彦神社 島田村内 石川口座

鳥屋嶺神社 斗藏山丸森邑城内座

磐井郡 二座 並小

配志和神社 西磐井 山目村座

舞草神社 在舞草村 称二白山嶺一 觀音堂立之稲倉大明神と申

江刺郡 一座 小

鎮岡神社 門岡大悲閣ト云有 西行和歌 みちのくの 門岡山の時鳥いなせの渡り けて鳴くらん此辺可考 餅田邑座

出羽国 九座 大二座 拾芥抄曰 和銅五年割陸奥国二郡置出羽国或説云 大宝元年辛丑始置出羽国

飽海郡 三座 大二座 五十六代清和帝十三年夏五月辛酉出羽国可置從三位小一座 勲五等天物忌神社在飽海郡山上

大物忌神社 名神大五十六代清和帝貞觀四年十一月詔出羽国正四位上勲五等天物忌神領之ヲ宮社

〔頭注〕

〔神社啓蒙曰大物忌神社在出羽飽海郡、一宮記曰倉稲魂神也〕

小物忌神社 通 從五位下勲九等小物忌神七等

湯殿山羽黒山在同處

月山神社 名神大五十六代清和帝貞觀十八年八月丙午授從三位勲六等月山神小三位

田川郡 三座 並小

遠賀神社

由豆佐売神社

伊氏波神社 大己貴命

平鹿郡 二座 並小

塩湯彦神社

波宇志別神社

山本郡 一座

副川神社

熊野神社

在河上村一縁起説二曰、昔年名取郡二有巫女一信紀州

熊野ヲ一参詣有レ年老後不堪長途ヲ一鳥羽帝保安四年勸

二請三山ノ神祠ヲ于名取河ノ南ニ一東ハ称若王子ト一中ハ号

二證誠殿ト一西建ニ老女祠一山頭ニ登高館権現ヲ一、又建ニ善

遊(頭注)「逝字カ」堂及ヒ寺院十六区ヲ一蕪繁随レ時礼

典無レ怠爾後 崇徳帝保延中有二役徒一欲ス三赴ニ奥州一而遊

ニ于松島平泉一、辭シテ二東征一而寝ニ于證誠殿一有ニ少童一忽

チ言フ東奥ニ有ニ名取ノ老女者一崇ルコトニ当社一多年老羸不

ルコトニ相見一久シ矣須ク下憑爾レ伝ヘレ語且ツ付中此物ヲ上也醒未

ハ枕上有ニ椰葉一々上ニ有ニ文字一乃和歌也

美知登宇志 土之茂 伊豆支加^{ハ作ニ}於伊尼計里 於

毛比宇 古世与 和連戊 和須礼志

役徒東行伝ニ之ヲ老女一感動悲歎不レ覺涕泣之墮ヲ一廻子引

ニ役徒ニ示スニ其地一曰其地幸ニ擬スニ証誠殿ニ一左右皆末社

也、西北ニ有ニ原野一移スニ飛鳥里一西南ニ有ニ瀑布一、象

那智ノ飛竜ニ名取河流ヲ為スニ音無ノ川一焉合ニ彼地理方隅

ニ二者自然之奇遇也

役徒聞ニ老女語一対シテ一地理状一驚レ之日はレ乃神感之

所レ致也 九月九日毎年御神事流鏝馬催之

東史文治五年己酉十月二日記内佐藤庄司名取郡熊野別当各

許還本処

神庫所レ藏文書多シ、文治五年七月十日頼朝卿觀心三年

四月廿九日右京大夫文和四年三月十五日平中務貞治五年

十一月十五日平親貞永和四年十月九日陸奥守永徳四年五

月十五日源棟義應永十一年七月晦日沙弥某等ノ書也、又

有下文和二年癸巳四月九日右京太夫以ニ名取郡北方三本

塚郷ヲ一而寄ニ附当社一大般若転読料一之書上、又有下伊達

十一世大膳大夫持宗君寄ニ附花鯨一口ヲ於ニ当社一而修中

冥福之事ヲ上

老女叢祠

在前田村中新宮東南一里餘遺址猶存

鳥鶴宮 一作神鳥宮

去老女祠一餘老女建神鳥祠祭之^レ以^レ爲^レ熊野之使令^ト也

老女墳墓

在下余田村北釜中島之間

新古今神祇歌

道遠し程もはるかにへた、れり思ひおこせと我も忘し

此歌ハ陸奥に住ける人の熊野へ三年まうてんと願を立ててはへりけるかみしうくましかりければ、今ふとひをいかにせむとなけきて御前にふしたりける夜の夢にみえける

となむ

按二右詞書与二老女力故事ト一 小同大異歌二三ノ句不レ同

姑ク書して以テ備フ^ニ参考^ニ一

笠島道祖神

在笠島村、祭洛陽賀茂川ノ西一條北出雲路道祖神之女

也、往昔私ニ通^ニ商賈^ニ一故所^レ謫流^ニ死于此^ニ一州人立

レ祠以三元夜^一爲^レ祭日^ト、焉九月十九日令^ニ神輿^ヲして之

二 此古事源平盛衰記見之
カ^ニ于北釜^一還夕郷人祈^レ神有^レハ^レ應則^レ爲^レ陰相^一賽^ス之^{ツクリテ}

按蟠竜子曰、道祖神乃猿田彦大神也、上古迎瓊々杵尊降臨於

天八達之衢天細女命問之答曰、吾名是猿田彦今雍州出雲路道

祖神也、麗氣記亦曰道辻神是也神名異記曰伊勢度遇郡大土

神社ハ猿田彦大神新古今

久堅乃天能八重雲振別天降志君乎我曾迎迎之 其説如^レ

此道祖神ノ女メ通^ニ商人^一事不^レ見^ニ正史神籍^一、若^シ俗説

一則ハ邪神也、淫祠也、又今川了俊紀行播州四竈郷二有^ニ

出雲路社^一造^ニ陰相^ヲ掛^レ之於^ニ侘那^ニ亦有^レ之

下ノ妻ノ神

在^ニ社前^一一町以南^ニ本社東南手倉田村飯野坂ノ辺有^ニ小

社^一、是^レ亦妻ノ神也、本社ノ神輿息^ニ宇此ノ地^ニ一

空堀丁

梅津敬蔵

17 一宮文庫書籍目録

※年代未詳。鹽竈神社の所蔵する書籍の目録である。

一宮文庫書籍目録

- 一 冠辞考 拾卷
- 一 正誤仮字遣 壹卷
- 一 同 島屋與兵衛
- 一 玉阿羅連 壹冊
- 一 小夜時雨 壹冊
- 一 仙府 佐藤與兵衛
- 一 繪本菅原実記 十卷
- 一 大町五丁目 松屋由兵衛
- 一 金銀図録 七卷
- 一 〆四丁目 糸屋作兵衛
- 一 近葉菅根集 五卷
- 一 江戸 須原屋伊八
- 一 四書示蒙勺解 拾四冊
- 一 大和俗訓 五卷
- 一 思艸 壹卷
- 一 四丁目 松岡屋富右衛門
- 一 琴後集 七卷
- 一 新撰姓氏録 三卷
- 一 野々島 虎王丸惣兵衛
- 一 冠辞考 拾卷
- 一 古事記伝 全四十八卷
- 一 銅印并朱肉肉池
- 一 南町 関口屋惣作
- 一 三代実録 廿本
- 一 東坡詩鈔 四冊
- 一 国分町 白木半右衛門
- 一 神代卷 貳卷
- 一 神代正語 三冊
- 一 村田善次郎
- 一 文徳実録 拾卷
- 一 小野直江
- 一 詩経経伝余師 八卷
- 一 国分町 菅原屋安兵衛
- 一 文章仮字用格 四卷
- 一 同 西村治右衛門
- 一 頭書古今和歌集遠鏡 八卷
- 一 羽州米沢車屋利兵衛
- 一 同 伊勢屋源太郎

- 一 古文前集
後集余師 八卷
- 一 塩釜 佐藤屋仁右衛門
- 一 赤穂義人録 壹冊
- 一 二丁目 金野屋慶治
- 一 弘化新増正字玉篇大全 壹冊
- 一 嘉永新増四声正字字林大全 同
- 一 増補文選字引 同
- 一 江戸芝神明前井泉堂和泉屋市兵衛
- 一 改正日本書紀 十五卷
- 一 中村左衛門殿
- 一 日本外史 拾貳冊
- 一 鮎貝兵庫殿
- 一 歴史綱鑑補 廿卷
- 一 片倉小十郎殿
- 一 続日本紀 廿卷
- 一 但木主馬殿
- 一 本朝通記 三十卷
- 一 下郡山下野殿
- 一 草茅危言 五卷
- 一 茂庭丹下
- 一 和歌類題伶野集 拾貳冊
- 一 同草野集 同
- 一 江戸 岡田屋嘉七
- 一 武江年表 全八冊 追加
- 一 江戸 須原屋伊八
- 一 清二京十八省輿地全図 壹卷
- 一 四丁目 鈴木作兵衛
- 一 史記 拾五冊
- 一 田中屋太兵衛
- 一 詩経訳解 拾卷
- 一 小谷新右衛門
- 一 唐詩選国字解 四卷
- 一 弁道弁名 三卷
- 一 日本橋通二丁目 小林新兵衛
- 一 千歳例 壹冊
- 一 斎藤徳藏
- 一 源平盛衰記 廿五卷
- 一 二丁目 安藤新左衛門
- 一 農業全書 十一卷
- 一 直毘靈 壹卷

勢州白子 和田甚兵衛
同苗 和輔

川原町 針生屋林松

一 名家手簡 二十冊

同 寺村五郎兵衛
四人

一 金毘羅參詣名所図絵 六卷

四丁目 高橋屋藤七

一 天満宮故実 二冊

一 日用心法鈔 九冊

国分町 伊勢屋文五郎

三丁目 佐々木屋善作

一 莊子口義 十卷

一 本草綱目 三十卷

南材木丁 佐藤屋栄治

二丁目 桜井伊助

一 五雜組 八卷

一 大和物語抄 六卷

南町 小西利兵衛

一 声聞私言 壹卷

一 国史略 五卷

国分町 菅野屋喜兵衛

三丁目 紀伊国屋喜兵衛

一 換杏新話 壹卷

一 海外新話 五冊

北鍛冶町 三好屋源八

一 同拾遺 同

一 赤穂義士伝 五卷

四丁目 菅原屋半助

羽州米沢萬吉妻 おしま

一 松翁道話 十五卷

一 梧窓漫筆 六冊

四丁目 高橋屋甚之助

一 近思録 環 二冊

一 増補元明史略 四卷

石巻通丸船主 福寫屋久兵衛

国分町 渡邊善三郎

一 日本王代一覽 七冊

一 好察適言 一卷

一 東鑑 廿五卷

一 博覧古言 五卷

大竹屋福藏

- 一 古今著聞集 二十卷
- 星久四郎
- 一 七書俚諺抄 十冊
- 一 尾張家苞 九冊
- 菊田源兵衛
- 一 檣廻都満手 五冊
- 千葉屋長兵衛
- 丹野屋六之助
- 一 万葉考^并別記 六卷
- 勢州白子 寺尾齊兵衛
- 一 石上私淑言 貳冊
- 二日町 近江屋勘兵衛
- 一 後撰和歌集標註 四卷
- 越後 米沢屋庄左衛門
- 一 孫子略解同正文 四卷
- 五行易指南 五冊
- 桜田敬助
- 一 三省録 五冊
- 四丁目 松浦屋権之助
- 一 文体明弁 八拾四卷

- 大坂
- 一 算盤早合点 同本 拾卷
- 藤屋十兵衛
- 一 四書經典余師 拾冊
- 大坂 象牙屋治郎兵衛
- 一 七書俚諺抄 十冊
- 一 藩翰譜 目錄共 廿冊
- 昆野九郎左工門
- 一 戦国策 拾五冊
- 鈴木屋次郎吉
- 18 達書(社領宛行につき)
- ※天和三年(一六八三)。鹽竈神社に御祭田領七貫文、社人十一人への知行三貫文を与えるに際し、黒印状の下書作成を命じている。
- 塩竈大明神御神領三拾壹貫九百貳拾文え今度為御祭田領御知行七貫文并社人三拾人之内拾壹人無足ニ而勤来候者共ニ御知行三貫文被下置、取合四拾壹貫九百貳拾文之御神領高二被成候間、御本牒直当物成より地形割渡、御黒印下書調之候様可

被申渡候、但去ル十月被遊 御參詣候節、前書之通被成下旨
依御意如此候、内匠儀御使者被 仰付、江戸え罷登候付不能
加判候、以上

壹岐

天和三亥

五月十九日

伊賀

中務

松林仲左衛門殿

大町清九郎殿

川村孫兵衛殿

右之通、塩竈大明神御神領三拾壹貫九百貳拾文え今度為御祭
田領御知行七貫文并社人三拾人之内拾壹人無足ニ而勤来候者
共ニ、御知行三貫文被下置、取合四拾壹貫九百貳拾文之御神
領高二被成候通、御本牒直当物成より地形割渡 御黒印下書
調之可被申候、以上

同年

閏五月六日

孫兵衛

清九郎

仲左衛門

御割奉行衆

右之通御書付受取置書替如此候、以上

村上安太夫

利尚(重判)

天和三年

閏五月十四日

足立半左衛門

修行(重判)

法蓮寺

19 知行割関係通達書

※天和三年(一六八三)。塩竈村と山王村において御祭田領
として寄進された所領の割当て、並びに市川村ほか三ヶ村
において社人に下された所領の割当てである。

宮城郡塩竈村

一 三拾壹貫三百拾六文 本地

内

一 六貫六百文 為御祭田領
法蓮寺え被
割下

一 四拾五文 塩竈社人え
被割下

残式拾四貫六百七拾壹文

御蔵入

同郡加瀬郷

一 百拾壹貫八拾七文 本地

内

同郡山王村

一 六拾七貫式百六拾壹文

本地

一 八百八拾文 御蔵入

塩釜社人
被割下

内

一 四百文

為御祭田領
法蓮寺之
被割下

残六拾六貫八百六拾壹文

御蔵入

一 式拾貳貫八百七拾九文 本地

内

一 式百貳拾文

塩釜社人二
被割下

同郡市川村

一 拾貳貫六百八拾七文 本地

内

一 壹貫四百拾五文 御蔵入

塩釜社人二
被割下

残拾壹貫五拾貳文 御蔵入

一 貳百貳拾文

満願寺知行之内
塩釜社人持高
之内右社人二
被割下、下満願寺
えは御蔵入之内
二而替地可被
相渡候

同郡下馬村

残式拾貳貫六百五拾九文

御蔵入

一 式百貳拾文

岸立正左衛門知行
之内塩釜社人
持高之内右社人二
被割下、正左衛門
方へ八御蔵入を以
替地可被相渡候

右之通塩竈村・山王村於両所之内ニ塩釜大明神之此度御寄進
被成置候御祭田領高七貫文御割并無足ニ而勤来候社人拾壹人

20 知行割目録

二御知行三貫文被下置候、右於五ヶ村ニ之御割御前相濟候間、
当物成より地形割渡百姓高名付帳御割屋へ相納被申様ニ可被
仰渡候、足立半左衛門依病氣不能加判候、以上
村上安太夫

※宝永元年（一七〇四）。鹽竈神社に新たに割り当てられた、
御祭礼領・法蓮寺への寺領・社人への知行などの目録であ
る。

天和三年

六月廿五日

塩竈

柳生権右衛門殿

御祭礼領

前書之通候間、甚御心得御首尾可有之候、以上

宮城郡

柳生権右衛門

一 六貫百拾五文

山王村

同年

同郡

同廿六日

一 三貫八百八拾五文 八幡村

瀬戸伊左衛門殿

合拾貫文

高橋九左衛門殿

右之通之御書付手前ニ留置書替如斯候、已上

法蓮寺

同年

寺領

同日

瀬戸伊左衛門（印）

宮城郡

法蓮寺

高橋九左衛門（印）

一 壹貫八百式拾三文 山王村

納所

同郡

一 三貫百七拾七文 大代村

合五貫文

一 壹貫貳百文宛 護運院

送泰院

上寿院

和光院

豊持院

宮城郡

一 四貫八百三拾文 山王村

同郡

一 壹貫百七拾文 新田 留ヶ谷村

合六貫文

内壹貫百七拾文 新田

塩竈社人

貳拾九人

知行

宮城郡

一 拾三貫五百拾八文 八幡村

内七貫九百四拾八文 新田

同郡

一 拾壹貫九百八拾貳文 新田 南宮村

同郡

一 六貫八百文 市川村

同郡

一 四貫五百文 福室村

同郡

一 三貫貳百文 笠神村

内九百貳拾四文 新田

合四拾貫文

内貳拾貫八百五拾四文 新田

右之通御加増并新規御割相済申候付、御郡奉行衆も申遣候条、
当物成より地形御請取可被成候、以上

菅生弥左衛門（印）

宝永元年

十一月十六日

名村甚太夫（印）

法蓮寺

21 一人前高名付書上

※天和三年（一六八三）。塩竈村内にある神社の御祭田領に
ついて、百姓一人ずつの持高を書き上げたものである。

宮城郡塩竈村

釜ノ前

高百八拾壹文

仁右衛門

内 田代貳拾四文
畑代百五拾七文

竈ノ前助藏分

高九百壹文

仁助

内 田代七百九文
畑代百九拾貳文

釜ノ前源助分

高畑代三拾貳文

惣右衛門

北町平右衛門分

高三百五拾四文

新右衛門

内 田代六拾貳文
畑代貳百九拾貳文

北町

高八百三拾貳文

四郎右衛門

内 田代五百三拾三文
畑代貳百九拾九文

釜ノ前彦右衛門分

高百八拾三文

半十郎

内 田代拾四文
畑代百六拾九文

北町清藏分

高貳百九文

源左衛門

内 田代貳拾文
畑代百八拾九文

北町清三郎分

高六百五拾三文

清右衛門

内 田代四百九拾九文
畑代百五拾四文

南町久三郎分

高三百貳拾壹文

権七

内 田代貳百七拾五文
畑代四拾六文

本町三七郎分

高六百九拾壹文

雅楽之助

内 田代五百四拾文
畑代百五拾壹文

本町

高百七拾八文

久藏

内 田代百九文
畑代六拾九文

本町又次郎分

高百四拾三文

作右衛門

内 田代拾九文
畑代百貳拾四文

南町

高畑代貳百四拾八文 善兵衛

本町孫左衛門分

高百貳拾壹文

彦次郎

内 田代五拾七文
畑代六拾四文

本町藤左衛門分

高百九拾六文

次郎左衛門

内 田代七拾式文
畑代百式拾四文

本町惣七分

高八拾四文

賀兵衛

内 田代式拾六文
畑代五拾八文

北町

高七百七拾式文

掃部之助

内 田代五百式拾四文
畑代式百四拾八文

北町善九郎分

高式百七拾四文

久右衛門

内 田代百四拾六文
畑代百式拾八文

本町右馬之助分

高式百式拾七文

平左衛門

内 田代百拾七文
畑代百拾文

合六貫六百文

内 田代三貫七百四拾六文
畑代式貫八百五拾四文

宮城郡山王村

塩反入作左馬之助分

高田代三百八拾六文 太兵衛

門前町五郎兵衛分

高田代拾四文

傳三郎

合田代四百文

右式口合七貫文

内 田代四貫百四拾六文
畑代式貫八百五拾四文

右之通御祭田領御百姓老人前高名付二御座候、地形之儀は塩
竈肝煎・組頭御引加御受取可有之候、以上

高橋九左衛門(印)

天和三年

七月七日

瀬戸伊左衛門(印)

法蓮寺

納所

二二二 神事に関する記録

22 御下遷宮御用留

※文久二年(一八六二)。御遷宮を行うまでの手順、各神官

の役割などをまとめている。

文久式^{壬辰}八月九日 御下遷宮御用留

- 一 御三社共御本殿汚損御屋根雨漏相出二付、昨年より相違置當年迄御葺替ニ相成候而より廿ヶ年目ニ御座候得共相損候二付、御下遷宮御日取吉日撰定可相違由被仰渡二付、八月六日替日九日ニ相達候処八月九日ニ被仰渡候
- 一 六月廿五日假番頭鈴木三河相立候、廿八日より阿部常陸相立候事

但三祢宜相立候先例ニ御座候得共、此度は三祢宜指支有之候故三河へ申付候、阿部常陸儀病氣ニ付、悴東四郎へ名代御奉公相願置候処、右東四郎へ廿五日如願被仰付候ニ付、廿八日より朔日迄假番頭申渡候

兼而齋戒之七人は齋戒ニ相入候前十日之間休日被仰付候由、假番頭相立候先例ニ付如此、乍去假役も兩人宛相立候先例ニ候得共、先常陸病氣ニ付三河計申渡置候、三河已下は若假番頭相立候先例無之候間如斯也、七月朔日より如兼而之 大御神事齋戒ニ相入山籠仕候間、阿部出雲本番ニ付相勤候事

- 一 七月朔日より齋戒屋ニ而別火相立候、三日迄は内齋戒ニ候得共、諸事六ヶ敷相成候故如此 但齋戒中世話道具鍋釜初

入用之分各持寄ニ吟味仕候、齋戒大釜は先年より相伝り来候古釜有之候処、阿部出雲守御修復ニ相出候処、御修復御本帳ニ無之候ニ付被成下不申由ニ而未相帰り不申候、案ニ往古より相伝り候釜ニ而可有之哉と被存候得共、此度は間ニ合不申候故持寄ニ而壹岐方より相出候、浴桶・手桶等之小器は方丈より大割材貫候而為詰候事

- 一 七月四日より本齋戒ニ相入候人数左之通

阿部出雲藤原時實 ^{孫宣} 春日撰津守藤原惟胤

歳式拾六 歳七拾才

志賀信濃藤原廣喜 ^{孫宣} 鈴木壹岐清原晴豊

歳五十七 歳五十二

小野伯耆藤原敬久 ^{孫宣} 小野大炊藤原恒安

歳五十二 歳四十壹

以上六人

鈴木因幡儀内齋戒迄仕候得共、過ル朔日妻病死ニ付出勤不仕候、依而代役吟味仕候処、往古より三祢宜已下御遷宮齋戒相入御守役相勤候先例無之候ニ付、同役之内ヲ以相補相勤可申由方丈より被仰渡候故、右六人計齋戒ニ相入候小野采女儀は長病ニ罷在候故如此、尤阿部常陸相勤申度由申出候得共、先例無之ニ付不相成由被仰渡候、即時は市川村清

吉と申者召仕候、日数四拾日ニ而金四兩式朱ニ相雇候

一 米・味噌等只今ニ相渡不申候故、各持寄相賄居売付申達候

一 薪も只今ニ相渡不申候二付、会所ニ而伐置候分焼申候、

御屋根板戴候者相返可申由惣中間中へ相談候上如此、尤御屋根板御一社分、方丈之願之上戴候訳ニ相成候 但先例如

斯

一 若子三家共忌服指支有之隠居娘等ニ而も相勤不申者無之

候二付、高橋大隅妻え申渡候処、同人も火障有之候二付同

人娘相勤不申由申問候間申渡候事但若子太夫如斯指支候事は迄無之、大隅家ニ而相勤候事無之候得共、無提如此時

味相成候事

一 過ル三日検断金五郎・重右衛門兩人ニ而御用伺之ため斎

戒屋罷越候間、卯時之儀相談遣候先年より納得ヲ以代納ニ

相成来候間、此度も代納ニ仕呉様申談候、但先年より都而

物々高直殊ニ雇人不足之時節ニ付色々相談、忝人前日雇代

式百文宛之割ニ相納呉候様申談承知仕罷帰り候

御遣方係り 假大肝入 金五郎 御遣方係り 假検断 甚右衛門

御遣方係り 検断 重右衛門 右之段申問候事

七月十日大御神事如例年首尾能相濟候事、如例年之御城御大

処卜献上物 一鯛壹枚・御神酒壹樽・御の板壹枚、一祢宜当

前之家ニ而相納来候処、当年は斎戒中ニ付阿部常陸相納候、

但三祢宜家ニ而相納可有之処、采女ハ病氣、大炊は斎戒中ニ付同人相納候、但御遷宮之節納物も同人并鈴木三河相納可申訳ニ御座候、当出勤人数左之通

阿部出雲 春日撰津守 志賀信濃 鈴木壹岐 小野大炊

小野伯耆 阿部常陸 鈴木三河 鎌田大右衛門 長田相模

高橋大隅 鎌田将監 遠藤伊織 見然院 鎌田豊後

藤塚式部 小野若狭 桜井大学 水間備後

鈴木備中 鎌田内膳 鈴木越前 高橋直助 小野对馬

高橋大和 佐藤長門

十四日より御作事御役中御積等相下り馬場通え御作事方御小

屋相懸候ニ御手木之者共取懸り候事

一 同日假大肝入浅野金五郎方え申談度御用之儀候条被相越

候様致度段申遣候、若又指支等も有之候ハ、検断名代ニ而

も不苦候段申遣候処、十六日検断重右衛門罷越候間御肴屋

庄藏并庄助共忌中ニ有之候間、御肴屋別人え被申付、此度

御下遷宮方え御用立候御肴之内大鯛三枚は是非無之候而は

指支候間、前廉心懸置候様、尤塩ニ而も不苦候間、何分御

間ニ合候様被申付度段申談遣候処、翌十七日乙吉并喜三郎

兩人御肴相勤候様被申付候間、御用伺ニ罷出候由參候間、

鯛心懸候様申渡候跡、御肴之儀は追而可申渡由ニ而相返し

候

一 齋戒人数中召仕候徒之者并青侍十式人御下遷宮御当日町より人相借申度相談候、先年も徒等は借受候間如此

一 桶屋罷越汐水汲桶如何様ニ結方仕候得は可然哉御指図被成下度申聞候間、大水桶ニ而鏡板有之候式ツニ而宜敷由申

談候

十六日齋戒人数打揃方丈え見舞ニ参候、進物ハ青大豆五把
生か三は
めうな定盛但四

百文位

十七日方丈より御遣ニ付罷出候処、昼飯等被下酒相出終日御

馳走ニ相成、月出候而帰宿仕候

廿日御作方本メ横目御役人より齋戒中え為見舞生酒五升・御

肴代金百疋参候

右ニ付此方より翌日志賀信濃・小野伯耆兩人ニ而惣代として

下り、煙草五本志本
三匁位はむ廿五串持参仕馬場通御役所え見廻ニ

参候但し御積へハ
太丸はむ式本遣申候、廿四日横目御役人兩人ニ而齋戒屋え走

来候

廿七日より仮御殿御拝殿内え御拵ニ取懸申候

23 神道諸行事記

※年代未詳。儀礼の手順、祝詞の文言、疱瘡・安産の札の作り方と使い方など、神事の記録をまとめ上げている。

(表紙)

「神符

神道諸行事記

毎朝拜之伝

一 毎朝行水鏡ニ向ヒテ髪ヲ結、形容正クツクロイテ御日ノ方ニ向テ、天神地祇八百万神ヲ拜シテ一切成就祓誦ヘキナリ、ソレヨリ御日拜シテヨリ神前拜スナリ

毎朝鏡ヲ見ルハ髪衣装等見苦クナクツクラベキ事ナリ、神前ニ鏡ヲ置クハ上代ハ形容ヲ見テ宜クツクラコトニテ置ナリ、故神前御殿ノイツコニ鏡ヲ置テ見テ形容ツクラフ、予神前へ出ル也、髪毎日結ユツこと不レ能時ハ髪カキテ不苦也

行水朝サハリニ障アリテ不レ能時ハ其晩行水シテ可レ拜也、行水カチテハ別火イタシテ潔斎シテ、一日・二日モ慎

ミテヨリ毎朝始へキ也

一 宮服忌令ニ姪事三日穢トアリ、毎朝拜ニ許^{ユル}之

当社神前出ルニハ不^レ許^之

同灸四ヶ所穢トアリ許^レ之^ヲ

服忌中ハ毎朝不^レ能^ニ服忌アキテ別火潔斎一兩日勤テヨリ、毎朝拜始ムルナリ

神拝参詣次第

一 前二日潔斎

一 当月沐浴改火

一 出ル時被唱歌

被ひ立まこへも高天原なれハはらひすつるも荒磯の波

一 鳥居被唱歌

神のます鳥居に入れハ此身より日月の宮とやすらかにす

む

一 履掛

一 拍手

一 被 中臣被にても三種太被にても其時の様子次第に唱ふ事也

一 拍手 坐掛 履掛 退出

右被フ時、扇ニテ左右左ト被フ也、扇ハ右ノ手ニテ要^{カナ}キハヲ大指ト小指ニテ挟ミ持チ被フ也

履掛ハ立止リテ神前ニ向ヒ、右ノ手ヲ扇共ニ右ノ腰へ付テ、左手ハ左ノ腰へ付ケテ、腰ヲカ、ヌ拜スルナリ、

坐掛ハ履ヲヌキ、拜殿ニテモ社壇ノ前ヘナリトモ上リテカシコマリ、右ノ手ニ左ノ手ヲソヘテ、臍ノ上ノ辺ニ当^{アツ}、扇ヲ立テ、身ノ直^スニナルカ子ニシテ屈ミ拜スルナリ

奉幣次第

一 沓掛一拜

一 階上^仁進ミ座掛^二拜

一 笏或ハ

一 扇

一 拍手 二口依拜

一 御幣ヲ振ル二度

左手ニテ幣串ノ中ホトヲ取り、右手ニテ幣串ノ本ヲ取り

立テ、左右左へ振ル

一 跪坐、祝詞ヲ讀ム 祝詞ハ願文也

此間ハ幣串ヲ左手ニテ中程ヲ持チ、右手ニテ懷中ヨリ

祝詞ヲ取出シ、左手ニ取り右手ニテヒロケテ讀ム

畢テ祝詞ヲ座_上置ク也

一 又立テ如前御幣ヲ振ルニ度

一 跪坐、幣ヲ左手ニ持チ、右手ヲ突キ拝礼

一 拍手幣ヲ左手ニ持
ナカラ

拜

一 御幣ヲ階ニ立寄セテ置ク、或ハ神人ニ渡ス

一 扇或笏ヲ取り 二拜

拍手拜 退下

。 次取被串被我身 。

。 次鳥井神座鳥井仁人波此身手
日月宮殿安樂面住里

。 次進神前 。

。 次座揖一拜 。

。 次拍手小一八柱因柱御堅
天二八尋殿 口伝此三ノ事誦テハ難慮出スルニ故不誦吉也

。 次神靈奉招請 。

。 次祈念但祝詞發遣 神靈於奉送 。

。 乍立一揖 。

奉幣次第

。 先乍立一揖是於誦
齊揖 。

。 次着座此間仁氣
息三四ヶ度

。 次座揖二拜 。

。 次取幣帛立二拜要文

。 次拍手大二

。 次祓社頭康樂宮中幣帛常幣堅幣夜
乃守日乃守受氣幸比賜幣 。

。 次祓 。

。 次取幣帛立天如二元兩段

。 次幣於仁乍掛拍手小二

。 次發遣口伝

一切成就被

極キワメテ汚濁キタナキハ溜無ウチトクマカキヨシキヨシ不有止内外玉垣清浄申須

ケカレニコリハアラジト
ヨムハ北畠親房公也

又如此にも書候、

窮母黒事母溜無ニゴリケカレ汚濁波アラシ非志志内外玉垣清浄志

右ハ大切之被に而、毎朝拜にも神社參詣にも唱申候、尤被ヲ

執行祈禱にも此被を以数を定候也

右自垂加翁涅槃芽先生伝授也、自涅槃芽先生志賀信濃守伝授者也

○ 參詣次第 吉田ノ神事行法ニアル所鈴木重金より伝授之

。 先前斎早且行水 。

。 次着淨衣

○ 次神人^え渡略帛

○ 次杏揖如元

○ 奉開御戸大事

○ 先參昇社頭以^天被串^天扨^天身体

○ 次以鎖二^天揖

○ 次某神号於唱^天天

安久鎮座志給階無上靈室
神道加持登唱天折念須

○ 日神祭法^自至八月日曜^仁当月^天 此行事等略之被書也

○ 次二^天揖^天 此時波^天 太麻古

○ 次三元尊号<sup>大日靈貴天照
太神大日靈尊</sup>

○ 水雲^天 濃^天 加持

○ 洗眼歌^日ヲ唱^テ眼ヲ洗フ、雲水ノ^天 次散米度要文一粒也、八十也、万

○ 真澄鏡^於寶^天普羅須海童^乃神云^々

○ 月神祭法此行事被書^神事行法ニアリ

○ 次酒水桶^乃水^乎 大元^え移^須時^仁咒文

○ 天^乃真名井^乃清久^潔見^初乃^水於^下志賜^布口伝

○ 月待^仁是^乎誦

○ 掛^毛畏^見月弓^尊波^{カミ}ノ^上弦^乃虚^空於^主里^賜布^月夜^見乃^命波^マ、^カ円

○ 満^中天^照之^賜布^月読^尊波^下弦^乃大^虚乎^知食^須、^申事^乎聞

○ 食^天御^乃満^感成^就志^云云

○ 月待^被也^日待^是誦^也

○ 掛^毛畏^幾大日靈貴^波高天原^乎主^利賜^布天照大日靈尊^波日之少宮^{わか}

○ 照^臨給^乎天照太神^波葦原中津国^乎鎮^護給^止申^事乎^開食^天顯

○ 見^蒼生^安終^息災^仁矢^天、^咎毛^無久^崇毛^無久^夜乃^守里^日乃^護受^守幸^賜

止^申事^乎

大祝詞

掛^毛畏^見大元^ノ尊^ノ神、^大日靈貴、^天神地^祇八百万神等^乃広

前^仁恐^美恐^美申^佐久、^一身^濃心^源清^淨仁^志天、^神代^乃古^風乎

崇^敬正^直乃^根元^仁婦^天、^邪曲^末法^捨天、^今宗^源乃^妙行

願^者也、^此状^乎平^介久^安介^久聞^食天^頓速^仁納^受乎^垂札、^則令^成

就^円満^賜止^恐恐^美申^須、^辞別^仁申^佐久^若不^慮汚^穢不^淨事

在^止毛、^美言^美詞^乃被^乎以^掃清^女奉^留、^故仁^無咎^亦無^崇毛^志

神^直日^大直^日ノ^神止^護幸^賜倍^止、^恐美^恐美^毛申^須

動座祝文口伝

元乃心モトノココロ得ウケ礼波レハ武津タケヒ奈良須ナラヌ、

只一津ヒトツツ見ミ礼波レハ一津ヒトツツ奈良須ナラヌ、

像ミカド止トメ毛モ無ナシ神像ミカド奈利ナリ无ナシ

幾可止ヒコトメ為ナリ礼波レハ神像ミカド有利アリ、是乎コトナリ

其俣ミカド称ナリ奉ホノ利ノリ大虚オホソラ乃神ナリカミ

靈タマシヒ大元オホモト尊ミコト乃神ナリカミ靈タマシヒ比止ヒトメ

白マウス

鎮座祝文口伝

明アキラ尔聞モロカミ諸神等乎モロカミ

元ヒトツツ与利ヨリ因ヨレ所無ナシ之ノ実ミ毛モ

無ナシ久ヒサシ実ミ毛モ無ナシ幾尔毛ヒコカミ阿良須アラヌ、

皆種タケネ与利ヨリ生ナレ木实コノミ止トメ成留ナリ、

今神像イマノミカド乎ナリ崇奉アホノラ利ノリ广与ヒロクアケヘ乃ナリ

宝祚タカラウツタス祐計ユヅケ賜タマフ是天地コトノチ

乃ナリ誠マコト乃神ナリカミ靈タマシヒ天下人民守コトノチノヒトクサマモリ

賜タマフ閉ヒ

以二文吾神伝皇朝ノ本証故実文也可秘云々

神符伝

一 頭痛熱氣アリテ煩フ方ヘノ神符、左ノ如ク

被被被

右三時書クニ文字アラハニ視ルナレハ、此三字ノ上ヘヲ又被

ノ、字三字書ヌレハ不レ見也、但枕瀬戸物ニカキテ、小児

ニハ水ニテモ湯ニテトキ、吞スベシ

一 腫痛ニハ一切成就被書テ張ルベシ、

一切成就被

窮マシ黑事クロコト溜ヒレ無ナシ礼波レハ穢濁ケガレ非ナシ内外玉垣清ウチノサハ之ノ淨ス之ノ

右被書テ痛ハル、所ヘハルベシ、但文字見ヘナキヤウニ此ノ

文字上ヘヲ、何スモノ被カクベシトノ

安産之神符

一 国中クニナカ仁ニ荒振神達アラウラシメカミ神問カミノト之ノ仁ニ問賜ト比ヒ、神掃カミノハ仁ニ掃賜ト比ヒ語問カミノト之ノ磐イハクラ

根樹ネノキ乃立草ナリタケ乃垣葉ナリヘ手毛テモ語止コトトメ天アメ磐座放イハクラ天八重雲アメヤウモリ乎伊豆コトノチ乃千

別ヒト仁ニ千別チノヒト天アメ降クダ依ヨ之ノ奉ホノ、如此依コトノチ之ノ奉ホノ

臨産腰ツク時、被被被 如此被ノ三字ヲ見ヘヌヤウニ押

付テ書テ吞スベキ也但觀ノ笠杯ノヤウナルモノニ書テ、産生致サントハス

イ出ル時ハスイイ是ヲ俗ニ、湯出ルト云也、右中臣祓ノ式段文字ヲ書テ、ハヤメ

ニ吞スベキナリ、

安産ノ砌ハ、事々トリ可キル、モノナレバ、右折念致シ

タル神符ヲ湯又ハ煎ジ薬ニテモ取合式拜吞サスベキナリ

右鈴木巷岐守金実ヨリ伝受之 志賀喜高

寛保二壬戌年六月七日

安産祈禱並守札法

安産祈禱御守 某

内小守ニツ入ルニ懐胎母子ノ守ニ
当社ノ札入ル也

手力雄命御守護所

此ノ札一所ニ入ルベキナリ、右二通ノ札ハ一札ツ、入ルナ
リ

右祈祷ノ被ハ中臣祓ノ二段ヲ可勤行也

疱瘡御守之事

塩竈宮

疱瘡御守

名元

此守包ミノ打リカタハ、紙ノサキアトラ二分程ツ、打リテ、
打返シテタ、ミテ、其レヲ横ニ打リ合セテタ、ミテ、右前
ノ上ヘ二右ノ上ハ書ナス也、打リカタ三枚メニ右小守入ル
ナリ、
神符モ右ノ如ク打リテ入レテ吉

常十種小守ヲ一ツ入ル也

疱瘡蛇氣ナレバ十種被誦テ祈祷アルベキナリ

遷宮田之祝詞

天明二壬寅、七月廿一日朝卯ノ刻ニ於テ

神前ニ勤之又御社例之祝詞法蓮寺ヨリ

來ル、此文ハ動座祝文鎮座祝文ト同伝口

授也

鎮動ニ祝文ハ前ニ書默異故如斯

謹美謹美惶美惶美

別宮 左宮 右宮大神乃広前尔白寸、陸奥守藤原朝臣重村

有司尔命段、奥山乃大峽尔小峽尔樹留松尔齋斧以尔伐尔採尔、葺版

削成瑞乃御殿乃御屋根替、

太神乃天乃御乃日乃御乃覆乃奉乃、此乃文乃月乃廿乃一乃日乃晝

良辰止定女、拜殿乃中尔神座手設計

太神手假乃遷奉留事乃由手平介久安開食止申寿、

○ 遷宮次第

兼月、以清巾拭掃神殿

次社壇左右乃柱并鳥居乃兩方乃柱仁立并榭付四手

次社壇仁引廻、四目繩口伝 次神膳於假

殿仁供於御假殿者參詣次第

次奉幣於神膳而

次神膳於徹須

次於假殿動座

得モト一心ヲ不ウレ二ハフ惠ツツ一ナラ非スタ一ヒト而ツト無ミレ形ヒト
虚ナキ而ミ有カ是タ則ラス奉スカ名モナ大キ空ミ一カ虚タ大ナ元リ
尊神尊ヲミタマシト申ス

○ 次自假殿至千本殿敷薦

或薦上仁箱於
鋪久又若都毛用之

○ 次道乃両方仁幕乎

引久内幕五色乃轡、
外幕白幕也内外幕之制法口伝

○ 次御神体仁覆絹用錦

○ 次御神体乎

奉遷浜床 ○ 次神人散米、次御神宝

奉納於口伝

○ 次御幣金銀

○ 次御神体仁覆榊乎

○ 次御神体乎

奉安神殿

○ 次鎮座加持 口伝大事

アキラカニキ、タマヘモロカシクテ
明 聞 諸神等

モトヨリヨルトコロナシ
従本無拋処

無実非無実

比ミナ因タネ業ノ生シ

今奉崇一靈

比ヒ大オホ福フク聚ツ海ウミ

是天地真神

天アマ下カ人シ民タ守モリ

○ 次垂帳及御簾

○ 次祝詞并心中

祈念此祝詞之
式別記之

○ 次閉御戸差鎖

○ 次神膳於供須

○ 次神楽 ○ 次清祓

○ 次退下

右遷宮之法式不止一樣也

有詳有常矣余附口決

遷宮祝詞本殿

○ 某年某月某月支干掛毛畏見神号奉勸請天宇豆乃

○ 広前仁恐美恐美申佐、新志久神殿於造立天御神宝御装束

手手節調豆、殊仁是吉日良辰乎扞定天、遷鎮女称辞竟波

奉留、此状乎太御神乃平安介久聞食乃、願主之姓名官

諱並心中之祈願成就志、常磐堅磐仁夜乃守利日護

仁護幸賜止恐美恐美申須、辞別仁申佐、吉日仁參集多

輩乃中仁不慮乃外仁穢氣不浄之事、在太御神達濃御心

乃幾御助介厚見御惠乎施志給伊、咎毛無久、崇毛無久、

神真日大直日止護天幸賜止、恐美恐美申寿

○ 同假殿仁志祝詞

辞竟陪奉留皇御神等乃広前仁白久、辞竟奉留由任旧跡

造飯殿於飾御裝束於潔久妙仁調進御本殿陪奉遷礼利、

此状乎平安介久聞食天、皇御神等本殿仁鎮座志、皇朝

廷宝位無動久常磐堅磐仁夜乃守、日乃護利、幸賜陪恐美

恐美毛申須、辭別仁申佐、奉飾御裝束御神宝等仁參集

留、若輩宮中仁不慮乃穢氣不淨在在、神直月大直日仁

受幸陪給陪、恐美恐美申須

○ 御膳祝詞

掛毛畏決某神号其社並末社諸神乃広前仁恐美恐美申佐、長田乃

稻乎以天御飯仁炊決狹田乃稻乎以天御酒於賀志葉物乃美膳乎備

倍祠官乃礼典乃祭乎設介三才之源動奉留、此状乎平安介久聞食止、

恐美恐美申須、辭別仁申佐今美膳三種備留祠官等乃中仁不慮

乃穢氣不淨乃過崇利在止、神国乃根元濃被以被清奉留、故

仁神直日大直日神止守利幸賜陪、恐美恐美申須

○ 日記ニ參詣次第ノ末ニアルヲ被書ス也

○ 神膳呪文

○ 五穀乃最上一粒乃仁乃增炊饗神膳乃濃崇安久鎮里左男鹿乃

八能耳於振立聞食止申須

○ 神供於備留時八開手乃印仁無上靈宝神道加持止可唱

○ 御酒呪文

○ 此酒乃香味波百種濃最上茂能左男鹿乃八耳於振立天聞食止申奉

右遷宮ノ記ハ寛文八曆戊申歲夷則吉祥比通二朱印存神道管領長上

神祇大副卜部兼魚朝臣ノ神事行法ニアリ

遷宮

一 兼日社頭造立以下如下如常

当日早且以淨水可洗神殿

一 次社檀左右并鳥居柱兩方各立柵付四手

一 次修中臣被一反以被串宮殿社中委被之

一 次役人各以件被各全身乎被清之

一 次於本殿前再拜祝詞乎申誦畢又再拜退座

一 次庭道於敷申其上仁布乎敷渡路

一 次庭左右引廻幕者也

一 次本殿仁參昇御神体并奉頂戴

一 次奉遷神殿

一 次座ル帳并御簾

一 次供神膳御酒等呪文

一 次捧幣帛

一 次祝詞

一 次神樂

一 阿波礼阿南面白阿南多乃志阿南佐屋氣於氣

一 次退下

○ 地鎮次第

先向王氣乃方仁 春波東夏波南 秋波西冬波北 二拜呪文

兼而高机乎立五脚或波 一脚仁可茂 五色乃幣五本洗米五坏土器入留御酒

五坏是茂土器仁入留何机占登尔 供置久但机毛 五方仁中央乃机

当季濃方乃高机乃次能座止可知

次五本乃御被串乎取天中臣祓五座修之柏手二先其 節ノ

玉氣ノ机ニ向テ上ケ置、幣ヲ取持テ其玉氣ノ神号 次書ク取是ヲ奉 アレ申、被石ノ如ク五座誦テ則祈念シテ其机ニ置、各如此修スル也

次勸請石五方ノ行事ヲハリテ次書ク祝言ヲ誦テ拜シテ退下

東方青帝青龍王 東南西北中ノ五 龍王神地中金 氣ノ靈神ヲ祭ル也

南方赤帝赤龍王 阿那御食津神止申奉ル

西方白帝白龍王 阿那大田乃神止申奉ル

北方黑帝黑龍王 阿那底立神止申奉ル

中央黄帝黃龍王 阿那興玉神止申奉ル

祝言掛毛畏決此五竜王神乃広前仁恐美恐美申佐今日吉日良

辰於撰定天五色乃幣帛於棒持天散米御酒於奉留此状於平介安久

聞食乃家中上下老若男女牛馬乃蹄仁至流滿天安隱息災福德幸

比壽命長遠子孫繁榮乃冥助手授賜陪正恐美申壽毛

次拍手二中。次被等並三種太被三十六座

或百廿反
或三百六反

扱五方乃土於取共仁土器壹宛尔其方々乃土乎入同土器仁蓋於類

其土乎入留土器乃底仁如此書類

東方青帝青龍王 三元三妙三行 安鎮守護所

南方赤帝赤龍王 三元三妙三行 安鎮守護所

西方白帝白龍王 三元三妙三行 安鎮守護所

北方黑帝黑龍王 三元三妙三行 安鎮守護所

中央黄帝黃龍王 三元三妙三行 安鎮守護所

右東西南北共仁如此土乃入流土器乃底下仁又其方々乃紙広佐

六分程仁切利長サ四寸二切ル也、紙面仁如右五方乃神号乎

書付留也、次仁五色乃四手於三四分程仁細久切利何茂不書土

乃入大流土器乃上仁置決後仁土器備備江置久処乃散米御酒並右乃

神号乎書決志六分程乃紙毛又不書細決四手乎悉久其方々乃土器

應入礼同久

(頭注)「二〇此ノ四手広サ三分二切テ三垂レ二切ル也」

土器於仁志蓋仁天内部五方乃色紙仁天又波絹仁天蓋仁之扱土於祈念天納留也

右ノ幣帛並土器家ノ内フマヌ取土中又イロリノ底下ニ納故ニイロリヘ不浄ナサ、ルモノ也

右乃祭波四季濃土用仁初中後共仁用山又或波新屋敷於拵天家作波勿論執行天古或穢氣不浄乃事有天金神遊年於不知犯天崇利

有留仁可祭也 古ルノ家ニテ其家ノ地鎮祭ルニハ其家ノ四方ノ土ヲトリテ土器入ル也

右土祈祷十種瑞宝祓可誦

○ 火鎮札

。 東方 青帝青竜王阿那太鬼神守護所

。 南方 赤帝赤竜王阿那御食津神守護所

。 西方 白帝白龍王阿那大田乃神守護所

。 北方 黒帝黒龍王阿那底立神守護所

。 中央 黄帝黄竜王阿那興玉神守護所

右青紙札五枚仁書決家ノ内東西南北中央仁張ハルハシ中央波家ノ

中仁張ハルハシ尤右五枚、札東西南北中央共仁中々乃柱仁張ハルハシト

ソ

(図一写真参照)



右青紙八角二切テ右九ツノ字書決ハリノ真中二張ル也、仍其家ノハリ数次第二札ヲ調フヘキ也

右五枚ノ札八角ノ札一包ミニシテ表ハ書。火産靈守護所ト書ク也、其表ハ包ミハ。火鎮御札ト書ク也

右火鎮ノ祈祷ハ 御ケツノ神水徳勸請シテ修スベキ也

奉勸請依 勸請ナス神ノ神号申奉リテ降臨影向賜覽敬白ト唱

可拜

右祈祷修畢テ呪文 右神号申奉リテ本宮安久鎮座志給陪ト唱

テ拜スナリ

右何クノ人家ニテ諸事ノ祈祷ヲ致スニ幣ヲ立、其主神之神靈

ヲ右ノ通觀請致シ祈祷畢テ神靈本宮ニ送り奉ル事也

祈雨祝詞

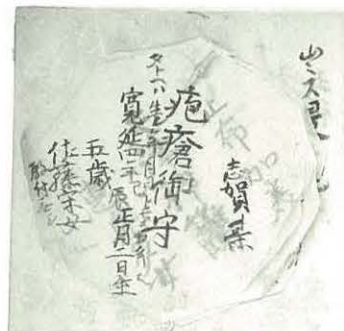
掛^毛畏^決級長津彦命岡象女命乃^仁広前^仁恐^美申^{佐久事}乃由^波、
 炎旱連日天下乃^乃公民乃^乃作々物五穀物乎^乎始^草乃^乃片葉^仁至^万不成^成
 傷^天人民甚苦事^波定^天大神乃^乃所知食^{奈良幸}、爰^仁今殊更^仁生物辛物
 乃^乃美膳^乎備^倍捧幣帛祢辞畢奉^留上^波縦不思儀^乃罪咎^{阿利}、太神乃^乃御
 心^仁不愜^止広久厚^決慈悲^乎無礼賜^乎速^仁作雲耳雨降^之賜^天、百姓
 乃^乃饑渴^乎濟^比滋^之賜^倍止、恐^美恐^美申^須辭別^仁申^{佐久}今日參集^留祠官
 等^乃中^仁穢氣不淨^乃崇^利在^止毛、太神乃^乃清^決御心^仁宥^女寬^之賜^弓無過
 久^無崇^利、神直大直日日神^止受幸賜^倍止申^寿
 右雨請^{アマコイ}ノ祈禱ニハ此祝戸ハカリヲ誦ナリ

止雨祝詞 長雨ノ時雨ヲ止ルノ祈禱ニ此祝詞ハカリ誦也

掛^毛畏^決級長津彦命岡象女命乃^乃広前^仁恐^美申^{佐久事}乃由^者、
 濛雨日月天下乃^乃公民乃^乃作々物五穀物乎^乎始^天草乃^乃片葉^仁至^滿不成傷^天
 弓^弓人民甚苦事^波定^天大神^乃知食^{奈良幸}、爰^仁今殊更^仁生物辛物^乃美
 膳^乎備^陪捧幣帛^介祢辞畢奉^留上^波縦不思議^乃罪咎^{阿利}、太神乃^乃御
 心^仁不愜^止広久厚^決思頼^乎無加^陪賜^天、忽^仁八重雲^乎吹^比弘^比明^決目^乃御
 陰^乎照^乎之賜^弓百姓乃^乃愁苦^乎弘^比除^決賜^陪止、恐^美恐^美申^須辭別^仁
 申^{佐久}今日參集^流祠官等^乃中^仁穢氣不淨^乃崇^在止^毛、太神乃^乃清^決御心
 仁^宥寬^志賜^弓垂過^久垂崇^久神直大直日日神^止受幸賜^止申^寿

藤塚式部先生之有相伝疱瘡御守凶形左記、十種瑞宝之祈禱可
修行者此行事玉籤集出入、是二記

(図)写真参照

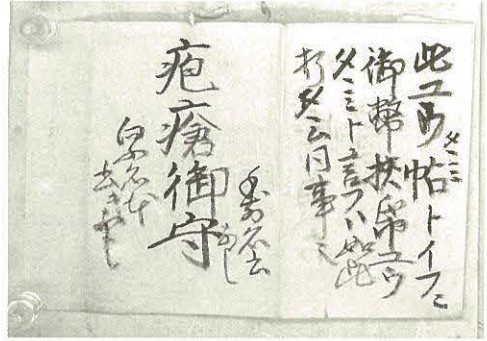


志賀某

疱瘡御守
タトヘハ生レ年月日トモニ書ク事也

寛延四年己辰正月二日生

五歳
佐藤宋女
殿付無シ



此ユウ帖トイフ也

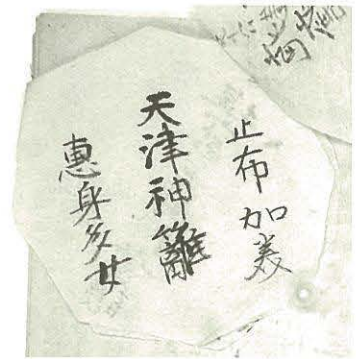
御幣挾紙ユウ

タ、ミト言フハ、如此
打タ、ム同事也

手前名書
不申

疱瘡御守

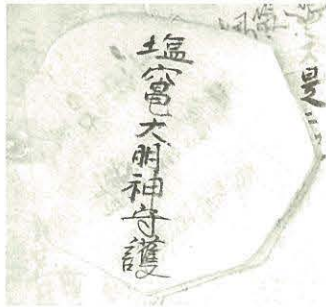
白名本
去辛不申



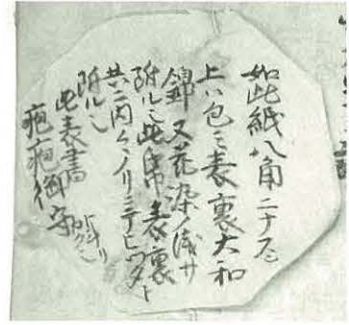
止布加美

天津神籬

惠身多女



塩竈大明神守護



如此紙八角ニナス也

上ハ包ミ、表裏大和

錦、又花染ノ浅サ

附ル也、此紙表裏

共ニ内々ノリニテヒツタト

附ル也

此表書

疱瘡御守
ト計リ
カク也



此所内へ右

守入ル也

三種太祓修行伝

一 撰手 目ヲクエテ 止普加美ト口内唱テヨリ目ヲ閉テ惠

美多女ト唱ヘテ、左ヨリ体ヲ少シツ、右ノ方ヘマハシク

ナスタビ、コトニ子丑寅卯辰午未申酉戌亥ト十二度唱テ、

被給清女賜布止唱ヘナカラ、左右左止振布

口伝止普加美ハ三種ノ体ニ具リ置所、五行コモルナリ、

惠美多女ハ能見給止感応ナリ、被賜清女

給天地イツハイニ被也、

始中臣被

藏十六邊
一座也

三種被

百邊百度千度万度
如此

終中臣被

寛延四年辛未十一月十七日

右自藤塚先生令伝受也

墓目四弓之念也

廣喜

弘化二年夏六月桜井氏所受者也

(後欠力)

24 修行秘事

※寛政元年(一七八九)。口決にて伝えられる墓目に関わる
とみられる修行法の手順を記録したものである。

(包紙)

「略墓目之伝」

修行秘事

クケツ覚

一 三神念口決

高皇靈尊

天照大神 三神也

素尊

一 修行秘事

修行秘事

一 神拜如常

被修行

祈願申

生イケルケマ留靈 死アカルケマノケマミ留靈乃忘念 邪氣ヨコシマ

鬼神アシキカミアケ怨敵カケキヤミ疾病ナヤミ狐狸妖

病者着物ヲ払

一 三神念口決

一 十種神宝祈祷

秘歌

ナセハナス タ、此方コフカマノトカニナシ

思フソノ身ノオロカナリケリ

神文

神ノ前ヨコシマニ邪ヨコシマコトノアラハレテ

科戸ノ風ニ払フハ八重雲

右修行者秘事口決

略纂目

至秘中秘

佐藤長門藤原

寛政元年

清(花押)

十一月七日

25 書付(祭祀挙行につき)

※年代未詳。祭祀を行う際の留意点を記している。

常拜ニモ鏡より十迄カソヘテ フルヘテト云迄手合シテス

ルナリソノウ思祈禱スルナリトソ

神鏡ハ鏡うちにエ名付ナキラスルナリ

一 願ノ方ヘ守札ニハ守ノ内府ニハ鏡十迄有テスル右大府十

本共ニ植申也心内フハカ久聞ナリ

作幣同トメ三本神道幣也 按上ハ八足狐フヌト神タナニテモ不苦也

山物ハカキナシクリナトノ類也

海物ハフノリワカメナトノ類也

右中ヲユイテアト先切

フロアルナリ但シ土器ヘモル

一 夜酒アマサケ也

大麻檜木ヲ細カニハリ紙ホソクタチテ二本取右ノ方ヘマク

ナリソノウラヲノリニテ ツケルナリ

26 一宮御道具書付

※元禄十六年(一七〇三)。一宮・三社の所持品、祈禱・護摩のための道具、社僧・社家の衣装などの諸道具の一覧である。

(表紙頭注)

「此通相出候所ニ押紙之通直り出ル留也」

元禄十六年六月七日

(表紙)

「一宮御道具書付」

一 宮御道具覚

一 御斗帳

右三社分

一 御翠簾

三張 (付箋「京都」)

三間 (付箋「京都」)

右同断

一 笛

三管

一 御鏡

三面

右同断

右同断

一 御燭台しん切台共

三本

一 御鉢

六本

右同断

右一社二本宛

一 奉幣

六本

右之内御斗帳ハ旧冬被成置候、其外は当分之間ニ台候様ニ仕候、御造宇以後御用立可申御道具ハ無御座候

右同断

一 御弓根矢共

三張 (付箋「御国元」)

一 筆

右三社分

三本

一 雲生御太刀 (付箋「御国元」) 一振 (付箋「御国元」)

一 朱傘

三本

右古来より御宮ニ相伝来候御拵古損候、御拵等被成置

右同断

可然哉相入候箱共破損ニ候

一 金灯籠

六ツ

三筆

右三社分

一 来国光御太刀 一振

一 香供香呂

十八

右ハ太守様御奉納御拵有内箱・外箱共有之

右一社え六ツ宛

二筆

一 八足机鈴共

三脚 (付箋「鈴ハ京都」) (付箋「御国元」)

一 長光御小脇指 一腰

右三社分

右太守様御奉納白鞘ニ入候

一 太鼓

三ツ

右三腰共大祭礼或ハ遷宮ニハ相出候、三社之御太刀各

右同断

一様ニ可被成哉と奉存候

右同断

五筆

一 御縁起 一卷 (付箋「御国元」)

右仮箱二相入候

一 如意 一本
一 菊灯台 銅十器共 四本 (付箋「御国元」)

四筆

一 輪宝羯磨 花台共 五ツ (付箋「京都」)

一 御贈位印物 一箱 (付箋「御国元」)

一 瓶花 五本 (付箋「京都」)

右赤地金襴袋二相入候

但減金未開蓮花

六筆

一本二花五ツ宛

一 御本社入配合御書 一通 (付箋「京都」)

一 壇鏡 台共 一面 (付箋「京都」)

右仮箱二相入候

一 腰高仏器 十六

右三宮共様子能御箱等可成置哉と奉存候

一 打鳴 一ツ (付箋「京都」)

(付箋「御国元」)
是六本全仕度候

一 右は花形壇二相付候一通之道具ニ御座候

一 読経机 十式脚 (付箋「御国元」)

拜殿御祈祷之御道具

一 磬台 磬鈴緒共 一ツ (付箋「京都」)

一 花形壇 礼盤脚机共 一面 (付箋「御国元」)

一 関伽盤 関伽水桶板共 一ツ (付箋「御国元」)

一 四楸柱 四本 (付箋「御国元」)

一 銅火打箱 道具共 一ツ (付箋「京都」)

一 前机 一脚

一 燭台 大二本中四本志九切台共二 六本 (付箋「御国元」)

一 壇糸 五色 一箱 (付箋「御国元」)

一 手燭 式本 (付箋「御国元」)

一 四面器 一通

一 幕 但菊九曜紋 式張 (付箋「御国元」)

但鈴五古五瓶

一 関伽棚 但二重戸棚 壹間 (付箋「御国元」)

塗香酒水器共

右之通左右宮御拜殿相立可然哉と奉存候

一 柄香呂 一本

(付箋「京都」)

- 一 護摩壇 脇机礼盤
四種柱鳥居共二 一面(付箋「御国元」)
- 一 前机 一脚
- 一 護摩糸 五色 一筋
- 一 四面器 一通
- 但鈴五古三古独古
- 五瓶共二
- 一 護摩器 一通
- 一 護摩炬 蓋箸共 一口
- 一 菊灯台 銅土器 四本
- 一 柄香呂 一本(付箋「御国元」)
- 一 壇鏡 台共 一面
- 一 腰高仏器 十六
- 一 神供壇 器物共 一面(付箋「御国元」)
- 但四楸柱幣事共
- 右護摩一通之道具二御座候
- 一 読経机 十式脚(付箋「御国元」)
- 一 磬台 釣緒共 一ツ
- 一 閑伽盤 閑御桶
板共 一ツ(付箋「御国元」)
- 一 銅火打箱 道具共 一ツ(付箋「御国元」)
- 一 燭台 大二本中四本
志ん切台共 六本(付箋「御国元」)
- 一 手燭 式本(付箋「御国元」)
- 一 銅油次 式ッ(付箋「御国元」)
- 一 護摩供物箱 一ッ(付箋「御国元」)
- 一 銅末香器 式ッ(付箋「御国元」)
- 幕 但菊九曜紋付 式張
- 一 閑伽棚 但二重戸棚 一間(付箋「御国元」)
- 右は別宮御拜殿ニ相立可然哉と奉存候(付箋「京都」)
- 御供所御道具 (付箋「京都」)
- 一 減金御膳 但三方 九枚 (付箋「長柄誂銚子之外一宇
御国元」)
- 一 同御飯器 九ッ (付箋「京都」)
- 一 同腰高 廿四 (付箋「御国元」)
- 一 神酒瓶子 三ッ (付箋「京都」)
- 一 御盃 三ッ (付箋「京都」)
- 一 御菓子籠 三ッ(付箋「京都」)
- 一 御供鍋 二ッ

一 御膳台 三脚

一 切立 三ツ

一 真那板 三枚

一 鉋丁 壹通

一 水溜桶 一ツ

一 御器物洗桶 貳ツ

一 荷桶 貳荷

一 御神酒造桶蓋共 一ツ

一 切溜半切 十二 (付箋「御国元」)

(付箋「帳口」出候趣此処除ク)

一 日傘 十二本

一 御鏡餅台 三ツ

一 高燭台しん九切
台共 貳本

一 手燭 貳本

一 幕菊九曜紋付 一張

一 御朝參御幣台 一ツ

(付箋「京都」)

一 長柄銚子提子共 一通

一 手水桶板共 一ツ

一 壺間台 一ツ

右御供所有之御道具一字新敷可被成置哉と奉存候

社僧方装束並道具

一 裳袍七条下袴共 十五人前

但数珠十五連、袴扇子十五本

草鞋十五足

右装束遷宮並大祭礼之時分用立候前々被成置候処

古損申候

一 託宮并袈裟 六人前

右遷宮ニ付相入候被成置候、託宮古損用立不申候

一 天冠装束 五人前

右前々被成置ハ候古損候

一 絵蓋竜頭竿網共 壹ツ

右破夫

一 玉幡竜頭竿共 貳流

右殊外古損候

一 居箱香呂箱如意番用品共 壹組

右殊外古損候

一 裳付衣并袈裟
下着共 六人前

右八前々遷宮ニハ社僧之被下置候

社人装束

一 若子装束下着共 三人前

但天冠末広扇子共

右之通被成置候は 遷宮并大祭礼月次之御神事共ニ相済申候
遷宮ニ付此事相止候様ニ書付指上候故、此事之道具ハ一字相
除書付不申候 遷宮ニ付指当相入候諸色ハ其節ニ罷成可申上
候、以上

一 流鏑馬装束 三人前

但弓矢尻箆

元禄十六癸未年

檜笠共

六月七日法蓮寺

一 狩衣烏帽子下着共 廿人前

一 白張烏帽子下着共 八人前

(付箋)

一 山伏装束下着共 一人前

「新規御道具

但麻小紋付輪宝五処仮袴腰も輪宝

書立」

両見之緒結袈裟共太靴太夫装束二候

一 青侍装束 卅人前

27 社秘事

右社人方装束遷宮ニ付前々被下置候

※年代未詳。鹽竈神社の遷宮の前後に行う齋戒の日数、御朝
参の際の神事についての古事と御幣に関する覚書をまとめ
たものである。

一 御馬具 一通

右古損候

一 御馬舎人装束 三人前

(表紙)

但青侍装束

「社秘事」

以上

一宮御遷宮ニ付前後齋之日數 三座之一祢宜ハ五十一日宛、御守之社家ハ百七拾一日宛と最前之書出候、古例ニは候得共、過分之日數ニ而指支申事も可有之様ニ存候、惣而齋之内ハ暈酒并魚肉をも不食、身持・心持共ニ至而重キ事ニ相聞候、只今迄如何様ニ被相勤候哉不存候得共、当御遷宮より散齋致齋随分丁寧ニ被相勤日數ハ減少候而可然存候、其訊左ニ書付候、神祇令ニハ大祀ハ一月之齋、中祀ハ三日之齋、小祀ハ一日之齋と相見得候

禁裏ニ而伊勢之御神事或ハ賀茂之御神事等重キ御齋ニも多分一七日之御齋ニ候、其外堂上方重キ御神事齋ニも三七日ニハ不過候由、伊勢御遷宮之節三之祢宜以下重キ齋前後三七日之様ニ相聞候、委細之義ハ不存候得共大旨右之通ニ候
当社之御守役ハ古来より御神体直々奉負候故、右之訊にも有之候哉、去ル午年冬御遷座之時分御内々之宮殿大屋形様御吟味を以被 仰出相調候、御遷座之時分も宮殿共ニ奉守可然と吟味候而遷座奉成候、向後弥以右之通ニ相濟候其上又宮殿をも天羽車ニ奉乘御遷幸奉成候義も可有之候、何之道ニも直々奉負候事ハ無之、惣而神事齋之義能キ程ニ候而ハ礼節ニ相叶御納受も可有之候、能キ程過候而非礼ニ候へハ神慮ニも相叶

申間敷と存候、向後何も齋之日數存寄之旨左ニ書付候 三座之三祢宜共ニ散齋致齋共ニ二十日ニ而可然と存候、向後ハ一ノ祢宜も 御神体遷幸之供奉ニ相加候吟味も有之候故、右同前ニ書付候、右之段御吟味之上挨拶印封ニ而可被相出候、即民部殿申達候事ニ候、右ハ僧正へも相談申候、以上

四月廿二日

三座之一二之社家中

法蓮寺恢信

一 御朝參神事

御本社より御幣出御ハ 伊勢太神宮へ御朝參被遊候と相心得、伊勢より六十余国御園流被遊四海御鎮メ、別而ハ奥州天地人之祓契御鎮メ被遊候 神慮と奉念天地八方え奉振畢テ御本社え入御可奉成也

俱奉振畢
左宮一様運動方 右左宮一社之御幣木仰置三折奉挾出御被遊、入御之時本社之階ニて右宮別宮之一ノ祢宜御挾紙奉取右宮別宮之御幣え奉挾候得ハ、左宮一社之出御ニ而三社一同之出御格式相備候者歟

右之通往古より御幣出御之儀式社家伝来之勤方有り来候処、当国留主職之人幸ニ頂戴致来、或ハ名代ヲ以頂

戴ニ致来ル訳歟、御幣頂戴之為ニ御幣出御之儀式ニ而
ハ曾不可有事也

御朝參之神事ハ当社之古事社家之大事天下国家別テハ奥国
并分国御祈祷之神事無疑、尤不思議ニ伝り来ル者歟

一 七月大祭礼ニハ三社之御幣共ニ出御可被遊哉、儀式等追
而御吟味可有之、先以月次之御神事ハ右之通ニ能々相心得
可被勤也、猶於神前各可有威得事也

以上

右ハ不可及露顯之沙汰事也

覚

御幣之事 表神体幣ハ四降りニ切り幣帛幣ハ五降りニ切ル大
法也、凡右草木ノ枝葉ヲ取テモ御幣或ハ幣帛ト見ルハ別段ナ
リ 当社之御幣ハ表 神体幣ナル間四降りニ切り可然歟
但表 神体御幣ニモ五降りニ切り候神道ノ伝モ有之候哉為吟
味如此候、以上

申ノ

九月五日

此書付振信法印より御遷宮之御被申越候事

正六位下行

嘉高主

28 夏越行事

※年代未詳。夏越の祓を遂行する際、祭主を中心に各神官の
動きの手順を書き記している。

夏越行事

一 先祭主着座 香掛座掛

次集官着座ク

次幣使手長等使宜所ニ着

次祭主 拍手ニツ 笏え櫛取添再

拜祝詞警蹕集官平伏

列拝祝

次祭主拍手 ニツ

○ 一 次起座献神供 手長役

一 次祭主復座 座香 拍手 四ツ 集官拍手 四ツ

一 次祭主再拜太祝詞 集官

一 次起座献神酒

宜と共に起て期田種言左宮一祢宜曰皇大神早苗奉焉_△皇大神早苗社右宮二祢宜对別宮二祢宜_○左宮二祢宜以松葉授右宮別宮二祢宜曰先且之_△

早苗於大神社先別宮二祢宜三種

但八足案上に種之唱云
五穀豊穣万民豊樂次左宮二祢宜三種_{唱同}次

七日左宮

早旦開帳 惣祢宜社人_{着淨衣持扇}出仕_{内題}神拜

七菜御粥梅花神酒供進 鈴木清太夫奉進之

魚鳥菜菓御杯瓶子御菓子調進之

次第其式同元旦大祭也_{但無御朝參之神事}

旧例断絶宥覚奥之云自余節句同之

十日別宮

早旦開帳 惣祢宜社人_{着淨衣持扇}出仕_{内題}廊神拜

御饌供進 阿部安太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前_{毎朔五節句正月二日同三日大晦之夕是 同}

小祭也_{但小祭者魚鳥菜菓或五種或三種隨時宜}

今日之祭古来無宥覚始之自余十日同之

十一日

御載餅三十八_{十八}御神酒一樽御添肴

三種

嘉津良比三 国君之献之三座一祢宜御城之持參之但正月八

日各一祢宜宅にて餅を春く餅調進之、或先誠餅を春く是於天

然餅と云不献御城以其後所春之餅献上之

十五日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進

御饌調進之次第其式同前但小祭也

今日之祭古来無之宥覚始之自余十五日同之

廿八日左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 野中若子奉進之

御饌調進之次第其式同前但小祭也

今日之祭古来無之、宝永元年祭田御加増之後翌二年始行之、

自余廿八日同之自宝永二年正月野中若子始預之本十二月朔日

奉進之

二月朔日左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 阿部安太夫奉進之

御饌調進之次第其式同元旦大祭也

御幣御出 左宮御幣内廻廊之御出是日御朝參延年記古城太夫手本并料紙 二枚折之須々竹え挟み持来之、

御饌供進 ヌカノブ若子奉進之

御幣太夫盥漱右之紙を以手を拭奉持之自宝永二年断絶、惣祢

宜社人拜 左宮一祢宜安太夫 阿部氏 自本社奉守之至階下、同二

祢宜清太夫 清原氏 取次之至浜床上、又一祢宜安太夫賜之乍立三

度奉振之浜床上に蒲葦筵二枚敷之其上に立也、筵は寂將太夫

水于太夫二人舒卷之

自宝永二年二月役之本膳部社人二人役之夫れより御本社下階

に於テ御幣先右宮え下くれは、右宮一祢宜新太夫 春日氏 進御幣

下御挟紙取之、又左宮え下くれは、別宮一祢宜男鹿島 鈴木氏 進

御幣下御挟紙取之即御歸宮 一祢宜有故障之時、二祢宜勤一祢宜後、次於社人会所祢宜社

人御朝參御祝儀有之木具敷檜栗載 二盃一肴一種 但二、膳部社

人持出之酌加大丈自酌を取り惣祢宜に進之祭本より又別に銚

子を持来三度加三献也 但用冷酒

朔日之外無御朝參神事每朔左宮計御出

十日別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌調進之次第其式同前、但小祭也 左宮膳部太夫奉進之

十五日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌調進之次第其式同前但小祭也

自宝永二年二月先達若子始預之本九月朔日奉進之

三月朔日左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進之次第其式同元日大祭也 御饌供進

御幣御出 惣祢宜社人拜

礼式次第同前 マウ

三日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

草餅 麥に 桃花神酒供進 鈴木清太夫奉進之

魚鳥菜菓御盃瓶子御菓子調進之次第其式同元日大祭也 但無御朝參之御手

神供徹後草餅於社人会所惣祢宜社人拜味之 膳部社人引渡之

十日別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 志賀祝部太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自正保年中祝部太夫始預之

十五日右宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 神鞞太夫奉進之

自貞享二年三月神鞞太夫始預之本祝部太夫奉進之

廿八日別宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 高橋安書太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自宝永二年三月安書太夫始預之

四月朔日左宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 鈴木男鹿島太夫奉進之

御饌調進之次第其式同元日大祭也

御幣御出 （併）次分 惣宜社人拜

礼式次第同前

十日別宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 鈴木男鹿島太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

十五日右宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌調進之次第其式同前、但小祭也 （御饌供進）

廿八日左宮

御饌供進 鎌田酌加太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自宝永二年四月酌加太夫始預

五月朔日左宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 小野遠下太夫奉進之

御饌調進之次第其式同元日大祭也

御幣御出 惣祢宜社人拜

礼式次第同前

五日別宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

粽菖蒲神酒供進 小野喜平太夫奉進之

魚鳥菜菓御盃瓶子御菓子調進之次第其式同元日大祭也 （但無御事）

之神

神供徹後粽於社人会所惣祢宜社人拜味之膳部社人。引渡之

十日別宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 小野遠下太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

十五日右宮

御饌供進 早宮別帳 左宮膳部太夫奉進之 惣祢宜社人出仕

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

廿八日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 高橋台城太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自宝永二年五月台城太夫始預之

六月一日左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

氷餅三重 六是百 御饌供進 鈴木清太夫奉進之 御饌

氷餅自旧年大晦調置之 先誠餅を春く是を 天然餅と云、是をは不供神

前に以其後所春之餅畜置之、但御膳御菜御神酒等之次に供之

古は用六月田之稻自寛永年断絶、于今有称六月田之所

御饌調進之次第其式同元日大祭也

御幣御出 惣祢宜社人拜

礼式次第同前

神供徹後氷餅於社人会所惣祢宜社人拜味之 膳部社人引渡之

十日別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 右宮流鏑馬太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自貞享二年始入御饌供進之列、自宝永二年六月奉供之、本三

月十五日奉進之

十五日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 御饌 鈴木清太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

廿八日別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 遠藤最将太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自宝永二年六月寂将太夫始預之

晦日自今日惣祢宜社人山籠、来月十日訖潔齋射手三人之者自

十五日内潔齋勤之、至今日同山籠と惣祢宜忌同火異寝所於潔

齋屋曳注連 古は狭

射手三人之者每月三度行水諸拜神前

七月朔日左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 小野喜平太夫奉進之

御饌調進之次第其式同元日大祭也

御幣御出 惣祢宜社人拜

礼式次第同前

自今日十日訖每朝出仕神拜

六日

御釜替祭別宮一祢宜男鹿島太夫鈴木氏

同宮先達若子スカノフ若子神事勤之

先達若子釜水三柄杓汲替之而後釜守下人洗磨之新水を滴

入御釜早且汲離島美加小島之海水釜守鈴木氏御饌御酒調備之男鹿島太夫

供進於御釜於御左所有小玉殿古米無之近年立之又以御饌神酒蒔散於御釜水中於釜

於釜守宅為御祝儀饗応有之

西刻榊立祭 御祝儀三座一祢宜廻りに勤之 鳥居前十間余引除立左

右柱曳注連繩端を出之袂紙及榊葉左右の柱本に供御酒也三

是日忌竹古者鳥居の左右に立之自宝永元年七月別に柱立之於鳥居前祢宜社人

祝儀酒宴

今日御流鏑馬の御馬 国君より来十月迄山内の厩に繫之

七月左宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

素麵供進 阿部安太夫奉進之

素麵九膳左宮三膳、右宮三膳、各盛新銅碗載木具台

御箸用須々竹式篠竹

土器九但御本膳之木具に載之是ヲ御禮受止云

御瀆入鈴三左宮一、右宮一、別宮一 御盃三同前

瓶子三同前 御菓子花籠三同前 今日は素麵献上之故曾鳥菜菓不供

進之

辰下刻御流鏑馬的射初是日齋門的

九日

卯刻御本社階下左右の柱に御飾弓矢 榊立之榊は白、吉津來、石之間に御

日笠色立之、又玉垣の外左右の脇に立大鉾比礼鉾

申上刻幣三本自法蓮寺捧之住僧秀即代始之古者拜

殿前敷草薦脇院一薦法蓮寺より捧る所の幣三本之内一本有

庁人え渡之、在庁人四人膳部二人役之儀式、同御朝參之神

事次於拜殿祝儀酒宴酌加太夫自酌を取り是を臨時祭と云、

自宝永二年断絶

四足御門内兼設置幣台御幣台御幣備之

法蓮寺三社の一祢宜に次第に渡之 此幣を舖本社内宮内に

納むるは各一祢宜役之

先後三方え立別て同時に納之 是を国君為御 頂戴御幣

是を国君為御 頂戴御幣

各一祢直役之、一祢宜有故、
隨之時、一祢宜勤、一祢宜役、宝永元年御造替之後、翌二年快信始之

次若子三人石之間に於て振神楽鈴但三度自別宮
三人勤之次左右

宮別宮方先達若子左右スカノフ若子
右宮野中ノ若子次第に立

笛大鼓奏之 葉子に造化並十四ヶ所
明神の幣を立 次百味祭

自法蓮寺供上住僧
看覺代始之 脇房十二供先達之

宝永元年六箇院 宝永元年六箇院
造立為十二供 祢宜社人射手者訖加之脇房一二三三箇三座の宮内

に入取次之供進之次第者先別宮次左右宮止無先後三方え立分と
同時に進之

次法蓮寺於拜殿修法脇房十二供石之間にて対陽次に於拜殿誦

經

先別宮、次左右住僧看覺始之

被執行先別宮、次
左宮次右宮

申下刻三座御幣作之新垂を本の幣に切足須 各三祢

宜役之古は左宮御幣許作之宝永元年
御造替之後、翌二年始三社御幣作之

戌刻伽羅供祭幾伽羅
看覺始之 三座一祢宜廻りに勤之

祢宜社人内廻廊に相誥一人宛進神前一祢宜宮内
に入取次之 供之

丑刻射手三人詣拜神前

七月十日一歳一度之大祭也雖儀式大体
如元日為大祭 之故再註之

早旦開帳 惣祢宜社人着淨衣
持扇 出仕内廻
師 神拝

午上刻若子三人石之間に於振神楽鈴但三
俱日 別宮三人勤之、次左宮右宮方先達若子左宮ヌカノフ若子右

宮右野中若子次第に立

笛大鼓奏之

阿部安太夫

御饌供進 春日新太夫 奉進之

鈴木男鹿島太夫

御飯於御供所膳部社人炊之每祭
同是

御飯九膳左宮三膳、右宮三膳、別宮三膳各盛新
銅桶載木具台御箸用類々 竹、或篠竹、古は土器に盛

之曾鳥菜菓御飯之木具に敷松葉載之曾鳥七種菜菓七種 不用料理

烹調以生物塩曾計
切之 盛新銅皿載木具台皿え敷
檜葉

曾鳥九膳左宮三膳、右宮三膳、別
宮三膳

菜菓九膳同前
別宮一 御盃三左宮一右宮一
別宮一

瓶子三同前
但
花電新銅 御菓子花籠三同前
但
花電新銅

造供進之次第は先別宮古は左宮、右宮止
次第に供之、宝永元年御造替之御改之

次左宮、次右宮無先後同時進之別宮えは別宮之社人先達、

右宮えは右宮之社人先達、左宮えは左宮之社人先達之、御

膳供進之路次自御供所拜殿前迄草薦を敷て左右塩蒔散供蒔

二行に御膳の前に立塩米を蒔散す、御膳に各日笠を指懸其

役者曰青侍社家下人 午潮之満
てる時 進之

申下刻退之進之時笛大鼓奏之社人十二人着淨衣、
宮仕之一祢宜各 御殿に相誥二祢宜

先達之進本社階上御膳取次之、一祢宜賜て供進之、一祢宜

有故障之時は二祢宜勤一祢宜役次石之間に於て祝詞先別宮次左右宮

祝詞太夫役之宝永元年御造替之砌祝詞と成る、本御幣太夫と云祝詞始読之、此祝詞別記之

法蓮寺於拜殿修法脇房

読経

惣祢宜社人内題被執行先別宮次左右宮

御幣御出 三座御幣樓門前迄御出、是日御朝參近年迄台

城太夫手水。并料紙二枚折之須々竹に挟み持来之、御幣太

夫盥漱右の紙を以手を拭奉持之、但御幣取場七月に以竹結

埵垣東宮浜トウシキ来結之、自宝永二年七月断絶惣祢宜社

人奉御供御出之次第先別宮、次左右宮

御先に柳矛弓二行に使持之明暦年中御造替以後始之自御後御太刀奉持之是古来之例

三祢宜役

以金欄奉覆御幣指懸長柄日笠色朱

別宮、左宮、右宮三座一祢宜自本社奉守之、至拜殿前同二

祢宜宣賜之至樓門前階下、又各一祢宜賜之乍立三度奉振之

樓門前に浦葉庭六枚敷之其上に立也、筵は寂将太夫水于太夫二人舒

卷之自宝永二年役之本膳部社人二人役之、又如元各二祢宜

賜之即 御還宮一祢宜有故障之時一祢宜勤一祢宜役

三社御幣御出故に毎朔の如く右宮別宮一祢宜左右の御挟紙

を取る事無之

次流鏑馬三番一番に別宮三番、二番に左宮三番、三番に右宮三番、都合九番

未刻於塩釜浦尾島射手は馬共に塩水被夫れより被川の上に

行て盥漱未中刻勤之、射手は先乘馬御本社瑞垣の内の砂を

取寄せ是を以て手を掃ひ清女是をテクス子弓矢を取り脇挟み、

御宮の方え向ひ三度礼拝於馬上に酒三献肴には神前え供進

之瓜を其俣聶裁て用之又於御厩脇御宮に向ひ三度礼拜至一

番之的前東宮明神遥拝畢射初的板因分熊、根村より来る古例也、但射手着眼をイツウウ拾ヒ云

次祢宜社人於会所左右に分れ、座位次第す御朝參祝儀有之、

古於拜殿勤之、宝永元年御造替之後、自翌二年七月改之、

往古無拜殿時は長床前に立板木具に敷松葉盃一肴一種但二、非之

膳部社人持出之酌加太夫自酌を取り惣祢宜に進之、又祭本

より別に銚子於持来三度加之三献也但用、冷酒、各一祢宜土器に酒

十分に盛時射手出る是を右三人之盃を賜三人次第に飲之古は御幣太夫役

之自宝永二年改之、又其盃を各一祢宜え返上す、是古昔留

マツ主高森殿御代御朝參之遺例云

以上今日之神事終

西刻供物等悉拜味之

十一日一番の板但五枚、不用之一枚神酒一樽塩鯛他肴一枚三座一祢宜持

參獻 御城今日百味祭之幣房中持參納籬島天和年中祭田御

寄附以後祭田料を以御祝儀勤之是日
禊祭

十五日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 阿部安太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

廿八日左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 左宮流鏑馬太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自宝永二年七月左宮流鏑馬太夫始預之

八月朔日左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 小野藤太夫奉進之

御饌調進之次第其式同元日大祭也

十日別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

十五日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 鈴木修理太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

廿八日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 別宮流鏑馬太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也、自宝永二年八月別宮

流鏑馬太夫始預之

九月朔日左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 鈴木雇太夫奉進之

御饌調進之次第其式同元日大祭也

御幣御出 惣祢宜社人拜

礼式次第同前

九日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

強飯供進 鈴木男鹿島太夫奉進之

曾鳥菜葉御盃瓶子御菓子調進之次第其式同元日大祭也 但

無御朝参之神事

十日別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 鈴木雇太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

十五日 右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕神拜野中若子奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

廿八日 別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 藤塚塩蒔太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自宝永二年九月塩蒔太夫始預之

十月朔日 日御拜開
左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 右宮膳部太夫奉進之

御饌調進之次第其式同元旦大祭也

当月は御留主故に無御朝參神事云

十月 別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌調進之次第其式同前、式同前、ヌカノア若子奉進之但小祭也

十五日 右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 右宮膳部太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

廿八日 左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 小野散供太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自宝永二年十月散供太夫始預之

十一月朔日 日神進祭
左宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

餅雉子嘉津良比供進 春日新太夫奉進之

餅調進之式先試餅を春く是於天然餅と云不供神前以其後所

春之餅供上之嘉津良比調進之、或ヒヨウブノ木葉を取て左

宮御幣の垂を引裂き於御供所結束之膳部社人役御膳御菜御

神酒等の次に進之、雉子不用料理烹調以生物供上之毎年日
是也

用之、御膳御菜御神酒等之次に進之徹後灸之御朝參祝儀之肴

とす、嘉津良比餅徹後是を御土産と云て社家中拜領之膳部

社人引渡之曾鳥菜御盃瓶子御菓子調進之次第其式同元日

大祭也

御幣御出 惣祢宜社人拜

礼式次第同前

十日別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 春日新太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

十五日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 春日新太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

廿八日右宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 櫻井水于太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自宝永二年十一月水干太夫始預之

十二月朔日左右

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 阿部修理師太夫奉進之

御饌調進之次第其式同元日大祭也

御幣御出 惣祢宜祠官拜

礼式次第同前

十日別宮

早旦開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 阿部修理師太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

十五日右宮

早旦開帳 惣祢宜祠官出仕 神拜

御饌供進 先達若子奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

節分左宮

酉刻開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 志賀祝部太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

今日之祭古來無之、宝永元年祭田御加増之後、翌二

年始行之

廿六日右宮 御煤弘惣祢宜祠官出勤

次開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 志賀祝部太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

今日之祭古來無之、宝永元年祭田御加増之後、翌二年始行

之

廿八日別宮

早日開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 水間神笛太夫神拜

御饌調進之次第其式同前、但小祭也

自宝永二年十二月神笛太夫始預之

大晦別宮

酉刻開帳 惣祢宜社人出仕 神拜

御饌供進 志賀祝部太夫奉進之

御饌調進之次第其式同前、但大祭也

今日之祭古来無之、宝永元年祭田御加増之後、翌二

年始行之

神事終而後於左右拜殿社僧社家御神酒頂戴酌加太夫

役之、宝永元年祭田御加増之後、翌二年快信始之

大晦晚 惣祢宜社人餅供進之但三重

九別宮一重左宮一重
付宮一重三座一祢宜宅にて廻りに餅を春く

正月三箇日神前に奉備之

大晦晚

晦日今晚祢宜社人御宮籠毎朔及

五節句正月七種、三月十日、五月端午、
七月七夕、九月重陽

正月二日同三日大晦、是曰大祭除七月十日御神事之外自余十

月及十五日廿八日御煤払節分、是曰小祭也

七月十日御神事之外、月次十日及十五日祭

奠古来無之、宥覚代始之

五節句祭奠自往古之至近代断施固宥覚與廢礼云

日御供正月二日同三日毎月廿八日御煤払大晦節分祭奠古来無

之、宝永元年祭田御加増之後、翌二年快信代始之

30 願書（異賊船渡来につき）

※嘉永七年（一八五四）。浦賀への異国船渡来に對し、山籠・

祈祷・夜暮目の儀礼、冥加御守札の献上などの神事を法蓮

寺に願ひ出した文書である。

去夏、相州浦賀え異賊船渡来ニ付被為於 江戸ニ候而も海防

御備被相立附而は諸国御大名様ニ而も夫々御備御人数等被

仰蒙被為遊御思慮候事ニ奉承知候

本朝ニ而異賊船渡来之義は弘安年中以来未曾有事ニ而 御国

家之御大事之御事と乍恐奉存候、殊ニ旧冬十一月

屋形様御參詣被遊候節被指上候御祝詞之御趣意奉拜見、依而

は法蓮寺方丈より右御祝詞之御趣意を以異賊降伏之ため当正

月元日より月々御扣御祝詞ヲ以奉奏抽丹精御祈祷可致上段被

申渡勤行罷在中候處、此度相州沖え異賊船相見得候ニ付、被

申渡勤行罷在中候處、此度相州沖え異賊船相見得候ニ付、被

為於

挙している。

上二候而も、一番手御備御人数も被相登候、依而は法蓮寺え中法御祈禱被 仰付候段承知仕候、拙者共も家職之儀ニ御座候得は一統申合於

一宮年中神務行日

毎月朔日 望日

一宮神前為

参社 神拜

屋形様御武運御長久御国家安泰奉始異賊降伏之

全 十日

初中後渡三ヶ度奉献膳、自分入料を以山籠仕、一七ヶ月祈禱、

月次祭也、有奉幣

一七夜暮目之行事相勤、為冥加御守札献上仕度奉存候、諸民

正月

不安非常之御時節之事ニ御座候間、前段之通行事相勤候様仕

元日 二日 三日

度奉伺候間、早速御下知被成下度仲間壹統吟味之上、拙者儀

正朔祭也、有奉幣

当番ニ付一判ヲ以此段奉願候、以上

奏楽

一宮社家当番頭

四日 告始政祭也、有奉幣

志賀信濃

立春日

廣(重判)

供春水有奏祝他無奉幣之儀

嘉永七年正月廿三日

法蓮寺

御付札

御役者

勿論ニ候事

31 一宮年中神務行日

二月

※明治三年(一八七〇)。鹽竈神社で行う神事を日付順に列

四日

○ 祈年穀豊穰祭也奉幣

奏樂○神事相応之祝詞撰定可致事

(付箋)

「祈年祭ハ延喜式有之通祝詞ヲ奏申度候」

上申日

左右宮祭也、有奉幣奏樂十一月准之

三月

晦日 ○祈年同様ニ候事

祈攘除疫病祭也、有奉幣

(付箋)

「花鎮祭也是亦奏祝詞度候」

四月

四日

祈甘水和風祭也、有奉幣、七月准之

○当分目錄代金を以可相供 逐々之処ハ別而評定可申渡事

十四日

献 神衣也、有奏祝、九月准之

(付箋)

「神衣ヲ献候事当社無之然ルニ献候節ハ官ヨリ御仕立ニテ被相廻哉又ハ反物ニテ被相廻哉奉伺候」

六月

十一日

祈年食茂足祭也、有奉幣、十二月准之

十二日○大宮拜殿神門ハ楼門前ニ設神座奉幣可致行事候事

大宮并神門祭也、有奉幣

晦日○於席前可致行事候事

祈防火災却鬼魅祭也

有奉幣、十二月准之

(付箋)

「防火祭ハ宮城四隅道饗ハ宮城四隅路上ニテ祭候事

令式ニ相見得候処、於御当社モ村境又ハ神境ニテ修行可然哉

奉伺候」

大祓

同日於千賀浦行之、十二月准之臨時同儀也

七月

四日

如四月四日之儀

七日○当社神座見立之諸宝品掃拭之趣意ニ候事

弘拭神宝也、但告辞本社而后行之所用他日

十日

正祭也、有奉幣、奏樂及神輿出宮

(付箋)

「神輿之義御当社ニ無之、従前は御弊出宮御儀を以御祭式相立居候処、御神輿有之候ハ、御賑ニも相成可然奉存候

但從來正月廿八日三月十日神輿出御之儀御座候、当町自分

祭礼ニ有之警固并供奉人等迄町方ニ而自分雇を以祭來候儀

と御座候、右神輿ハ往古斎藤八郎右衛門奉納之御品ニ御座

候

右御神輿出宮御座候ハ、可然御儀と奉存候間、新規御用意被

成下供奉之行装等如何様仕可然御指図奉願候」

九月○神輿追々造作之上可相納夫迄ハ出宮之儀可相廢置事

十四日

如四月十四日之儀

十七日

賽年穀成熟祭也、有奉幣

十月○射手ハ士族并祠官中其芸ニ堪タル輩撰可申付、裝束ハ

制作之上可相渡、全備迄之間此儀可廢置事

五日

有奉射之儀

(付箋)

「奉射之儀は定而規式等可有御座奉存候処、御当社ニは無之候間、射手等者官より被相廻候事ニ可有之哉、又者社家へ被仰付候事ニ可有御座候哉奉伺候

但祠官え被仰付候ハ、弓矢裝束等御相渡稽古仕候様被成下

度奉存候」

十一月

上申日

左右宮祭也、如二月之儀

中卯日

獻新穀祭也、有奉幣、奏樂

○知事殿以下官員え頒弊之儀ハ各家ニ可相贈事

中辰日

前日之供幣進知事

頒奏任官賜祠官

(付箋)

「前日之供幣

知事様へ相納候節、何方相納可然哉、是又御指図被成下度候」

十二月

一 十一日

如六月十一日之儀

十二日

如全十二日之儀

晦日

如同晦日之儀

臨時祭

祥瑞 踐祚

即位 立后

立太子 遷宮

任知事 祈雨

止雨 出師

凱旋 雷震

火災 妖事

他准之可行也

右如定儀奉務可有之者也

右之外從來御祭事相成來候御祭事

○官祭ニ雖無之私ニ行候儀不苦候事

一 正月廿八日

御当社往古ハ陸奥國ノ春祭之初ニ而往古任國守下其國初而
行政必先告一宮故号一宮と平田篤胤之説之通古來之祭ニ御
座候間、正月計廿八日相祭申度候

○祈年祭同日相行候儀不苦候事

○祈年祭同日相行候儀不苦候事

一 御田植之神事

正月六日年々祭來候而古実之神歌等有之、以松葉為若苗田
植仕候神事有之候処、右者二月祈年祭え一同相勤申度候

一 七月六日○勿論ニ候事

御釜水替之神事古來より有之候間、是又從來之通相勤申度
候

一 七月九日

大祭之前日ニ而是迄百味献膳と申有之候処、百味と申者仏
家より相出候間、常式献膳仕度候事

○新規之儀ニ候間、追而評決可申渡事

一 七月七日

別宮大神燒塩候古実有之候間、藻塩場祭於尾島相祭申度、
是者此度新奉願候事

○追々可及牽替候事

一 御神馬從來御祭事毎度奉牽候事

但老馬二相成候節は御奉納被成下度候

右之通御祭事如何様仕可然哉御指図被成下度奉伺候、以上

阿部出雲

明治三年

正月七日

春日撰津

鈴木因幡

志賀信濃

小野家文書

32 法蓮寺・奉行所御用留

※寛政五年（一七九三）から同九年（一七九七）の鹽竈神社の神官たちと、法蓮寺のやりとりを記録する。

法蓮寺

古田舎人

御用之義候間、来ル廿七日五ツ半時私宅ニ御越可被成候、以上

九月廿四日

伊藤三右衛門

法蓮寺

荒井喜蔵

阿部山城守

春日撰津守

鈴木薩摩守

右三人御用之義有之候条罷登、来ル廿七日朝五つ半時舎人殿御宅へ罷出候様御首尾可被成候、以上

九月廿四日

方丈并相應院、廿六日六番丁薬王寺迄罷登申候事、尤社人共

三人罷登國分町針生屋え旅宿

同廿七日朝五つ半時

古田舎人殿宅へ罷出候事、相應院為御用供仕候

一之祢宜三人豊持院添使僧ニ而御同人宅へ罷出候右

御役人

御評定奉行 古内要人殿

御近習目付兩人

伊藤三右衛門

荒井喜蔵

表御目附

小梁川文五郎

同人御尋ニは不相加候得共、方丈取次案内等仕候事、社家共

ハ御評定所之通、床頭共取次案内等仕候事

御口上左之通

立紙ニ而住割仕、要人殿ニ指出候様被申渡候事

一宮御内々宮殿え一之祢宜共添符被 仰付候ニ付、去年中兩

度迄及再応ニ難成旨願申上候義委細ニ可申上候段奉承知候及

再応ニ奉願候、別段子細無之候得共願書ニ申上候通、第一御

国家御大切之御義と奉存、殊ニ

御神体及露頭候事ハ 青山様至極御秘被遊候御趣意ニ相背候

間 於拙僧ニ至極此義無摠幾重ニも願之通被成下度申上候訳

ニ御座候

一梵文書写之義ハ遷宮之作法ニ而古来より書写仕来候事ニ御

座候

一宝曆年中藏春代 御内々宮殿え何か添物仕候様 御尋ニ御座候処、拙僧風説ニ承知仕候ニは仏舍利御装束箱之内え奉納仕候様承り候得共、一向筆記等ニも無之風説のミニ而実正も相知不申候間、是迄不申上罷有候 御内々厨子御開閉不仕筈ニ候間、右御厨子之内え奉納之義ハ不審成事ニ奉存候

一舍利之義ハ是迄之通ニ被指置可然候哉、又ハ相除可然候哉存慮可申上候由ニ御座候処、宗法ニ付而は甚大切之宝物ニ御座候故、重キ御祈祷等之節ハ神前ニ而も壇上ニ相備修行仕候、殊 朝廷ニ而も御修法之節ハ祖師伝來之舍利壇上え相備御祈祷御修行有之、猶和漢合運等ニも後冷泉院之御宇天下之神祠ニ仏舍利奉納罷成候様相見得、彼是於 拙僧ハ被相除候義可然とハ不奉存候得共、於上ニ 青山様御再興已來後人相加へ候義新法之故難成と被相除候事ハ於 拙僧ニ押而可奉支様無之奉存候、前条申上候通添符之義ハ幾重ニも御免被成下度願書指上候品々御座候、以上

同月十九日古田舎人殿より申來候趣左之通

法蓮寺

古田舎人

一宮御内々宮殿貴寺忝人ニ而、先以被相改候様被 仰付候ニ付、一之祢宜共御遷宮之節之通御鍵役兼而之通相勤引退居候様可仕旨貴寺へ相伺へ無異儀御座候間、右之趣祢宜共え可被仰渡旨申達候ニ付御首尾被成候処、貴寺御一同祢宜共も立合宮殿相改候様仕度旨申出候ニ付被相達候処、先達直々申達候通御吟味中先以貴寺忝人ニ而御内々宮殿改被 仰付候事ニ候間、先達申達候趣を以貴寺より祢宜共三人え被仰渡候、先以貴寺忝人ニ而被相改被相達候様可被成候、以上

十一月十九日

右ニ付一之祢宜共三人被 召寄、方丈御直々被仰渡候趣左之通

一古田舎人殿より申來候全文之趣申渡、未ニ右之通舎人殿より申來候間、各々可得其意候事

右之通申渡候事

十一月廿日

齋戒延引ニ付責付申遣候処、右ニ付又々申出候達書左之通此度 御内々宮殿方丈御忝人ニ而可被相改旨被仰渡候ニ付、拙者共立合候様被成下度申達候趣被仰達候処、御吟味中先以御忝人ニ而被相改候様又以被仰渡候処、元禄年中御炎上後御先住快信法印被心付候由ニ而 神璽露ニ致上候儀恐入候由ヲ

以、外家御厨子造り上鎖等被附候体、其節一・ニノ祢宜六人連名を以右御厨子古来より無之儀を製作被致候儀、後世拙者共鍵持名義之障ニ相成可申段申達候処、等閑之吟味罷成居、夫より次 御遷宮迄は二十年之星霜ヲ歴候故、人も相替終ニハ御住持彦人被扱候様ニ罷成候、依而元禄已前ニは拙者共管領仕候義ニ御座候、寛文中 太公儀御触流御条目ニも其社祢宜神主崇敬之神体奉存候様被 仰出、殊ニ延享年中 御神階僧侶之願ニ而 勅許不罷成 御位記口宣等迄右同様ニ御座候、況ヤ 神璽御改之義尤御先住藏春法印御代密ニ仏骨・梵文等相入被指置候義ヲ御彦人ニ而御改之義甚疑惑之至ニ奉存候、且元文中 御当社太神宮御願之儀 寶鏡寺宮様思召被為有、殊ニ御額等御奉納被遊候趣御家司より申来候ニ付、上之被仰達一臘相應院、右為願上京仕候処、京都表之御吟味ニ罷成、縦令 御門主たり共先例無之 勅許不罷成候趣相應院は京都御町奉行向井伊賀守殿より京都御留主居親持三郎太夫等ヲ以御糺明、相應院彦人之所為ニ而私ニ上京仕候旨申出候ニ付、冷泉前中納言為久卿より雜掌中川右近ヲ以石井了珎ヲ御招、右之趣被仰渡、伊賀守殿より三郎太夫ヲ官所え被召出、相應院速ニ帰国仕候様被仰渡罷下候由 御神階之儀は如斯重キ事ニ御座候処 正一位御神階は一之祢宜三人連署ニ而奉願

宣下罷成候 神璽拙者共御立合不仕候得共不罷成候

勅裁之筋ニ御座候、京都表神祇家は勿論寛文中太公儀之御条目之趣を以江戸表寺社御奉行所え申出候得者は速ニ御裁許罷成候義ニ御座候得共 上之御苦勞ニ成上候義恐多、去年中之被仰渡も有之、此度御尋御座候間指扣罷有申候、併シ於方丈拙者共立合等御指支之品ニも御座候ハ、神祇家え申出候外無之趣 上ニも相伺置候義ニ御座候間、拙者共立合相改候様被成下度申達候義ニ御座候、此度は非拙者共被相除候義ニ御座候ハ、於方丈も御改被相除、從 上御役人を以被相改候義は御吟味中ニ御座候間、無御余義筋と奉存候、方丈御彦人ニ而被相改候義甚疑惑之至無摠仕合ニ奉存候条、拙者共御立合仕候様被成下度奉存候、右御指支ニ御座候ハ、前文ニ申上候通御吟味中之儀ニ御座候間、從 上御役人衆を以被相改候様被成下度奉存候、以上

寛政五年

十一月廿三日

阿部山城守印

春日撰津守同

鈴木薩摩守同

右之通申出候ニ付、吟味之上左之通添書相達申候事

一宮御内々宮殿改被 仰付候ニ付、一之祢宜共品々申出候に付、先日相達候処先達御直々被仰渡候通御吟味中先以拙寺彦

人二而 御内々宮殿改被 仰付候事二候間、先達被 仰付候趣を以拙寺より祢宜共三人え申渡候様被仰渡候間、右之趣祢宜共え申渡候得共亦以申出候条、別紙相添申達候、以上

十一月廿五日

法蓮寺

古田舍人殿

印封

法蓮寺

古田舍人

印封御状受取置申候、以上

十一月廿六日

法蓮寺

古田舍人

一宮御内々宮殿御吟味中先以貴寺忝人二而被相改被相達候様被 仰出候処、祢宜共立合相改候様被成下度申出被相達候二付、先達而申達候趣を以祢宜共二も被仰渡、先以貴寺忝人二而被相改被相達候様申達祢宜共え被仰渡候処、又候立合相改候様被成下度旨申出被相達候処、御吟味中貴寺忝人先以被仰出候義ヲ再応申出候義ハ祢宜共心得違之義ニ御座候間、先達而直々申達候趣疾と被仰含、先以貴寺忝人二而被相改被相達候様可被成候、以上

十一月廿八日

右之通申来候処、一之祢宜共召寄本文之通別紙ニ相認候而未書左之通

右之通古田舍人殿より申来候趣御吟味中先以手前忝人二而改被 仰付候義を再応申出候義ハ心得違二候旨被仰渡候間、疾と勘弁仕被仰渡候趣可致承知候事

十一月廿九日

右之通被仰渡候処、又以不承知之趣申出候趣左之通

此度 御神体鎮座之宮殿方丈御忝人二而被相改候趣被仰渡候二付、拙者共御鍵役相勤候二付御立合仕候様被成下度品々申達候処、御吟味中之儀從 上別人を以被相改、拙者共御立合仕候義は後日之御吟味ニ被仰渡之旨、尤御近習目付等相拘候御用ニハ無之、御吟味中先以方丈御忝人二而被相改聊相違無之、子細被 仰達候様 御意之趣被仰渡委曲奉畏候、依而此度方丈御改指支候品毛頭無御座候、此度之御改え拙者共御立合仕候様被成下度奉願候品々御座候、去年拙者共立合候様被仰付候砌、従方丈被仰渡候通 御神体之義甚重キ御事ニ御座候間 御鎮座宮殿之内度々奉改候義も 神慮恐多奉存候、此度拙者共御立合仕被相改聊御相違無之趣被 仰達候得共、後日御吟味御決定之節從 上御役人等を以被相改拙者共御立合被相改候二は及申間敷品と奉存候、全体 神聖之宮殿方丈御忝人二而御預り被成候故、御先住藏春法印密ニ仏骨等相入被指置、往々梵文等被張置候而 御璽ヲ奉穢候儀恐多、鈴木薩

摩守奉拜御神体候二付 別宮え相入置候仏骨は相除候義ニ御座候得共、只今以御上頂ニ梵文等有之 左右宮之御神璽は一

円奉拜候義無之、御先住藏春法印より汚物等相入被指置候

義、尤去々年宝篋塔建立之節は神地え仏塔指支無之趣思召も

恐多奉存候条、方丈御改え拙者共御立合仕候様被成下度奉願

候義ニ御座候、此度方丈御忝人ニ而被相改候様 御意之趣方

丈之而已被仰渡候義ニ御座候得共、拙者共三家上代より 御

神体御鍵役二付 御内陳開張不仕候得は御忝人ニ而御改指支

候二付、御伺之上御鍵役相勤候様被仰渡候義ト奉存候、左候

得は拙者共所持仕候御鍵上代より 御神体御鍵ニ相違無之義

ト奉存候、縦令 宮殿え奉鎮座候共只今迄 御遷宮之節方丈

始、御守・二ノ祢宜・拙者共同日数斎戒仕来候間、此度逆も

可為同前奉存候間、御立合仕候様被成下度奉存候、上代 宮

殿ニ不奉鎮座已前ハ 御内陳之鎖前ニ印符等も無之 御遷宮

之節ハ一・二ノ祢宜等迄 神璽奉拜候間、御障之品も不被為

有候処 宮殿ニ奉鎮座候已来可奉拜様も無之罷成候二付 御

神体御障被為有、此度被相改候義ニ御座候間、方丈御忝人ニ

而御改之義疑惑之至ニ奉存候条、拙者共御立合仕候様被成下

度奉存候 御意之趣被 仰渡義ヲ再応申達候義恐多奉存候得

共 御神璽之義神仏混合之義疑惑相改不申、無抛仕合ニ奉存

候条、拙者共御立合仕候様被成下度奉願候、右之段被 仰達
被下度奉存候、以上

阿部山城守

寛政五年

春日撰津守

十二月二日

鈴木薩摩守

右之通申出候二付、申渡候趣左之通

此度 御内々宮殿改被 仰付候義ハ御裁許何レニ被仰付候哉

難計、御近習目付等不相拘為 御意別段ニ御吟味中先以我等

忝人ニ而改、委細ニ言上可仕之旨被 仰出候御趣ニ候処、及

再応ニ品々申出候義心得違ニ候段被 仰渡候条品々申渡候得

共亦以申出候処、右之御趣意ニ相当不致候間、猶最初より段々

申渡候趣疾と勘弁得其意御鍵役可相勤候、依而達書相返申候

事

右之通十二月四日八ツ時、一ノ祢宜三人え御直々被仰渡候

御当社神体鎮座宮殿方丈御忝人ニ而被相改候二付、拙者共御

立合仕度申達候処、此度御改之義ハ御裁許何辺ニ被 仰付候

哉難計、御近習目付衆不相拘、別而為 御意御吟味中先以御

忝人ニ而被相改、委細ニ可被仰達旨被 仰出候御趣意ニ候処、

及再応申出候義ハ心得違之段被 仰渡候得共又以申出、右之

御趣意ニ相当不致候間、疾と勘弁仕御鍵役相勤候様御書付を

以被仰渡候上、御口上に而指支候旨趣不相分、私宿意ヲ以立合仕度由二相聞得候趣被仰渡、先達申出候達書兩度供二被相留置、此度申出候達書被相返候趣承知仕候為 御意被 仰渡旨再申出候義、誠ニ恐入奉存候得共 御神体御改ニ付御鍵役相勤、尤去年兩度迄拙者共立合此末共ニ添符仕候様被 仰付被置候間、御立合仕候義ト奉存候間申出候義ニ御座候、且先達而被 仰渡候ニハ宮殿之内御老人ニ而被相改、聊相違無之子細言上可被成旨被 仰渡候ニ付 御遷宮之通拙者共御鍵役相勤引退居候様被仰渡候処、全体 御神体え仏骨・梵文等相入被指置候ニ付此度被相改、右汚物被相除御相違無之子細被 仰達候品ト奉存候得共、被 仰渡候御書付ニ右趣意無之御相違無之子細而已被 仰達候趣御口上ニ而被仰渡候ニも、於方丈一、二臘ト計御吟味有之候間、拙者共も同役而已吟味可仕旨為御介添一臘え齋戒被仰付候段被 仰渡候而、右汚物異文等被相除候義曾而不被仰渡候、尤阿部山城守被 召寄候節委曲御書付ヲ以被仰渡候様仕度申上候処 御意之趣舍人殿御直々御口上ニ而被仰渡御書付不相渡候、若其席ニ而御書付被渡下度旨申達候ハ、被相渡候事も可有之候得共、無其義引退候義ニ而追而も不申達候間、委細之義書付を以難申渡候、仍而手前存慮計ヲ書付申渡旨被仰渡、尤御口上ニ而も御改之

御趣意不被仰渡候、且此度御書付を以被仰渡候ニは方丈御老人ニ而被相改委細ニ被仰達候由、然は汚物不相除候得ハ御相違無之子細可被仰達様無之品ト奉存候、仍而一事兩様之様ニ御座候間、拙者共御改之品不分明ニ奉存候、此度御改之御趣意方丈えは委細被仰渡可有之候得共、拙者共えハ何様之訳ニ而被相改候哉被仰渡無之御趣意不奉存、奉仕之祢宜共 御神体鎮座之御内陳開張之品不分明ニ而ハ御鍵役相勤候義無拋奉存候、御神庫之鍵等ニ御座候共開ク品承届候上、立合開閉仕義ニ御座候、況ヤ 神体御障被為在被相改候御趣意不分明ニ而、奉仕之祢宜御鍵役相勤兼候、仍而此度被相改候御趣意被仰渡候様仕度奉伺候条、右之段被 仰達被下度奉存候、以上

寛政五年
十二月八日
阿部山城守
春日撰津守
鈴木薩摩守

昨日被仰渡候通、達シ書替指上申候、同役共一同罷出候節と違、此度之義ハ拙者老人罷出候節之義間違同役共えも無拋仕合ニ奉存候、併シ同役中も右御口上之趣意ニ違逆仕候義無御座候間書直シ指上申候、此末間違等御座候而ハ如何ニ奉存候、被仰渡每度品義御書付を以被 仰渡可被下置候、右之段相違申候、以上

十二月十一日

阿部山城守

右伺書え向左之通申渡候事

御内々宮殿改之義、手前忝人蒙 仰候二付、兼而御遷宮之通御鍵役相勤候様申渡候処、立合度旨及再応二申出候義心得違之段被仰渡候処、右相改候御趣意不分明二而ハ御鍵役相勤兼候品々申出候処 御内陳向之義極御隱密二相改印符ヲ以言上可仕旨、手前忝人蒙 御意候義二有之、右趣意ハ難申渡候条、得其意兼而之通御鍵役可相勤候、且梵文等奉汚 神体或御障被為在候二付被相改御趣意二可有之由申出候処、右汚穢之品等二而改被 仰付候御趣意二曾而無之候事

右伺書共二印符を以十四日朝役寮より鈴木薩摩二相渡候事

御当社御内々宮殿方丈御忝人二而被相改候様被 仰付候二付御遷宮之通拙者共御鍵役相勤引退居候様被仰渡候処、去年兩度迄添符之義御下知罷成候義二御座候間、此度御改御立合仕度段再応申出、尤御改之御趣意不奉存、不分明二而御鍵役相勤開帳仕兼候間、御改之御趣意被 仰渡候様被成下度、上え被 仰達被下度申出候処、右達被相返御書附ヲ以御内陳向之義極御隱密二而方丈御忝人被蒙 御意候義二有之候二付、御趣意は難被 仰渡候条、得其意兼而之通御鍵役相勤候様被仰

渡承知仕候、拙者共往古より 御神体御鍵持役二御座候処、

元禄年中新二外家御厨子御拵罷成、右鍵不被相渡候得共、古例之通御内陳御鍵家々二相預置 御遷宮毎度開閉仕、御棟札二も御鍵持役何某ト被相記来候而 御神体御鍵役二相違無御座候処、此度御改之御趣意一向不被仰渡 御神体奉守護候、祢宜共不分明二而御鍵役相勤開張仕兼候条、舍人殿え印符を以申上度品々御座候間、拙者共御宅へ違書直々指上可申候哉、又印封を以相出可申候哉奉伺候条、何レ御下知被成下候様被 仰達被下度奉存候、以上

寛政五年

十二月十六日

阿部山城守

春日撰津守

鈴木薩摩守

別紙之通、祢宜共同書申出候間相達申候、然二先達而段々被仰渡候趣疾と申含候処、又候先々二不相替義申出候間、心得違之旨被 仰渡候御趣意二相当不仕候条、違書相返書附を以左之通申渡候

此度 御内々宮殿改被 仰付候義御裁許何レ二被 仰付候哉難計、御近習目附衆等不相拘、為 御意別段二御吟味中先以手前忝人二而改、委細二言上可仕旨被 仰出候御趣意二候処、

及再忘品々申出候義心得違二候段被 仰渡候間品々申渡候得共又以申出候処、右之御趣意ニ相当不致候間、尚最初より段々申渡候趣疾と勘弁得其意御鍵役可相勤候、仍而達書相返申候事、右之通過ル四日一之祢宜共直々申渡候得共、右趣意相転申出候趣ハ 御神体え仏骨・梵文相入被置候ニ付被相改、右汚物被相除御相違無之子細被 仰達候品と奉存候得共被 仰渡候御書付ニ右之御趣意無之等之義、仍而ハ御神体鎮座之御内陳開帳之品不分明ニ而ハ御鍵役相勤候義、無扨神庫之鍵等ニ而も開候品承届候上、立合開閉仕義ニ御座候、況ヤ 御障被為有被 相改御趣意不分明ニ而奉仕之祢宜御鍵役相勤兼、仍而此度被相改御趣意被 仰渡候様仕度段申出候内、行違之品等も有之候間申含伺書相返候得共、又以過ル十一日申出候間書付を以申渡候趣左之通

処、右汚穢之品等ニ而改被 仰付候御趣意曾而無之候事 右之通申渡伺書、過ル十四日ニ相返候得は又々伺書申出候処、社家共諸願・諸達共ニ拙寺披見無之吟味不仕申達候義、是迄例も無御座候間伺書相返可申候処、此度被 仰付候義ニ付段々申渡候得共、猶又別紙之通申出候義、拙寺取計兼候品ニ御座候間如何可仕哉相伺申候、尤先達而御直々被 仰付候御用之義 御内々宮殿拙寺老人ニ而極御隱密ニ相改、奉納物等有之候ハ、取揃印符を以言上仕候様蒙 仰候義ニ御座候間、右御趣意迄ハ難申渡義ニ候条、前文之通書付を以一之祢宜共へ申渡候品々御座候条、右之段共ニ申達候間、何レ御下知被成下度奉存候、以上

寛政五年

十二月十八日

法蓮寺

古田舎人殿

法蓮寺

古田舎人

寛政六寅正月廿八日より始ル

御内々宮殿改之義、手前老人蒙 仰候ニ付、兼而御遷宮之通御鍵役相勤候様申渡候処立合申度旨、及再忘申出候義心得違ニ候段被仰渡候処、右相改候御趣意不分明ニ而ハ御鍵役相勤兼候品々申出候処、御内陳向之義極御隱密ニ相改印符を以言上仕候様可仕手前老人蒙 御意候義ニ有之、右之御趣意ハ難申渡候条得其意、兼而之通御鍵役可相勤候、且梵文等奉汚神体或ハ御障被為有候ニ付被相改候御趣意ニ可有之由申出候

一宮御内々宮殿貴寺老人ニ而御吟味中先以被相改候而被 相達候様申達候ニ付、社家共え其段被 仰渡候処、此度御改之御趣意承知不仕候得は御鍵役相勤兼候段申出、尤印符を以申

上度品々有之趣申出被相達候処、御僉儀中之儀貴寺御披見ニ難差出候ハ、印符を以御近習目付え差出候様可被仰渡候、以上

正月廿八日

古田舎人殿

法蓮寺

一宮御内々宮殿拙寺老人ニ而御吟味中先以相改委細印符を以可申上旨被 仰渡候ニ付、其段社家共え申渡候処、此度御改之御趣意承知不仕候得は御鍵役相勤兼候段申出、尤印符を以申上度品々有之趣申出候間相達候処、御僉儀中之儀拙寺披見難差出候ハ、印符を以御近習目付え差出候様可申渡段被 仰聞致承知候、以上

正月廿九日

右本文舎人殿より申來候通、相認候而未書左之通

右之通古田舎人殿より申來候間、手前披見ニ難差出候ハ、御近習目付へ差出候様可致候事

正月晦日

右之通印符ニ而上書一之祢宜中と相認候而、撰津

守ニ相渡ス

一之祢宜共病氣ニ付達書左之通

御内々宮殿御改之義ニ付、舎人殿え印符を以申上度品々去冬十二月十六日一之祢宜共奉伺候処、過ル卅日御吟味中之義、方丈御披見ニ難差出候ハ、御近習御目付衆へ指出候様舎人殿御下知罷成候ニ付被 仰渡承知仕候、早速差出可申候処、同役兩人共ニ病氣ニ而出勤不仕拙者老人出勤仕候間、同役共本服仕候ハ、早速御近習御目付衆へ相達可申候、同役病氣ニ付延引仕候間其段相達申候、以上

寛政六年

二月五日

阿部山城守

印

別紙之通、一ノ祢宜春日撰津守・鈴木薩摩守病氣ニ付達書延引仕候段申出候間相達申候、以上

二月六日

法蓮寺

古田舎人殿

一ノ祢宜共直々達書、荒井喜藏方へ二月廿三日ニ指出ス

法蓮寺

古田舎人

談度御用之義候間、來ル六日御出府可被成候、尤幾日出府被成候哉、其段可被仰聞候、以上

七月三日

右之通申來候處、齋戒禁足ニ付如何可仕哉相伺候處、又以十二、三日兩日之内出府可被成候様申來候條、十三日出府可仕申達同日出府仕候處、舍人殿御直談被成候ニ付左之通申達候事

一宮御内陳向え一ノ祢宜共立合添符被 仰付候ニ付、右立合添符之義御免被成下度去々年中奉願候ニ付、御近習目付を以御尋之上御吟味中先以拙寺耆人ニ而相改候様御隱密ニ被 仰付候間、右之段祢宜共え申渡候處立合仕度品々申出相違置候處、此度御内談ニ被 仰渡候趣拙寺奉願候通ニも御吟味難被成置訳も被為罷成居候品ニ御座候間被相伺候ハ、一応は拙者共えも御取合可有之品と奉存候、左候ハ、拙者共方よりも品々申達候義ニ御座候、方丈之御勝手宜敷方ニ被相伺難相勤義ヲ押而被仰渡候間、自御下知違逆ニも罷成甚恐入無扱仕合ニ奉存候、方丈御直符之内ニ而御相違之品も有之候間、此度相改添符仕候様被成下度趣委曲御奉行衆え指出候義

八月十三日祢宜共申出候趣左之通、過ル朔日ニ相出候達書え添達シ 御神宝御風入前々之通相勤兼候趣御奉行衆え申達度段奉伺候處、御附札ニ而御吟味之上先以全体之義御吟味中

前々之通と被仰渡候儀、彼是と申出候は不引合之事ニ候間、右之趣ヲ以被仰渡候旨承知仕候、過ル朔日奉伺候文面之通方丈御直符御宝物之内御相違之品御座候間、兼而拙者共立合仕候義、添符不被仰付候共相改不申候得は不相成品ニ御座候、況添符仕相改候様被 仰渡候義ニ御座候間前々之通ニ相勤兼候、依而右之趣御奉行衆へ直々申出候共印符ニ而順々を以指出候共、右兩様奉伺候條御下知被成下度、過ル朔日ニ指出候別紙相添奉伺候間被 仰達被下度奉存候、以上

寛政七年

八月十三日

鈴木薩摩守

春日撰津守

阿部山城守

法蓮寺

御役者

右添書

一宮御神庫御風入之義、先日御附札ニ而被仰渡候趣祢宜共申渡候處、先日之達書え添書仕候而亦以申出候間相違申候、右添書之内御宝物之内御相違之品有之候由申出候條聞届可申達候得共、右御相違之品ハ印符ニ而申達度由ニ相見得候義、勿論往復仕候得は又以全体御趣意へ相係、此度被 仰渡候御趣意へ相背候條申出候達書式通直々相違申候、尤重々申出候義

申含二而も承知不仕事二相見得候間亦以申達候、以上

法蓮寺

八月十四日

御奉行所

右達書之御附札二而左之通

御宝物之内、若御相違之品も候ハ、其段別而相達候義ハ各別

御風入之難立合由、再三申出候義ハ先日も申渡候通不引合事

二候間、右之段可被仰渡候事

八月廿八日、中村日向殿より申来候二付、同廿九日社家

え申渡候左之通

御神庫御風入二付先日申出候趣相達候処、御附札二而左之通

御宝物之内、若御相違之品も候ハ、其段別而相達候義ハ先

日も申渡候通不引合之事二候間、右之趣可被仰渡候事

右之通被仰渡候間、其心得可有之候事

廿九日

山城守二申渡候

九月二日又々申出候趣

御神庫御風入之義、御吟味中先以前々之通相勤候様七月十三

日より再応被仰渡候処、寛政五年八月十四日伊賀殿御宅之御

風入之義二付指出候文面之通指支候旨趣有之候上

御神宝御相違之品御座候間、前々之通相勤兼候趣毎度申達候

処、御宝物之義御相違品も候ハ、別而相達候義ハ各別御風入

之難立合、再三申出候義ハ先日も被仰渡候通不引合之段亦以

被仰渡候得共 御宝物御相違之品有之候間、拙者共相改添符

不仕候得は指支候旨趣申達度申出候義二御座候条、方丈御披

見二難指出候間印符ヲ以 御奉行衆え直々申出候共、順々を

以指出候共両様之内御下知被成下度奉伺候、以上

阿部山城守

寛政七年

春日撰津守

九月二日

鈴木薩摩守

法蓮寺

御役者

右添書左之通

一宮御神庫御風入之義二付、社家共又以申出候間先日相達候

処、御附札二而被仰渡候趣申渡候処、伺達之趣又以申出候条

相達申候、以上

法蓮寺

九月三日

御奉行所

右へ御附札二而藏人殿より

此間申渡候通、御風入迄可指支様無之事候間不申出難成品も候ハ、先書申渡候通、別而申出候様可被仰渡候事

右九月七日ニ申来ル

直々御附札之通書付申渡候事

御神宝御風入御吟味中先以前々之通相勤候様被仰渡候処、最初より申達候通如前々之難相勤旨趣有之、尤御神宝御相違之品御座候ハ、印符を以指出候様仕度、七月十三日より度々奉候候処、此度も御附札ニ而被仰渡候趣ニは此間申渡候通、御風入迄可指支様無之事ニ候間不申出難成品も候ハ、先書申渡候通別紙申出様被仰渡候処、御吟味中ニ無之候共御宝物御相違之品有之候間申達候上、相改不申候得は指支候義御座候、況ヤ添符仕相改候様両度迄御下知罷成候義御吟味御決定之上被相除候義は格別、此度相改添符不仕候得は指支候品ニ御座候、依而此段申達度奉候義ニ御座候、前文之通不申出難成品も候ハ、別而相達候様被 仰渡、方丈御披見ニ難指出候条印符ニ而申達度奉存候、最初より御奉行衆え指出候処、其後御近習御目付衆え相出候節も有之候間、何方え指出候哉御下知被成下度奉候、以上

寛政七年

九月十一日

阿部山城守同

法蓮寺

御役者

一宮御神庫御風入之義に付、社家共又々申出候間相達候処、御附札ニ而被 仰渡候趣申渡候得は別紙之通又以申出候間相達申候、以上

法蓮寺

九月十三日

御奉行所

右達書え御附札左之通

御風入之義は段々申渡候通候処、数度同様之儀を彼是申出候義甚不引合之儀ニ此上幾度申出候共、外ニ可及吟味様無之事ニ候間此旨可相心得候、外ニ別而申出度品も候ハ、印符を以貴寺之差出候様可被仰渡候事

九月十三日使僧之者え直々御附札ニ而被相渡候事

右御附札之旨書付を以十四日ニ被仰渡候事

此度御神宝御風入前々之通相勤候様被仰渡候処、去々年中伊賀殿御宅え申達候通難相勤旨趣御座候上、御神宝御相違之品有之候間幾度被仰渡候共、拙者共添符不仕候而は相勤兼候段、

鈴木薩摩守印

春日撰津守同

方丈御披見指支候二付印符を以御奉行衆之指出候被相達被下
度此段申達候、以上

寛政七年

十月三日

鈴木薩摩守

春日撰津守

阿部山城守

法蓮寺

御役者

一宮御神庫御風入之義に付、社家共亦以申出候間、去月十三
日二相達候処、直々御附札を以被仰渡候条被仰渡候趣翌十四
日二申渡候、其後時節後二も相成候間御風入之立合候様兩、
三度申渡候得共、又以申達候品有之候由二而延引罷在、別紙
并印符物指出候処全体被仰渡候趣え相背候間、印符指留先以
御風入仕候様可申渡候処、前書之通兩、三度申渡候得共、又々
指出候義如何取計可申哉御下知被成下度右之段相伺申候、以
上

十月五日

法蓮寺

御奉行所

右之通相伺候処、印符物被相留、其後有無被仰渡

も無之候間、亦々左之通申達候

一宮御神庫御風入之義二付、去年中申達候処数ヶ度被仰渡候

旨社家共へ申渡、其時々品々申出候上、十月三日印符ヲ以申
達度旨趣有之候由二而、印符物指添申出候間如何取計可申哉、
印符物相添相伺候処直々被相留置、其後被仰渡も無之候得共、
去年中申達候通数ヶ年御風入不仕御神宝虫摘等甚無心元奉存
候条、何卒当夏中是非御風入相成候様御下知被成下度又以右
之段相達申候、以上

法蓮寺

四月十三日

御奉行所

一宮御神庫数ヶ年風入不仕御神宝虫摘等無御心元奉存候間、
如何様共御吟味被成下風入相成候様被成下度奉存候、去々年
御吟味中先以前々之通風入仕候様被仰渡候間社家共え申渡候
処、同人等添符之義再三品々申出御風入相成不申、其上印符
物指出候間相伺候得共、直々被相留置有無之被仰渡無之候間、
去年四月相伺候処今以被仰渡無之、年来手入不仕候而は御神
宝虫摘等甚無御心元奉存候、且亦去年九月拙寺存慮申達候趣
も御座候間、全体之義御吟味被 仰渡候上、風入相成候共何
レ早速御吟味被仰渡候様被成下度右之段申達候、以上

法蓮寺

六月

御奉行所

法蓮寺
出家え

寛

一宮御神庫御風入数年怠り居候而ハ虫摘等も無、心元早速御吟味被成下度旨被相達候、畢竟社家共御風入指支候品々相達引延居候処、社家共相達候趣全体之御吟味不相片付候而は何共難被仰渡事ニ有之、されは迎数年御風入なしに御神宝可被指置様無之、御吟味中前々之仕形之通社家共も罷出風入仕候様可被仰渡候、若此上ニも申募り候ハ、甚不都合之事ニ御座候条、其段被御聞届可被相達候事

右之通、七月四日秋保外記殿宅ニ而被申渡候事

当社御神庫御風入之義、数年怠り居候而は虫摘等も無心元早速御吟味被成下度、方丈より被相達候に付数年御風入なしに可指置様無之、御吟味中前々仕形之通相勤候様被仰渡候処、寛政五年・同七年此節も方丈より被相達候ニ付、御吟味中先以前々之通相勤候様被仰渡候砌も兩度御書付を以被仰渡候通添符不仕候得は指支申候品々御奉行伊賀殿・大隅殿え委曲申達候に付、当年迄御延引罷成候義ニ御座候、依而此度も前々

仕形之通相勤兼候旨趣相達申度候処、方丈御披見ニは難指出候条、只今迄之通印符を以御奉行衆え直々相達申度奉存候、依而右之段被相達早速御下知被成下度奉存候、以上

寛政九年

七月十五日

鈴木薩摩守印
春日撰津守同
阿部山城守同

法蓮寺
御役者

一宮御宝庫御風入之義、先年被仰渡候間社家共え申渡候処、又以印符書付直々相出申度、別紙之通申出候条、右之段相達申候、以上

法蓮寺

七月十六日

御奉行所

右之通相達候処、付札ニ而被 仰渡候

如斯被相達候処御風入差支候趣、已前社家共相達置、右ハ本件え御取合御吟味相成候義ニ而、当時御吟味中ニ而何共難被仰渡、されは迎数年御風入なしに被差置候而は御神庫虫摘も無心元、永々御風入なしにて可被差置様無之候、依而御吟味中前々仕形之通御風入被仰付候儀ニ候処、彼是申出候義ハ不

都合之義二有之候、再応相達置候上之事二而又以相達候二は不及候間、早速御風入仕候様可被仰渡候、若此上二も申募り候事二候ハ、最初相達置候通從 上被 仰付候義違背仕候義ハ重々不都合事二候、其段被御聞届可被相達候事

御当社御神庫御風入之義、過ル十三日御吟味中前々之仕形之通相勤候様被 仰渡候二付、寛政五年・同七年御吟味中先以前々之通相勤候様被仰渡候処、如前々難相勤旨趣御座候間、御奉行伊賀殿・大隅殿え相達置候間、此度も難相勤品々方丈御披見二は差出兼候間印符を以申上度旨相達候処、又以被仰渡候二は已前社家共相達置、右は本件え被取合御吟味相成候義二而、当時御吟味中二而何レ共難被仰渡、されは連数年御風入なしに被指置候而は虫摘等も無心元、永々御風入なし二而可被指置候様無之、依而御吟味中前々仕形之通御風入被仰付候処、彼是申出候義ハ不都合之儀二有之候、再応相達置候上之義二而亦以相達候二は不及候間、若此上二も申募候ハ、最初相達置候從 上被 仰付候義違背仕候儀は重々不都合之事候段被 仰渡恐入奉存候、彼是申上候二付違背ト被仰渡候得共全ク違背仕候義二は無御座候、奉仕之祢宜共 御宮御大切ニ奉存候故不及是非彼是申上候義ニ御座候、全体御風入之義寛政四年御延引罷成候間、拙者共方より御風入仕度由

申出候処、方丈より被 仰渡候二は此方より相達置候品も御吟味御決定御下知有之迄は御指支之旨被仰渡候、兩度迄添符御下知罷成候義ヲ方丈御違背二付御風入も御延引罷成候処、翌五年方丈より被相伺候由二而御吟味中先以前々之通相勤候様被 仰渡候二付、御吟味中二御座候共如前々之二は相勤兼候品々伊賀殿え申達候而御延引罷成候処、同七年二も右之趣二而被 仰渡候間、是又難相勤趣大隅殿え相達当年迄御延引二罷成候処、当年も方丈より被相達候二付被 仰渡候得共、右御風入之義前々より仕来之通難相勤旨趣ニ奉存候

桂山様御代寛政四年十月三日、上二而も前々仕来之通相勤候義御心元なく思召、於舍人殿御宅御書付ヲ以被 仰付候二は御内々宮殿相改、拙者共添符仕重キ 御神宝も同様被 仰付候間、前々仕来之通二相勤兼候義と奉存候、其節方丈より被相達候品も有之候間、先以御内々宮殿等改候儀相扣候様被 仰渡候間、從 上被 仰付候儀ヲ私ニ延引可仕品々無御座候間、右之段拙者共方より御奉行衆え相達候処、同月晦日御城時計之間え被 召出、御書付ヲ以法蓮寺願之趣も難御取上被 相返候間、先達而被 仰付候通相心得添符可仕旨兩度迄 桂山様御吟味之上被 仰付候義ニ御座候間、前々仕来被相止新

二改候御趣意ヲ以被 仰付候義奉存候間、如前々之難相勤候

御風入罷成候ハ、御神宝等虫摘無之候共御大切之 御神体御

障被為有義二候得共 宝祚無窮 公方様別而は 屋形様御安

泰御成長御武運長久之由祈禱仕上候、於神官等は障二罷成候

間、如前々之難相勤旨趣印符ヲ以申上度相達候義二御座候、

段々数ヶ年相達置候通二有之候ハ、何卒早速御吟味御決定

御内々宮殿相改御風入等罷成候様可被成下度奉存候、再応

前々仕形之通相勤候様被仰渡義彼是申出違背仕候段、誠二恐

入奉存候得共 桂山様御吟味之上前々仕来被相止被 仰付候

御趣意二悖候様無扨仕合奉存候、尤 御当社御大切之儀二御

座候間、奉仕之称宜等不得止事相達申度義二御座候、依而御

吟味御決定被成下度奉存候、右御延引二御座候ハ、難相勤旨

趣委曲相達申度候、併方丈御披見二は難指出奉存候条 再応

被 仰渡候趣二も符合不仕候間指扣候様可申含候処、承引仕

候趣二も無之、申出候内添符等之指支候趣ハ全体之義二而

前々申達置候事二御座候、何れ早速御吟味御下知被成下度、

右之段相達申候、以上

秋保外記殿之指出候事

右之通相達候処、附札二而被 仰渡候事

法蓮寺

出家之

覚

法蓮寺

七月廿三日

御奉行所

執筆者紹介

荒武賢一郎

東北大学東北アジア研究センター 准教授

高橋陽一

東北大学東北アジア研究センター 助教

清水翔太郎

東北大学史料館 学術研究員

城所喬男

東北大学大学院文学研究科博士後期課程

東北アジア研究センター叢書 第66号
江戸時代鹽竈神社神官文書

2019年2月27日発行

編者 荒武賢一郎・高橋陽一
発行者 東北大学東北アジア研究センター
〒980-8576 仙台市青葉区川内41
印刷 蕃山房
〒989-3126 仙台市青葉区落合一丁目4-8
